

天理大学アメリカス学会 学会誌

## アメリカス研究



Journal of the Americas Studies  
Revista de Estudios de las Américas  
Revista de Estudos das Américas

第24号 (2019年11月27日公開)

### <特別寄稿>

MLK50の年にちなんで —キング牧師の実像を求めて—

MLK 50 in Retrospect: In Search of the Real Image of Martin Luther King, Jr.

----川島正樹 (KAWASHIMA, Masaki)

### <論文>

過去の選択的記憶と歴史の誤読 —ドナルド・トランプによるイスラム教徒入国禁止令事件—

Selective Remembering of the Past and Misreading of History: Islam Ban Incident by Donald Trump

----山倉明弘 (YAMAKURA, Akihiro)

「後集団」概念と進化経済学の射程 —H・フーバー『裏切られた自由』と、戦後米政権と日本のバブル崩壊の深層海流を読み解く—

A Bird`s-Eye View of Credit from a Perspective of Evolutionary Economics and Nachgruppe

----森田成男 (MORITA, Shigeo)

米国の付加言語教育における言語熟達度指標の意義 —ハワイ語熟達度指標ANA 'ŌLELOの事例から—

Significance of Proficiency Scales in Additional Language Education in the United States: An Analysis of ANA

'ŌLELO, a Hawaiian Language Proficiency Scale

----山本享史 (YAMAMOTO, Takashi)

記述式コーチングを基盤とした語学学修に関する一考察 —大学の初級スペイン語クラスでの実践—

Un estudio sobre el aprendizaje de idiomas basado en el coaching descriptivo: Práctica en la clase de español de nivel elemental de la universidad—

----橋本和美 (HASHIMOTO, Kazumi)

### <資料紹介>

翻刻『曙第9巻第1号』 (全文)

Reimpressão do AKEBONO Volume 9 Número 1 (Texto Completo)

----野中モニカ (NONAKA, Monica)

編集・発行：天理大学アメリカス学会  
〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050



## MLK50 の年にちなんで

### ——キング牧師の実像を求めて——

川島正樹（南山大学）

#### はじめに——1968年の歴史的意義とキング牧師像の再検討

現代史における世界的な転換点として記憶され続ける「1968年」の50周年を前にして、その歴史的意義を再訪するべく、筆者が所属する南山大学ではアメリカ研究センターを中心に『1968年』の意義に関する総合的研究——『時代の転換期』の解剖」と題された共同研究が企画実行された<sup>1)</sup>。半世紀前の世界を顧みれば、フランスのパリで「五月革命」が起こった<sup>2)</sup>。ソ連による事実上の支配下に置かれた東欧でも「プラハの春 (Pražské jaro)」に象徴される自由化運動が起こり、いったん挫折を強いられたが、それはやがて1980年代末に冷戦の終結に結び付くのである<sup>3)</sup>。日本でも日本大学に端を発した全共闘（全学共闘会議）による学生運動が東京大学でも高揚し、安田講堂が学生たちに占拠され、翌年春の入試が中止される事態に至ったことは、多くの若い読者にとっては信じ難い歴史的事実であろう<sup>4)</sup>。

このように「1968年」は様々な意味でその後の世界的な画期点となったとすることができるが、アメリカ合衆国（以下では「アメリカ」と略記）にとって「1968年」は他のどの国にもまして現在にまで影響を及ぼし続ける歴史の転換点となった。1968年1月30日、アメリカの軍事介入が頂点に達していたベトナムでは「テト攻勢 (Sự kiện Tết Mậu Thân)」が始まり、当時の南ベトナムの首都サイゴン（現在のホーチミン市）にあったアメリカ大使館が民族解放戦線の決死隊により占拠され、世界の人々にアメリカの「勝利」への大いなる疑いを抱かせた。その余韻も冷めやらぬ3月16日には悪名高い「ソンミ村虐殺 (Thảm sát Mỹ Lai)」事件が起こった。「ベトナム反戦」への国民的な機運の高まりの中で、3月31日、再選を目指していたリンドン・B・ジョンソン (Lyndon Bains Johnson) は11月の大統領選挙への「不出馬」を表明した<sup>5)</sup>。その直後の4月4日、既にその1年前から「ベトナム反戦」の立場を表明して政府との対決姿勢を鮮明にし、2月以来テネシー州メンフィス (Memphis, TN) で続いていた約1300名の黒人のみの臨時雇いの清掃労働者によるストライキを支援していたマーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師 (The Rev. Martin Luther King, Jr.) が暗殺された。ひと月後の6月5日深夜、民主党の有力大統領候補でベトナムからの米軍の撤退と貧困対策の拡充を掲げたロバート・F・ケネディ (Robert Francis Kennedy) がカリフォルニア州の予備選挙で勝利を確保した直後に銃撃を受け、翌未明に亡くなった。映画にもなった『いちご白書』で描かれた有力大学で連鎖的に起こっていた学生の抗議活動も警察によって鎮圧され、11月の大統領選では「法と秩序」 (Law and Order) を訴えた保守派共和党のリチャード・ニクソン (Richard Milhous Nixon) が僅差で勝利した<sup>6)</sup>。1960年11月の選挙に勝利した若き大統領ジョン・F・ケネディ (John Fitzgerald Kennedy) の登場で幕開けした「60年代」の改革の息吹は事実上、70年代の到来を前に潰えたのである。

キング牧師の名を聞いて多くの読者がすぐ思いつくのは、おそらく1963年8月28日に首都ワシントンの中心部の「ナショナル・モール」(the National Mall)で開催された奴隷解放宣言百周年の集会で、大理石のリンカーン像を背にした壇上から25万人もの聴衆を前に発せられ、世界的にも拡散された「私には夢がある (I Have a Dream)」演説、および翌年のノーベル平和賞の受賞で象徴されることになる、「非暴力の人種統合主義者 (the advocator of nonviolence and racial integration)」というイメージであろう。2018年にはキング牧師の愛称的な略称である「MLK」と暗殺50周年における追悼の意味を重ねて「MLK50」と呼ばれる一連の様々な記念／祈念行事が、彼の人生の終焉の地であるテネシー州メンフィスに所在する国立市民権博物館 (National Civil Rights Museum) を中心に営まれ、その遺徳が偲ばれるとともに、50年の節目を迎えて改めてキング牧師が残した未完の課題についての再確認がなされる動きが見られた<sup>7)</sup>。上述の、多分に研究者レベルにおいても依然として揺るぎなき「官製キング牧師像」への修正を迫る研究も徐々に世に出されつつある<sup>8)</sup>。本稿ではこのような近年の傾向を踏まえ、従来の言わばアメリカの主流社会、とりわけ公安当局や支配階級にとって安全で都合の良い、米国の内外で現在においても多くの人々の心に刻印されたままの公的なキング像に修正を迫ること、むしろ当局が危険視したキング牧師の実像の一端を提示することを第一の目標として掲げる<sup>9)</sup>。

半世紀を経た現在に目を転じれば、二期続いた「黒人初の大統領」を引き継ぐ大統領選挙では50年前と酷似した状況が生まれ、現在アメリカと世界は「1968年」に匹敵する混迷を強いられている。本稿では、キング牧師の死の直前の活動に焦点を当てながら過去50年を振り返ることで、揺らぎつつあるとはいえ依然としてアメリカがその中心に位置し続ける世界の行方を展望し、キング牧師の遺訓を再確認し今後に生かす手がかりも追求したい。

## 1. 二分されるキング牧師の活動

### 1) 生い立ちから前半生における達成まで (1929～1965年)

マーティン・ルーサー・キング・ジュニアは1929年1月15日にジョージア州アトランタ (Atlanta, GA) で生を受けた。彼の誕生日として毎年1月の第三月曜日がアメリカの祝日と定められている。ちなみに、アメリカで誕生日が祝日とされているのは他にジョージ・ワシントン (George Washington) とエイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) の2名だけである。キング牧師の父のマイケル・ルーサー・キング (Michael Luther King) はアトランタで長年続くエベネザー・バプティスト教会 (Ebenezer Baptist Church) という黒人バプティスト派教会の牧師だった。このことはキング牧師が「人種」で隔離されていたとはいえ、南部の黒人社会におけるエリートの家庭に生まれたことを意味する。黒人牧師は高学歴で、しかも他の多くの黒人と異なって白人の経済的圧迫も受けにくい、黒人中産階級の代表的な職業であった。黒人牧師のDNAを引き継いだマーティンは地元高校の生徒として弁論大会で優勝しており、後の演説の才能を垣間見せている。地元アトランタの有名黒人大学であるモアハウス・カレッジ (Morehouse College) に飛び級で進学して牧師の資格を得た後に北部へ転住して、ペンシルヴァニア州のクローザー神学校 (Crozer Theological Seminary) で修士号を取得した後、ボストン大学 (Boston University) でPh.D.を取得したマーティンは、いわばエリート中のエリートの黒人だった。

1954年5月17日に連邦最高裁が「ブラウン対教育委員会」判決 (*Brown v. Board of Education*)

で、「ジム・クロウ」(Jim Crow)と呼ばれた、南部の州法や自治体条例で定められた「人種」による隔離教育を違憲とする画期的な判決を下し、4カ月後にマーティンはアラバマ州モンゴメリー (Montgomery, AL) のデクスター・アヴェニュー・バプティスト教会 (Dexter Avenue Baptist Church) の牧師として招聘された。1年3カ月後の1955年12月1日、黒人中年女性ローザ・パークス (Rosa Parks) が、バスに乗車中に、市条例で警官と同等の権限を付与されていた運転士の命令を無視して逮捕されたことに端を発するバス・ボイコット運動の指導者に祭り上げられたキング牧師は、382日間続いたボイコット闘争の勝利によって、全国的な「市民権運動の指導者」と目されるようになった<sup>10)</sup>。

その1年後の1957年秋に、白人のみが入学を許されていた名門公立校であるセントラル高校 (Central High School) への9名の黒人生徒の入学に、地元白人民衆が暴徒化して反対したアーカンソー州リトルロック (Little Rock, AR) での「学校危機」事件が起こった。1960年2月に学生によるランチカウンターでのジム・クロウに直接行動で抗議する「座り込み」(Sit-in) 運動が始まると、連鎖的な地域闘争が南部各地に起こった。同年初夏にキング牧師率いたジョージア州オールバニー (Albany, GA) での地域闘争は挫折を強いられたが、1963年4月から5月にかけて持続的に展開されたアラバマ州バーミングハム (Birmingham, AL) における地域闘争の成功によって、翌年には包括的な差別の禁止を盛り込んだ市民権法 (the Civil Rights Act of 1964) が成立し、さらに翌1965年1月から2月にかけてアラバマ州のセルマ (Selma, AL) で展開された直接行動によって成立した投票権法 (the Voting Rights Act of 1965) という同じく強力な連邦法が成立することで、多大な犠牲の末に奴隷解放と市民的平等権を黒人にもたらした100年前の南北戦争後の憲法修正による約束が実現されることとなった。こうして市民権運動は約10年間の街頭での苛烈な直接行動を通じて、ジム・クロウの撤廃と法の下での平等の達成という当初の目的を実現したのである。その理念を高らかに謳い上げたのが、先述の首都ワシントンで開催された奴隷解放宣言百周年の集会で25万もの聴衆を前に発せられた「私には夢がある」演説であった。翌1964年末のノーベル平和賞の受賞とも相俟って、キング牧師の「非暴力の人種統合主義者」という、当時「第三世界」(the Third World) を主な舞台としてソ連との熾烈な冷戦を戦うアメリカの国民的理想に見合う当局に好都合なキング牧師の公的イメージが確立されたのである。

キング牧師の栄光に満ちた「非暴力の人種統合主義者」としての揺るぎない一般的イメージはこの前半生によって形作られたものであり、それを象徴するのが上述の「私には夢がある」演説である。従来の公的イメージを形作ったのは演説の後半で語られたジム・クロウ撤廃という「夢」であった。それは当時進行中だった、南部黒人民衆を動員し、全国的なボランティアの支援を得て各地で闘われてきた地域闘争の高揚によって、ケネディ政権が議会への上程を決断した包括的な市民権法の成立を支援することで間もなく成就するのであった。キング牧師が唱道し、デモの参加者が頑なにまでに地元警察の暴力的弾圧に耐えるテレビ映像が象徴する非暴力主義とも相俟って、その主張は広くアメリカ国民の共感呼び起こした。同法案は、100年前に起こった大統領の暗殺とその後の議会主導の急進化と同じく、間もなく起こる大統領の暗殺と引き換えに成立することとなる。

これに対して、キング牧師が演説の前半部分で要求したのは、奴隷解放宣言百周年を記念する、俗に「ワシントン大行進」と呼ばれる集会の正式名称である「職と自由を求めるワシントン行進」(the March on Washington for Jobs and Freedom) が象徴する、独立宣言が謳う「幸福追求の権利」という自由の実質化、すなわち経済面での自立の保障であり、具体的には安定

した雇用の確保であった。奴隷解放宣言を称賛しつつも、彼は次のように100年前の南北戦争後の南部再建期が現在に残した自由の実質化という未完の課題を強調した。

しかし100年を経た今日、黒人は依然として自由ではない。100年を経た今日、黒人の生活は、悲しいことに依然として人種隔離の手かせと人種差別の鎖によって縛られているのです。100年を経た今日、黒人は物質的繁栄という広大な海の真只中に浮かぶ、貧困という孤島に住んでいるのです。100年を経た今日、黒人は依然として米国社会の片隅で惨めな暮らしを送り、自国にいながら、まるで亡命者のような生活を送っているのです。そこで私たちは今日、この恥ずべき状況を劇的に訴えるために、ここに集まったのです。ある意味で、私たちは、小切手を換金するためにわが国の首都に来ているのです。私たちの共和国の建国者たちが合衆国憲法と独立宣言に崇高な言葉を書き記した時、彼らは、あらゆる米国民が継承することになる約束手形に署名したのです。この手形は、すべての人々は、白人と同じく黒人も、生命、自由、そして幸福の追求という不可侵の権利を保証される、という約束でした。今日米国が、黒人の市民に関する限り、この約束手形を不渡りにしていることは明らかです。米国はこの神聖な義務を果たす代わりに、黒人に対して不良小切手を渡したのです。その小切手は「残高不足」の印を付けられて戻ってきたのです<sup>11)</sup>。

キング牧師の演説の3カ月後に凶弾に倒れたケネディを引き継いだジョンソン大統領は、二つの連邦法を成立させることで一世紀前の憲法修正による「法の下での平等」の約束を果たすと同時に、キング牧師の求めに沿って「結果の平等 (equality as a result)」に言及して「貧困との戦争」(the War on Poverty)を宣言した<sup>12)</sup>。次項で触れる「長く暑い夏 (the long hot summers)」で最大規模の事件となるデトロイト暴動(1967年7月28日勃発)を調査した大統領諮問委員会の報告書(1968年3月1日公開)でも「人種」で深く分断されたアメリカ社会の修復が求められた<sup>13)</sup>。黒人人口の半数を占めるゲットー住民を含む黒人民衆の経済的要求はジョンソン政権と白人リベラル派の政策構想と軌を一にしていたのである。

## 2) 短すぎた後半生と現代に残された未完の課題 (1966～1968年)

筆者は、39年というキング牧師のあまり長くはなかった人生を1965年で二分するという、他の研究者も採用する考え方には、1994年に発表した拙稿でも論じたとおり、比較的早い段階から賛同していた<sup>14)</sup>。筆者および本稿の註で挙げるキング研究者たちは、キング牧師による「人種平等」への歴史的貢献の真骨頂は、実はわずか2年半という、あまりにも短いキング牧師の後半生にこそある、と考えている。そしてそのような主張は必然的に、なお根強いままの「非暴力の人種統合主義者」としての従来の「官製キング像」に重大な修正を提起することになる、と筆者は考えているのである。

1965年夏、現在はカリフォルニア州ロサンゼルス市 (Los Angeles, CA) の一部となっている、当時は独立自治体であったワッツ (Watts) で黒人民衆による暴力的な反乱が起き、これ以降3年間、毎夏に北部や西海岸の大都市中心部の黒人ゲットーで「人種暴動」が頻発し、当時「長く暑い夏」と言われた。キング牧師たちが大衆的な「非暴力直接行動」で勝ち得た投票権の保障を含む「法の下での平等」が100年前から額面上は保障されていた北部や西海岸の大都市の黒人集住区のゲットーで問題化していた、世襲的な貧困と、法の強制に拠らない「人種」による事実上の住宅や学校の隔離の壁に苛まれてきた黒人民衆の怒りが爆発し、キング牧師は対応を迫られることになった。1966年1月26日、キング牧師は妻のコレッタ・スコット (Coretta

Scott King) とともに、シカゴのウェストサイドのノースローンデイル (North Lawndale) のサウス・ハムリン街 1550 番地 (1550 South Hamlin Ave.) に所在する、集中的な貧困と多発する犯罪で当時既に悪名が高かったゲットー地区のアパートに住み着いて、直接行動を武器として居住区の「人種統合」を要求する地域闘争に踏み切った<sup>15)</sup>。ここで読者諸氏に記憶されるべき重要な事実は、キング牧師が主に南部以外の北部や西海岸諸州の黒人集住地区を有する大都市の象徴的な存在であるシカゴを闘争の第二幕の地として選んだ際に、黒人相手の商売で成功した比較的富裕な黒人が居住する、黒人の南部農村地帯から北部工業都市への「大移動」(the Great Migration) の第一波の産物である、二ないし三代を経てアメリカ主流社会への同化を果たした白人系の移民諸集団のスラムと類似した、いわゆる「第一次ゲットー」を代表するサウスサイドの居住区ではなく、1940 年代以降に起こる第二波の「大移動」、すなわち綿摘み作業の機械化に伴ってわずか 30 年間に 500 万人もの黒人が南部から追い出され、北部や西海岸の大都市の一角に集住した結果生まれた、より貧しく絶望に満ちた「第二次ゲットー」の象徴というべきウェストサイドのノースローンデイルを活動拠点に選んだことである<sup>16)</sup>。

しかしながら、連日の白人労働者階級の居住区への「住宅の統合」を求めるデモ行進の最中に、南部以上に厳しい地元白人反動派の暴力的反発に遭遇して負傷したキング牧師は、市長リチャード・デイリー (Richard J. Daley) から名ばかりの妥協を得たのみで、事実上の撤退を余儀なくされた。時同じくして、南部ミシシッピ州では地域闘争を中心的に担う学生非暴力調整委員会 (the Student Nonviolent Coordinating Committee, SNCC [略称の発音は「スニック」]) の指導者ストークリー・カーマイケル (Stokely Carmichael) たちによる「ブラック・パワー」(Black Power) の叫びがマスコミの注目を浴び、瞬く間に全国の若い黒人たちに拡散浸透し、「非暴力による人種統合」の旗手としてのキング牧師の名声は揺らいだ。間もなく、死の丁度一年前の 1967 年 4 月 4 日にニューヨークのリヴァーサイド教会 (Riverside Church) で行われた「ベトナムを超えて (Beyond Vietnam)」と題した講演で、盟友と目されたジョンソン大統領が関与を深めるベトナム戦争に反対の立場を鮮明化したことで、キング牧師は FBI (Federal Bureau of Investigation) や MI (Military Intelligence) による対敵諜報活動 (COINTELPRO) の対象とされ、厳しい監視下に置かれるに至る<sup>17)</sup>。

### 3) キング牧師とマルコム X

アメリカの「人種」に纏わる分野に多少とも知識のある読者においては、自衛に限定的とはいえ「暴力容認」で「人種分離主義 (separatism)」のマルコム X (Malcolm X) は、「非暴力の人種統合主義者」のキング牧師と対極に位置付けられるべき黒人指導者であるという認識が定着しているであろう。ところが専門的な研究者の間では、かなり以前から両者は対立的であるよりも相互補完的であり、誰よりも当人たちがそれを意識していた事実が明らかにされている<sup>18)</sup>。筆者の個人的な経験を開陳すれば、1994 年の夏、日本の代表に選ばれてボストン・カレッジ (Boston College) で 1 カ月にわたる当時の USIA (United States Information Agency、アメリカ文化広報庁) 主催の国際アメリカ史合宿セミナーに参加した折、アフリカ諸国の代表らとボストンにおける黒人街のロックスベリー (Roxbury, Boston) を訪れた際に、土産物店を覗いたところ、1964 年にたった一度だけキングとマルコムが偶然連邦議会議事堂で出くわした折にこやかに握手を交わす写真を引き伸ばしたポスターが売られており、筆者はそれを購入した思い出がある (写真 1 はその元となった画像)。黒人民衆の間ではこの二人の指導者が「分業」をしていたことは当時から既に常識であった。ただし、キングにとって問題となったのは、自



写真1：キング牧師（左）とマルコム X、1964年3月26日、連邦上院議事堂前で。（連邦議会図書館蔵）

らの暗殺死のわずか3年前のマルコムXの暗殺であった。マルコムXの予期せぬ暗殺死の結果、キング牧師は準備不足のままマルコムXの役割まで担わざるを得なくなったのである。それはまさに西海岸や北部の大都市で、マルコムXの影響を受けた若者たちの間で「ブラック・パワー」の叫びが高まり、ゲットーの民衆による絶望的な暴力的反乱が頻発する時代の始まりとも重なった。苦悶に満ちた短すぎる後半生で、キング牧師は「暴力か、非暴力か」という二分法に対して「非暴力的社会変革」という手法の極

限化を追求する道を選ぶのである。

本節は以下のように小括しうる。約1世紀前の「法の下での平等」という約束をようやく達成した後には平等の実質化を目指して尽力した後半生におけるキング牧師は、マルコムXが唱道した「自衛的武装」と「人種的団結」に呼応して暴力的反乱に決起した西海岸や北部の大都市ゲットーの黒人民衆と寄り添うことを強いられた際に白人労働者階級の暴力的反発に直面する中で、従来の白人世論向けの理想主義的な「人種統合」の実現という目標をいったん引込め、本来の第一の目標でもあった経済面での実質的平等を求め、より現実主義的方向へと舵を切り直し、間もなく新たなスローガンとして「経済的正義 (economic justice)」を主張するようになるのだった。それは「結果の平等」に言及しつつ「貧困との戦争」を宣言したジョンソン政権とリベラル派が目指す方向性とも多分に重なった。静かに進められたこの方針転換は従来言われてきたような「法の下での平等」から「実質的平等」への目標の進展という社会運動の単純な進化論的物語ではなかった。

次節以降では、短すぎる後半生を再吟味することで、シカゴ闘争で味わった挫折を契機に、若き黒人活動家とゲットーの民衆の「ブラック・パワー」の叫びと暴力行使の広がりにつれ、暗殺死の直前に再確認するに至る、キング牧師も共有した伝統的黒人解放思想の本質を明らかにする。

## 2. メンフィスへの道

### 1) 捜査当局における「ブラック・パワー」への深い疑念

既に再三触れたように、1965年夏を契機に「長く暑い夏」が始まり、主に南部の外の、ジム・クロウのような地方法体系による隔離の強制が実行されて来なかった西海岸や北部の大都市で、法の強制に拠らない、偏見に基づく長年の差別的慣習を背景とした社会的圧力による「事実としての」隔離 (*de facto segregation*) の結果としてゲットーに押し込められ続けた黒人住民による、暴力的な反乱の季節が到来した。怒れる「暴徒」のスローガンとなったのが「ブラック・パワー」であった。FBI や MI などの公安当局が何よりも恐れたのが黒人ナショナリズム、すなわち黒人民衆が白人のコントロールを離れて独自の運動を展開し、アメリカの内部的な結束を揺るがす事態であった。冷戦とベトナム戦争のさなかでもあり、このような動きは「共産主義の浸透」と疑われ、厳しい「対敵諜報活動 (counter intelligence)」の対象とされ、マル



コム X だけでなく、キング牧師もその対象に含まれた。とりわけ 1965 年 2 月 21 日のマルコム  
の暗殺死を契機に北部都市ゲットーへの運動拠点の移動を画策したことで、キング牧師への諜  
報活動は強化された。それは間もなく情報収集の域を超え、しばしばマスコミを使った人格攻  
撃を含む、妨害活動へとエスカレートした<sup>19)</sup>。

FBI はなぜ「いかなる手段をもってしても (by any means necessary)」と宣言して暴力行使  
を示唆して黒人民衆の生活の向上と劣等意識の解消の実現を目指したマルコム X の亡き後に、  
「非暴力による人種統合」を掲げてノーベル平和賞を受賞したキング牧師を対敵諜報活動の対  
象に指定したのか。その理由は二点あり、FBI の前身の司法省内の捜査局 (Bureau of  
Investigation) の局長に就任した 1924 年以来その死まで 48 年にわたって秘密情報を背景に政  
治家の生殺与奪権さえ握る影の政治支配者として君臨した FBI 長官ジョン・エドガー・フー  
ヴァー (John Edgar Hoover) が囚われていた妄想に近い二つの強烈な嫌悪感に関係している。そ  
れは反共主義と「人種」に基づく偏見であり、両者は複雑に絡み合っている。

第一次世界大戦を契機に出現したソヴィエト連邦の誕生とともに国政の重要な要素となった  
反共主義は、第二次世界大戦中には収まったものの、戦後の冷戦下で再び活性化した。共産主  
義の浸透への脅威はベトナム戦争の激化とともに FBI や MI において一層の現実味を帯びるに至  
った。アメリカの反共主義は当初から明らかに「人種」に基づく偏見と絡み合っていたが、ア  
ジアやアフリカにおける植民地の政治的独立と経済的自立を求める歴史の流れの顕在化を背景  
として、ソ連の浸透工作への疑念は深まった。このように長い歴史を持つ被抑圧者の国際的闘  
争への反共主義を伴う疑惑と不信は、国内外の黒人ナショナリズムへの偏執的な嫌悪ないし恐  
怖の感情にも結び付いた。筆者はかつて第一次世界大戦の前後にアメリカを中心にカリブ海域  
も含めた百万を超える黒人民衆に支持を拡大したがゆえに司法省捜査局の疑念を深めさせ、国  
外退去処分となり、その後故郷ジャマイカの独立運動の創設者として英雄視されたマーカス・  
ガーヴィー (Marcus P. Garvey) を研究対象として政府関係のかつての機密文書を含む一次資  
料を通読した際に、フーヴァーが第六代長官に就任する以前の、第一次世界大戦を契機として  
高まった連邦捜査局内の反共主義と世界の非白人系諸集団の「民族自決」を目指す植民地独立  
運動への恐怖と嫌悪の表現の多さに驚愕した。機密扱い解除となった資料には、日本の国際派  
右翼として知られた満川龜太郎とガーヴィーとの関係についての当局の関心を示す文書も含ま  
れていたことは特筆に値する<sup>20)</sup>。

## 2) シカゴ住宅開放闘争と「人種統合」へのキング牧師の深い挫折感

既述のごとく、キング牧師は「都市暴動」の続発に対応するべく、また本来の目的である実  
質的な平等化への第一歩として、北部都市ゲットーへの活動の拡大を決断した。拠点として選  
ばれたのが、最大のゲットーを有する北部大都市であるシカゴであった。ここで南部農村地帯  
から工業的な北部都市への黒人の二波の「大移動」についてごく簡単に復習しておこう。既に  
触れたように、まず 1910 年代以降、第一次世界大戦による海上交通の停滞や、東欧や南欧から  
大量に流入した「新移民」(the New Immigrants) への反発と相俟って、工業化が進む北部都市  
では労働力不足が深刻化し、国内、とくに南部農村地帯から黒人が北部大都市へ 30 年間に 150  
万人も移動した。そして 1940 年代初頭に南部の綿摘み作業が機械化されると並行して、黒人  
が多くを占める小作人や農業労働者が職を失った。第二次世界大戦とそれに続く朝鮮戦争とベ  
トナム戦争を背景とした軍需景気による労働力需要のさらなる高まりとも相俟って、1960 年代  
末までの 30 年間にさらに 500 万の南部農村地帯の黒人民衆が移動を強いられ、彼らは北部や西

海岸の大都市の劣悪なゲットーに集住を強いられた。第一波で形成された「第一次ゲットー」の黒人住民の一部は黒人相手の商売を営むなどで中産階級化し、白人移民集団の民族的スラムとかなり類似した制度化がなされた<sup>21)</sup>。その一方、数もはるかに膨大で、南部農業の機械化で故郷から追い出された「第二次ゲットー」の黒人住民はより一層貧困で上方への流動化を奪われた「第二次ゲットー」を形成した。キング牧師たちが拠点に選んだのはシカゴの第二次ゲットーのうちでも「犯罪多発地区」として悪名高いウェストサイドの中心に位置するノースローンデイル地区であった。筆者はかつて科学研究費補助金の支給を受け、二度の夏休みを使って、地元の黒人研究者やジャーナリストさえ足を踏み入れない同地を訪れたが、21世紀初頭においても状況は改善していないままであった<sup>22)</sup>。キング牧師らはそんな貧しい犯罪多発地区の真只中に位置するアパートを借りて地域改善活動に従事するとともに、隣接する白人労働者階級の居住区にデモ行進をかけて「住宅開放」(Open Housing)を訴えた。つまり白人労働者階級の地区へ黒人が転住することを通じて「人種」で隔離されたゲットーの解消を図ろうとしたのである。しかしながら、キング牧師らは白人住民からミシシッピでさえ経験したこともない暴力的な反発を受けた。投げられたレンガが彼の顔に当たって負傷するという予想を超えた激しい反応にあったキング牧師は深い挫折感を味わった<sup>23)</sup>。なぜ白人労働者階級は居住区への黒人の転入を嫌ったのだろうか。不動産市場には「人種」に纏わる偏見が埋め込まれ、黒人の流入が起ると不動産価格が急速に下落したからである。長期の住宅ローンを抱え、自宅の価値が限りなく低下する不安に直面した白人住民は、集団化し、極度に防衛的な姿勢をとることを余儀なくされていたのであり、自らの生存をかけて「住宅の開放」に反対したのである。

形ばかりの合意をデイリー市長と結んだキング牧師は翌1966年には事実上の撤退を強いられた。それを契機に、キング牧師は次第に「人種共学」や「住宅開放」のスローガンが象徴する空間的な「人種統合」よりも、「貧困の解消」や「教育の質改善」の要求といった、白人民衆も受け入れやすい、空間的な共有を伴わない、「人種」の枠を超えた「経済的正義」というスローガンを掲げ、「人種」を超えた階級的な連帯を目指しながらゲットーの問題を解決する方向へと運動目標をシフトさせていった。既述のごとく、ベトナムへの軍事的介入を深めて「貧困との戦争」への関与を低下させつつあったジョンソン政権に対しても、1967年春以降に「反戦」と「貧困解消」の立場を明示し、ケネディ政権時代からの長年の連邦政府との盟友関係を断ち切った。この間に、キング牧師の元へ南部の地域的な運動への支援の要請が舞い込んで来ていた。1966年9月6日、キング牧師は地元の活動家たちの要請を受けてテネシー州メンフィスに二度目の訪問をした。それは彼がシカゴにおいて、かつてナチスに追われて移民したユダヤ系の二世代を含む白人労働者階級と中産階級の居住区で5000人もの群衆との対峙の最中に頭部を負傷し、精神的にも衝撃を受けた直後であった。キング牧師をメンフィスに呼び寄せたのは、ナッシュヴィル(Nashville, TN)で学生を組織して「座り込み」運動において成果を上げていた牧師仲間のジェームズ・ローソン(James Lawson)だった。SCLC(the Southern Christian Leadership Conference、南部キリスト教指導者会議)の頼りになる組織者が活動を続けるメンフィスは、清掃労働者のストライキが勃発する1年半前から、キング牧師にとって馴染みある南部都市になっていたのである<sup>24)</sup>。

### 3. 清掃労働者ストライキ支援の最中の暗殺死

#### 1) ストライキの続行と「貧者の行進」

1968年2月1日、テネシー州西部のミシシッピ川に面したメンフィス市内でゴミ回収作業中の2名の黒人清掃労働者が水圧式のゴミ処理車後部のゴミ圧搾装置に巻き込まれて死亡するという何とも痛ましい「事故」が起きた。本事件の精密な歴史研究を行って本文だけでも500頁を優に超える大著を出版したワシントン大学タコマ校(the University of Washington, Tacoma)のマイケル・ハニー教授によれば次のような有様であった。

二人の黒人清掃労働者 (Echol Cole [36歳]と Robert Walker [30歳]、引用者註) が雨の中での廃棄物回収中にゴミ収集トラック後部の水力圧縮機に巻き込まれて死亡した。黒人労働者には作業も手袋も支給されず、シャワー室も使用できなかった。労組組織者 T・O・ジョーンズは1964年以来この種のトラックの危険性を指摘して使用を停止するように公共事業局に要求し続けていたが、無視されていた。この事故は長年にわたる危険の放置で起こるべくして起こった<sup>25)</sup>。

ハニー教授は次のように続ける。

言うまでもなく、二人の死んだ男たちは黒人だった。公衆衛生業務に従事する労働者は、管理職を除き、ほとんど全員が黒人だった。生ごみ回収作業は市当局が黒人のみに割り当てた職種だった<sup>26)</sup>。

市当局から正規職員ではなく臨時職員にすぎない黒人犠牲者の遺族の元へは、見舞金はおろか、遺体修復費用の請求書まで来たのである。

市当局は最高額2000ドルの死亡見舞金を支給する任意で自前による保険を提供していたが、ウォーカーとコールにはその余裕がなかった。市当局は二人が区分外で時給制の従業員で(彼らは即座に解雇され得た)、州による補償制度は彼らを対象外としていた。二人の遺体の処理を委ねられた妻と子どもたちはなげなしの金をはぎ取られた。葬儀屋は棺の代金を支払うめどが立つまで、遺体を引き渡さなかった。

市当局は遺族に1ヶ月分の給料と一人当たり500ドルの上乗金を支払ったが、それは一人当たり900ドルの埋葬料で使い果たされた<sup>27)</sup>。

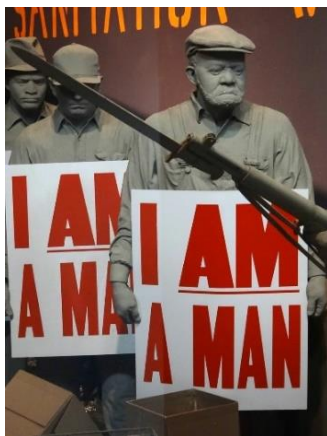


写真2：市民権博物館に展示される清掃労働者ストライキ参加者のレプリカ。(国立市民権博物館蔵)

怒りが爆発した1300名を超える黒人清掃労働者は自然発生的なストに突入した。やがて首都ワシントンにある全米州郡自治体労連(AFSCME)本部から黒人と白人の混合のオルグが派遣され、組織化がなされ、組合が結成され、市当局に組合の承認と労働条件の改善を求めて正式なストライキが始まり、いつ果てるともない闘争が続き、街中にはゴミが散乱し、首から「私は人間である」(I AM A MAN)と大きく書いたプラカードを首から下げた黒人労働者がデモ行進を展開し、そのそばを州兵部隊の装甲車が警備に当たるといった戦場さながらの光景が展開された(写真2参照)。間もなくキング牧師の元へ支援の要請が届いた。折から、全国から100万規模で「人種」を超えた貧困者を集めて首都ワシントンに

テント村を作り、貧困対策の拡充の要求が容れられるまで首都機能のマヒを画策すると宣言して「貧者の行進」を計画中のキング牧師は、その出発点としてメンフィスの清掃労働者のスト支援を位置付けることを思い立つのであった<sup>28)</sup>。

## 2) 最後の演説

キング牧師たちは1968年3月28日に1万人規模のデモ行進を行うことになったが、当日は警察当局の裏工作や挑発があつて行進の途中から警官との間で暴力的衝突が起こり、暴動化し、略奪が起こり、警官の発砲で16歳の黒人少年ラリー・ペイン (Larry Payne) が殺され、キング牧師は一時的に撤退を余儀なくされ、かなり落胆したが、気を取り直し、地元の若者で構成される「ブラック・パワー」を信奉する団体のメンバーにも膝詰めで「非暴力行動」の説得を重ね、二度目のデモのために4月3日夕方に再度メンフィスを訪れた<sup>29)</sup>。疲労困憊したキング牧師は依頼されていた夜の集会での演説を盟友のラルフ・アバナシー牧師 (Ralph David Abernathy, Sr.) に頼んだのだが、会場のメイソン・テンプル教会 (Mason Temple Church) の内外に押し掛けた1万人近くのほとんど黒人から成る聴衆はキング牧師の登壇を強く要求した。アバナシーからモーテルへの電話を受けて急遽駆け付けたキング牧師は有名な「山頂演説」(The Mountaintop Speech) を行った。現在ネット上でも視聴可能な、当時撮影された映像からも分かるが、キング牧師の神がかつたような表情が印象的であるばかりでなく、準備原稿のない全くのアドリブの演説の内容は、翌日の暗殺死を予言するなど、その内容も実に劇的である<sup>30)</sup>。次のような、自らの死を予言する発言(「長生きすることはそれなりに意味があるでしょうが、今自分にとってそんなことはどうでもよい」)があるが、むしろ注目すべきなのは、その「約束の地」へ「私は皆さんと一緒にには行けないかもしれませんが、私たちは一つの民族として約束の地へ行き着けることを、今夜知っていただきたいのです」という箇所である(傍点は筆者)。次に該当の英語原文を示す。

And I don't mind. Like anybody, I would like to live a long life. Longevity has its place. But I'm not concerned about that now. I just want to do God's will. And He's allowed me to go up to the mountain. And I've looked over. And I've s-e-e-n the promised land. I may not get there with you. But I want you to know tonight, that we as a people will get to the promised land. And I'm happy tonight. I'm not worried about anything. I'm not fearing any man!<sup>31)</sup>

この“people”は可算名詞であり、したがって“a people”の和訳としては「一つの民族」が妥当である。そしてそれが具体的に指示するのは、キング牧師の目の前にいる人々、つまり黒人民衆であったことは明らかである。

ハニー教授は、かつて主に白人向けに発せられた「私には夢がある」と比べた、もっぱら黒人聴衆向けになされた「山頂演説」の特徴的意義について次のように述べている。

全国津々浦々に報道された有名な1963年の「私には夢がある」演説と違って、キングのメンフィスでの「山頂演説」を数百万もの人が眼前で聴くことはなかった。教会の中で数千人が肩を寄せ合っており、嵐が吹き荒れる戸外では1万もの人々がこの演説に聴き耳を立てていた。この瞬間はその場にいた人々にとって深く意識に刻まれ、多くの人々が生涯キングの言葉を胸に生きるようになった<sup>32)</sup>。

かつての「私には夢がある」演説と違って、この「山頂演説」の聴衆のほとんどは地元の黒人民衆であった。彼らを前にしたキング牧師はもはや「人種統合の夢」を語ることはなかった。キング牧師が黒人聴衆に「見た」と語りかけた「約束の地」について彼自身は具体的に語っていないが、おそらく黒人たちが「ひとつの民族」として他の諸民族と平和共存しつつ経済的な自立が達成された共同体であろうと思われる。あくまでも通常の意味での「暴力」の行使を慎むことを前提としながらも、間もなく開始される、首都ワシントンに「人種」を超えた百万人規模の貧しき人々を呼び寄せ、さらなる「貧困との戦争」の実行を見るまで「首都機能の麻痺」さえ厭わないテント村を形成する実力行使は、南部選出の白人反動派連邦議員にとってはまさにマルコムXが是認する「暴力」を上回る威力を発揮しうるものであった。しかもキング牧師には有力大統領候補のロバート・ケネディも背後に控えていた。上記演説の翌日にキング牧師は暗殺され、全国主要都市の黒人ゲットーではこの時期の最後となる激しい暴動が一斉に勃発し、とりわけ首都ワシントンは戒厳令下に置かれた。そしてキング牧師亡き後のリベラル派の最後の望みを託されたロバート・ケネディも2カ月と1日後に暗殺された。それでも「貧者の行進」は首都ワシントンで実行に移された。それは確かに多数のブルドーザーを動員した政府の激しい弾圧で惨めな挫折を強いられたが、この間にメンフィスの清掃労働者は組合の承認と待遇の改善を勝ち取ることができたのである<sup>33)</sup>。

筆者はメンフィスにおける MLK50 の一連の催しに参加した折に、50 年前にキング牧師の「山頂演説」が発せられた会場である、南部に特有のペンテコステ派 (Pentecostal Church) の、南部のみならず全国的にも最大規模の威容を誇る黒人系キリスト教会であるメイソン・テンプル教会を訪れ、改修中で立ち入りが禁じられていた同教会に入場を許されただけでなく、特別にかつてキング牧師が死の前日に立った同じ説教壇に立つことも許された。筆者はまずその建



写真3：キング牧師と同じ説教壇に立つ筆者。  
2018年4月6日撮影（筆者蔵）

物の大きさに圧倒された。写真3はその時に撮影されたものであるが、緑豊かなメンフィス市内外郊地域の黒人中産階級住宅地に建つ威風堂々たる同教会を訪れた筆者には、地元の中産階級を多く含む教会関係者の誇りと自信に裏打ちされた、かつてのメンフィスの黒人コミュニティが相反する階級的利益を超えて一丸となって支援し、キング牧師というカリスマ的指導者の助力も得て秩序を保ちつつ果敢に最後の勝利の時まで団結して闘

われた清掃労働者ストライキの折の熱き息吹が、確かに感じられた。それは筆者にとってかけがえのない過去との対話の瞬間であった。

## 4. 改革の時代の終焉

### 1) 「法と秩序」を掲げるニクソンの登場

キング牧師暗殺の犯人とされたジェームズ・アール・レイ (James Earl Ray) は不思議なことに脱獄囚 (常習犯として懲役 20 年の刑で服役中の前年に脱獄) であり、どうして捕まることがなく逃亡し続けることができたのか、しかもどうやって高性能ライフル銃を入手できたのか、またどうやってキング牧師のメンフィスでの宿泊先を特定して最終目的を成就できたのか、犯行後に 6 月 8 日にロンドンのヒースロー空港で逮捕されるまでどうやって逃げおおせたのか、

その資金はどうしたのか、そもそもどういういきさつでキング牧師を殺す決意に至ったのか、等々、その単独犯行説には疑惑が尽きない。司法取引で死刑を免れた彼は囚人として1998年4月23日に70歳で病死した<sup>34)</sup>。

キングの死の2カ月と1日後の6月5日夜に、キングと協力して反戦と貧困対策を大統領選挙戦の一番の争点として掲げていたロバート・ケネディがカリフォルニア州での民主党予備選挙で勝利した直後に銃撃され、翌未明に息を引き取った<sup>35)</sup>。8月29日、シカゴで開催された民主党全国大会は流血の惨事となり、学生活動家とそのシンパやベトナム反戦派が強く推すジョージ・マクガバン (George Stanley McGovern) は敗れ、現職副大統領のヒューバート・ハンフリー (Hubert Horatio Humphrey, Jr.) が候補に選ばれ、最後の希望の星を失った若き民主党支援者の多くは大統領選挙への意欲を喪失し、11月の大統領選挙では「法と秩序」を掲げた共和党のリチャード・ニクソンが僅差で勝利を確保した。こうして改革の波と対抗文化の機運が高揚したアメリカの「1960年代」は早々に終幕を迎えることになった<sup>36)</sup>。

その後ニクソン政権下で「アファーマティヴ・アクション」(Affirmative Action) が制度化される。この一見ラディカルな印象を与える政策は、しかしながら、ジョンソン政権が進めた「貧困との戦争」と比べて極めて安価であるだけでなく、民主党の伝統的支持基盤である労組と黒人中産階級に分断を持ち込めるという点で、共和党に有利な政策であったことに留意すべきである<sup>37)</sup>。ともかく、その後訴訟が相次ぎ、最高裁が僅差で「逆差別」を認めた1978年以降は「人種」は合格や採用を決定する際の判断材料のうちの一つとなってしまふ。元々有利な立場にいた黒人が優遇される一方で大都市ゲッターの「アンダークラス」が放置され、黒人内部の分断が進んでいるだけではなく、今や若い大学教員のうちで最大の集団は白人女性となっており、彼女らはある意味で黒人以上の恩恵を受けている集団となり、華々しく脚光を浴びがちなジェンダーにまつわる偏見や差別と比べて、「人種」に基づく偏見や差別が解消されず放置されたままであるとの印象は否定し難い<sup>38)</sup>。

## 2) ビートルズの二つの曲に反映された時代の急速な変化

本稿の最後の項において、当時の三つの世界的な大衆音楽のヒット曲を分析の素材に選ぶことで、時代の急速な変化を感じ取ることを試みたい。まず次々とヒットを生み出したイギリス人バンドであったビートルズの二つの対照的な曲を取り上げることで、歴史的転換点としての「1968年」を取り巻く時代の雰囲気の変化を再訪する。

ビートルズのポール・マッカートニー (James Paul McCartney) はキング牧師の暗殺の時期から半年ほどの間に、全く曲想の違う二つの作品を世に送り出し、どちらも世界的なヒットとなった。かたやフォーク調のアコースティック・ギターを主としたスリーフィンガー奏法による軽快なメロディーに乗せて希望的未来を歌った「ブラックバード (Blackbird)」(1968年6月10日録音)で、もう一方はソウルフルなビートの効いたロック調のサウンドに意味不明の投げやり気味の歌詞を乗せて叫ぶように歌われた、グループとしてはビートルズ最後の楽曲となる「ゲット・バック (Get Back)」(1969年1月27、28日録音)である。どうしてこのような曲想の変化が短期間に起こったのだろうか。よく言われるように音楽的志向性の違いが当時はっきりしつつあったポール・マッカートニーとジョン・レノン (John Winston Lennon) の「仲たがい」の急速な激化が原因なのだろうか。

ビートルズには極めて異例の、軽快で美しいスリーフィンガーのアコースティック・ギターの伴奏メロディーと裏腹に、「ブラックバード」の歌詞は非情に抒情的であると同時に、最後で

繰り返される「あなた方はまさにこの瞬間に決起する時を待っていたのだ (You are only waiting for this moment to arise)」や「あなた方はまさにこの瞬間に自由になる時を待っていたのだ (You are only waiting for this moment to be free)」という表現に象徴されるように、キング牧師暗殺直後に全米150を超える都市で続発し、とりわけ首都ワシントンで戒厳令が発令された黒人の抗議の「暴動」を賛美するような、極めて過激な内容である。グループ解散後のマッカートニーはソロのコンサートでこの曲を好んで演奏しているが、2016年にアーカンソー州リトルロックでのライブに際して、この曲のモチーフの一つに、1957年9月の新学期に、それまで白人のみに許されていたセントラル高校に入学を試みた9人の黒人生徒への応援の意味があったことをコンサート会場で聴衆を前に公表した<sup>39)</sup>。

時計を1968年に戻せば、英国議会ではインドやパキスタン等旧植民地諸国からの移民制限が法制化された<sup>40)</sup>。とりわけパキスタン人排斥運動が高まり、インド系も含めた外見上イギリス人と異なる人々が「パキ (Paki)」という蔑称で差別されたことは最近のクイーンのリードボーカルのフレddie・マーキュリー (Freddie Mercury) を描いたヒット映画『ボヘミアン・ラプソディー』 (*Bohemian Rhapsody*) (2018年) で取り上げられたことでも記憶に新しい。実は「ゲット・バック」にはレコーディングの際に断念された1969年1月9日に録音された「パキスタン人は来るな (No Pakistanis)」と題されたオリジナル歌詞があり、「元の場所に帰れ (Get back to where you once belonged)」の対象がパキスタン系をはじめとする非白人系移民とされている点で、同曲の歌詞は「レイシスト」のそしりを免れない問題のあるものであった。ポール・マッカートニーの本来の意図が移民禁止を企てた英国議会への抗議であったことは明らかであるが、何らかの理由、おそらくはアップル・レコード社側からの圧力で、ポール・マッカートニーは意味不明の歌詞を即興的に作ることとなり、アリゾナからカリフォルニアに引越をする独り者の「ジョジョ (Jojo)」と性別が曖昧な「ロレッタ・マーティン (Loretta Martin)」の、意味不明の物語に差し替えられたと推定される。ビートルズのファンには有名な1969年1月30日のアップル・レコード社屋上でゲリラ的に開催されて警官も動員された「ルーフトップ・コンサート」の様子は現在もユーチューブにアップされ、当時の彼らの怒りの表情が簡便に見て取れる。そこに映し出されるポールやジョンらの鋭い眼光と必死の演奏が視聴者に訴えかけるのは、仲間内の「不和」というより、当時英米両国や日本を含めた世界中で高まる若者や被抑圧者の急進的運動への連帯と、各国政府の弾圧への強い抗議であると解釈しうる<sup>41)</sup>。「ゲット・バック」は1960年代末の若者の抗議の声を強烈に代弁する最後の試みを象徴するものであったと見るができる。

他方、アメリカに目を転じれば、1969年8月15日から17日かけて、ニューヨーク州のアップステート地方に位置する小村ウッドストックで開かれた音楽祭 (Woodstock Music and Art Festival) では、もはや社会改革の声は上がることはなく、極めて個人主義的なヒッピー文化が「自由 (freedom)」や「解放 (liberation)」という言葉とともに謳歌される、新たな時代の幕開けが告げられた。ウッドストック音楽祭にも参加したクロスビー・スティルス・ナッシュ&ヤング (Crosby, Stills, Nash & Young、CSN&Yと略記) が同年11月に録音し翌年5月にリリースしてヒットした「ヘルプレス」が時代の急速な変化を象徴した<sup>42)</sup>。

しばし自らの無力さを嘆いた当時の学生運動家たちは、やがて主流社会でそれなりの地位を築き、かつての理想を思い起こす余裕を蓄えた。それがキング牧師の暗殺死の40周年の秋にアメリカ史上初の黒人の大統領の誕生をもたらす一要素となったことは疑いない。彼らは「我々にはできる! (Yes, we can!)」を標語に掲げ、SNS (social network services) も活用してそ

れを成就した。その間を振り返れば、1990年代初頭までに冷戦が終結すると同時に南アフリカのアパルトヘイトが廃止されていた。その後間もなくアメリカは二つの湾岸戦争を経験し、IT産業の隆盛がもたらしたバブル景気とその崩壊を経験する中で、あからさまな自己責任を標榜して福祉受給者を攻撃する新自由主義がはびこる混迷の時代が続いたが、日本では「リーマン・ショック」と呼ばれた2008年9月に始まる経済破綻を追い風にバラク・オバマ (Barak Hussein Obama II) 政権が誕生し、彼は4年後に再選も果たした。だがその後誕生したのは、グローバルな競争の波が遅れて襲いかかるに至った白人労働者階級に潜む反動的排外主義を躊躇なく煽りたてて辛くも勝利を確保した、現政権なのである。

政治と経済の循環的浮沈を繰り返しながら現在は50年前と同じく混迷を強いられているが、この間に世界の民衆が少なくとも二度の、国境を越えた広範な社会運動の広がりを経験していることを忘れてはならない。一つは1982年に燃え上がった、INF (中距離核弾頭ミサイル) の実践配備を凍結させることに成功した反核運動であり、もう一つは2011年秋に「99%の人々の連帯 (99% Solidarity)」を掲げて突如として始まり、やがて世界的に波及した「ウォール街占拠 (Occupy Wall Street)」運動である。確かに、現政権下でINF全廃条約は破棄され、前政権下で「ウォール街占拠」運動は警察によって暴力的に鎮圧された。だが、過去50年間の歴史が示すのは、心ある人々が理想とする社会の到来はそう簡単には訪れないという厳しい事実だけではない。上記の二つの例が示すように、不正の糾弾の連带的行動に応じる人は世界に多くいるという、心ある人々が絶望の淵に陥るのを思いとどまらせるような希望の手がかりも垣間見えることを忘れてはならない。

時に挫折を強いられ、嘆きの歌に癒されつつ、生活のために現実的な妥協を余儀なくされながらも、心の奥では決して理想の実現を諦めなければ、世界に多くいる同じ思いの人々と理想実現への連帯の契機は必ず到来する、という信念こそは、死の前日にメイソン・ temple 教会でキング牧師が黒人聴衆を前にして発した預言の本質であり、聴衆一人一人の心に生涯の支えとなるほどに深く刻印された。それはまた、彼の家系が代々職業とした、奴隷制の時代に端を発する黒人キリスト教会が今日まで発展させてきた伝統とも不可分である。それは黒人のみを対象とする排他的な救済思想ではなく、抑圧され、不当な苦難を強いられるすべての民衆を包摂する未来社会のために人々に連帯を説く希望の預言でもある<sup>43)</sup>。MLK とマルコムはともに理想の堅持の重要性と立ちはだかる壁の厳しさを人々に知らしめたのである。ある意味で、ビートルズやCSN&Y、それに続く卓越した大衆音楽家たちは、言葉を超えた、より感性に訴えるやり方を駆使して、両者の相補的役割を演じてきたのである。

## おわりに

本稿の締めくくりに、冒頭で掲げた、従来のキング牧師像の再検討という課題に答えを見出したい。歴史に「イフ」は禁物とされる。しかしながら、ここまでの歴史的な回顧を踏まえるなら、もし1968年にキング牧師とロバート・ケネディの暗殺がなかったら、その後のアメリカと世界はどうなっていたのだろうか、と筆者は問わずにはいられなかった。その一方で、二人の有力指導者の生死を超えた、アメリカのみならず日本を含めた世界の、人類史的な、抗し難い歴史の流れの存在に改めて気づかされた。それは良し悪し両側面を持つ個人主義の流れであり、平等な個々人の公正な競争を阻む、個々人に自己責任を問い難い「人種」・ジェンダー・障がいの有無や生育環境などの不利とされる所与の諸条件に基づく不平等や差別的待遇の解消を



制度化しようとする国際的な流れである<sup>44)</sup>。キング没後の1970年代以降に制度化されたアフターマティヴ・アクションで、高い資質を有する人々の多くがゲットーを脱出できた一方、歴史的に不利な立場を強いられてきたゲットー住民の多くはより機会に恵まれた外の世界への脱出や内部での自立の道を閉ざされたまま残された。この間にはまた、かつては黒人ゲットーにおいてさえそれなりに機能した、階級を超えた相互扶助を旨とするコミュニティの団結の衰退も促進された。キング牧師は努力が正当に評価される社会に向けて差別の撤廃に寄与したという意味で、この個人主義の流れを促進するとともに、その実現のための社会運動を通じて、相互扶助を旨とするコミュニティの樹立、回復、あるいは維持にも尽力した。あまりにも早く訪れた最晩年に彼が取り組んだ未完の課題が、より現実的な、階級やジェンダーを超えた黒人の団結による、「人種」に関わりなく、貧しき人々の経済的な自立権の保障を要求する運動だったことは、改めて記憶されるべきであろう<sup>45)</sup>。キング牧師が学校や居住区といった空間的な共有を意味する「人種統合」の実現を前提として経済的平等の達成を目指す「人種統合主義者」として振舞ったのは、本心からというよりも、むしろ広範に良心的な国民に支持を拡大するための全体社会向けの戦略的なポーズであったと見るべきである。あまりにも短かった後半生で、キング牧師は「人種統合」という言葉に象徴される居住区レベルでの空間の共有の実現によるゲットーの解消を優先するよりも、むしろ黒人民衆を多く含む広範な国民的レベルでの貧困の解消と経済的自立権の保障の実現という意味での「経済的正義」、すなわち実質的な平等化の進展を構想する、より現実主義的な考え方をその後の社会変革運動の基軸として措定し直した。そしてそのような運動を効果的に持続させ、広範な人々の連帯を得るための前提的な基盤として、階級とジェンダーを超えた黒人コミュニティの団結を何よりも重視する立場に回帰したという意味で、キング牧師の基本思想は、白人リベラル派よりも、むしろ「黒人ナショナリスト」と呼ばれる人々と共鳴する部分がより多く、それは黒人独自のキリスト教解釈の伝統にも即していたのである。以上をささやかな結論として本稿を閉じることとする。

### 【註】

- 1) 南山大学地域研究センター2016～2018年度共同研究・川島正樹研究代表班『「1968年」の意義に関する総合的研究——『時代の転換期』の解剖』  
(<http://rci.nanzan-u.ac.jp/rc-ri/joint-research/011526.html>)。なおこの共同研究の以下のまとめ本も併せて参照されたい。藤本博編『「1968年」再訪——時代の転換期の解剖』(行路社、2018年)。
- 2) パリの「五月革命」に関しては、藤本編『「1968年」再訪』所収、中村督「第7章 68年5月の神話に関する一考察——記憶・歴史・世論をめぐって」を参照されたい。
- 3) 「プラハの春」に関しては、みすず書房編集部編『戦車と自由 チェコスロバキア事件資料集(全2巻)』(みすず書房、1968年)を参照されたい。
- 4) 日本における「1968年」の歴史的意義に関する最も信頼すべき包括的研究としては、先に触れた南山大学地域研究センター共同研究にも参加された小熊英二氏の名著を参照されたい。小熊英二『1968<上>——若者たちの叛乱とその背景』(新曜社、2009年)；同『1968<下>——叛乱の終焉とその遺産』(新曜社、2009年)。
- 5) ベトナム戦争に関しては、上述の共同研究を主宰した藤本博氏の著作を参照されたい。藤本博『ヴェトナム戦争研究——「アメリカの戦争」の実相と戦争の克服』(法律文化社、2014年)。
- 6) 日本でも上映されてヒットした映画『いちご白書』(*The Strawberry Statement*, 1970)の元になった1968年のコロンビア大学における学生運動に関する信頼のおける簡便な説明としては、以下の英語版Wikipediaを参照されたい。Columbia University protests of 1968, in

[https://en.wikipedia.org/wiki/Columbia\\_University\\_protests\\_of\\_1968](https://en.wikipedia.org/wiki/Columbia_University_protests_of_1968), accessed on August 18, 2019.

7) 市民権運動博物館および「MLK50」に関しては、以下の URL を参照されたい。National Civil Rights Museum, in <https://www.civilrightsmuseum.org/>, accessed on August 18, 2019; MLK50, in <https://mlk50.civilrightsmuseum.org/>, accessed on August 18, 2019. なお本稿においては“civil rights”を「基本的な市民としての諸権利」を略して「市民権」と訳す。その理由の詳細については、是非とも次の拙著の冒頭の説明を参照されたい。川島正樹『アメリカ 市民権運動の歴史——連鎖する地域闘争と合衆国社会』（名古屋大学出版会、2008年）：「はじめに」。

8) このような従来の「官製キング牧師像」に修正を提起した初期の研究としては、拙稿を含む以下の文献を参照されたい。川島正樹「1965年夏以降のM・L・キング——FBI秘密ファイルの再検討を中心に」『歴史評論』第531号（1994年7月）、19-34頁；Michael K. Honey, *Going Down Jericho Road: The Memphis Strike, Martin Luther King's Last Campaign* (New York: W. W. Norton, 2008). またキング牧師の最新の簡便かつ信頼のおける評伝としては、黒崎真『マーティン・ルーサー・キング——非暴力の闘士』（岩波書店、2018年）を参照されたい。加えて、キング牧師を間近で観察した歴史家による次の文献も参照されたい。クレイボーン・カーソン編、梶原寿訳『マーティン・ルーサー・キング自伝』（日本基督教団出版局、2001年）、原書：Clayborn Carson, *The Autobiography of Martin Luther King, Jr.* (New York: Intellectual Properties Management, 1998)。

9) 本稿は2018年11月24日に天理大学で開催された天理大学アメリカス学会年次大会で筆者によって行われた記念講演の際に用意された読み上げ原稿に修正と加筆をしたものである。

10) モントゴメリー・バス・ボイコット運動の詳細およびその歴史的意義に関しては、以下の拙稿を参照されたい。川島正樹「公民権運動を始動させた女性たち——モントゴメリー・バス・ボイコットに関するジョー・アン・ロビンソンの手記」『生活の科学』第14号（椙山女学園大学生活科学部、1992年4月）、69-81頁；川島正樹「モントゴメリーは公民権運動の出発点たりうるか？——モントゴメリー・バス・ボイコットの生成・発展過程の再検討」『アメリカ史研究』第15号（1992年8月）、29-43頁。

11) キング牧師の「私には夢がある」演説の英語原文と日本語訳はネット上に数多くあるが、ここでは次を例示する。Martin Luther King, Jr., I Have a Dream, in <https://americanrhetoric.com/speeches/mlkhaveadream.htm>, accessed on August 19, 2019; 「私には夢がある」（1963年）、in

<https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/09/wwwf-majordocs-king.pdf>, accessed on August 19, 2019; キング牧師「I Have a Dream」演説全文&和訳, in <https://www.tomorokoshi.com/entry/martin-luther-king-jr>, accessed on August 19, 2019.

12) ジョンソン大統領が「結果の平等」に触れた「ハワード大学演説」（1965年6月4日）に関しては、以下を参照されたい。Lyndon B. Johnson, Commencement Address at Howard University: “To Fulfill These Rights,” June 4, 1965, in [https://www.brown.edu/Departments/Economics/Faculty/Glenn\\_Loury/louryhomepage/teaching/Ec%20137/Ec%20137%20spring07/President%20Lyndon%20B%20Johnson%27s%20Howard%20University%20Speech.pdf](https://www.brown.edu/Departments/Economics/Faculty/Glenn_Loury/louryhomepage/teaching/Ec%20137/Ec%20137%20spring07/President%20Lyndon%20B%20Johnson%27s%20Howard%20University%20Speech.pdf), accessed on August 19, 2019.

13) ジョンソン大統領の諮問委員会（委員長に指名されたイリノイ州知事オットー・カーナー [Otto Kerner] の名を関して「カーナー委員会」と呼ばれた）の報告書（序文）に関しては、以下を参照されたい。REPORT OF THE NATIONAL ADVISORY COMMISSION ON CIVIL DISORDERS SUMMARY OF REPORT, INTRODUCTION, in <http://www.eisenhowerfoundation.org/docs/kerner.pdf>, accessed on August 19, 2019.

14) 川島「1965年夏以降のM・L・キング」。

15) Alex Nitkin, 50 Years Ago MLK Lived In, Led Fair Housing Fight From Chicago's West

Side, in

<https://www.dnainfo.com/chicago/20160125/north-lawndale/50-years-ago-mlk-lived-led-fair-housing-fight-from-chicagos-west-side/>, accessed on August 18, 2019; The MLK Memorial District & Dr. King Legacy Apartments, in

<https://lcdc.net/mlk-historical-memorial-district/>, accessed on August 18, 2019.

16) 「第二次大移動」と「第二次ゲットー」に関しては、以下を参照されたい。ニコラス・レマン著、松尾式之訳『約束の土地——現代アメリカの希望と挫折』（桐原書店、1993）、原書：Nicholas Lemann, *The Promised Land: The Great Black Migration and How It Changed America* (New York: Knopf, 1991).

17) この間の事情に関しては、川島「1965年夏以降のM・L・キング」を参照されたい。なお「ベトナムを越えて」の英語前文に関しては、以下のURLを参照されたい。Martin Luther King, Jr., *Beyond Vietnam: A Time to Break Silence*, April 4, 1967, Riverside Church, New York, in [https://www.crmvet.org/info/mlk\\_viet.pdf](https://www.crmvet.org/info/mlk_viet.pdf), accessed on August 18, 2019.

18) 例えば次の文献を参照されたい。上坂昇『キング牧師とマルコムX』（講談社、1994年）；ジェイムズ・H. コーン著、梶原寿訳『夢か悪夢か——キング牧師とマルコムX』（日本基督教団出版局、1996年）、原書：James H. Cohn, *Martin & Malcolm & America: A Dream and a Nightmare* (New York: Orbis Books, 1991).

19) FBIの注目と対敵諜報活動（COINTELPRO）に関しては、拙稿（川島「1965年夏以降のM・L・キング」）のほか、詳細については、Honey, *Going Down Jericho Road*, pp. 90-94, 231-232, 364-365を参照されたい。加えて、1968年のキング牧師とロバート・ケネディの相次ぐ暗殺に関しては、特例的に開示を認められた秘密ファイルに基づいて1975年に再捜査を行った連邦上院のチャーチ委員会による以下の報告書も参照されたい。Church Committee, *The FBI, Cointelpro, and Martin Luther King, Jr.: Final Report of the Select Committee to Study Governmental Operations with Respect to Intelligence Activities* (St. Petersburg, FL: Red and Black Publishers, 2011).

20) 連邦捜査局の「人種」偏見に関しては、以下の拙稿を参照されたい。川島正樹「ガーヴィー運動の生成と発展（1914～1924年）——第一次大戦後の米国での活動を中心として——」『史苑』第50巻1号（1990年3月）、48-84頁；同「ガーヴィー運動衰退期のマークス・ガーヴィー（1925～1940年）」『史苑』第54巻2号（1994年3月）、57-78頁。市民権運動に対する妄想的な反共主義に基づく当局と反動派白人による弾圧に関しては、以下を参照されたい。Yasuhiro Katagiri, *Black Freedom, White Resistance, and Red Menace: Civil Rights and Anticommunism in the Jim Crow South* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2014).

21) シカゴにおける第一次ゲットーの発展に関しては、以下を参照されたい。竹中興慈『シカゴ黒人ゲトー成立の社会史』（明石書店、1995年）。

22) 筆者によるシカゴのウェストサイドでの聞き取り調査に関しては、以下の未刊行の報告書の「イリノイ州シカゴ」の項目を参照されたい。川島正樹「平成13年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）－（2）：課題番号13610462）研究報告書——現地聞き取り調査を主要方法とする米国公民権運動史研究」（南山大学、2003年5月発行）。

23) 「住宅開放」（Open Housing）をスローガンとした「シカゴ自由運動」（the Chicago Freedom Movement）およびその後黒人初の市長となるハロルド・ワシントン（Harold Washington）キング牧師の撤退の後も続く闘争に関しては、次の二冊を参照されたい。James Ralph, *Northern Protest: Martin Luther King, Jr., Chicago, and the Civil Rights Movement* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1993)；Alan B. Anderson and George W. Pickering, *Confronting the Color Line: The Broken Promise of the Civil Rights Movement* (Athens, Georgia: University of Georgia Press, 2008).

24) Honey, Honey, *Going Down Jericho Road*, pp. 76-79, 88-89.

25) *Ibid.*, pp. 1-2.

- 26) Ibid., p. 2.
- 27) Ibid.
- 28) Ibid., chap. 8.
- 29) Ibid., chaps. 16 and 17.
- 30) キング牧師の「山頂演説」の映像に関しては、次を参照されたい。Martin Luther King's Last Speech: "I've Been To The Mountaintop," in <https://www.youtube.com/watch?v=0ehry1JC9Rk>, accessed on August 19, 2019.
- 31) キング牧師の「山頂演説」の全文に関しては、次を参照されたい。Martin Luther King, Jr., I've Been to the Mountaintop, in <https://www.americanrhetoric.com/speeches/mlkivebeentothemountaintop.htm>, accessed on August 19, 2019.
- 32) Honey, Honey, *Going Down Jericho Road*, p. 425.
- 33) Ibid., Epilogue.
- 34) ジェームズ・アール・レイとキング牧師暗殺事件に関しては、Gerald Posner, *Killing the Dream: James Earl Ray and the Assassination of Martin Luther King, Jr.* (New York: Random House, 1998)を参照されたい。
- 35) ロバート・ケネディの大統領選キャンペーンに関しては、以下を参照されたい。Thurston Clarke, *The Last Campaign: Robert F. Kennedy and 82 Days That Inspired America* (New York: Henry Holt and Co., 2008).
- 36) 1968年の大統領選挙の概要を知るためには、次のWikipediaのウェブサイトが簡便である。1968 United States presidential election, in [https://en.wikipedia.org/wiki/1968\\_United\\_States\\_presidential\\_election](https://en.wikipedia.org/wiki/1968_United_States_presidential_election), accessed on August 19, 2019.
- 37) Dean J. Kotlowski, "Richard Nixon and the Origins of Affirmative Action," *The Historian*, Vol. 60, No. 3 (Spring 1998): pp. 523-541.
- 38) アファーマティヴ・アクションに関しては、次の二冊の拙著を参照されたい。川島正樹『アファーマティヴ・アクションの行方——過去と未来に向き合うアメリカ』(名古屋大学出版会, 2014年); Masaki Kawashima, *American History, Race and the Struggle for Equality: An Unfinished Journey* (Singapore, Singapore: Palgrave-Macmillan [Springer-Nature], January 2017).
- 39) Daniel Kreps, "Paul McCartney Meets Women Who Inspired Beatles' 'Blackbird': Two Members of the Little Rock Nine Visit Singer Backstage at Arkansas Concert," *Rolling Stone*, May 1, 2016, in <https://www.rollingstone.com/music/music-news/paul-mccartney-meets-women-who-inspired-beatles-blackbird-57076/>, accessed on February 17, 2019.
- 40) イギリスの1968年の移民制限法の概略に関しては、以下を参照されたい。Commonwealth Immigrants Act 1968, from Wikipedia, in [https://en.wikipedia.org/wiki/Commonwealth\\_Immigrants\\_Act\\_1968](https://en.wikipedia.org/wiki/Commonwealth_Immigrants_Act_1968), accessed on February 20, 2019.
- 41) 「ゲット・バック」のアップル・レコード社の屋上での非合法的なコンサートの模様は、次のURLで視聴可能である。The Rooftop Concert, The Beatles Get Back, in <https://vimeo.com/229775903>, accessed on February 20, 2019.
- 42) Helplessの音声に関しては次のYouTubeのサイトで当時のレコードを聴くことができる。Helpless, in <https://www.youtube.com/watch?v=C8LY0yqJE7k>, accessed on August 19, 2019.
- 43) 黒人の独自のキリスト教的伝統思想に関しては、以下を参照されたい。黒崎真『アメリカ黒人とキリスト教——葛藤の歴史とスピリチュアリティの諸相』(神田外語大学出版局, 2015

年)。

44) 人類史の大きな流れに関しては、以下を参照されたい。市井三郎『歴史の進歩とはなにか』(岩波書店、1971年)。

45) キング牧師が最後に出版した本の題名は象徴的である。Martin Luther King, Jr., *Where Do We Go from Here: Chaos or Community?* (Boston, MA: Beacon Press, 1967), 翻訳: マーチン・ルーサー・キング著、猿谷要訳『黒人の進む道』(サイマル出版会、1968年)。

#### 【参考文献】

- Anderson, Alan B., and George W. Pickering. *Confronting the Color Line: The Broken Promise of the Civil Rights Movement*. Athens, Georgia: University of Georgia Press, 2008.
- Church Committee. *The FBI, Cointelpro, and Martin Luther King, Jr.: Final Report of the Select Committee to Study Governmental Operations with Respect to Intelligence Activities*. St. Petersburg, FL: Red and Black Publishers, 2011.
- Clarke, Thurston. *The Last Campaign: Robert F. Kennedy and 82 Days That Inspired America*. New York: Henry Holt and Co., 2008.
- Columbia University protests of 1968. In [https://en.wikipedia.org/wiki/Columbia\\_University\\_protests\\_of\\_1968](https://en.wikipedia.org/wiki/Columbia_University_protests_of_1968), accessed on August 18, 2019.
- Commonwealth Immigrants Act 1968, from Wikipedia. In [https://en.wikipedia.org/wiki/Commonwealth\\_Immigrants\\_Act\\_1968](https://en.wikipedia.org/wiki/Commonwealth_Immigrants_Act_1968), accessed on February 20, 2019.
- Goudsouzian, Aram, ed. *An Unseen Light: Black Struggles for Freedom in Memphis, Tennessee*. Lexington, KY: The University Press of Kentucky, March 2018.
- Helpless. In <https://www.youtube.com/watch?v=C8LY0yqJE7k>, accessed on August 19, 2019.
- Honey, Michael K. *Going Down Jericho Road: The Memphis Strike, Martin Luther King's Last Campaign*. New York: W. W. Norton, 2008.
- Honey, Michael B. *To the Promised Land: Martin Luther King and the Fight for Economic Justice*. New York: W.W. Norton, 2018.
- Johnson, Lyndon B. Commencement Address at Howard University: "To Fulfill These Rights," June 4, 1965. In [https://www.brown.edu/Departments/Economics/Faculty/Glenn\\_Loury/louryhomepage/teaching/Ec%20137/Ec%20137%20spring07/President%20Lyndon%20B%20Johnson%27s%20Howard%20University%20Speech.pdf](https://www.brown.edu/Departments/Economics/Faculty/Glenn_Loury/louryhomepage/teaching/Ec%20137/Ec%20137%20spring07/President%20Lyndon%20B%20Johnson%27s%20Howard%20University%20Speech.pdf), accessed on August 19, 2019.
- Katagiri, Yasuhiro. *Black Freedom, White Resistance, and Red Menace: Civil Rights and Anticommunism in the Jim Crow South*. Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2014.
- Kawashima, Masaki. *American History, Race and the Struggle for Equality: An Unfinished Journey*. Singapore: Palgrave-Macmillan of Springer-Nature, 2017.
- King, Martin Luther, Jr., *Where Do We Go from Here: Chaos or Community?* Boston, MA: Beacon Press, 1967 (キング、マーチン・ルーサー著、猿谷要訳『黒人の進む道』[サイマル出版会、1968年] )。
- King, Martin Luther, Jr., Beyond Vietnam: A Time to Break Silence, April 4, 1967, Riverside Church, New York, in [https://www.crmvet.org/info/mlk\\_viet.pdf](https://www.crmvet.org/info/mlk_viet.pdf), accessed on August 18, 2019.
- King, Martin Luther, Jr., I Have a Dream. In <https://americanrhetoric.com/speeches/mlkihaveadream.htm>, accessed on August 19, 2019.

- King, Martin Luther, Jr., I' ve Been to the Mountaintop. In <https://www.youtube.com/watch?v=0ehry1JC9Rk>, accessed on August 19, 2019.
- King, Martin Luther, Jr., I' ve Been to the Mountaintop. In <https://www.americanrhetoric.com/speeches/mlkivebeentothemountaintop.htm>, accessed on August 19, 2019.
- Kotlowski, Dean J. "Richard Nixon and the Origins of Affirmative Action." *The Historian*. Vol. 60, No. 3 (Spring 1998): pp. 523-541.
- Kreps, Daniel. "Paul McCartney Meets Women Who Inspired Beatles' 'Blackbird' : Two Members of the Little Rock Nine Visit Singer Backstage at Arkansas Concert." *Rolling Stone*, May 1, 2016. In <https://www.rollingstone.com/music/music-news/paul-mccartney-meets-women-who-inspired-beatles-blackbird-57076/>, accessed on February 17, 2019.
- MLK50. In <https://mlk50.civilrightsmuseum.org/>, accessed on August 18, 2019.
- The MLK Memorial District & Dr. King Legacy Apartments. In <https://lcdc.net/mlk-historical-memorial-district/>, accessed on August 18, 2019.
- National Civil Rights Museum. In <https://www.civilrightsmuseum.org/>, accessed on August 18, 2019.
- Nitkin, Alex. 50 Years Ago MLK Lived In, Led Fair Housing Fight From Chicago' s West Side. In <https://www.dnainfo.com/chicago/20160125/north-lawndale/50-years-ago-mlk-lived-led-fair-housing-fight-from-chicagos-west-side/>, accessed on August 18, 2019.
- 1968 United States presidential election. In [https://en.wikipedia.org/wiki/1968\\_United\\_States\\_presidential\\_election](https://en.wikipedia.org/wiki/1968_United_States_presidential_election), accessed on August 19, 2019.
- Posner, Gerald. *Killing the Dream: James Earl Ray and the Assassination of Martin Luther King, Jr.* New York: Random House, 1998.
- Ralph, James. *Northern Protest: Martin Luther King, Jr., Chicago, and the Civil Rights Movement*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1993.
- REPORT OF THE NATIONAL ADVISORY COMMISSION ON CIVIL DISORDERS SUMMARY OF REPORT, INTRODUCTION. In <http://www.eisenhowerfoundation.org/docs/kerner.pdf>, accessed on August 19, 2019.
- The Rooftop Concert, The Beatles Get Back. In <https://vimeo.com/229775903>, accessed on February 20, 2019.
- 市井三郎『歴史の進歩とはなにか』(岩波書店、1971年)
- 小熊英二『1968<上>——若者たちの叛乱とその背景』(新曜社、2009年)
- 小熊英二『1968<下>——叛乱の終焉とその遺産』(新曜社、2009年)
- カーソン、クレイボーン編、梶原寿訳『マーティン・ルーサー・キング自伝』(日本基督教団出版局、2001年)、原書: Carson, Clayborn. *The Autobiography of Martin Luther King, Jr.* New York: Intellectual Properties Management, 1998.
- 川島正樹「ガーヴィー運動の生成と発展(1914~1924年)——第一次大戦後の米国での活動を中心として」『史苑』第50巻1号(1990年3月), 48-84頁
- 川島正樹「ガーヴィー運動衰退期のマーカス・ガーヴィー(1925~1940年)」『史苑』第54巻2号(1994年3月), 57-78頁
- 川島正樹「1965年夏以降のM・L・キング——FBI秘密ファイルの再検討を中心に」『歴史評論』第531号(1994年7月), 19-34頁
- 川島正樹「平成13年度~平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(C) — (2): 課題番号13610462) 研究報告書——現地聞き取り調査を主要方法とする米国公民権運動史研究」(南

- 山大学、2003年5月発行)
- 川島正樹『アメリカ 市民権運動の歴史——連鎖する地域闘争と合衆国社会』(名古屋大学出版会、2008年)
- 川島正樹『アフーマティヴ・アクションの行方——過去と未来に向き合うアメリカ』(名古屋大学出版会、2014年)
- 川島正樹「アメリカ大衆音楽と『人種』の陰影——ソウル、カントリー、そしてフォークをめぐる歴史的素描の試み」、『アカデミア(社会科学編)』第17号(2019年6月)、1-29頁
- キング牧師「私には夢がある」(1963年)、in  
<https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/09/wwwf-majordocs-king.pdf>, accessed on August 19, 2019.
- キング牧師「I Have a Dream」演説全文&和訳。In  
<https://www.tomorokoshi.com/entry/martin-luther-king-jr>, accessed on August 19, 2019.
- 黒崎真『アメリカ黒人とキリスト教 — 葛藤の歴史とスピリチュアリティの諸相』(神田外語大学出版局、2015年)
- 黒崎真『マーティン・ルーサー・キング——非暴力の闘士』(岩波書店、2018年)
- コーン、ジェイムズ・H. 著、梶原寿訳『夢か悪夢か——キング牧師とマルコムX』(日本基督教団出版局、1996年)、原書: Cohn, James H. *Martin & Malcolm & America: A Dream and a Nightmare*. New York: Orbis Books, 1991.
- 竹中興慈『シカゴ黒人ゲトー成立の社会史』(明石書店、1995年)
- 藤本博『ヴェトナム戦争研究——「アメリカの戦争」の実相と戦争の克服』(法律文化社、2014年)
- 藤本博編『「1968年」再訪——時代の転換期の解剖』(行路社、2018年)
- みすず書房編集部編『戦車と自由——チェコスロバキア事件資料集(全2巻)』(みすず書房、1968年)
- レマン、ニコラス著、松尾式之訳『約束の土地——現代アメリカの希望と挫折』(桐原書店、1993)、原書: Lemann, Nicholas. *The Promised Land: The Great Black Migration and How It Changed America*. New York: Knopf, 1991.





## 過去の選択的記憶と歴史の誤読<sup>1)</sup>

### —ドナルド・トランプによるイスラム教徒入国禁止令事件—

山倉明弘 (天理大学)

#### はじめに

ドナルド・トランプ大統領の国民の分断を煽る排外主義的言動は、共和党の指名獲得競争の頃から際立っていたが、中でもイスラム教入国禁止措置政策の表明は波紋を呼んでいた。もともと共和党はアメリカ政治の本流を自任している政党である。アメリカ政治史家のルイス・グールドは「歴史の記録によれば、共和党はその1世紀半に渡る歴史において、アメリカの政界を闘技場<sup>アリーナ</sup>と見なして来た。その闘技場では、共和党は、常に国家の本流から外れて来たそのライバル政党に対抗して国家を統治する資格があると自らを考へて来たのだ<sup>2)</sup>と観察する。そのライバル政党である民主党の存在を容認できるかどうかを判断するための3つの歴史的試練に民主党が敗北してきたと共和党は考へる。民主党の1つ目の敗北は、奴隷制を巡る南北戦争で国家に対する反逆の罪を犯したことで、2つ目は、1914年から第2次世界大戦期まで民主党政権が、共和党员の目には社会主義的と映る政策を採ったことである<sup>3)</sup>。さらに、共和党は第2次世界大戦後、民主党が築いた南部白人と北部少数民族集団との連合の解体を目論んだ。この過程で民主党が白人の勢力増大に対して「不当に敵対」したが、これが、共和党が考へる民主党の敗北の3つ目であった<sup>4)</sup>。つまり、共和党が考へる民主党の罪は、国家に反逆したことがあること、社会主義的政策を採ったことがあること、そして、白人勢力に敵対したことの3つである。

後に詳述するように、トランプ大統領は就任のわずか7日後にイスラム教徒入国禁止措置のための大統領行政命令 (Executive Order) を出し、それが連邦地方裁判所の差し止め命令に遭うと、大統領行政命令に工夫を加えた新たな大統領行政命令を、さらに、二度目の大統領行政命令の期限が切れると今度は大統領布告 (Presidential Proclamation) を出し、法廷が受け入れやすい形でイスラム教徒入国禁止を実現しようと図った。これに対し、ハワイ州政府とハワイ在住イスラム教徒らが連邦政府を相手に訴訟を起こし、連邦地方裁判所と連邦控訴裁判所は禁止令に対し差し止め命令を出した。差し止め命令を不服としてトランプ政権は合衆国最高裁判所に上告し、最高裁は2018年6月26日、イスラム教徒入国禁止令の合憲性を認めた。トランプ政権の措置の合憲性に疑問を持っていたソニア・ソトマイヨール裁判官は、裁判官の間での審議において、第2次大戦中に最高裁が合憲判決を出した日系アメリカ人強制収容政策とイスラム教徒入国禁止令の類似性を指摘していたが、首席裁判官はあたかも、日系人戦時強制排除・収容政策を合憲と判断した合衆国対コレマツ事件判決との類似性を持ち出すであろうソトマイヨールの反対意見の機先を宣するかのように、代表意見で、コレマツ判決はすでに歴史の法廷で葬られており、本件とは無関係であるとして、日系人戦時強制収容とイスラム教徒入国禁止令との関係を考慮の対象から排除したうえで、イスラム教徒入国禁止令は国家安全保障政策とし

て正当なものであるとして、その合憲性を認定した<sup>5)</sup>。トランプ大統領によるイスラム教徒入国禁止令の経緯は相当に複雑であるが、最低限必要な情報に限定して一覧にしたものが下記の表1である。

表1：イスラム教徒入国禁令初版～3版<sup>6)</sup>の経緯

発布日	法令の種類	対象者	対象期間	連邦裁判所の対応	現状
初版： 2017年 1月27日	大統領行政 命令 13769号	イラン、イラク、 リビア、ソマリア、 スーダン、 シリア、イエメンの 7か国の国民、および すべての難民	二重国籍者を除く7か国すべての国民に対しては90日間、 難民の場合は120日間、 シリア難民に関しては無期限	2017年2月3日、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所が大統領行政命令に対し差し止め命令 (injunction) (注1)。 同年、2月9日、第9巡回区(カリフォルニア州、ネバダ州、アラスカ州、ハワイ州、グアム、北マリアナ諸島)連邦控訴裁判所(注2)が、連保応政府による入国禁止令差し止め命令の停止(stay)要請を却下(注3)。	イスラム教入国禁止令第2版により、初版は失効。
第2版： 2017年 3月6日	大統領行政 命令 13870号	イラン、リビア、 ソマリア、スーダン、 シリア、 イエメンの6か国の国民、 およびすべての難民	対象国のすべての国民に対しては90日間、 すべての難民に対しては120日間	合衆国最高裁は、2017年6月27日、イスラム教徒入国禁止令に対する反論を聴取することに同意し、連邦政府に対しては、縮小した禁止令を認めた。 つまり、6か国の国民と難民のうち、合衆国内の人や団体と「善意の関係にある」と信用のおける主張する者を入国禁止の対象から外すよう命令した(注4)。	2017年9月24日、一部の国民を対象とした入国禁止令失効、また、2017年10月24日、一部の国の難民を対象として入国禁止令も失効。合衆国最高裁、禁止令を無効とする訴訟を争訴性喪失(moot)として却下。
第3版： 2017年 9月24日	大統領布告 9645号	イラン、リビア、 北朝鮮、ソマリア、 シリア、 イエメン6か国のほとんどすべての国民と、 ベネズエラの政府役人とその家族	無期限	2017年12月17日、合衆国最高裁は、係争中におけるイスラム教徒入国禁止令の完全実施を許可。2つの連邦控訴裁判所で審理を行うことになった	2018年6月28日、合衆国最高裁、イスラム教徒入国禁令に合憲判決

出典：次の資料を中心に、(注1)～(注4)の情報を加え筆者が作成

National Immigration Law Center, “What’s in Each Version of the Muslim Ban?” in “Understanding Trump’s Muslim Bans,”

<https://www.nilc.org/wp-content/uploads/2018/01/understanding-the-Muslim-bans.pdf/> (2019年2月

9日アクセス)

(注1) *Trump v. Hawaii*, 585 U.S. \_\_\_\_ (2018), Opinion of the Court, p. 7.

(注2) 『アメリカ法判例百選』、別冊ジュリスト、No. 213、2012年12月、257頁

(注3) *Trump v. Hawaii*, 585 U.S. \_\_\_\_ (2018), Opinion of the Court, p. 7.

(注4) American Civil Liberties Union, Washington, "Timeline of the Muslim Ban,"

<https://www.aclu-wa.org/pages/timeline-muslim-ban/> (2019年9月8日)

トランプ対ハワイ事件判決には、排外主義、イスラム教徒への敵意、政策が招く非人道的な事態を考慮しないトランプ政権の強引な姿勢とそれを容認する危うい最高裁の姿勢が表れているが、歴史家として特に興味を引くのは、このような行政府と司法府の言動や姿勢の中に、自らの主張に有利な解釈を行うための過去の選択的な記憶と歴史の誤読が見られることである。それらの分析とその意味の考察が本論の目的である。

## 1. 過去の選択的記憶

### (1) リンカンによる歴史の意図的誤読

南北戦争および再建時代の研究でアメリカを代表する史家エリック・フォーナーは、「歴史とは、過去について現在が記憶しようと選択するものである」と言う<sup>7)</sup>。つまり、現在我々が「歴史」と理解しているものは、現在生きている我々が何を記憶しようとするかで決まるというのだ。歴史が我々の考え次第であるなら、次のことも言えよう。「誰かが選択的記憶をしていると発言することは、その人が、往々にして自分に都合がいいという理由で、何かについて特定の事実を覚えており、他のことはわざと忘れており、非難していることになる」<sup>8)</sup>。辞書によるこの「選択的記憶」の定義によると、「選択的記憶」は限りなく嘘に近づくが、それは、1865年の合衆国憲法第13修正の成立を通じて奴隷制廃止に多大な貢献をしたと評価されるエイブラハム・リンカンにも当てはまる。

再びフォーナーに依れば、リンカンは1864年以前には奴隷制度が「自分にとっては些末な問題」であり、その理由は「だれもが反対しており、最終的に消滅する運命にあると自分が常に信じて来たからである」と述べたという。フォーナーは、リンカンのこの発言が「ほとんど意図的な歴史の誤読」であると言う。歴史的事実に照らせば、合衆国憲法批准[1787年(筆者注)]から1854年までの間に9つの新たな奴隷州が誕生しており、また、奴隷人口は70万人から300万人超まで増加していたからである<sup>9)</sup>。奴隷制はリンカン発言とは裏腹に、「消滅する運命にある」どころか、建国以来拡大し続けていたのである。

しかしながら、リンカンの選択的記憶と意図的な歴史誤読のおかげで、「リンカンは奴隷制拡大に対する反対を『保守的であることが顕著な』行動と見せることに成功したのであり」、そのおかげで、奴隷制廃止論者は国内の平和を脅かす危険な急進派という保守派の批判がある中で奴隷制廃止への道のりを容易にしたのである。リンカンによるこの歴史記述をフォーナーは、「建国物語から奴隷制を支持するアメリカ人」を消去するものと評価する。「我々」は、独立宣言で表明された諸原則に基づく国家を創設したけれども、「我々」は、国家の組織形態を獲得するために奴隷制と妥協せざるを得なかったとリンカンは1858年に述べた。リンカンの言う「我々」とは、アメリカの国家そのものであるが、この中には奴隷制支持者は含まれないかのようであるとフォーナーは評価する<sup>10)</sup>。

共和党の最初の全国的指導者であるリンカン<sup>11)</sup>と同様に、現在の共和党の全国的指導者であるトランプ大統領は、彼の補佐官たちと同じく、過去の選択的記憶と多分意図的と思われる歴史の誤読を行っている。しかし、彼らの動機は、リンカン大統領の善意の意図とは著しく異なる。

## (2) 政権側と合衆国最高裁による過去の記憶の仕方と歴史の読み方

トランプ対ハワイ事件の裁判を論じる際に最初に行うべきは、トランプによる大統領令をどう呼ぶかを考えることである。ペンシルベニア大学の移民法研究者、ショーヴァ・シヴァプラサッド・ワディアは、「2017年1月27日<sup>12)</sup>以来、大統領が署名した様々な禁止令をどう呼ぶべきかが、問題として浮上した」と述べる。中立的表現として「旅行禁止令 (travel ban)」を好む人もいれば、「イスラム教徒入国禁止令 (Muslim ban)、あるいは「イスラム教徒難民入国禁止令 (Muslim Refugees ban)」を好む人もいたという。大統領令による規制が、イスラム教が多数を占める国々からの移民や難民の入国に直接影響を与え、それらの人々の入国を妨げるからである。ワディア自身も、大統領が署名した3つの命令が、イスラム教徒が90%以上を占める国を対象としており、これらの国々の国民に破滅的な影響を与えるという理由で「イスラム教徒入国禁止令 (Muslim ban)」という呼称を用いるという<sup>13)</sup>。本論でもそれに従う。大統領令をそのように呼称することが、過去を正確に記憶する第一歩である。

本論で取り上げるトランプ対ハワイ事件という合衆国最高裁での裁判を理解するときも、過去を正確に思い出し、歴史をゆがめずに読むことが極めて重要である。それは、法学者デイビッド・コールによれば、最高裁の口頭弁論 (oral argument)<sup>14)</sup>でも、準備書面 (brief)<sup>15)</sup>においても、「トランプ政権側の弁護士たちは、イスラム教徒への敵愾心を示す大統領の数多くの発言を無視するよう最高裁に強く促した」からである。大統領布告は「イスラム教徒には言及せず、単にイスラム教徒が圧倒的多数を占める国々を挙げたに過ぎない」からだと言明した<sup>16)</sup>。

実際に、最高裁首席裁判官ジョン・ロバーツの書いたトランプ対ハワイ事件の最高裁判決は、イスラム教徒に対して大統領が表明した敵愾心は、「敬意と寛容という根本原則に打撃を与えるもので、我々の立憲伝統に違反している」というハワイ州政府側の主張を認めた。しかし、と判決は続ける。「我々が審議する争点は、大統領発言を弾劾するかどうかではない。そうではなくて、審議すべきは、大統領令を審理するとき大統領発言がどれほどの意味を持つかである。大統領令は表面上中立的で大統領の核心的責任の範囲で物事を論じているのである」と述べた<sup>17)</sup>。このような理屈で最高裁は、正当な国家安全保障策として大統領のイスラム教徒入国禁止令を承認した。

法律学者のケイト・ショーによれば、ハワイ州政府側が持ち出した憲法第1修正の「国教 (禁止) 条項 (establishment clause)」が謳う宗教的中立原則 (religious neutrality principle)<sup>18)</sup> にトランプによる数々の反イスラム教徒発言が抵触しているという主張は、大部分がトランプ自身の実際の発言に拠っていたという。しかし、「最高裁によるトランプ発言の扱いは大部分が間接的だった。大統領発言の直接的引用はほとんどなく、また、最高裁の裁判官は誰一人として訴務長官<sup>19)</sup> に大統領発言の説明を求めたり、大統領発言を弁護する弁論を要求したりすることはなかった」という。「私の紛れのない印象としては、大統領が実際に使った言葉、すなわち、『合衆国に入ってくるイスラム教徒の完璧で全面的な締め出し』を誰も聞きたがらなかったという

ことである」とショーは述べた<sup>20)</sup>。トランプ政権側は最高裁に対して、トランプ発言を選択的に記憶し、それによって歴史を誤読するよう要請し、それに最高裁が応えたに等しいとショーは評価したのである。

このように過去を選択的に記憶することに腐心する人々をしり目に、当のドナルド・トランプは、自分の排外主義についてはあっけらかんとしたものである。大統領選挙運動中に、当選後に、また、大統領就任後にトランプが繰り返し行ってきたイスラム教徒への敵意に満ちた発言を政権側の弁護士や合衆国最高裁が聞こえない振りをしたのとは裏腹に、トランプ大統領自身は自分がイスラム教徒に対して抱いている敵愾心を、たぶん深く考えずに、率直に認めることがあった。最高裁の判決（つまり、裁判官たちの「多数意見」）に対して、ソトマイヨール裁判官は、反対意見のなかで次のように述べた。「理性のある人が観察すれば、大統領布告<sup>21)</sup>は、政府の主張する国家安全保障という根拠ではなく、第一義的にはイスラム教徒への敵意に駆られたものであったことが分かる」と述べて、トランプ自身の次の諸発言を引用した。「イスラム教徒は我々を憎んでいる」、「我々はイスラム教徒との間に問題を抱えていて、それも入国してくるイスラム教徒との間に問題を抱えている」、「合衆国へ入国してくるイスラム教徒の全面的、かつ完璧な締め出し」。また、大統領は顧問の一人に「イスラム教徒入国禁止を法制化するための合法的な方法」を見つけるよう指示したと、ソトマイヨールは述べて、「大統領は就任後も、以上に詳しく上げたのと同様の発言を続けた」と付け加えた<sup>22)</sup>。

## 2. 歴史を誤読することの危険性

### (1) コレマツの亡霊

このように、憲法第1修正が謳う「宗教的中立原則」（注18参照）によって課せられた憲法上の制約を乗り越えるためにドナルド・トランプによる数多くの反イスラム教徒的発言から目をそらすことは、過去を選択的に記憶するばかりでなく、意図的に歴史を誤読することになる。合衆国最高裁判決に現れた歴史の誤読は、ロバーツ首席裁判官がソトマイヨール裁判官の反対意見の内容を予期して機先を制するために持ち出したコレマツ対合衆国事件判決<sup>23)</sup>の扱いであろう。最高裁の内幕を描いたドキュメンタリーとして出色の出来栄と名高い1979年の*The Brethren*（同胞）には、原告・被告双方が提出した準備書面（brief）（注15参照）と口頭弁論（注14参照）の内容をそれぞれの裁判官が理解したうえで、口頭弁論の2、3日後に事件についての協議（case conference）が行われることが記されている。この協議の結果で判決が決まるが、その過程で、代表意見や反対意見の内容が予測できるものと思われ、本書のあちこちに裁判官同士の駆け引きの様子が描写されている<sup>24)</sup>。

ロバーツ首席裁判官は上述の通り、たぶんソトマイヨール裁判官がコレマツ判決を持ち出して、トランプ対ハワイ事件と合衆国対コレマツ事件の顕著な類似性を指摘し、両事件とも「好ましからざる」マイノリティーに対する敵意や憎悪が政策の動機であると主張し、代表意見を批判するのを予期していたであろう。

そのうえ、トランプ対ハワイ事件の審理では、2つの団体がハワイ州側に立った法廷助言者意見書<sup>25)</sup>を提出していて、その中で日系人強制排除・収容事件とイスラム教徒入国禁止の「歴史的類似性」を指摘していたのである。たとえば、日系アメリカ人社会最大の市民団体である日系市民協会（Japanese American Citizens League）による法廷助言者意見書は、日系人強制排除・

収容の法的根拠となったフランクリン・D・ローズヴェルト大統領による大統領行政命令第90066号とイスラム教徒入国禁止を命令するドナルド・トランプによる大統領布告との歴史的類似性を指摘し、合衆国最高裁に対し、「最高裁での審議においてイスラム教徒入国禁止措置と日系人戦時措置の議論や状況に驚くべき類似性があることを認識するよう強く促した」。詳細と具体例は省くが、要約された類似点は下記のA～Gの5点である<sup>26)</sup>。

- A. 両事件において連邦政府は広範で無分別な規模の集団排斥政策を追求
- B. 両事件において政策の対象外とされた部分が発表された正当化の理屈にさらなる疑念を抱かせること（政策対象の例外となった人々の存在を考えると、その政策の正当性に疑問が出てくる）
- C. 両事件において排斥を正当化するのに持ち出した国家安全保障への脅威とはいかなるものかの説明が適切でないこと
- D. 両事件において国家安全保障への脅威とされたものが幻想であること
- E. 両事件において脅威とされたものについての国家の諜報機関の見解を明らかにしないこと
- F. 両事件において大規模な排斥に政府を駆り立てたものが、国家安全保障への純粋な懸念ではなく、不寛容と頑固な偏見であったこと
- G. 両事件において感知された脅威が宗教と関連して表現されていること（合衆国対コレマツ事件では神道や仏教、トランプ対ハワイ事件ではイスラム教）
- H. 両事件において連邦政府が、最高裁がその核心的責任を放棄し、政府の喚起する国家安全保障上の必要性を額面通りに受け取るよう最高裁に要請していること

また、第2次世界大戦中に連邦政府による強制排除・収容政策と法廷で争ったゴードン・ヒラバヤシ、フレッド・コレマツ、ミン・ヤスイの3人の子孫、「法と平等のためのコレマツセンター」、および有色人種全米弁護士会などが協力して提出した法廷助言者意見書は、コレマツ事件、ヒラバヤシ事件、そしてヤスイ事件の判決は、連邦政府が国家安全保障の名の下に冷遇されるマイノリティーを標的にするときには徹底的な司法審査が必要であることを厳然と思い起こさせると主張している<sup>27)</sup>。この意見書はさらに、次のように訴える。

万が一、最高裁が連邦政府による司法審査責任放棄の誘いを受け入れるならば、あの広範囲にわたって非難された事件における失敗を繰り返すことになる。最高裁はそうするのではなく、この機会にコレマツ事件、ヒラバヤシ事件、およびヤスイ事件における歴史的過ちを認め、連邦政府が政策の必要性を主張し、その結果陸軍命令の人種主義的基盤の存在を認識しそこなつたことを不当であるとして否認すべきである。これらの歴史の教訓を考慮して、最高裁は、トランプ大統領の決定を意味のある司法審査にかけて、独立して警戒を怠らない司法が健全な民主主義の基盤的要素であるという建国の父祖たちが示して先見性を是認すべきである<sup>28)</sup>。

同意見書は、戦時強制収容を合憲とした評判の悪い判決を最高裁が正式に覆し、イスラム教徒入国禁止令との歴史的類似性を確認し、健全な民主主義のために入国禁止令を違憲として退けるよう促している。

つまり、トランプ事件の審理で多数派を形成する裁判官たちは、日系人戦時強制排除・収容政策とコレマツ事件判決が争点となっているのを認識せざるを得ない状況にあったのである。コレマツ対合衆国事件の判決を書いたブラック裁判官は、日系人集団だけが強制排除の対象となったのは人種差別であるという主張を、「この問題を、現実の軍事的危険を抜きにして人種偏見の枠で捉えると混乱を招くだけである」と退けた。コレマツは、本人や彼の人種に対する敵意で排除されたのではないと述べた上で、排除の理由の一部として、「我が国が日本帝国と戦争状態にあった」こと、「日系市民を一時的に西海岸から排除することを緊急の軍事情勢が要求していると軍事当局が判断した」ことなどを挙げ、コレマツの有罪を確認したのであった<sup>29)</sup>。ヒラバヤシ判決を書いたハーラン・フィスク・ストウン首席裁判官と同様に、ブラック裁判官もまた人種差別は米国の憲法制度上通常は認められないとしながら、国防上の必要性があれば容認せざるを得ないと言う姿勢を示したのであった<sup>30)</sup>。

トランプ対ハワイ事件判決でロバーツ首席裁判官は、「コレマツ事件は、本件とは何の関係もない」と述べた。そして、「明示的に、人種という基準だけにに基づき、強制収容所へ米国民を強制的に転住させることは客観的に見て違法で、大統領権限の範囲を超えている」としてコレマツ判決の誤りを認めたとうえで、「(日系人強制排除・収容命令のように) 道徳的に嫌悪を覚える命令を、特定の国民に入国の特権を否定する表面上中立的な政策に例えるのは完全に不適切だ」とロバーツは述べた。彼はまた、「コレマツ判決は、発表されたその日に重大な誤りであって、歴史の法廷で覆されており、憲法のもとにあるアメリカ法には居場所がない」ことを確認した<sup>31)</sup>。

ロバーツ首席裁判官は、トランプ対ハワイ事件判決と合衆国対コレマツ事件判決の類似性を否定するためにコレマツ判決が「覆されている」と主張している。しかし、判決が覆されているというのは、判例として有効性を失っているという意味であり、法学には素人である筆者の目から見てもその論法には無理があると感じるし、法学者からも異論が出ている。

法曹関係者ではなくても、コレマツ判決に関するいわゆるコーラム・ノビス訴訟の経緯と結果を知っている歴史家ならロバーツの主張には賛同するはずがない。コーラム・ノビス訴訟は、ラテン語で「リット・オブ・エラー・コーラム・ノビス (自己誤審令状) 請願」と呼ばれ、有罪判決を言い渡した第一審裁判所に裁判での根本的なまちがいと不正を正すことを求めるものである。この場合のまちがいは「日系アメリカ人による破壊工作とスパイ行為が外出禁止令と『立ち退き』を要求したという米国陸軍の主張を裏づける証拠はなかったし、また、日系アメリカ人は不忠誠であるという主張を裏づける証拠もなかったということを合衆国政府が確認しそこなったことである」<sup>32)</sup>。結論を簡潔に述べるならば、1943年と1944年に政府の命令に違反したとしてゴードン・ヒラバヤシとフレッド・コレマツが最高裁で受けた有罪判決は、1986年から1987年にかけて連邦地裁と連邦控訴裁で取り消され、二人の名誉回復が行われた。しかし、連邦政府は合衆国最高裁で国家危急時における一民族集団の強制排除・収容命令の合憲判決が覆るのを恐れ、また原告側は合衆国最高裁で必ず勝てる見込みに自信が持てず、双方とも合衆国最高裁への上告をあきらめた。そのため、合衆国最高裁による強制排除・収容命令の合憲判決は覆らないままになっており、理論上は判例としての効力を持ち続けている。こうした経緯があるので、ソトマイヨール裁判官の反対意見を予期して、コレマツ判決は「歴史の法廷で覆られている」とリップサービスをされても、政府による権力の乱用を警戒する人々には納得できるものではない。排外主義や白人至上主義が顕著なトランプ政権とそれを支持する人々の熱狂ぶりを見れば、なおさらであろう。

法学研究者の議論から考えても同じことが言え、ロバーツ首席裁判官の論理は破綻している。首席裁判官は実際にコレマツ判決を審議にかけないで覆すことはできない。法律問題を専門とするウェブサイトの論者は、トランプ対ハワイ事件にコレマツ判決が無関係と主張することが誤りであることの理由を3つ挙げている。それらは、①原告も被告もコレマツ判決を覆すよう最高裁に要請していないので、コレマツ判決はそもそも審理すべき争点ではない、②「判決を覆すという明確な言語が使われていない」、③多数意見はコレマツ判決が「歴史の法廷で覆されている」と述べてはいるが、それは判例を最高裁が実際に覆すことと同じではない。ここでトランプ対ハワイ事件判決がコレマツ判決について述べていることは、弁護士や裁判官が「傍論 (dicta)」と呼んでいるもので、裁判所が出す意見のなかでも、実際の判決結果には影響しないものである<sup>33)</sup>。これら3つの理由を総合的に考察すると、トランプ大統領の命令と、コレマツ事件の争点となった日系人戦時強制排除・収容政策の類似性を否定することの無理がいつそう明らかになる。

コレマツ判決を本件とは無関係として審議の対象から外そうとした代表意見に対し、ソトマイヨール裁判官の反対意見はすでに筆者が引用した2つの法廷助言者意見書を根拠に、コレマツ判決が犯したのと同じ過ちを代表意見は犯していると痛烈に批判した。第一にソトマイヨールは、両判決の歴史的類似性を次の3点にまとめ提示した<sup>34)</sup>。

1. 広範にわたる大規模な排除政策を正当化するのに、あいまいに定義された国家安全保障上の脅威を用いていること
2. 危険なステレオタイプ、なかでも、合衆国に同化する能力がなく、危害を与える欲望を持つと考えられる特定集団というステレオタイプに根差した排除命令
3. 政府は、政府が保護すると称している当の市民に対して自身が抱いている安全保障上の懸念に関して政府の情報機関はどういう見解を持っているのかを公表しなかった。

第二に、これらの歴史的類似性の確認に基づき、ソトマイヨールは代表意見の弊害を下記2点にまとめた<sup>35)</sup>。

1. 永続することのない大統領令よりは、判例として長く効力を持ち続ける最高裁判決の悪影響の方が深刻である。
2. コレマツ判決を口では覆されていると表現しながら、同じ差別の論理をトランプ対ハワイ事件判決で認めていること。

## (2) FDRの亡霊

トランプ政権の弁護士たちばかりでなく合衆国最高裁までが、イスラム教徒入国禁止命令と日系人戦時強制排除・収容政策の歴史的類似性から目をそらそうとしたにもかかわらず、当の命令を出したトランプ自身は、まだ共和党大統領候補であったときに、その類似性を裏書きするかの様な発言を—多分発言が持つ意味に無自覚なまま—行っていた。2015年12月2日に14人が犠牲になったカリフォルニア州サンバーディーでの銃乱射事件<sup>36)</sup>を受けて、12月7日、トランプ候補はイスラム教徒の入国を食い止めることを呼びかけた。その対象の中には、将来の移民、学生、旅行または他の目的での訪問者が含まれており、ロイター通信の報道によると、



その呼びかけは、他の共和党候補者がバラク・オバマ大統領の計画していたシリア難民1万人受け入れの一時停止を主張していたところだったので、銃乱射事件に対する大統領選挙候補者としては最も劇的な反応であった<sup>37)</sup>。

トランプ候補はその翌日の12月8日、イスラム教徒入国禁止提案に世界中から寄せられた非難をかわすために、自分の入国禁止案を第二次世界大戦中に取られた日系アメリカ人およびその他の人々の抑留にたとえたのであった。トランプ候補の提案に反応して、バラク・オバマ大統領のホワイトハウス（米国大統領官邸）は、2016年11月の大統領選挙に向けた運動で共和党候補者の先頭を走っていたトランプを支持しないように共和党員に呼びかけていたし、また、合衆国国土防衛長官ジェイ・ジョンソンはトランプ発言が合衆国の安全を脅かすと論評していた。さらに、フランスとイギリスの首相、カナダの外相、国際連合、およびアジア諸国のイスラム教徒がすべてこの不動産王の発言を非難していた。フランクリン・D・ローズヴェルトの名前がトランプの口から出たのはこの時であった。アメリカでは、ローズヴェルトのことを、名前のイニシャル（FDR）で呼ぶことが多いので、ここでもそれに倣う。「私がやっているのは、FDRと何ら変わらない」とトランプ大統領は、ABC放送の看板報道番組「グッド・モーニング・ショー」で発言した。「こうするしか、方法がないんだ。」「我々のビルを吹っ飛ばしたい連中がいるんだぞ。何が起きているのか、理解しなきゃ。」<sup>38)</sup>

トランプ候補は、FDRが日本によるパールハーバー攻撃後に発布した3つの大統領布告2525号、2526号、2527号に言及したが、それらはそれぞれ、米国居住の日本人、ドイツ人、イタリア人の権利を劇的に制限するものだった。トランプは続けて、「つまり、FDRが何年も前にやったことを見てみたまえ。彼は、最も尊敬される大統領の一人だったんだ。つまり、ほとんどの人に尊敬されていたんだ。ハイウェイに彼の名前を付けているんだから」と述べた<sup>39)</sup>。第2次世界大戦中の日系人強制排除・収容政策は、ローズヴェルト大統領の行政命令9066号が法的な根拠であった。トランプ候補の頭の中では、日系人戦時強制排除・収容政策やコレマツ判決が、イスラム教徒入国禁止政策とつながっていたのであり、トランプが、FDRの対日系人対策を自身のイスラム教徒入国禁止令の正当化に利用しようとしたことは明瞭であろう。

FDRの政策をイスラム教徒入国禁止令やその他の移民制限策の前例として利用しようとしたのはトランプだけではなく、彼の有力な支持者もそうである。2015年12月9日、トランプを支持する巨大な政治活動委員会（Super Political Action Committee）の議長であるカール・ヒグビーは、保守系テレビのフォックス・ニュースに出演し、イスラム教徒対策のもう一つの前例として日系人強制収容所の話題を持ち出した。12万人を超える在米日系人が、居住地を追われ、両手に抱えられる荷物だけを持ち、老人も幼児も、病人まで、一人残らず過酷な気候の内陸部砂漠地帯に設けられた10カ所の強制収容所に数年間監禁された。「我々は第二次世界大戦中にそんなことをジャパニーズを相手に一度やったではないか。それを何と呼ぶかは自由だけ」とヒグビーは言った。司会者に追及されてヒグビーは、昔のように収容所の中に人々を監禁しようと言っているのではなく、「そういう判例（precedent）がある」と言っているのだと。この様子を報告した記者は、ヒグビーの言う「判例」とは、日系人の強制収容を許した合衆国最高裁のコレマツ対合衆国事件判決のことだと解説している<sup>40)</sup>。

コレマツの亡霊やFDRの亡霊と歴史の対話をしてみると、イスラム教徒入国禁止令を推進する一つの口実としてFDRやコレマツ判決を利用しようとした勢力と、その政策を容認するためにコレマツ判決は無関係とした最高裁は共に、歴史を誤読していると言える。政権側が参考にしたFDRの政策とコレマツ判決を、政権側の入国禁止令を正当化して容認するために、

入国禁止令との関連を否定した最高裁の行動は興味深い。法的思考には無頓着らしいトランプ大統領には、法廷が認めてくれそうな理屈をコーチする法律顧問がついているであろうが、最高裁までがトランプ大統領に、イスラム教徒入国禁止を実現するための知恵をつけてくれるかのようなのである。

### 3. 排外主義と白人至上主義

最高裁が審議した20世紀半ばの事件とトランプ政権が引き起こした現在の事態に共通して現れているのは、排外主義と白人至上主義である。それらは建国時から存在しており、アメリカ史にまるで伏流水のように脈々と流れ、それらを利用するのに長けた者が現れると地下から噴き出してくる。第2次世界大戦中の日系人強制排除・収容事件と現在のイスラム教徒入国禁止令事件は同じ伏流水を源とするものである<sup>41)</sup>。

トランプ政権と合衆国最高裁が歴史の類似性を意図的に看過した現象の背後にあるものを特定するために、20世紀末ごろから顕著になった2つの現象を取り上げる。それらは共に、アメリカ人の資格にかかわる問題であり、一つはオバマ大統領が米国市民権を持たず、したがって合衆国大統領になる資格がないことを市民に知らしめようとする「バーサー」運動であり、もう一つは、非白人系移民である母親からアメリカで生まれた市民を排除することを狙った「アンカー・ベビー」陰謀論である。

#### (1) 「バーサー」運動と「アンカー・ベビー」陰謀論

イスラム教徒入国禁止令事件と日系人戦時強制排除・収容事件の間に見られる歴史的類似性の中で最もあからさまなものは、非白人マイノリティーに対する人種主義的・排外主義的動機である。現在では広く知られるところであるが、1980年に米国議会が戦時強制排除・収容の実態を調査し必要な是正措置を検討するために任命した超党派委員会「民間人の戦時転住および抑留に関する委員会」が1982年に公表した報告書『否定された個人の正義』によれば、強制排除・収容政策に影響を与えた「大きな歴史的原因」は、「人種偏見、戦争ヒステリー、政治的指導性の欠如」である<sup>42)</sup>。同様の人種偏見は、現在の非白人マイノリティーにも向けられており、現在は米イスラム教徒やメキシコ系アメリカ人および在米メキシコ人が標的となっている。イスラム教入国禁止令やメキシコとの国境の壁の建設計画は、20世紀半ばまでの様々な排日措置を彷彿とさせる。とりわけ、20世紀後半の排日政策と現政権の排外主義的政策の最も顕著な類似点は、非白人系集団のアメリカ市民権に対する攻撃と非白人住民への政府による圧迫である。

政治学者スティーブン・レビツキーとダニエル・ジブラットは、彼らが考案した「専制主義のリトマス・テスト」の4項目すべてでドナルド・トランプに「陽性反応が出ていた」と主張する<sup>43)</sup>。その4項目の一つが、「対立相手の正当性の否定」であり、トランプはこの基準に当てはまるとして二人の政治学者は、「独裁的な政治家は、自分のライバルに犯罪者、破壊分子、非国民というレッテルを貼り、彼らを安全保障や現在の生活に対する脅威だとみなそうとする」と説明する<sup>44)</sup>。

事実、トランプは「バーサー (birther)」として行動したことがあった。「バーサー」とは、バラク・オバマ前合衆国大統領は合衆国外で出生しており、したがって合衆国憲法の定めると

ころにより大統領の資格がないという誤った信念に賛同するか、あるいはその信念に普及に努めるかとする人のことである<sup>45)</sup>。合衆国憲法は、市民が享受する権利に関しては生得市民権 (birthright citizenship) と帰化市民権 (citizenship by naturalization) の間に差を設けていないが、唯一の例外が第2条第1節第5項で「大統領にえらばれる資格を持つのは、生まれながらの合衆国市民、または、この憲法が成立した時点で合衆国市民である者に限る」と規定している。いわゆるオバマ遺産を取り消すことに躍起になっているバーサーたちはこの憲法の規程の適用を狙ったのである。トランプは、オバマの大統領としての正当性に挑戦するのに、オバマがケニアで生まれており、また、イスラム教徒であることを主張した。二人の政治学者によれば、トランプの支持者の多くにとって、イスラム教徒であることと、「非米 (un-American)」は同じ意味であるという<sup>46)</sup>。

トランプ大統領はさらに、非白人の生得市民権<sup>47)</sup>に対して、敵意と不信感を表した。そして、憲法第14修正が謳う市民権の属地主義に異を唱えた。2018年10月29日、アメリカのケーブルテレビHBOの独占インタビューで、生得市民権を廃止する大統領行政命令を出すつもりだと発言した<sup>48)</sup>。「我が国は、誰かが入って来て赤ん坊を産んで、本質的にはその子がアメリカ市民になって (中略) ありとあらゆる恩恵を受けるんだ。これは馬鹿げている。馬鹿げたことだ。こんなことは終わらさなければ」と彼は述べた。しかし事実とは言えば、「30を超える国が、そのほとんどが西半球に存在するが、生得市民権を付与している」<sup>49)</sup>。トランプ大統領が、国境線を超えてやって来るメキシコ人の排除を念頭に置いていることは明らかである。

このような排外主義と人種主義は20世紀末に、人類学者レオ・チャベスが自著<sup>50)</sup>で詳述する「アンカー・ベビー (anchor baby)」論争を産んだ。「アンカー (anchor)」は「錨」のことで、ケーブルや鎖につながれていて、船を海底に係留するのに使われる。「アンカー・ベビー」とは、米国市民でない (しばしばパスポートもビザも持たずに入国した) 母親からアメリカで生まれた赤ん坊で、自身は生得市民権を持っているので、米国市民権や合法的居住権を確保したい家族には有利な存在と見られる。基本的に蔑称である<sup>51)</sup>。

第14修正を廃止したり、修正したりすると、書類不所持移民 (undocumented immigrants) から生まれた子供たちの生得市民権を奪うことになり、「アメリカ生まれの非市民」というアメリカ社会における一つのカーストを造り出すことになり、アメリカに住んでいても「内部の部外者」としての脆弱さを抱えた存在として、市民に与えられる保護の対象とならない人々を生み出すことになるとチャベスが警鐘を鳴らす<sup>52)</sup>。このような子供たちを「アンカー・ベビー」と呼ぶことは、彼らには市民になる資格がなく、「偶然市民権を手に入れただけの存在」で、「アメリカに帰属を持たない市民」であることを強調することになるとチャベスは警告する<sup>53)</sup>。

## (2) 歴史的類似性再び—日系アメリカ人の生得市民権—

アンカー・ベビーと同様に1940年代には日系アメリカ人市民が彼らの生得市民権の正当性を不当に疑われ、また、その権利を侵害された。第1に、彼らは合衆国憲法第5修正で保障された「人はだれも、法の適正手続き (due process of law) なしに生命、自由、または財産を奪われることはない」といういわゆる法の適正手続き条項に反して、自由と財産を奪われ、またごく一部であるにしても生命まで落としてしまった人もいた。強制排除・収容の被害者には、個々の審査も罪状認否の機会も、反証の機会も与えられなかった。第2に、日系アメリカ人二世は、連邦政府によって兵役を一時的に停止された折りに、あたかも外国人 (alien) のように扱われた。法制史家エリック・マラーによると、1942年1月5日、連邦政府は日系アメリカ人二世の

選抜徴兵登録者の分類を兵役適格者の IV-A から、「兵役に受入れ不可のエイリアン（外国人）または、兵役受入れ不可のあらゆる集団」という意味の IV-C に変更した。連邦政府は日系二世がエイリアンなのか、「兵役受入れ不可のあらゆる集団」なのかを明らかにしなかったが、兵役を拒否された日系アメリカ市民は、自分たちが十全たる市民以下の存在として扱われたと感じたという<sup>54)</sup>。

さらに、日系アメリカ市民にはもっと過酷な扱いが待っていた。憲法で保障された権利を奪われた形で強制排除・収容の対象となった日系アメリカ人の中には、様々な理由や事情で生得市民権を放棄する者が現れた<sup>55)</sup>。その数は約 5000 人にも及んだが、1945 年 10 月に司法府は市民権放棄者に対して、彼らは「アメリカ生まれのアメリカン・エイリアン」となったことを告知した<sup>56)</sup>。人類学者チャベスが、排外主義によるアンカー・ベビーの扱いを称して用いた「アメリカ生まれの非市民」という表現とぞっとするほど、酷似している。

## おわりに

1850 年代に誕生し、1860 年には初めて大統領選挙に勝利した共和党は今日まで続いている。共和党結成の大義が奴隷解放であり、共和党最初の大統領となったリンカンが様々な妥協を重ねながらも奴隷制廃止を実現したので、共和党が「リンカンの政党」と呼ばれるのは故なしとしない。その政党が今や、「社会の分断を煽る」「人種差別主義者」と呼ばれる人物を大統領として指導者に頂き政権を維持している。

本論の締めくくりに、冒頭で引用した歴史家エリック・フォーナーを再び引用する。引用はリンカン大統領の暗殺後、副大統領から大統領に昇格し、南部社会を、平等を尊重し実践する社会へ造り変えようとする当時の共和党に抵抗し、ついには弾劾一歩手前まで行った人物、民主党のアンドルー・ジョンソンである。人種平等と公正な社会の実現を願う者には気のめいる内容であるが、ジョンソンをトランプに置き換えてもそのままでも通用するように聞こえるのは、心穏やかでない。

私たちが確かに知っている事実はずぎのことだ。リンカンの跡を継いだのは、リンカンが持っていた偉大さのあらゆる特性に欠けた男だった。(中略) アンドルー・ジョンソンは、自己中心的 (self-absorbed) で、他人の意見に鈍感で、妥協する気が全然なく、また、どうしようもないほどの人種主義者 (unalterably racist) だった。(中略) 1868 年、合衆国議会下院は、あまりの頑迷さと無能ぶりに飽き飽きしてジョンソンを弾劾し、上院での弾劾可決にあと 1 票というところまで至ったのだ<sup>57)</sup>。

米国の歴史を概観すると、建国理念とは裏腹に建国当初から人種主義が存在していたことが分かる。法制史家チャールズ・ゴードンによると、1790 年帰化法はアメリカ人たる資格を「白人」と定めたが、世界の歴史の中で、国民の資格を規定するうえで人種という基準を用いたことのある国は米国を除けばナチス・イットとその衛星国だけであるという<sup>58)</sup>。それだけでも驚きであるが、比較法制史が専門のジェームズ・ウィットマンの最近の指摘はさらに驚きである。ナチスドイツが人種法を研究し、ナチスの人種主義体制下における悪名高き反ユダヤ法であるニュルンベルク法を制定する際の手本になったのはアメリカの、特に 1930 年代のアメリカの人種法、つまり、移民法や帰化法などの連邦法、および 30 州に及んだ諸州の異人種間婚姻禁止法

であり、さらには、法技術問題よりも、人種差別実践を優先させた柔軟な法制定過程であったとウィットマンは近著で述べているのである<sup>59)</sup>。

ゴードン論文は、国家が帰化の資格、つまり、国民の資格を特定の人種に限定したのは、米国とナチスドイツのみとその特異性を強調したのに対し、ウィットマンの著書は、そのナチスドイツの人種法の手本はアメリカだったことを明らかにした。アメリカの人種主義は世界史的に見て、他に例のないほど徹底していて、その上、面倒な法技術論の制約を超えてしまうほど柔軟に望ましからざる人種集団への苛烈な対応を可能にするものであるという。トランプ大統領の無茶な言動に対して脆弱なのである。

エイブラハム・リンカーンは、奴隷制廃止の衝撃を和らげ、奴隷制廃止という難事業を成功させるために、奴隷制が拡大してきた歴史をあえて誤読した。トランプ政権は、大統領自身は自分の排外主義や白人至上主義を隠ぺいするというめんどろなことをやる気もないように振る舞う一方で、政権を支える官僚たちはトランプ発言の重大性から目をそらすよう合衆国最高裁に強く促し、最高裁はそれに応えることであえて歴史を誤読した。合衆国議会では2019年9月末のこの時点で、トランプ大統領の弾劾手続きが下院で始まろうとしている。この政治闘争は、歴史の読み方を巡る闘いでもある。

## 引用文献

American Civil Liberties Union, Washington. “Timeline of the Muslim Ban.”:

<https://www.aclu-wa.org/pages/timeline-muslim-ban/> (2019年9月8日)

Bannai, Lorraine K. *Enduring Conviction: Fred Korematsu and His Quest for Justice*. Seattle: University of Washington Press, 2015.

“Brief of Amicus Curiae, Japanese American Citizens League,” Donald J. Trump, President of the United States, et al., v. State of Hawaii, et al., on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, March 30, 2018.

“Brief of Karen Korematsu, Jay Hirabayashi, Holly Yasui, the Fred T. Korematsu Center for Law and Equality, Civil Rights Organizations, and National Bar Associations of Color as *Amicus Curiae* in Support of Respondents,” Donald J. Trump, President of the United States, et al., v. State of Hawaii, et al., on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, March 30, 2018.

“Brief.” *Gale Encyclopedia of American Law*, 3rd ed. Vol. 2. Detroit: Gale Cengage Learning, 2011. 126. Cambridge Dictionary website: <https://dictionary.cambridge.org/ja/dictionary/english/birther/> (2019年2月21日アクセス)

Chavez, Leo R. *Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship*. Stanford, CA: Stanford Briefs, 2017.

Chavez, Loe R. DACA Seminar, “Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship,” February 20, 2018: YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=txVgcosUxac/> (2019年3月8日アクセス)

Cole, David. “The Supreme Court Looks Away.” *The New York Review of Books*. July 2, 2018.:

<https://www.nybooks.com/daily/2018/07/02/the-supreme-court-looks-away/> (2019年2月8日ア

クセス)

*Collins Cobuild Advanced Dictionary.*

Collins, Donald E. *Native American Aliens: Disloyalty and the Renunciation of Citizenship by Japanese Americans during World War II.* Westport, CT: Greenwood Press, 1985.

Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians.* Washington, DC: Government Printing Office, 1982.

Foner, Eric. *Reconstruction: America's Unfinished Reconstruction, 1863-1877.* New York: Harper & Row, 1988.

Foner, Eric. *The Fiery Trial: Abraham Lincoln and American Slavery.* New York: W.W. Norton, 2010.

Goodwin, Doris Kearns. *Team of Rivals: The Political Genius of Abraham Lincoln.* New York: Simon & Schuster, 2005.

Gordon, Charles. "The Racial Barrier to American Citizenship." *University of Pennsylvania Law Review* 96:3 (March 1945): 237-258.

Gordon, Robert J. *The Rise and Fall of American Growth.* Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2016.

Gould, Lewis L. *The Republicans: A History of the Grand Old Party.* Oxford and New York: Oxford University Press, 2014.

Higham, John. *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925.* With a New Afterword. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1955; 1994.

Irons, Peter. Ed. *Justice Delayed: the Record of the Japanese American Internment Cases.* Middletown, CT: Wesleyan University Press, 1989.

Keneally, Meghank. "Donald Trump Cites These FDR Policies to Defend Muslim Ban." Dec 8, 2015. ABC News: <https://abcnews.go.com/Politics/donald-trump-cites-FDR-policies-defend-muslim-ban/story?id=35648128/> (2019年2月2日)

*Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944).

Levitsky, Steven, and Daniel Ziblatt. *How Democracies Die: What History Reveals about Our Future.* New York: Penguin Books, 2018. [スティーブン・レビツキー、ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道—』(濱野大道訳) 新潮社、2018年]

Lively, Donald E. *Foreshadows of the Law: Supreme Court Dissents and Constitutional Development.* Westport, CT: Praeger, 1992.

Lopez, German. "When Japanese internment is cited to justify Trump's policies, don't wonder why people are scared." Nov. 17, 2016, Vox: <https://www.vox.com/identities/2016/11/17/13664012/trump-japanese-internment-muslims/> (2019年9月13日)

Mataconis, Doug. "Did The Supreme Court 'Overrule' Korematsu? Not Really." June 28, 2018, Outside the Beltway: <https://www.outsidethebeltway.com/did-the-supreme-court-overrule-korematsu-not-really/> (2019年2月2日)

Muller, Eric L. *Free to Die for Their Country: The Story of the Japanese American Draft Resisters in*

- World War II*. Chicago: The University of Chicago Press, 2001.
- National Immigration Law Center, “What’s in Each Version of the Muslim Ban?” In “Understanding Trump’s Muslim Bans.”:  
<https://www.nilc.org/wp-content/uploads/2018/01/understanding-the-Muslim-bans.pdf/> (2019年2月9日アクセス) .
- Ngai, Mae M. *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*. Princeton: Princeton University Press, 2004.
- “Oral Argument.” *Encyclopedia of the American Constitution*. Ed. by Leonard W. Levy, et al. New York: Macmillan, 1986. 1346.
- Oxford Living Dictionary website: <https://en.oxforddictionaries.com/definition/birther>; Accessed: Feb. 21, 2019.
- Pareene, “The Birthers: Who Are They and What Do They Want?” GAWKER, July 22, 2009:  
<https://gawker.com/5320465/the-birthers-who-are-they-and-what-do-they-want/> (2019年5月18日)
- Richardson, Heather Cox. *To Make Men Free: A History of the Republican Party*. New York: Basic Books, 2014.
- Story, Ronald, and Bruce Laurie. *The Rise of Conservatism in America, 1945-2000: A Brief History with Documents*. Boston and New York: Bedford/St. Martin, 2008)
- Shaw, Kate. “The Travel Ban Arguments and the President’s Words.” Harvard Law Review Blog, April 27, 2018: <https://blog.harvardlawreview.org/the-travel-ban-arguments-and-the-presidents-words/> (2019年2月8日)
- Stephenson, Emily, and Susan Heavey. “Trump defends proposed Muslim ban from U.S. as outrage mounts.” December 8, 2015. Reuters,  
<https://www.reuters.com/article/us-usa-election-trump-defense-idUSKBN0TR1KY20151208/> (2019年9月13日)
- Trump v. Hawaii*, 585 U.S. \_\_\_\_ (2018).
- Wadhia, Shoba Sivaprasad. “National Security, Immigration and the Muslim Bans.” *Washington and Lee Law Review* 75:3. Summer 2018. 1475-1506.
- Whitman, James Q. *Hitler’s American Model: The United States and the Making of Nazi Race Law*. Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2017; 2018. [ウィットマン、ジェイムズ・Q 『ヒトラーのモデルはアメリカだった—法システムによる「純潔の追求」—』(西川美樹訳) みすず書房、2018年]
- Woodward, Bob, and Scott Armstrong. *The Brethren: Inside the Supreme Court*, paperback ed. New York: Simon & Schuster, 2005.
- Wren, Christopher G., and Jill Robinson Wren. *The Legal Research Manual: A Game Plan for Legal Researcher and Analysis*. Madison, WI: Adams & Ambrose Publishing, 1986.
- Yamamoto, Eric. *Race, Rights and Reparation: Law and The Japanese American Internment*. Gaithersburg, N.Y.: Aspen Law & Business, 2001.
- 『アメリカ法判例百選』、別冊ジュリスト、No. 213、2012年12月  
小山貞夫編、『英米法律語辞典』研究社、2011年  
「サン・バーナディーノ銃撃 容疑者は何者だったのか」、BBC News Japan:

<https://www.bbc.com/japanese/35023798/> (2019年9月13日アクセス)

田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年

山倉明弘「コレマツ判決の復権—日系人強制収容容認判決とカラー・ブラインド言説—」、『アメリカ研究』第12号、2006年、77～98頁

山倉明弘『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』、彩流社、2011年

## 注

<sup>1)</sup> 2019年6月2日、アメリカ学会年次大会において、村川庸子氏が企画した部会「Contingent Citizenship: Have the Korematsu Decisions Been Overturned? (条件付き市民権—コレマツ判決は覆されたのか—)」に参加した筆者の報告“Selective Remembering of the Past and (Almost Willful) Misreading of History (過去の選択的記憶と(ほとんど意図的な)歴史の誤読)”を元に執筆

<sup>2)</sup> Lewis L. Gould, *The Republicans: A History of the Grand Old Party* (Oxford and New York: Oxford university Press, 2014), 3.

<sup>3)</sup> 米国経済成長の盛衰に関する大著を書いた社会学者ロバート・J・ゴードンによると、この時期は、米国の経済格差が縮まった時期であると言う。1917年から1948年までの時期において、米国民の実質所得の伸び率は、所得ランキング上位10%の場合は年率0.58%、下位90%の場合は年率1.43%、平均所得者の場合は年率1.11%であった。この格差縮小をもたらしたのは、大恐慌、第二次世界大戦、そして1930年代、40年代の所得を均す政策、たとえば、最低賃金、労働組合形成を促す立法措置、労働者階級から中流階級へと階層移動するのに役立った退役軍人奨学資金法などの成果であったという。Robert J. Gordon, *The Rise and Fall of American Growth* (Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2016), 608-609. これらの政策は主として民主党政権によって実行されたが、そうした「社会主義的」諸政策が、第2次世界大戦後の保守主義隆盛と共和党の勢力増大を招いたと考えられる。第2次世界大戦後の保守主義の台頭を論じたロナルド・ストーリーとブルース・ローリーによると、戦後のアメリカ政治は保守運動の出現を中心に展開したという。保守主義は社会保障や近代福祉国家を生み出したニューディールや1930年代の民主党政治に危機感を新たにして登場したのである。Ronald Story and Bruce Laurie, *The Rise of Conservatism in America, 1945-2000: A Brief History with Documents* (Boston and New York: Bedford/St. Martin, 2008), 1.

<sup>4)</sup> Lewis L. Gould, *The Republicans: A History of the Grand Old Party* (Oxford and New York: Oxford university Press, 2014), 4.

<sup>5)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 U.S. \_\_\_\_ (2018).

「585 US \_\_\_\_ (2018)」の最初の3桁の数字は、『合衆国判例集』第585巻の意味である。また、下線(アンダーバー)のところには当該判決が掲載される最初のページ番号が来るが、現時点ではまだ速報版しか出ていないので、下線部は空白のままである。

ここで、裁判所が出す意見について若干の説明が必要であろう。合衆国最高裁を例にすると、最高裁は口頭弁論(注14参照)の後に裁判官の間でどんな判断を示すかの協議を行うが、多数を占めた意見を「代表意見(majority opinion)」と言い、判決(opinion of the Court)として公表され強制的権限(mandatory authority)を持つ。多数派の見解の結論には賛同できても、その根拠や推論の過程には異議があるという場合、または代表意見では取上げていない論点を挙げる場合は、裁判官は多数派の結論に賛同したうえで、つまり判決文の結論を支持したうえで、独自に同意意見(concurrent opinion)を書くことができる。同意意見は補足意見とも訳され、法的拘束力はないが、法典研究者には未来の法廷がその事件をどのように解釈し、適用するかについて有益な示唆を与えるかもしれない。多数意見の結論に反対である裁判官は、反対意見(dissenting opinion)を書くことができる。反対意見は法的拘束力がまったくないけれども、法



典拠研究者に特定の法原則についての競合する解釈の有益な要約を提供し、多数意見（判決）の強みと弱みの分析に寄与するかも知れない。次の2つを参照。拙著、『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』、彩流社、2011年、27～28頁。Christopher G. Wren and Jill Robinson Wren, *The Legal Research Manual: A Game Plan for Legal Researcher and Analysis* (Madison, WI: Adams & Ambrose Publishing, 1986), 41, 45, 222-223.

ある事件の反対意見が、やがて次の時代の法思潮の主流派を形成することも合衆国最高裁史では珍しいことではない。詳細は、拙著、27頁、および、Donald E. Lively, *Foreshadows of the Law: Supreme Court Dissents and Constitutional Development* (Westport, CT: Praeger, 1992).

トランプ対ハワイ事件においては、ソトマイヨール裁判官が激しい反対意見を書いている（後述）。

<sup>6)</sup> 表1に示したように初版と第2版は大統領行政命令（executive order）で、第3版は大統領布告（presidential proclamation）である。両者を区別するときは、それぞれ「大統領行政命令」「大統領布告」を用いるが、両者を合わせたものに言及するときは「大統領令」と日本語で表現する。トランプ対ハワイ事件の判決、法廷助言者意見書、解説記事などを参照しても両者の法的効果に特に違いは見られないが、厳密な違いがあるかどうかは現時点では筆者には分からない。

<sup>7)</sup> Eric Foner, *The Fiery Trial: Abraham Lincoln and American Slavery* (New York: W.W. Norton, 2010), 71.

<sup>8)</sup> *Collins Cobuild Advanced Dictionary*.

<sup>9)</sup> Eric Foner, *The Fiery Trial: Abraham Lincoln and American Slavery* (New York: W.W. Norton, 2010), 72.

<sup>10)</sup> Eric Foner, *The Fiery Trial: Abraham Lincoln and American Slavery* (New York: W.W. Norton, 2010), 73.

<sup>11)</sup> 共和党の最初の大統領であるリンカンの卓越した手腕を詳細に描いた好著として次がある。Doris Kearns Goodwin, *Team of Rivals: The Political Genius of Abraham Lincoln* (New York: Simon & Schuster, 2005). また、創設期の共和党と、その奴隷制廃止と平等の理想がどのように変貌したかについては、次の2著が有益。Lewis L. Gould, *The Republicans: A History of the Grand Old Party* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2014); Heather Cox Richardson, *To Make Men Free: A History of the Republican Party* (New York: Basic Books, 2014). さらに次の大著には、南北戦争後の人種平等社会の建設が目的だった「再建」から共和党が劇的に後退して保守主義に転換し、ビジネスの利益を優先する政策に邁進するようになったことが詳述されていて、今日に続くアメリカの人種主義を理解するのに参考になる。Eric Foner, *Reconstruction: America's Unfinished Reconstruction, 1863-1877* (New York: Harper & Row, 1988), Chapters 11 and 12, and Epilogue, pp. 512-612.

<sup>12)</sup> この日、トランプ大統領による初めてのイスラム教徒入国禁止令が大統領行政命令という形で発布された。表1のイスラム教徒入国禁止令初版を参照。

<sup>13)</sup> Shoba Sivaprasad Wadhia, "National Security, Immigration and the Muslim Bans," *Washington and Lee Law Review* 75:3 (Summer 2018), 1483.

<sup>14)</sup> あらゆるレベルの法廷で弁護士は口頭弁論（oral argument）を行う。最高裁史の初期の頃は口頭弁論にたっぷり時間を割いていたが、近年は最高裁の処理件数の多いことに加え、弁論の多寡が分かりやすさに影響するという考え方に疑問が出てきたため、口頭弁論は原告・被告それぞれ30分と厳格に定められている。判決の行方が分からない難しい事件では、裁判官に記憶に新しい口頭弁論は判決の行方に影響すると最高裁裁判官たちは述べるのが常である。"Oral Argument," Leonard W. Levy, et al., eds., *Encyclopedia of the American Constitution* (New York: Macmillan, 1986), 1346.

<sup>15)</sup> 準備書面（brief）とは、訴訟の当事者に代わって弁護士が、あるいは当事者自身が書く書面で、次のことを書く。(1) 訴訟の争点、(2) 当事者を法廷に連れ出した諸事実、(3) 係争物（訴訟の対象となっていること）に影響する関連諸法、(4) 一方の当事者に有利な判決が出

るために特定の諸事実に法をどのように適用すべきかを説明する議論。“Brief,” *Gale Encyclopedia of American Law*, 3rd ed., vol. 2 (Detroit: Gale Cengage Learning, 2011), 126.

<sup>16)</sup> David Cole, “The Supreme Court Looks Away,” *The New York Review of Books*, July 2, 2018: <https://www.nybooks.com/daily/2018/07/02/the-supreme-court-looks-away/>; Accessed: Feb. 8, 2019.

<sup>16)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_ (2018), Opinion of the Court, p. 29.

<sup>17)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_ (2018), Opinion of the Court, p. 29.

<sup>18)</sup> 合衆国憲法第 1 修正は「連邦議会は、宗教の護持にかかわる法律、宗教の自由な活動を禁じる法律を（中略）作ってはならない」と規定するが、この前半部分である「宗教の護持にかかわる法」の制定を禁止する部分を the establishment clause という。この訳語としては、「国教（禁止）条項」が定着している。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991 年、307 頁；小山貞夫編、『英米法律語辞典』研究社、2011 年、380 頁。この条項は、国家が特定の宗教を優遇も冷遇もしないという宗教的中立性を要求していて、実際に判決に対する反対意見のなかでソトマイヨール裁判官が the principle of religious neutrality（宗教的中立性）や the Establishment Clause’s guarantee of religious neutrality（国教禁止条項が保障する宗教的中立性）などと言及している。*Trump v. Hawaii*, 585 US \_ (2018), Sotomayor, J., dissent, pp. 1, 2, 3, 25, 26.

<sup>19)</sup> 訴務長官 (Solicitor General) とは、司法省にあって司法長官 (Attorney General)、司法次官 (Deputy Attorney General) に次ぐ地位で、最高裁への上訴事件で連邦政府行政の代表を務める（日本では検事総長に相当するであろう）。訴務長官は合衆国政府を代表して上訴による裁判の指揮を執り、最高裁での審理において合衆国側の弁護人を務める。拙著、『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー—』、彩流社、2011 年、310 頁。

<sup>20)</sup> Kate Shaw, “The Travel Ban Arguments and the President’s Words,” Harvard Law Review Blog, April 27, 2018: <https://blog.harvardlawreview.org/the-travel-ban-arguments-and-the-presidents-words/> (2019 年 2 月 8 日)「実際に使った言葉」の強調は原文のまま。

<sup>21)</sup> 表 1 に示した大統領によるイスラム教徒入国禁止令第 3 版

<sup>22)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_ (2018), Sotomayor, J., dissent, pp. 10-11.

<sup>23)</sup> 日系アメリカ人二世のフレッド・コレマツは米国陸軍による居住地からの立ち退き命令に違反しても白人の婚約者とカリフォルニアに残りたいと考え、徴兵カードを変造し、ちょっとした整形手術をして顔つきを変えようとしたが、旅行中に逮捕された。裁判の争点は強制排除と強制収容であったが、ヒューゴー・ブラック裁判官はより困難な後者を避け、前者だけを論じた。判決は、冒頭で「単一の人種集団の市民としての権利を削減するような法的制約はすべて、直ちに警戒すべきものであり、「そのような制約を最も厳格に審査しなければならない」と人種に基づいた政策の審理に高いハードルを設けた。けれど、それは「人種的敵意」では正当化されなくとも、「差し迫った公共の必要性」によって正当化されることはあり得るとして、日系人集団だけを排除する憲法上の道を拓いた。拙著『市民的自由』、巻末の「注釈付き判例索引」、79 頁。

コレマツ判決は、最高裁の歴史を学ぶ標準的な教科書や憲政史・法制史の概説書・入門書に必ず登場する悪名高い判決である。明らかに人種差別的である政策を最高裁は、国家危急時の例外的措置として容認したのだが、今日の常識では容認できるはずのない人種差別政策である。したがってコレマツ判決を有効な判例として考えることは世間の常識では難しい。拙論、「コレマツ判決の復権—日系人強制収容容認判決とカラー・ブラインド言説—」、『アメリカス研究』第 12 号、2006 年、81~82 頁。

後述の通り、トランプ対ハワイ事件の判決が、コレマツ判決を「歴史の法廷で覆されている」と述べ、ソトマイヨール裁判官がコレマツ判決を使って判決を批判することに備えようとしたのも、故なしとしない。

<sup>24)</sup> Bob Woodward and Scott Armstrong, *The Brethren: Inside the Supreme Court*, paperback ed. (New York: Simon & Schuster, 2005). 協議の説明は、同書 xvii 頁。

<sup>25)</sup> 法廷助言者 (*amicus curiae*) とは、裁判所に係属する事件について裁判所に情報または意見

を提出する第三者。多くの場合、社会的・経済的・政治的影響のある事件において、これに利害関係のある個人・機関・組織等が裁判所の許可を得またはその要請によって *amicus curia* となり、*amicus curia brief* を提出する。

<sup>26)</sup> “Brief of Amicus Curiae, Japanese American Citizens League,” Donald J. Trump, President of the United States, et al., v. State of Hawaii, et al., on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, March 30, 2018, 6-27.

<sup>27)</sup> “Brief of Karen Korematsu, Jay Hirabayashi, Holly Yasui, the Fred T. Korematsu Center for Law and Equality, Civil Rights Organizations, and National Bar Associations of Color as *Amicus Curiae* in Support of Respondents,” Donald J. Trump, President of the United States, et al., v. State of Hawaii, et al., on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, March 30, 2018, i.

<sup>28)</sup> *Ibid.*, 12.

<sup>29)</sup> *Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944), 223-204.

<sup>30)</sup> 拙著『市民的自由』、327～328頁

<sup>31)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_\_ (2018), Opinion of the Court, p. 38.

<sup>32)</sup> 拙著『市民的自由』、366頁。Peter Irons, ed., *Justice Delayed: the Record of the Japanese American Internment Cases* (Middletown, CT: Wesleyan University Press, 1989), 6-7; Lorraine K. Bannai, *Enduring Conviction: Fred Korematsu and His Quest for Justice* (Seattle: University of Washington Press, 2015), 280. コーラム・ノビス訴訟の経緯と結果の詳細については日本語で書かれたものはほとんどないので、拙著『市民的自由』の第8章第5節を参照頂きたい。

<sup>33)</sup> Doug Mataconis, “Did The Supreme Court ‘Overrule’ Korematsu? Not Really,” June 28, 2018, Outside the Beltway:

<https://www.outsidethebeltway.com/did-the-supreme-court-overrule-korematsu-not-really/> (2019年2月2日)

<sup>34)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_\_ (2018), Sotomayor, J., dissent, pp. 26-27.

<sup>35)</sup> *Trump v. Hawaii*, 585 US \_\_ (2018), Sotomayor, J., dissent, p. 28.

<sup>36)</sup> 「サン・バーナディーノ銃撃 容疑者は何者だったのか」、BBC News Japan :

<https://www.bbc.com/japanese/35023798/> (2019年9月13日アクセス)

<sup>37)</sup> Emily Stephenson and Susan Heavey, “Trump defends proposed Muslim ban from U.S. as outrage mounts,” December 8, 2015, Reuters,

<https://www.reuters.com/article/us-usa-election-trump-defense-idUSKBN0TR1KY20151208/> (2019年9月13日)

<sup>38)</sup> Emily Stephenson and Susan Heavey, “Trump defends proposed Muslim ban from U.S. as outrage mounts,” December 8, 2015, Reuters,

<https://www.reuters.com/article/us-usa-election-trump-defense-idUSKBN0TR1KY20151208/> (2019年9月13日)

<sup>39)</sup> Meghank Keneally, “Donald Trump Cites These FDR Policies to Defend Muslim Ban,” Dec 8, 2015, ABC News:

<https://abcnews.go.com/Politics/donald-trump-cites-fdr-policies-defend-muslim-ban/story?id=35648128/> (2019年2月2日)

<sup>40)</sup> German Lopez, “When Japanese internment is cited to justify Trump’s policies, don’t wonder why people are scared,” Nov. 17, 2016, Vox:

<https://www.vox.com/identities/2016/11/17/13664012/trump-japanese-internment-muslims/> (2019年9月13日)

<sup>41)</sup> この伏流水の全貌を論じることは筆者の手に余るし、紙幅も十分でない。代表的研究としては次がある。John Higham, *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925* (New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1955; 1994).

<sup>42)</sup> Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (Washington, DC: Government Printing Office, 1982), 18 ; 拙著『市民的自由』、78、403頁。

43) Steven Levitsky and Daniel Ziblatt, *How Democracies Die: What History Reveals about Our Future* (New York: Penguin Books, 2018), 61. [スティーブン・レビツキー、ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道—』(濱野大道訳) 新潮社、2018年、85頁。]

44) Steven Levitsky and Daniel Ziblatt, *How Democracies Die: What History Reveals about Our Future* (New York: Penguin Books, 2018), 62. [スティーブン・レビツキー、ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道—』(濱野大道訳) 新潮社、2018年、87頁。]

45) Oxford Living Dictionary website: <https://en.oxforddictionaries.com/definition/birther>; Accessed: Feb. 21, 2019; Cambridge Dictionary website: <https://dictionary.cambridge.org/ja/dictionary/english/birther/> (2019年2月21日アクセス) .

46) Steven Levitsky and Daniel Ziblatt, *How Democracies Die: What History Reveals about Our Future* (New York: Penguin Books, 2018), 62. [スティーブン・レビツキー、ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道—』(濱野大道訳) 新潮社、2018年、87頁。] 「非米 (un-American)」という言葉は、戦時強制収容の対象となった日系アメリカ人と在米日本人を形容するときも頻りに用いられたが、この言葉は昭和前半期に日本でもよく使われた「非国民」と同じニュアンスを持つと思う。

ちなみに、GAWKER というウェブサイトは、バラク・オバマがハワイで生まれたことを示す彼の出生証明書を掲載している。Pareene, “The Birthers: Who Are They and What Do They Want?” GAWKER, July 22, 2009:

<https://gawker.com/5320465/the-birthers-who-are-they-and-what-do-they-want/> (2019年5月18日) 出生証明はアメリカ人の身分証明書のようなもので、日本人の場合は、「戸籍」がそれに当たるであろう。

47) 1868年に成立した合衆国憲法第14修正は、「合衆国内で生まれ、あるいは合衆国に帰化して、その法の支配を受ける人がだれでも、合衆国の市民でもあり、また、同時に、その人が共住している州の市民でもある」と規定している。これが生得市民権の法的根拠であり、その地で生まれた者を市民とする原則を属地(ラテン語を用いて *jus soli* と表現)主義と言う。

48) Joel Rose, “FACT CHECK: 14th Amendment On Citizenship Cannot Be Overridden By Executive Order,” October 30, 2018: 7:04 PM ET, National Public Radio Website: <https://www.npr.org/2018/10/30/662335612/legal-scholars-say-14th-amendment-doubt-trump-can-end-birthright-citizenship-wit>; Access: November 2, 2018.

49) Jonathan Swan and Stef W. Knight, “Exclusive: Trump targeting birthright citizenship with executive order,” Oct. 30, 2018, Axios website: <https://www.axios.com/trump-birthright-citizenship-executive-order-0cf4285a-16c6-48f2-a933-bd71fd72ea82.html>; Access: Nov. 3, 2018.

50) Leo R. Chavez, *Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship* (Stanford, CA: Stanford Briefs, 2017).

51) Loe Chavez: DACA Seminar, “Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship,” February 20, 2018: YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=txVgcosUxac/> (2019年3月8日アクセス) .

52) “Introduction” to Loe Chavez: DACA Seminar, “Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship,” February 20, 2018: YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=txVgcosUxac/> (2019年3月8日アクセス)

53) Leo R. Chavez, *Anchor Babies and the Challenge of Birthright Citizenship* (Stanford, CA: Stanford Briefs, 2017), 3.

54) Eric L. Muller, *Free to Die for Their Country: The Story of the Japanese American Draft Resisters in World War II* (Chicago: The University of Chicago Press, 2001), 43.

55) 詳細は、日系アメリカ人の市民権放棄の代表的研究である次を参照。Donald E. Collins, *Native American Aliens: Disloyalty and the Renunciation of Citizenship by Japanese Americans during World War II* (Westport, CT: Greenwood Press, 1985). また、日本語文献としては、拙著『市民的自由』、第4章第4節「市民権放棄と兵役忌避」、194～213頁。

---

<sup>56)</sup> Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the making of Modern America* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 193-194.

<sup>57)</sup> Eric Foner, *The Fiery Trial: Abraham Lincoln and American Slavery* (New York: W.W. Norton, 2010), 334.

<sup>58)</sup> Charles Gordon, “The Racial Barrier to American Citizenship,” *University of Pennsylvania Law Review* 96:3 (March 1945): 251.

<sup>59)</sup> James Q. Whitman, *Hitler’s American Model: The United States and the Making of Nazi Race Law* (Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2017; 2018), 1-2, 160-61 [ウイットマン、ジェイムズ・Q 2018、『ヒトラーのモデルはアメリカだった—法システムによる「純潔の追求」—』（西川美樹訳）みすず書房、9～10、173～174 頁]



## 「後集団」概念と進化経済学の射程

—— H・フーバー『裏切られた自由』と、戦後米政権と  
日本のバブル崩壊の深層海流を読み解く ——

森田成男 (社会・経済システム学会)

### はじめに

「社会・経済システム」は、その構成要素として主体・組織・制度のみならず、機械装置から情報ネットワークまで、様々な技術的産物も含む人工的システムである。それゆえ一部の勢力集団だけが富む制度や、時代との不適合に至った制度などは、徐々に改変が可能である。

ソ連崩壊後、共産主義の勢力は弱まったが、今度は「新自由主義」経済という「グローバリズム」、「国際主義」が世界を席卷している。どちらもインターナショナルを称賛し、国境をなくし、社会・経済・文化などの各領域で、「世界覇権」の中心が世界の統一を目指す点では根は一緒とも言えよう。どの国であれ、国民的（ナショナル）なものを破壊された国民は、バックボーンを失い混乱し、溶解され、滅びの道を歩む。日本も御多分にもれず、1990年代までの家族的経営及び「三方よし」の互酬の精神風土と、分厚い中産階層が支える「共生経済」を破壊（バブル崩壊）された後、未だに大多数の人々が、自分たちの足元で本当は何が起こったかの明確な自覚がないまま、「失われた30年」の漂流を続けている。

大破壊を被った自覚がないところに、日本の未来の展望が生まれてくるはずがない。その問題意識から、まずは今回、戦後米政権と日本のバブル崩壊の経緯、及び近年に東芝他が経験した「落とし穴」など、海外から来る、日本が築いた財貨を抜き取る様々な仕掛けと、それへの対応の失策の核心を、「日本経済の教訓」として濃縮・整理し、事実を世に問うことにした。

本来、社会的集団における権力の権力たる所以は、内部の成員に対して合法的に服従を強い得る力にある。その勢力主体は、同時にまた、外部に対しての勢力としても作用する。全体社会における主要集団を、大局的に極度に単純化して、かつて勢力をもっていた「前集団」(Vorgruppe)、現在栄華を極める「現集団」(役割集団、Jetzt-gruppe)、今後勢力を増大して追い上げてくる「後集団」(Nachgruppe) など、勢力の潮流と時間軸から集団群を追尾する「理念型概念」の分析視角がある。(蔵内、1979、99—120)

本稿に始まるこのシリーズでは、社会学の立場からは、次の時代を担う「後集団」(Nachgruppe) 台頭のきざしを、「ソーシャル・イノベーション」の視角から「共生経済」の萌芽と様々な事例を焦点に各コミュニティを考察していく。また、「進化経済学」の立場からも、国際金融を含めた「経済の基本メカニズム」と、現状の陳腐化した諸制度変更の可能性を追究していく。「共生経済」の具体的な要素を含んでいた、1990年代までの日本企業の経営思想の普遍性や、ブラジル憲法の「すべての土地は生産活動に利用されなければならない」を根拠の、「土地なし農民運動 (MST)」のような対抗運動や社会運動の先進性も今後掘り下げていく。

近年、私たちは近現代史と「社会・経済システム」の解明に、世界史的真相を明るみに出した多数の秀作を得た。拙論でふれてきたように、とりわけ重要なのが、考古学者チャールズ・ハイアムの『国際金融同盟』、ヘインズ&クレアの『ヴェノナ』、ハーバート・フーバー元大統領

領の『裏切られた自由』、西尾幹二の『GHQ焚書図書開封シリーズ』（1～11巻）、ジェイムズ・ロバートソンの『21世紀の経済システム展望 市民所得・地域通貨・資源・金融システムの総合構想』、そして膨大な史料を総合分析した鬼塚英昭の『20世紀のファウスト』などである。今後、このシリーズでは、「共生とは」のテーマと上記の基本文献が、何度も出てくる。

尚、今回の論考の、各章の内容（イシュー）は時系列ではない。時代背景にふれた1と2の総論から始め、核心にふれた3から11までのそれぞれの局面と重要事項を、時間と空間の枠をさらに広げた12から14の大きな歴史的展望の視座で挟むことによって、「弱肉強食の世界経済に狙われる日本」と「日本の国益」への理解を促そうとした。以下の章立てで、共生を目指した日本経済が、押さえ込まれた流れの全体像を、まずは読み解いていく。

- 1、株価暴落のタイミングでの「総量規制」で、「不良債権の山に埋もれた日本の銀行」
  - 2、「前川レポート」、「プラザ合意」と連動する日本の「バブル形成」
  - 3、「失われた30年」を促進したKPMGファイナンシャル・サービス・コンサルティングの問題企業リスト
  4. 1985年の「プラザ合意」、「金融システム」はどのように破壊されたのか
  5. 1986年の「先物取引制度」導入の意味すること
  6. 日本長期信用銀行、日債銀、生命保険7社は、どのように解体されたのか
  - 7、「ハゲタカ・ファンド」のビジネス手法
  - 8、1980年代からの米国の「新自由主義」経済への変貌
  - 9、東芝が経験した「不可解な落とし穴」
  10. トヨタ、タカタ他が経験した「不可解な落とし穴」
  11. 日本の莫大な赤字国債は、一体、誰のために発行されたのか
  - 12、富を吸い上げるベイルイン bailin 手法（韓国の事例）と格付け会社の動向
  13. 孤立主義と侵攻による市場拡大の「使い分け」、H・フーバー『裏切られた自由』
  14. 森木亮『日米同時破産』、高橋靖夫『金本位制復活』が見据える近未来
- むすび、〈国民〉の富をマネジメントする「普遍的な共生」の視座

中間層を富ませて共生を目指していた「日本経済」の「失われた30年」の流れを俯瞰し、次の時代をどう構築していくかのヒントとなることを願っている。

## 1. 株価暴落のタイミングでの「総量規制」で、「不良債権の山に埋もれた日本の銀行」

令和の時代に入り、30年余りの平成の金融動乱の、真実の基本メカニズムが透けて見えてきた。日本の地価総額は、1990年の2400兆円をピークに、2005年には1200兆円にまで半減した。平成期の預金金融機関の破綻は182件。うち銀行が22、信用金庫27、信用組合は133。平成元年時点で預金金融機関は990だったので18%が消滅し、生命保険8社、損害保険1社が破綻し、証券会社でも投資者保護の枠組みが使われた破綻事例が7件もあった。地価と株式の下落で、国民の約1600兆円もの富が消えた。富が毎年継続的に消えるため、次々と不良債権を生み出し続け、「失われた30年」に至ったのであった。

外国証券からの先物の大量の空売りで、日経平均株価の大暴落の状況下、1990年3月、地価抑制策の一つとして、大蔵省銀行局長名の「総量規制」通達が発動された。が、西野智彦『平成金融史』（2019）がふれるように、大蔵省銀行局長の土田正顕は、この総量規制に頑として反対していた。東京証券取引所で日本企業の株価が崩される最中に、『総量規制』が効きすぎた



場合のリスクを感じ、通達に反対していた。しかし、時の海部首相が指示し、橋本蔵相を通じて、劇薬の「総量規制」の決断を土田に促した。

「都市開発事業など公的部門を除く不動産業向け融資は、総貸出枠の伸び率の範囲内に抑える。不動産業、建設業、ノンバンクの三業種への融資状況については四半期ごとに報告することとする」。しばらくして、資金供給が細った内外の完成間近の建設プロジェクトが止まり、地価が下がり始め、各銀行はまるで野戦病院のようになった。年を追うごとに、各銀行には、敗れた企業の毀損した「担保不動産」がまるで傷病兵のごとく次々と運び込まれてきた。この劇薬の「総量規制」が、日銀（三重野総裁）の一气呵成の引き締めと相まって「失われた30年」、すなわち日本金融システムの瓦解を推し進めた。土地バブルは翌年から真逆さまに崩壊し、同時に株安との相乗効果で、担保割れ続出で、金融機関はもちろん他業種も巻き込んで、長期間にわたって日本経済を奈落の底に突き落とし続けた。

西野智彦が示唆するように、平成の金融動乱は大きくは、四つの局面に分類できる。バブル崩壊に怯えつつも、地価の復活を信じながら、問題の先送りを繰り返した1989年からの7年間。金融危機が顕在化し、大型連鎖破綻によって公的資金やゼロ金利を決断せざるを得なくなった1995年央からの6年間。デフレの発生と不良債権の累増で大規模な量的緩和と竹中プランが起動した2002年からの6年間。そして、リーマン危機や東日本大震災後の円高でデフレが慢性化し、政治主導の異次元緩和に追い込まれた最後の10年間である。

振り返って検証すれば、東京証券取引所における株価の下落が、どの局面においても負のスパイラルを一層深刻化させた側面がある。いやしくも国家経済の運営を託された者は、本来、株式や債券や原油市場が、教科書的な市況やファンダメンタルだけで動くものでないこと。むしろ世界覇権の政治・経済・金融の国家戦略（悪魔のシナリオ）に基づき、動きを仕掛けてくること読み込んでいなければならない。

日本の株式時価総額は、1989年末の610兆円が継続して、国外から毎年売られ続け、2003年春のボトムには、230兆円程度にまでに落とされた。BIS、ウォール街の投資銀行、格付け会社、ヘッジファンドなど、これら金融アクターたちのベクトルが合力すれば、「ジャパン・プレミアム」など大きな国際的トレンドを創り出せる。そして当然だが、日本はそれに負けない打開策を、シミュレーションして、選択肢を準備していなければならなかった。

1997年2月、日債銀の経営不安説が市場に流れ、副頭取が否定の緊急記者会見を開いた。三塚蔵相も否定して、援護射撃をした。だが、3月21日には、追い打ちをかけるようにムーディーズが、日債銀の総額約十兆円の金融債の格付けを、投資適格債の「Baa3」から「Ba1」（投機的で将来の安全性に不確実性がある）に引き下げた。これを合図に、日本の金融機関全体が株式市場において、さらに海外からの空売り攻撃を受けるようになった。

1997年11月は、「平成の金融危機」として歴史に残ることとなる。準大手証券の三洋証券、都銀の北海道拓殖銀行、山一証券、第二地方銀行の徳陽シティ銀行が連鎖的に経営破綻し、日本の金融システムは一触即発の状態に陥った。海外からの一方的な信用不安説の増幅で、短期市場からの資金調達に困難になり、資金繰りに行き詰ったのが日債銀破綻の直接の引き金となった。安田信託銀行や、同じ芙蓉グループで山一証券のメインバンクだった富士銀行（現みずほ銀行）にも経営危機のうわさが流れた。

両行の株価が下落し、海外の投資銀行やヘッジファンドが株式市場で先物を売りまくった。海外の金融市場では、日本の銀行向け貸し出しに対して「ジャパン・プレミアム」と呼ばれる上乗せ金利が発生し、日経平均株価が1万5000円を割り込んだ。当時、あらゆる業種の、収

益力のある健全な企業にまで、銀行の貸し渋りが生じ、一般の企業全体にまで「資金繰り困難」の重しをかぶせていった。

日本経済の回復は、1998年5月の英バーミンガム・サミットでも大きなテーマになった。クリントン大統領は橋本首相との会談で、日本の総合経済対策を評価しつつも、今後は「金融システムの改革が鍵をにぎる」とくぎを刺した。米財務長官のサマーズは、サミット後の記者会見で①行政の金融機関監督強化、②金融機関が抱える不良債権規模などの透明性向上、③証券化を通じた資産流動化、の三点を日本に突きつけた。

一方、長銀の破綻の引き金になったのは、98年6月9日早朝、スイス銀行と長銀の合併会社、長銀ウォーバーグ証券株式部に送信された数枚のファックスだった。ロンドンの本社から届いたファックスには、提携相手の長銀自身の株の売り注文が、何のためらいもなく記載されていた。系列証券会社からの親会社株の大量の売りに、市場はそんなに内容が悪いのかと動揺した。ヘッジファンドや各証券会社もこれに追随した。7月22日、以前2820円をつけていた長銀の株価は、額面割れの49円にまで急落した。

## 2. 「前川レポート」、「プラザ合意」と連動する日本の「バブル形成」

1986年4月、日本政府の構造改革策をまとめた「前川レポート」が出された。貿易摩擦にいらだつ米国に対して、前川春雄前日銀総裁が座長となってまとめた、日本としての経済構造改革策のレポートである。その中には、今日、私たちが返却不可能な莫大な借金（赤字国債発行）の元となる、その後10年間で430兆円超の公共投資実行、日本のためではなく、米国のための「財政出動」が盛り込まれていた。

しかも、日本には莫大な対外債権があり、外資を受け入れる必要など皆目ない。にもかかわれず、対日直接投資も積極的に拡大するとしていた。読み方によっては、日本企業のたたき売りの原点がすでに、前川レポートにはにじんでいた。プラザ合意によって、日本を超円高に追い込み、円高不況に陥った日本に、景気対策として間違った過剰な大規模公共事業のバブル経済を発生させる筋書き。さらには「海外資本による投資環境」という名の、日本人が創出した富の分け前・引き渡し（株式配当）増や、日本企業買収の合法的環境を整えさせた。（森永、2018、18 - 30）それは当時、南米諸国が日本に先行して受け入れさされた、「資本の自由化」などの10項目を強引に求める「ワシントン・コンセンサス（新自由主義化）政策」でもあった。

2003年5月、小泉首相の米国訪問後ただちに、USTR（米通商代表部）のロバート・ゼーリック代表（後の世界銀行総裁）は、日本の市場開放と規制緩和の進展を歓迎との報道発表をした。彼の談話は『日米規制改革と競争政策イニシアティブ』の枠組みの下、日米の政府機関によって作成された第二回「共同報告書」を踏まえたものだった。

ヤイター、ヒルズ、カンターといった歴代のUSTR代表たちが、日本を叩いて分け前を「勢力集団」内で山分けする構図の繰り返しが垣間見えた。日本の優良資産を安値で買う（バブルをつくり、バブルを破壊）ために、日本経済を新自由主義化（外資のための構造改革）し、外堀を埋め、より属国化する手順がこの「共同報告書」で謳われていた。また、USTRが発表した「貿易白書」には、デジタルトレードについて書かれており、当時すでに、アマゾンを使って貿易赤字を埋める（日本には税収が落ちない）ことの記述もみえる。

例えば、「国際的な株式交換を促す制度の整備」（商法の改正と三角合併）、「教育・医療サー

ビス分野への外国投資の促進」、「雇用流動化の促進」（好きなときにリストラできる雇用環境を日本につくらせる）などであった。日本にM&Aという企業合併・買収、及び国境を越えた「クロスボーダー株式交換」を容易に行えるような法改正を日本政府に求めてきた。また、米国の要望通り、2001年9月、「不動産投資信託」（REIT）が初上場され、2002年9月時点で、三銘柄が東京証券取引所で取引された。

その際、タイミングを計るかのように、不動産運営会社の買収や資本参加、商業施設開発のほか、リゾート関連物件への投資事業を展開していた米国の「コロニー・キャピタル」も、日本に上陸してきた。同社は2003年11月、特定目的会社「コロニー福岡」を設立した。そして同社は、邪魔になった福岡ダイエーホークスを、ソフトバンクグループに売却した。また、「カーライル」の関連会社のカーライル・ジャパン・ホールディングス・スリーは、産業機器メーカーのキトーにTOB（株式公開買い付け）を仕掛け、その経営権を取得した。このTOBの後、カーライルは産業再生法の特例を用いて株式交換・合併を行い、キトーを100%子会社とした。（本山、2006、60 - 94）

ゴールドマン・サックス（以下GSと表記）は、2000年にNTTドコモによるAOLジャパンなどの戦略的買収案件でアドバイザーを務めた。2001年には川崎製鉄とNKKとの経営統合、中外製薬とロシュ社の資本提携、大和ホールディングスとあさひ銀行の経営統合などを扱った。2003年にはリップルウッドが日本テレコム（JTB）の固定電話部門を買収した際に、リップルのアドバイザーになり、レバレッジ・バイ・アウト（LBO）という、当時の日本ではまだ珍しい、買収先企業の資産を担保に買収資金を得る手法を使って買収を成就させた。

2004年当時の、トムソンが集計した世界中のM&Aのアドバイザーランキング（完了案件、金額ベース）では、首位は1998年から連続でGS、二位はモルガン、三位はJPモルガン、四位がメリル、五位がシティグループの順番で、常連が顔をそろえている。2004年12月の、中国のパソコンメーカー大手レノボ・グループによる米国IBMのパソコン事業買収では、メリルとGSがアドバイザーを務め、それぞれ約900万ドル（10億円弱）の成功報酬を得たと見られている。

GSは、1869年にニューヨークで創業、以来、ウォール街のエリート集団として君臨してきた。1999年に株式公開後の収益の柱は、株式や債券の売り買いを担当するトレーディング部門と、M&Aのアドバイザーや株式の引き受けを担当する投資銀行部門であった。日本には1974年に駐在員事務所を設立、1983年に支店に昇格、1986年に東京証券取引所に加入した。

近年、最初に中国の中国工商銀行など、四つの銀行を上場させる手助けをしたのが、GSであった。しかもその会長ヘンリー・ポールソンが、米国の財務長官となって、リーマンショックの世界金融危機に対応した。その彼は、一時は中国工商銀行の筆頭株主となり、次にそれをシンガポールのテマセクに売り払った。（宮崎・馬淵、2016、180）

「グローバリズム」とは、世界全体の市場化のことであるが、この主導権を握っているのは、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下GSIと表記）を始めとする多国籍金融機関である。そもそもGSIの世界戦略は、基軸通貨国特権（シニョリッジ）をもつFRBという世界最大の軍事・金融経済力という「担保」で成り立っている。このGSIは、GS社の国際部門を担う一部門であり、フランクフルト、ロンドン、香港などに事務所を構えている。

米国の最高権力層は、GSIとコネクションを持つ人が多い。また、このGSIのグローバル経済調査部こそが、一時期に「BRICs」というキーワードで、投資の世界をけん引した。2003年にGSIが出した「世界経済レポート」では、今後、ブラジル、ロシア、インド、中国の地域

が世界経済で大きな役割を果たすという予測を打ち立てていた。

A・R・ソーキンの『リーマン・ショック・コンフィデンシャル』（2009）において、2008年秋の金融危機の実相が描かれている。AIGをそのままリーマン・ブラザーズのように破綻させてしまうと、GSが200億ドルの巨額損失を被り、連鎖倒産してしまう状況であった。

この当時のGSの、会長兼CEOがロイド・ブラックファインだったが、ロンドン支社の取締役会議長を務めるのは、ビルダーバーグ会議有力メンバーのピーター・サザランドであった。彼は1995年に誕生した世界貿易機関（WTO）の初代事務局長でもある。また、マネージング・ダイレクター（副会長）として、ロバート・ホームッツという1970年代の国家安全保障会議（NSC）の上級スタッフ、カーター政権で米通商代表部（USTR）副代表などを歴任後、GSに入社したグローバル経済の専門家などもいた。

さらに、クリントン政権時代にGSの上級国際アドバイザーだったロバート・ゼーリックも、ブッシュ政権の高官となって、中国がWTOに加盟した2001年秋に米通商代表部代表を務めた。その後、国務副長官となった後で、世界銀行総裁となるが、その間（2006年）にGSに舞い戻っている。GSIは、多数の欧州のパワーエリートも迎え入れている。イタリア中央銀行総裁となった（その後、欧州中央銀行総裁）エコノミストのマリオ・ドラギもGSIないしGSの上級アドバイザーとして迎え入れられていた。巨大企業取締役会メンバーは、『ビジネスウィーク』（マグローヒル）他の会社情報サイトで確認できる。

中国市場の開拓でイニシアティブを取ったのは、デイビッド・ロックフェラーである。オバマ政権の財務長官であったガイトナーの父親のピーター・ガイトナーは古くからロックフェラーの側近としてフォード財団やロックフェラー財団、アジア・ソサエティを通じてアジアでの人脈をつくっていた。ガイトナー財務長官は、広範な人脈をもつヘンリー・キッシンジャーの下でも働いていた。世界中からの資金流入で米国の巨額の経常収支と累積の赤字の穴埋めをするのが、現在の「基軸通貨国特権」に基礎づけられた「ドル覇権力」である。

中田安彦たち指摘するように、GSIの人脈はビルダーバーグ会議メンバーと大きくは重なっている。ビルダーバーグと連動して国際経済の枠組みの設定、世界経済のアジェンダ作りという重要な「統合調整機能」を果たしているように見える。（中田、2009、302 - 336）

### 3. 「失われた30年」を促進したKPMGファイナンシャル・サービス・コンサルティングの問題企業リスト

1998（平成10）年4月に、『外国為替及び外国貿易管理法』が大改正され、外国資本による企業や銀行の買収が、ほぼ自由に行われるようになった。日本に本格的な「外資の波」が押し寄せた。

森永卓郎たちが指摘するように、2001年当時、日本経済のたたき売り（ハードランディング）に辣腕を振るったのが、米国大手会計事務所KPMGの100%子会社KPMGファイナンシャル・サービス・コンサルティング社長の、日本銀行出身のK氏だった。Kは不良債権処理という「構造改革」を断行できるのは、小泉首相だとエールを送った。2001年6月12日、自民党の経済産業部会にKが招かれ、問題企業29社のリストが配られた。企業名は伏せられていたが、業種が書かれていたため、すぐにどの企業のことか推測がついた。ダイエー、マイカル、青木建設、佐藤工業、熊谷組、大京、ミサワホーム、オリエントコーポレーションなどが入っていた。そしてKの、「これらの危ない企業を処理すれば、日本経済が復活する」というまったくおか

しな議論が、主要マスメディアの煽りの助けもあって、急速に広まっていった。

2001年9月25日、ホワイトハウスを訪問した小泉首相は、ブッシュ大統領の要請を受けて、2～3年以内の不良債権処理を約束した。しかし、メインバンクの金融機関は、大手30社への引当金を、資本準備金を取り崩して積み増しできる状態ではなかった。当時の「BIS規制」（国際業務を営む民間銀行の自己資本比率は8%という規制）のため、そろって貸し出しを圧縮せざるを得ない状況だった。銀行の信用創造を人為的に縮小さされたうえに、担保不動産の価値が毎年毎年大幅に下がっていく。引当金を積んだそばから、不良債権の額は、どの金融機関も増えていく。「悲劇の一方通行」の怒涛の過程であった。

今日では、当時のこの方策は、プラザ合意に次ぐ、日本の政策当局の判断ミスであったことが明らかになっている。なぜなら、当時に問題企業と呼ばれていた会社は、デフレさえ止めれば、本業で立派に収益をあげる会社がほとんどだったからだ。実際、Kが騒いだリストの大手30社のうち、営業赤字の企業はたったの3社だった。彼らが苦しんでいたのは、保有株式と保有不動産の下落で、評価損を出していただけだった。根本を考えてみれば、建設、不動産、ノンバンクは、公機関（日銀の旗振り）がお金をばらまいてバブルの風船を最大に膨らましておきながら、1990年4月の急反転の全面的「総量規制」（融資を止める）の対象産業でもあった。

外資の「ハゲタカ」はよだれを垂らし、魅力的なこれらリストの企業の陥落を、口を開いて待っていた。結局、銀行に多額の引当金を積み重ねて追い詰めることで、抱え込んだ問題企業を吐き出させ、ウォール街の「ハゲタカ」たちに売り渡すことになった。そしてそれは最先端の中核企業を失うだけでなく、後に日本長期信用銀行や日本債権信用銀行の崩壊につながり、日本経済全体に次々と連鎖的に大きな「負のスパイラル」の壊疽を広げていった。2001年の「K理論に基づいて進められた不良債権処理によって、日本経済が大転落するほどの天文学的な被害を受けることになった」のである。（森永、2018、54 - 96）

営業的に赤字でない、潜在力を秘めた銀行群と優良企業を、当時、生贄として外国資本に放出させた間違いは、今日の日本経済の各業種における、熟練した産業戦士の深刻な層の薄さと、未来を切り拓くエネルギーに満ちた中核の「リーディングカンパニー」群の喪失につながっている。日本全体の「総購買力」、「総可処分所得」が減っていくばかりの「負のサイクル」である。社会の平等性、一体性によって成長を続けてきた日本経済にとって、「新自由主義」の経済思想とは、結局、自らを殺す「毒杯」であった。

企業の従業員や国民一人一人が、同時に製品やサービスを買う消費者であるということが忘れられている。その結果の「経済の負のスパイラル」と、格差拡大による社会の荒廃が目の前に進んでいる。若い世代が低収入で結婚もできず、結婚しても子供を沢山産めない状況だ。外資に株式を握られ、ものごとを広く深く考えない「上場企業」のサラリーマン経営者たちが、日本全体の国力喪失への道を拡大している側面がある。

東洋経済の最新の『役員四季報』によれば、年収1億円以上の役員報酬を得ている上場企業の役員はすでに500人以上もいる。小泉内閣時の2001年を境に、本格的な「新自由主義」政策の推進で日本の上場企業の収益は、まずは大株主の外国資本のもとに分配され、日本の国と国民に配分される収入が大幅に減額の、恒常的な税収不足の構造に変質されてしまった。

#### 4. 1985年の「プラザ合意」、「金融システム」はどのように破壊されたのか

健全な金融循環の日本経済の腰を折ったのは、ドル建て保有の「日本国民の保有資産」の約

半分を失った、1985年の「プラザ合意」(1ドル240円→120円)が最初である。バーゼル銀行監督委員会の「BIS規制」において、日本の銀行は、国内金融慣行の結果として、保有株式の含み益の45%を自己資本に算入するという特例を持ち込むことに成功していた。が、その前提が、三方向から来る、日本経済封じ込めのベクトルで崩された。

まず、第一は、当時、東京証券取引所の株式市場において、外国証券からの異常な大量の先物の売りによって、日経平均は1990年初頭の株価の、約半値にまでの暴落となる(日々の出来合いの記録が残っている)。その後、日本の優良企業の株式が底値で取得され、株式が海外資本に占められるに至った。第二は、日銀のじゃぶじゃぶの貸し出しの最頂点における大反転という、一気呵成の「総量規制」(資金遮断)によって、広範な経済活動全体の資金循環が破壊され、担保となっていた土地・建物などの金融資産がその後20年間下がり続けた。そして第三は、その状況下での「BIS規制」国際ルールの上陸である。日本の銀行は、不良債権処理の過程で、国内の取引先から融資金を貸しはがし、日本経済全体の力を削ぎながら、自己資本ルールを守らざるを得ない状況に陥った。

そのタイミングを計ったように、1998年4月に「外国為替及び外国貿易法」が大改正され、海外資本による企業買収が可能とされた。堰を切ったように、ハゲタカ・ファンドが即座に襲いかかる構図である。保有担保の価値を毀損されていた弱小の銀行、証券、生保が、次々にニューヨークの金融法人グループ(金融財閥)に買収されていった。例えば日興証券が日興ソロモン・スミス・バーニー証券(シティグループの一部門、ロックフェラー財閥系)と名前を変えた。この名前ではあまりに露骨だと言うことで、当時、日興コーディアル(誠実)という名前に変えられた。山一証券はメリルリンチ日本証券になったが、経営に失敗して撤退した。

1998年6月、日本の円は過去八年間の最安値である1ドル=141円にまで下落していた。『ルービン回顧録』(2003)によれば、財務長官とFRB議長が定期的に打合せの前例を保持していた。ルービンは、週に一度はFRB議長のグリーンズパンと一緒に、双方のいずれかの執務室で朝食をとった。じきにラリー・サマーズも参加するようになった。1997年10月27日、ダウ工業平均は、554ドル下落した。

ルービンは、グリーンズパン、サマーズ、財務省の幹部たちと共に為替市場介入の討議をすすめ、極東での夜明け、東京市場がオープンする前に決定を下した。外国為替市場での財務省の執行機関である「ニューヨーク連邦準備銀行」が20億ドルのドル売り円買い介入を行うと、市場に驚きが走り、為替レートは136円に反発した。円は二度とその夏の安値に戻らなかった。(ルービン、2003=2005、244-269)

海外展開している日本企業の中には、現地国の無茶な要求により煮え湯を飲まされることが多い。現地での技術流出により、窮地に陥っている企業が多々ある。一般に、中国系企業や韓国系企業というのは、じつは日本の企業が長く現地に、技術供与や投資を行うことで急成長してきた。安易な「グローバル展開」による「技術の流出」により、三洋電器、シャープ、東芝の白物家電他が、軒並み海外資本に喰われた。高い信頼性が求められるインフラ企業にまでも、大量の雇用を生まない、クラウドなどが普及してきている。

2019年3月末、情報通信大手の富士通やNECから、それぞれ約3,000人が会社を去った。固定費の削減が続いているのだ。両社とも、半導体やパソコン、携帯電話といった事業を相次いで売却・縮小。経営資源をシステム構築などの分野に集中させる構造改革を進めた。しかし、そのシステム構築でも2010年代以降は、米国のGAFAや中国のBATJ(バイドゥ、アリババ、テンセント、JD.com)に後れをとっている。

日本を取り巻く弱肉強食の「ドル覇権」を中軸とした世界経済自体が、軍事力をからめた世界覇権の戦場であり、能天気な日本企業をカモにした草刈り場でもある。平川克美たちが本質を洞察するように、成長を義務づけられた株式会社や、グローバル企業が逆に国家を破壊し、国民を搾取する逆機能としての歪んだ側面がある。国民が置き去りにされているのだ。(平川、2009) 過度の「企業のグローバル化」と、平成の「失われた 30 年」の負の遺産に、令和時代の私たちは立ち向かっていかねばならない。

## 5. 1986 年の「先物取引制度」導入の意味すること

1980 年代の後半に、やっと東京証券取引所の会員になった、外国証券から出された大量の先物の売り注文で、日経平均株価が徐々にほぼ半値の方向へ引きずられていく。先物取引による売り方と買い方の、上げるか下げるかの激しい攻防は、個人投資家の投入資金のレベルをはるかに超えた、海外からの国家規模の莫大な資金量によって勝敗が決定される仕組みだ。(朝倉、2010)

外資は 1990 年度末に、日本企業の株式を 4.7%しか持っていなかった。しかし、2000 年度には、下げた結果の安値を拾って 18.8%まで買い占めていた。ここで日本経済を全面的に潰してしまえば元も子もない。だから「海外の資本」は、底値になった日本の優良企業の株式の買い集めを急いだ。網の中にそれらを入れた後、小泉首相の任期中に、外資が仕込んだ日本株式の利益確定のため、サジ加減を（売りではなく買いに）一旦切り替え、一時的ではあったが、急展開の株価の急騰の局面も当時において見られた（出来合いの記録が残っている）。

1973 年、シカゴ商品取引所（CBOT：現在のシカゴ先物市場、CME はここから分離した）は、個別株式オプションを開始し、その後は金、ジニーメイ債（住宅ローンを連邦政府抵当金庫がまとめた、不動産担保証券、モーゲージ債権）、米国長期債、原油、通貨オプションそしてデリバティブ（派生商品）などが次々と市場に上場されていった。

先物取引は、形式的な建前上、最終的な決済としての現物の受け渡しがあることで、賭博や詐欺とは一線を引いている。ところが、金利そのものには、他のコモディティ（原油や貴金属、小麦や豚肉などの日常商品）類や株式や債券などの有価証券と違い、現物も証券もない。米国では、この現物の受け渡しがなく金利先物が、1981 年に適法とされると、翌年の「SP500 指数先物（米国の投資情報会社 S&P 社が選ぶ規模の大きな 500 社を基準とする株価指数の先物）」というマネーゲームの上場に結びついた。そのため、ボラティリティ（価格変動率）であろうが何であろうが、価格さえ付けられるのであれば、たとえ現物の受け渡しが不可能でも、「金融商品」化が可能ということになった。つまり、差金決済ですむのであれば、金額の単位を小さくして上場させることが出来るようになったのである。

当時の米国務長官のジェイムズ・ベーカーは「冷戦の真の勝利者は日本である」と言った。この発言の裏を読めば、米国にとって日本が経済的な仮想敵国ナンバーワンということの意味する。実際、1988 年 3 月には、CIA の「技術・産業力部門」が、「日本の FSX 戦闘機＝開発オプションが与える技術・競争力へのインパクト」と題するレポートで、米国の航空機技術の日本への流出の懸念をまとめている。この後、FSX 問題が日米関係を揺るがす問題に発展した。(春名、1993、241 - 273。山田、2019)

日本の株式市場に「先物制度」を導入させられたことが、「失われた 30 年」のすべての出発点であった。すなわち、日経平均 3 万 8915 円が 1990 年の初頭から秋にかけて 2 万円台を割

り、その後1万5000円割れにまで至る株式・土地の担保価値の大暴落である。外国証券から出る、株式市場の「先物」の売りが、日本国民の苦難の因果関連の出発点であった。日本経済が壊されたこの1990年に、馬野周二は冷徹に的を射た警鐘を鳴らしていた。

「米国の売り浴せのカラクリのもとになる仕掛けが埋め込まれている。先物取引である。(中略) ごく最近になって、アメリカは東京株式市場にきわめて大幅で多種類の先物取引を創設することを要求し、例によって政府はこれをわけも分からず呑み込んでしまった。ニューヨーク市場でも、この種の先物取引は行われていない。それがあるのはシカゴ市場だけである。アメリカがなぜ東京市場に前代未聞の広範な先物取引をもちこませたのか」。(馬野、1990、40 - 43) 日本と世界の主要マスメディアは大暴落という表面現象の報道のみだったが、日本経済崩壊の具体的な仕掛け、すなわち深層海流の因果関係の馬野周二たちのリアルな分析が、今日、評価されている。

1990年初頭以来、東京株式市場において、日本国民の膨大な富が流出した10年後に、やっと金融庁は先物規制に動いた。株式市場の空売りの残高が1兆円規模に膨らみ、2001年12月に金融庁は、「空売りへの総合的な取り組みについて」を発表し、規制に動く。そしてゴールドマン・サックス証券が、空売りに関する違反で行政処分を受ける。2002年2月には、モルガン・スタンレー証券を含む外資系証券会社5社が、行政処分を受けた。2002年4月には、金融庁の要請で、東京証券取引所が、意図的な株価操作をしにくくするために、空売りの月額を発表を開始した。(中西、2005、74 - 84)

1990年初頭からの「先物の売り」に先立つ1987年には、『ルービン回顧録』(2003)にも軽くふれられている、いわゆる「ポートフォリオ・インシヤランス」という技法を用いた「株価指数先物」(筆者注：ブラックマンデーの仮説実験?)の売却の試みがあった。それが「1987年10月19日の株式市場崩壊を助長したのだと考えるトレーダーもいた」。日本では、「1989年から2003年に、日経平均株価が4分の1に大幅に下がった」。(ルービン、2003=2005、244 - 271) 金とドルの交換停止後のドル体制においては、基軸通貨国が無限に必要な通貨量を創出できる原理的な仕組みだ。株式・債権・コモディティの「先物の攻防」においては、基軸通貨国(ニューヨーク連銀)につながる金融アクターたちが、ほとんど勝っているのが広く世界で観察されているようだ。

実際、2015年7月の「上海株大暴落」のように、不自然な株価の動きが、その後もしばしば世界の注目をあびている。この上海株暴落の前から、中国株式相場は3週間で、時価総額3兆2000億ドル(約392兆円)を失った。

## 6. 日本長期信用銀行、日債銀、生命保険7社は、どのように解体されたのか

1998年3月、政府は優先株と劣後ローンで総額1766億円の公的資金を、日本長期信用銀行に投入した。半年後に、その長銀は特別公的管理の申請を行い、国有化された。日本長期信用銀行の破たん処理には3兆7035億円の税金が使われたが、結局、長銀はハゲタカ・ファンドの一つであるリップルウッド社(ティモシー・コリンズ、クリストファー・フラワーズ他)に、わずか10億円の「のれん代」で売却されることとなった。不可解なことに、売却先を決める際に、アドバイザーとしてゴールドマン・サックス(以下GSと表記)が選ばれた。

だが、長銀破たんの国民負担は、この破綻処理の費用だけにとどまらなかった。リップルウッド社に長銀を譲渡するときに結ばれた不可解な「瑕疵担保条項」によって、預金保険機構(日



本国民の税金で運営)には負担が降りかかり続けた。当時の金融再生委員会は、長銀の経営再建のアドバイザーとして、米国の投資銀行のGSを指名し、この会社はアドバイザー料金として10億円を受け取った。そして奇妙なことに、直前まで自分の会社GSの共同パートナーズであったクリストファー・フラワーズが興したリップルウッド社を売却先に推薦した。これでは「出来レース」そのものではなかったのか。

新生銀行の「瑕疵担保条項」による債権買い取り要求はその後もずっと続いた。預金保険機構は、2001年1月～7月の期間だけで55社、1557億円の貸出債権を買い取っている。そのため、資金回収を受けた企業は急速に資金繰り面で追い詰められていく。当時の帝国データバンクの調査では、旧長銀が融資していた関連企業のうち、新生銀行になってから、あこぎな取り立てで152社が倒産を余儀なくされたという。「そごう」をはじめ、第一ホテル、マイカル、ライフなど321社の不良資産を次々と日本国の預金保険機構に買い取らせ、自らは四年という短期間で身ざれいになって、再出場させたのである。

見方によっては、新生銀行は「瑕疵担保条項」を活用して、不良債権化の懸念がある融資を、すべて預金保険機構に移してしまおうとしたことになる。そのため、融資先の多数の企業が経営的に資金面で追い込まれて破綻した。そして最終的に、他の銀行が経営破たんしに追い込まれたため、不良債権先がさらにハゲタカのもとに転がり込んでいった流れである。生命保険、証券会社の破綻では、それが現実の姿になった。

2004年6月上旬、長銀を手に入れたティモシー・コリンズは、イタリアのリゾート地ストレーサにあるポロネーズ・グランドホテルに、新生銀行の顧問とともに現れた。二人がそこで会合を持った相手は、デイビッド・ロックフェラーや欧州の各地から集まったビルダーバーグ会議に連なる大富豪たちだった。日本の金融機関や大蔵省が気づかないうちに、バブル崩壊、長銀破綻、日本市場独占へとつながるシナリオが描かれていた。「つまり、コリンズとはビルダーバーグ会議の実働部隊として長銀買収に乗り出した男と解釈されたとしても、あながち間違いではないのである」。(浜田、2004、26 - 56、58 - 126) D・ハーヴェイたちが示唆する、莫大な富を蓄積する勢力と、計算された「収奪スキーム」が行き交う冷酷な世界に私たちは住む。

1997年以降に破綻した生命保険七社のうち、五社が事実上外資の手に落ちている。日銀(三重野総裁)と大蔵省が、そのバブルの最頂点で、株価が急降下の状況下において、徐々にではなく急反転の劇薬「総量規制」に転じて資金循環を一気に止めた時点で、一部の弱小銀行や保険・証券会社の破綻は予見された。

実際に、1997年のデフレ突入後、次々に銀行、生命保険、証券会社が外国資本の餌食になった。保険会社は30～40年の長期間の、独特のビジネスモデルで存続してきた。保険加入時の予定利率の予定が、デフレで不動産価格が下がり、金利も下がり、運用成績はずるずると落ちていく。その結果、保険契約者に約束した予定利率を下回る「逆ざや」に直面する。1999年6月に東邦生命が破綻し、翌年5月に第一火災海上、第百生命、8月に大正生命、10月に千代田生命と協栄生命が立て続けに破綻していった。

長銀と日債銀の破綻を防げなかった大蔵省は、2001年1月6日、財務省と看板を替えた。1998年6月に大蔵省から分離した金融監督庁は、2000年7月1日、大蔵省金融企画局と統合、内閣府の外局である金融庁として発足した。2002年9月、小泉政権の内閣改造で、竹中平蔵が新たに金融担当大臣に就任。早速、銀行を追い詰める対策が動き出した。

銀行の貸し出しを厳しくチェックして、銀行に貸倒引当金を積み増しさせ、その分、銀行の

業績を悪化させようというのだ。しかも意外なことに、不良債権の査定に、従来の倒産確率データによるのではなく、米国流のディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF）が採用された。不良債権を査定する金融監督庁の思惑次第で、引当金を恣意的に増減できるようにした。これなら銀行の経営実態にかかわらず、いくらでも銀行の赤字を増やすことができる。

しかも、その「金融再生プログラム」には、具体的な筋書が明示されていた。（ア）企業再生機能の強化、（イ）企業再生ファンドとの連携強化である。RCC（整理回収機構）は、購入した債券に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る、との文面だ。預金保険機構が設立した、株主の債権管理・回収及び事業再生支援を担当する会社が、RCC（整理回収機構）である。官製ハゲタカ・ファンドと呼んでもよい存在である。

その機能を強化し、主要銀行の経営を追い詰め、不良債権となった会社を吐き出させる。金融再生プログラムは、その企てを明確に示していた。この後、UFJ銀行の経営が行き詰まった本当の原因は、金融庁による史上最大の官製逆粉飾決算であった。金融担当大臣は、三菱東京との合併の条件として、不良債権の完全処理を要求した。UFI銀行が育ててきたダイエー、ミサワホーム、国際興業、大京、アプラス、国際自動車などの末路は理不尽だった。この経緯は、さながらマグロの解体ショーのようだった。（浜田、2004、26 - 126。森永、2018、98 - 115）

## 7. 「ハゲタカ・ファンド」のビジネス手法

1990年代後半、銀行の貸し渋りのため、多くの企業の資金調達が困難になった。その状況下で、1998年9月に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）が施行された。また、「外国為替法改正」も行われた。つまり、不動産に限らず所有する資産自体が生み出す、キャッシュフローに着眼した「資産の証券化」スキームの利用が、日本でも広く行われるようになった。

外資「ハゲタカ」のビジネスモデルは、表向きは、経営に行き詰った企業に資金を融通し、経営改革を行って、企業を再生するというものだ。しかし、その実態は、現地の協力者を動かして企業を窮地に追い詰め、経営権を奪い、優良資産を切り売りし、大規模リストラを行って表面的な利益を高め、スカスカになった企業を高値で売り抜けるものであった。

サーベラスは、1992年に設立された米国の投資ファンドであった。国際興業は、UFJ銀行が東京三菱銀行に事実上吸収合併される際に、UFJ銀行とりそな銀行が持っていた貸出債権約5000億円が、サーベラスに半値で一括売却された。普通であれば、債権を買い取っても経営権を取得できないが、サーベラスは国際興業に100%減資をさせて他の株主の権利を紙くずにしたうえで、貸出債権の一部を株式化して、国際興業を乗っ取った。

サーベラスは、帝国ホテルの持株を三井不動産へ、八重洲富士屋ホテルを住友不動産へ売却し、国際興業傘下の地方のバス会社も次々に売り払っていった。そして2014年2月に、国際興業の発行済株式の55%に相当する保有株を、売却価格1400億円という高額で、国際興業の創業者一族が運営する国際興業ホールディングスにすべて売却した。国際興業ホールディングスが株式を買い戻すための資金のほとんどを三井住友銀行が融資した。創業家は、優良資産のほとんどを奪われたうえに、莫大な借金を背負うようになった。

さらに、サーベラスは、あおぞら銀行への投資でも、わずか1000億円の投資で、3000億円以上の資金を回収するという荒業を演じている。あおぞら銀行の前身である日本債権信用銀行

は、1998年に経営破綻し、2000年にソフトバンクやオリックスなどが出資する企業連合がスポンサーとなって、あおぞら銀行と銀行名を変更し、普通銀行として経営再建を目指した。サーベラスは2003年に、ソフトバンクが持ちきれなくなった保有株を1011億円で取得し、その後あおぞら銀行が再上場すると、数度にわたって売り出し、総額3000億円以上を回収した。(森永、2018、118 - 129)

次に、1995年に米国のテキサス州で設立され、1997年に日本進出した投資ファンドのローンスターの動きの一部をみてみよう。東京相和銀行を買収して、東京スター銀行に衣替えして営業を再開したことも知られるが、目黒雅叙園の買収でも有名である。2007年2月、旧三菱銀行、旧富士銀行、旧住友銀行、静岡銀行の4行から、経営不振に陥っていた目黒雅叙園に対する770億円相当の債券を、ローンスターは、わずか450億円で買い取ることに成功した。債権譲渡を受ける際には、「利息さえはらっていただければ結構」と目黒雅叙園に寛大な態度を示していたローンスターは、譲り受けた途端に豹変した。

雅叙園の銀行口座を凍結し、売り上げが自分たちの返済に自動的に回るように仕組んだり、銀行融資を受ける際に個人保証していた創業家の人たちの個人資産に対して、厳しい取り立てを行った。さらにオーナー一族の内紛の中、うまく立ち回わる。その結果、分家側の会社更生法の申請は、ローンスターの一人勝ちを意味した。その経緯は、町田徹『行人坂の魔物』(2013)に詳しい。不動産担保証券の、金融機関入り乱れて濡れ手に粟の側面と、償還資金の手当てがつかない危うさを孕む標準的な事例ともなる。

その後の2014年6月、ローンスターは、森トラストに目黒雅叙園を約1000億円で売却した。トータルで差し引き、450億円もの利益を得たと推定される。ちなみにローンスターは、ゴルフ場の買収でもよく知られている。1990年頃まで、ほとんど国内資本だけだったゴルフ場の勢力地図が、様変わりしている。2004年5月時点で、国内保有数一位が110カ所を保有するゴールドマン・サックスグループ、第二位が64カ所保有のローンスターグループになったという。他産業に先駆けて、ゴルフ場産業はすっかりハゲタカの草刈り場となってしまった。(森永、2018、118 - 129) サーベラスとローンスターのこれらの事例は、氷山の一角に過ぎない。「新自由主義」(国際主義)という毒杯を飲んだ、日本の国力の弱体化の因果関係が如実に表れている。

2005年初めには、世界最大の保険会社AIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)の不正会計が発覚。同社の最高経営責任者は辞任に追い込まれた。いわゆる保険の第三分野をめぐる日米が対立し、1996年末にようやく決着した日米保険協議では、米国側代表の背後で強力に動いた人物だ。日本では、2001年に経営破綻の千代田生命を買収、2003年にはGEキャピタルが持っていた旧東邦生命(1999年に経営破綻)を買い取った。当時は、アリコジャパン、AIGスター生命(旧千代田生命)、AIGエジソン生命(旧東邦生命)の三生保と、AIG、アメリカンホームの二損保を持ち、日本で全世界の収入の三割を上げることに成功していた。(中西、2005、74 - 84)

## 8. 1980年代からの米国の「新自由主義」経済への変貌

1980年代のレーガン政権では、反ケインズ経済学派(シカゴ学派)の「新自由主義」のマーティン・フェルドシュタインが、大統領経済諮問委員会の委員長に指名された。日本企業からの輸出攻勢を受けて経営難に陥った米国の大企業が行ったことは、どの事業を軸に経営再建を

していくかの選択であった。すなわち、「選択と集中」であり、業界トップクラスの競争力を確保できそうな事業を残して、残りを売却する方向（リストラクチャリング）で事業構成を再編していった。その過程で製造業のブルーカラーやホワイトカラー労働者の削減が進んだ。経営者側はその潮流の中で、労働組合側の譲歩を引き出し、下方硬直的な賃金体系や福利厚生などの付加給付も後退させていった。

実際、1980年代に、「新自由主義」による世界経済の混乱と墮落へ陥る過程を、米国の調査報道ジャーナリストが警鐘を鳴らしていた。ピューリッツァー賞に輝くこの調査報道の、「フィラデルフィア・インクワイアラー」紙の記事をまとめた『America: What Went Wrong?』（1992）である。米国による世界経済への悪影響は、生産自体に関心の薄い虚業家たちによる企業売り買いの常態化（中流階層の賃下げ・失業・年金喪失、非正規社員化、企業税制の不公正、富裕層と庶民の税負担の不公正、金儲け第一が人倫と道義を殺す社会風潮を促進）を指摘していた。その調査報道は、その10年後に日本で起こる災難の多数を先取りしていた。

実際、まだ50年前までの米国経済は、日本の家族的経営に近い、一つの業種に徹してコツコツと事業を拡大する、仕事と地域コミュニティと従業員を愛する実業家たちによって支えられていた。彼らの経営する堅実な企業に勤める従業員は、中流階級と呼ぶにふさわしい給与を得たばかりか、老後の年金にも恵まれた人々であった。

ところが、米国における1980年代、安定した企業が次々と金融ゲーム、すなわち「金儲けだけの投資家」に買収され、次々と工場の海外流出に見舞われた。新しいルール「レバレッジド・バイアウト LOB」の乱発と「敵対的乗っ取り」などによって、優良会社が内部留保していた法人資産のみならず、従業員が積み立てていた年金基金まで食い荒らされるようになった。そして製造業の就業者数が年々激減していったのである。

しかも1980年代から、しきりに「純営業損失控除」という魔法の杖が、投資家やファンド、様々な「金融集団」によって蓄財の道具として使用されるようになった。以下は当時の『America: What Went Wrong?』（1992）の分析による、モラルなき米国経済の混乱への溜め息である。この「純営業損失控除」という制度は、第一次世界大戦後の産業界の復興をたやすくするために、1919年に発効した制度であった。厳密に言えば、1980年代まではそれは広範には悪用されず、米国の歳入を大幅に減らす要因にはなっていなかった。

しかし、徐々に変わってきた。1970年、ペンシルバニア鉄道とニューヨークセントラルとが合併して二年前にできたペン・セントラル交通が倒産した。1978年に会社更生の手続きを経て再組織化され、ペン・セントラル社と改名した同社は、娯楽や電力など多角的な事業の持株会社となった。有難いことに同社は、鉄道会社時代の、赤字会社であるという大きな「資産」を一つだけ持ち続けた。これをフルに活用するため、同社は利益のあがる企業を買収した。1978年から1984年にかけて、営業利益は上がっているのに、法人税を一度も払わずに済んだからだ。実際に今日、多数の企業が、「純営業損失控除」のおかげで、法人税を逃れている。例えば、1991年につくられた損失は、申告年度で三年分さかのぼって差し引くことができた。

この風潮は、もう一つの制度改正によって火の手が上がる。1978年に米国の議会がルールブックを改定して「破産法」を改めた時点から、法律第11章に基づく訴訟手続きに一気に人気が集まった。旧法の時代には、経営難に陥った企業が依頼したのはもっぱら第7条だった。会社の清算を規定した同条項によれば、会社の資産は売却され、企業収益は債権者に分配されることになっている。だが、第11条では、企業は引き続き経営存続が許され、現経営陣がそのまま経営権を認められる。裁判所の監督下で組織が再編されることになるから、企業は債権者

の手から保護されるわけだ。

さらに加えて、1980年代に入ると、企業の借入金にかかる利子にほとんど無制限に近い税控除が認められるようになった。これにより、昔は破産を恐れて安直な借金を重ねなかったのに、借金に対する考え方が変わってしまった。借金が積極的な有効的便法であるかのように考えられるようになった。この後、破産訴訟の件数が全米で急増していく。

ロビー活動のために、企業が破産裁判所に逃げ込み、自らの経済的な義務を従業員や管財人、サプライヤや顧客に託して消えることを許している法律を、議会は書き換えることができなかった。裕福な人たちが、所得税と社会保険税について、当時の年間2万ドル未満の所得しかない個人や家庭に対するよりも、はるかに低率で課されていることを許す法律を、議会は書き換えることができなかった。しかも、不合理な非課税団体が増えるばかりである。米国の税制の受益者は、裕福な個人納税者である。レーガン政権の初代財務長官 R は、まさにこの非課税債権購入者の典型例であった。(バーレット&スティール、1992=1993、126 - 179、346 - 362)

実際、米国における「新自由主義」化、すなわち「規制の緩和」政策は、多数の業界と労働者の人生を一変させてしまった。1978年の航空業の自由化以来、二桁に上る航空会社が吸収され、あるいは倒産し、5万人を超える従業員が職を失った。1980年の運送業の自由化以来、かつて景気よかった運送業者のうち100社以上が倒産し、同じく5万人を超える従業員が職を失った。1982年のS&L(貯蓄貸付組合)の自由化以来、約650の業者が倒産し、またしても5万人を超える従業員が職を失った。

そしてついに1991年、ブッシュ大統領は、富裕層の側にはドル箱となるが、世界中の国々の経済に大きな災禍をもたらした「金融の自由化」、すなわち「金融改革法案」の口火をきったのだった。(バーレット&スティール、1992=1993、208 - 270) そして、ヒューレット・パッカード、ベライゾン、IBM、GMのように、企業年金プランを凍結する企業が相次ぎ、企業年金の加入者が米国において大幅に減少していく。以後、1980年に内国歳入法401条へ追加項目として規定された制度、401Kとして知られる「確定拠出型年金」が増えていく。ただしこれは保有する労働者にとって収益性をもたらす可能性がある反面、株価が下落した場合のリスクを労働者に一方的に移転することを意味した。

## 9. 東芝が経験した「不可解な落とし穴」

不可解な経緯の、米国での氷山の一角として、原子力事業で破綻した東芝を詳細に分析してみよう。東芝が買収したのは、米国の総合電機メーカーWH(ウエスチングハウス・エレクトロニクス)の原子力事業部門だった。本体であるWHは、業績不振により1999年に消滅した。当時、その原子力部門は、「英国核燃料会社(BNFL)」社に売却された。その後、財政が悪化したBNFL社は、2005年にWHの売却を決めた。この売却にはGEや三菱重工などが入札していたが、東芝が実質価値の三倍近い54億ドルで落札してしまった。

WHは米国の原子力政策に精通しており、「米国原子力規制委員会(NRC)」ともツーカーの仲だとされていた。2008年4月、WHは米国サザン電力の子会社であるジョージア電力(ジョージア州)と、二基の新規原子力プラントの建設に関する契約を締結した。さらに、2008年5月には、WHはアメリカ・スキヤナ電力の子会社であるサウスカロライナ・エレクトリック&ガス・カンパニー(SCE&G)と二基の原子炉の建設に関する契約を締結した。

しかし、この事業計画は、2011年に東日本大震災が起き、順調には進まなかった。サザン電

力、スキャナ電力のいずれの原発も、2011年に着工の予定だったが、米国原子力規制委員会（NRC）の承認が下りなかった。承認は2012年で、やっと着工できたのが2013年だった。しかも、安全強化のため大幅な追加の計画変更と工期遅延を余儀なくされ、莫大な追加費用が発生した。そんな状況下で、この莫大な追加費用のコストの負担をめぐって、電力会社、建設会社、原子炉の納入元である東芝などの間で訴訟騒動になった。このため、着工はさらに遅れることになった。

問題は、WHが非上場会社で、数字の開示義務がないことだった。日経ビジネス記者の『東芝 粉飾の原点』（2016）が詳しく調べ上げたように、確かに東芝首脳陣の不正会計はあった。が、本稿ではもっと大きな問題、すなわち国際的な信義にかかわる疑問に焦点を絞りたい。

報道によれば、この当時、東芝の米国原発事業でのパートナーだった「ショー・グループ」が、奇怪な動きをする。「ショー・グループ」というのは、米国の大手エンジニアリング企業であり、原発建設事業者S&W社の親会社でもあった。「ショー・グループ」は事実上、米国の原発建設事業などを独占的に行う権利を持っていた。東芝はWHを買収するときに、「ショー・グループ」にも出資を呼びかけた。それに応じ、20%を出資した。（東芝の出資比率は77%）。

莫大な追加費用コストの負担をめぐる訴訟騒ぎの中で、スキャナ電力など、米国の電力側が東芝（WH）にS&W社の買収を求めてきた。電力会社側は、「東芝（WH）がS&W社を買収し一体化すれば、契約金額や工事期間の見直しに応じる」とも言ってきた。そして「ショー・グループ」は、福島第一原発事故が起きて、東芝による米国の原発事業が中座しているときに、保有していたWHの株を東芝に買い取らせた。しかもその後、「ショー・グループ」は米国官庁や電力会社に働きかけ、2015年12月に子会社の「S&W社」までを東芝に買い取らせた。この「S&W社」こそ、米国の原発事業の負債金額を全部背負っているような会社だった。

その際、米国の電力会社と今後の建設費などの見直しの契約もされた。その見直しの契約には、「固定価格オプション」という取り決めが入っていた。固定価格オプションとは、スキャナ電力が工事費に5億500万ドル（約564億円）を上乗せし、二年程度、工事期間を延長する契約変更に応じるが、その後の超過コストはすべてWHが負担するというものだ。WHが負担とは、親会社の東芝が負担することだ。

安全基準をどんどん上げることで工事を遅延させ、建設側を崩壊に追い込めば、もし原発建設が中止されたとしても、米国政府は全く責任を負わなくてよい。つまり、損をするのは東芝という日本企業だ。

S&W社は建設業者なので、WHに買収された時点で、潜在的に70億ドル程度の損失を抱えていた。東芝がS&W社を買収してから半年後に、スキャナ電力は固定価格オプションを発動した。世界中が周知のように、約7000億円もの膨大な超過コストがあり、東芝は吹っ飛んでしまった。この東芝をどん底に叩き落とした「固定価格オプション」とは、本来ならあり得ないような契約である。通常、新しい原発の建設は費用超過がつきものなので、負担は電力会社と受注企業が分担するのが通例だ。この「固定価格オプション」の発動には、米国の行政機関も関与している。固定価格オプションは「サウスカロライナ州公共サービス委員会」が承認したことによって発動された。つまり、この委員会が「適正な建設費」の設定をしており、スキャナ電力に「あなたの行為は正当です」というお墨付きを与えた。これは異常なことだ。

2017年10月2日、東芝が米電力会社に340億円を支払った。米国電力会社サザン・カンパニーは、WHの親会社だった東芝から債務保証額の一部として3億ドル（約340億円）の支払いを受けたと発表した。東芝は2017年6月、WHの破綻を受けて債務保証の契約を履行する

ため、間接的にサザンに36億8000万ドルを分割して支払うことで合意した。この3億ドルが、最初の支払いだった。サザンは8月にジョージア州の原発2基の建設計画を継続すると発表していた。WHは2017年3月に、米国連邦破産法11条（日本の民事再生法に相当）の適用を申請して、当時は東芝の連結決算の対象から外れていた。

2017年3月27日に配信の日本の新聞報道では、サウスカロライナ州のスキヤナ電力の地元の住民による、WH（東芝）倒産申請（連邦破産法第11条適用申請）に対して抗議運動が起こっている。だが、住民と公機関は、事件の推移を冷静に吟味する必要がある。スキヤナ電力が、原発建設コストの増加分を電気料金に上乗せして徴収していながら、そのお金を建設側にほとんど渡さずに着服してしまった経緯ではないか。要するに、電力会社はわずか5億500万ドルの追加費用だけを払い、残りの40～50億ドルの損失を全部建設側の東芝（S&W社）に負わせたのである。

この原発計画自体が総額76億ドルの契約だった。76億ドルの工事をするのに、120～130億ドルの費用がかかっている。何のための公平な監視機関（委員会）かと首を傾げざるを得ない。そのために、原発建設が立ち行かなくなって親会社の東芝が損失をかぶせられ、東芝の原子力事業が崩壊した経緯である。巧妙に誘導され、東芝はババを引かされたようである。（大村、2017、21-73） そのタイミングで、原発大手の中国広核集団（CGN）は、2017年9月19日、英国中部ムーアサイドで原発建設を計画の東芝子会社「ニュージェネレーション（ニュージェン）」の株式取得を表明した。

## 10. トヨタ、タカタ他が経験した「不可解な落とし穴」

次に、自動車業界のトヨタが、強制された「無理やりの大量リコール」の出来事を分析してみよう。2009年8月、米国でトヨタのレクサスESのアクセルがフロアマットに引っかかり、暴走したとする死亡事故が起きた。このユーザーはトヨタの純正品ではないマットを使用しており、アクセルが引っかかってしまったのだ。車の規格に合わないマットを使っていれば、不具合が生じて仕方がないから、トヨタとしてはユーザーに純正品のマットを使用するよう注意喚起した。

日本人の感覚としては、これがごく普通だと言える。が、米国ではマスコミ、世論からこれがもう批判を浴びたのだ。2009年11月、安全キャンペーンとして8車種426万台にペダルの無償交換を行うと発表した。それでも、米国運輸当局は、トヨタにリコールをするように再三にわたって要請した。しかし、リコールというものは、製造品に欠陥があると認められるときに、メーカーが法的責任を負って修理や交換をするものだ。リコールをするということは、製品に欠陥があることを認めることになる。

2010年1月、ついに運輸当局の圧力に屈し、8車種230万台のリコールを実施した。しかも、同車種の販売を停止し、2月には北米工場が一週間の操業停止をした。そして、社長が米国の公聴会に呼び出されるという憂き目にあった。さらに、2012年12月には、米国のトヨタ車オーナーによる集団訴訟で、トヨタは11億ドル（約940億円）を支払う和解案に同意した。それだけではなく、トヨタは、米国司法省に12億ドル（当時のレートで約1200億円）もの制裁金を払っている。

さらに、不可解で悲惨な目に遭ったのが、自動車のエアバック・メーカーのタカタである。米国と同様の車社会の日本では、タカタ製エアバック爆発による死亡事故は発生していない。

タカタのエアバックは、米国の運輸当局が求める性能基準を満たしており、これを覆す証拠は何も出ていない。にもかかわらず、米国運輸省道路交通安全局は 2014 年 6 月以降、タカタに対し、全米でのリコールに応じるように求めた。しかし、タカタは「欠陥が科学的に立証されておらず、爆発事故も高温多湿地域に限られる」として、これを拒否してきた。米国での事故車の多くがかなり古い車であり、しかも高温多湿地域が多かった。なので、爆発事故の原因を「経年劣化」だと判断したのである。

この問題の背景には、米国のメーカーが、タカタ製をほとんど使っていないことがあった。タカタは世界の三大エアバック・メーカーの一つだが、同社の製品を使用しているのは、日本車とドイツなどの欧州車がほとんどである。このリコール問題は、自動車の全性能に責任を持たなくてはならない自動車メーカーにも波及する。タカタ問題が大きくなればなるほど、米国メーカーの車は漁夫の利を得ることができた。

タカタのエアバック搭載の各自動車メーカーは、らちが明かないのでしかたなく徐々にタカタ離れを検討するようになった。ついに、タカタは 2015 年 5 月、全米の 3400 万台もの数のリコール、すなわち 1 兆円を超えるリコール費用に踏み切らざるを得なくなった。2015 年 11 月、タカタは「欠陥認定はしない」としつつ、リコール名目の落としどころとして、運輸当局との「同意指令」に合意した。同意指令の内容は、「エアバックを爆発させる火薬に、今後、硝酸アンモニウムは使用しない」というものだった。その 1 兆円を超える莫大なリコール費用負担のため、まるで詰め将棋のように、日本企業のタカタが経営破綻に追い込まれた経緯である。

(大村、2017、124 - 144)

「タカタの陥落」に味をしめた米国道路交通安全局 (NHTSA) は、2019 年 4 月 23 日に、「二匹目のドジョウ」として、次の米国内のじゃまものの獲物狩りを始動したようだ。米国内のトヨタ自動車やホンダ、三菱自動車などメーカー 6 社の計 1230 万台を対象に調査を始めた。次に標的となったエアバック装置は、米部品メーカーの「ZF-TRW」が製造したものという。NHTSA はトヨタの乗用車「カローラ」が絡む 2 件の衝突事故でエアバックが開かず、うち 1 件で死者が出たことを発表した。他に調査対象になったのは、韓国の起亜自動車と現代自動車、米国の「FCA US (旧クライスラー) の 3 社。明らかに GM やフォードへの援護射撃ではないかと、公正な判断を求める、自動車業界のアナリストたちが注視しているところだ。

## 1 1. 日本の莫大な赤字国債は、一体、誰のために発行されたのか

1990 年、当時の海部政権が、米国からの強い要望に対する公約として「今後 10 年間で 430 兆円の公共事業を行う」と明言した。その後の村山内閣で、この公約は上方修正され、630 兆円にまで膨らんだ。米国がなぜ、こんなことを強く要求したのか。じつは 1990 年度、日本は赤字国債の発行をゼロにして、「財政の健全化」を達成していた。当時の米国は、今と同じで莫大な財政赤字で苦しんでいた。

そこで米国は、金回りの良い日本政府に公共事業でお金をばらまかせ、内需を拡大させて、米国の貿易収支を改善させようとした。一年に 63 兆円を十年間、つまり計 630 兆円使うということであった。現在の膨大な日本の借金は、このときの 630 兆円の公共事業が原因である。

当時の日本の社会保障費支出はわずか約 11 兆円であり、それに対して米国から要求された公共事業費は年間 60 兆円もの莫大な金額だった。社会保障費の増大が発端で、赤字国債が増えた経緯ではない。この当時の、630 兆円というのは日本の年間 GDP をはるかに超える額で



あり、当時の国家予算の十年分である。それを丸々公共事業につぎ込まされて、大借金を日本が背負わされたのが発端である。

関西国際空港はじめ、日本各地に空港が建設され、箱モノが各地に建てられていった。多数の日米のゼネコン及び土木建設業者が恩恵を受けた。「とまれ、アメリカの圧力のために、日本経済や日本の財政が大きくバランスをくずしたのは間違いない」。(パーキンス、2007。大村、2016、176 - 178)

そもそも「会社」ないし「企業」とは、勤勉な国民の経済活動が生み出す「富」をすくう道具（箱）である。終戦後の1945年から1990年代半ばまでの資本に国境があった時代、つまり金融ビッグバン以前は、毎期の決算ごとの利益は、100%丸ごと従業員や日本の株主へ、そして国へ納税され、その分厚い「箱（企業）」の存在が日本の国力を支えていた。

バブル崩壊を仕掛けられて、日本の「会社」群を「外資」に浸食されて以降、大多数の日本国民は貧乏への一方通行である。会社を支える従業員（ほとんどが非正規社員化）には雀の涙、経営陣には高額報酬、配当の大部分が海外へ流出。当然バランスシート上の利益は赤字にならない程度に抑えられ、国税にも雀の涙しか入らない。要は国民の経済活動の努力への配分が、以前と比べて、社員自身にも国家自身へも減り続けている。

さらに、企業がグローバル化、海外展開することは、決して母国に益をもたらさない。原子力発電など、日本の企業が外国でインフラ建設を受注する場合、じつは日本の国そのものを潤す部分は非常に少ない。建設費用の主要部分となる「人件費」は現地に落とされる。日本国内での投資であれば、かかった約九割の様々な「経費」が、日本の労働者や下請け企業にすべて落ちる。例えば、中国に進出した多くの企業は、収益を日本に持って帰れない。逆に撤退する際、製造設備や有形資産を中国に置いたまま、莫大な現地労働者への賠償金を取られている。

WH（東芝）破綻の顛末と同様に、「グローバル時代」という「新自由主義」の宣伝に乗せられて、日本の企業が一方的に、莫大なおカネと労力をむしり取られて、今も国富を流出し続けているのだ。1985年のプラザ合意以降、円高で海外進出を余儀なくされ、日本の富がじゃじゃ漏れの状況だ。短期的視点での、人件費の安い外国への進出は、20年、50年の長い目で見れば、決してその企業の繁栄につながらない。むしろ、私たちが日常に経済活動している、日本国の体力を弱め、日本の危機を深めていくだけである。

## 1.2. 富を吸い上げるベイルイン bailin 手法（韓国の事例）と格付け会社の動向

デヴィッド・ハーヴェイによれば、「ウォール街 - 財務省 - IMF」複合体がアジア通貨危機時に、韓国で実施したことは、日本経済が1990年初頭より被った被害とまったく同じように、ウォール街の金庫を満たし、そのことが米国におけるグローバル・エリート階級の権力をさらに増大させた。これら「ハゲタカ・ファンド」が画策したM&A（合併・買収）によって、東アジアの現地の優良企業や財閥勢力は粉碎され、米国資本を中心に再編成されていったのである。

アジア通貨危機の際、韓国は自国通貨を守るために金利を上げるようIMFに勧告され、それに応じたことで、韓国の国内経済はいっそう深刻な不況に突き落とされた。これによって、当然のメカニズムで、負債資本比率の高い企業の多くが破産せざるを得なくなった。一層の失業率の上昇、賃金の低下、財閥のさらなる破産が起こったのである。実際、「大宇」は倒産し、「現代」はその瀬戸際となった。その際に民営化アドバイザーに指名されたのは、当時のメリルリ

ンチ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、リーマン・ブラザーズなど米国の投資銀行がほとんどであった。

やむなく当時の韓国政府は、550億ドルの緊急支援と引き換えに、金融サービスを外国人所有に開放し、外国企業による事業活動を自由化することに同意した。それだけではなく、債務不履行が目前に迫る中、貸し手側のそれら海外金融機関は、将来の国家歳入の一部を自分たちへの返済に確保することと引き換えに、韓国の債務の返済繰り延べに合意した。

このように、公明正大な公的資金で金融危機を救済（ベイルアウト）するのではなく、韓国では《債権者引き入れ（ベイルイン）》手法による金融危機收拾の形になった。IMFなどの公的セクターではなく、ウォール街の各投資銀行など私的な民間セクターの債権者を債務返済計画に引き入れるものだった。債務返済の繰り延べや新規貸し付けなどに同意させることで、同時に当事国の債務問題を解決させる方式であり、ウォール街の投資銀行たちにとって、旨みのあるスキームでもあった。（本山、2000、72 - 83。ハーヴェイ、2005=2007、152 - 155）

『ルービン回顧録』（2003）によれば、1997年11月の感謝祭当日、一日中ひっきりなしにルービンの自宅に、財務省、Fedの高官、大統領、国家安全保障問題担当大統領補佐官、国務長官から韓国情勢の連絡が入る。その後、財務省国際問題担当のデビッド・リプトンが、経済の非情事態の收拾に韓国へ派遣された。その際、次期大統領の金大中は、「韓国企業が再び収益を回復するためには労働組合はレイオフと賃金カットを受け入れなければならない」と語った。

12ヵ国の協力を取り付け、その年のクリスマス・イブには、IMFが先進国の銀行からの自主的な借り換えが見込めるので、融資を加速すると発表した。韓国の銀行や政府の再建計画を支えるため、二国間の追加支援に賛同してくれた国々の名も読み上げられた。米国の「財務省とFRBは、ニューヨーク連邦準備銀行を実質的な代行機関として、世界中の銀行に協力を依頼する熱心な呼びかけを一斉に行った。（中略）私（ルービン）はサマーズの執務室から電話をかけ、米国の商業銀行や投資銀行に協力を依頼した。一方、ニューヨーク連銀の総裁ウィリアム・マクドナーは、欧州や日本など各国の中央銀行の総裁に同じく電話で連絡をとった」（ルービン、2003=2005、309 - 322）尚、FRBのBはバンクではなくボード（理事会）であり、欧州と米国の主要な銀行の連合体である。ここがドル札を印刷し、それを米国政府が借り、米国民が納税し、利子をつけて返済する。（Sutton、1975。マリノズ、1995。森木、2009。ポール、2012。大井・片桐、2015。若狭、2015、213 - 225）

ところで、2006年半ばをピークに米国の住宅価格は下がり始め、2007年初頭から、サブプライム・ローン担保に組み込んだMBS（住宅融資担保証券）も、住宅融資の焦げ付き増とともに価格が大きく下がり始めた。サブプライム・ローンとは、信用力の低い個人向け住宅融資である。そのローンの返済不能者が増え、証券化商品がまたたく間に底値へと逆展開し出した。

結局、そこで問題となったのが格付け会社であった。ムーディーズは、2007年6月にサブプライム・ローンを組み込んだ証券化商品を格下げしたが、それは住宅価格の下落が始まって一年近くも経ってからだった。金融市場では、経済環境の変化に応じて、機動的な格付けの見直しをしない格付け会社への不信が広がった。

さらに、バーゼル委員会の「BIS規制II」を導入していた、英国のノーザンロックやスイスのUBSなど、主に欧州の金融機関が次々と莫大な損失を抱えていった。それは喩えて言えば、自動車の定期点検を合格した帰り道に、故障でエンジンが停止したようなものだった。（太田、2011、126 - 132）日本の「失われた30年」の貸し剥しの元凶の一つであった「BIS規制II」

も所詮人間がその時その場の都合で、とりつくろって網を張る営みであることを世界が知った。

本山美彦たちが概説しているように、そもそも米国には、通貨管理局（OCC）という財務省の一部局があった。この部局が1931年に、証券保有の条件を設定したのである。BBB以上の格付けを得た証券は、額面ないしは簿価でバランスシートに計上しても良いが、その水準に満たない証券については、市場価格で評価し直して、損失額をバランスシートに記載しなければならないというものだった。その後、1975年にSEC（証券取引委員会）は、「純資本ルール」という新たな制度を導入した。証券会社が扱う証券の一定額を、証券のデフォルトに備えて準備資金として維持しなければならない制度である。

ところが、NRSRO（米国において広く認知された格付け機関）として認可された格付け会社の、少なくとも二社から投資適格とされた証券については、準備資金を置かなくてもよいという優遇措置が導入された。問題点としては、新参者の格付け機関は排除されたため、結局、S&P、ムーディーズ、フィッチ・インベスターズ・サービスといった、現在の上位三社の寡占状態となってしまった経緯である。

ムーディーズは現在、格付け件数において世界第一位である。資本の自由化の促進（ワシントン・コンセンサス政策）によって、いかに恩恵を受けたかは、ムーディーズの取り扱い件数でよくわかる。同社の長期債の格付けは、1985年には2000件、1991年に4000件を超え、92年には5000件を突破した。ムーディーズは、アジア通貨危機時などには、アジア各国に根を張り、北海道拓殖銀行や山一証券など、日本の多くの金融機関を「勝手に格付け」して倒産へと追い込んだ。つまり、まだ倒産していない、担保価値さえ回復してくれば収益力のある企業に、格付け会社が財務数値の計算方法だけで世間に悪い風評を流布して、日本の景気後退に一層の拍車をかけた元凶とも言えよう。

本山美彦たちが指摘するように、今日の問題点として、格付け会社は、起債者に関する情報を、一般の投資家よりもはるかに早く詳細に得ることができる。その情報管理と使用に関して当局から何のおとがめもない。その後、2006年9月に成立した「格付け機関改革法」は、前述のNRSROの存続を明記したが、SECにNRSROの認定基準を明確にする義務を課した。SECは、米国で営業するすべての格付け会社を登録させる。2007年9月に、格付け投資情報センターと日本格付け研究所という日本の二つの格付け会社が、NRSROとして認可された。日本の格付け会社もSECに登録され、SECの監督を受けるのだ。

金融危機が生じるたびに、格付け会社が誤った格付けをしていたと非難されている。加えて、格付け会社が証券の発行体から格付け手数料を取っていて、不十分な分析で実体よりも高い格付けを行ってきたのではないか、という疑念が消えていない。2001年のエンロンやワールドコムなどの不正会計による倒産など、一体どこを鑑定していたかの世間の疑問も多く、利益相反の問題が繰り返し指摘されている。（水野、1998。レビット、2003。本山、2008、100 - 127）

### 13. 孤立主義と侵攻による市場拡大の「使い分け」、 H・フーバー『裏切られた自由』

今日、民主党のF・D・ルーズベルト政権内には多くの共産主義シンパが入り込んでいて、なかには共産黨員もいたことが明らかになっている。これがルーズベルトが戦争への道に歩を進めた大きな要因であると、元大統領のH・フーバーは回顧録において断罪している。実際に1933年11月、政権発足からわずか8か月後、なんとルーズベルト政権はソ連を国家承認した。

米国は誕生以来、孤立主義と積極的進出の使い分けが見事であり、世界の国々が舌を巻く。そして実際、つねに「戦争」をしている国でもある。歴史的に俯瞰して、欧州諸国に対しては孤立主義を採用し、中南米侵攻や、西へ西へとハワイ、フィリピンなどを領有しながら、中国市場まで手が伸びてきた大きな流れだ。米国は、欧州で起きたもめごとの第一次世界大戦にも、わざわざ参戦している。

1934（昭和9）年に、上院のジェラルド・ナイ議員を委員長とする委員会は、軍需品工業に関する公聴会を開いた。そこでは米国が第一次世界大戦にわざわざ参戦したのは、世界のデモクラシーを救うためでなく、バーナード・バルークなどの金融業者や武器製造会社の不当利得者の策謀によるものだと結論している。実際、E・H・ハリマンの筆頭顧問が、ボーンズ・メンのユニオン・パシフィック鉄道社長のロバート・ロヴェックで、当時の戦時産業局で購入「優先度判断」の絶大な権力をもっていた。こういう事情もあって、当時の米国国民は深い孤立主義に陥っていた。1935（昭和10）年にイタリアがエチオピアを侵略すると、孤立主義を徹底するために、米国の議会は中立法を制定した。この法律は、大統領が戦争状態を宣言すると、米国国民は交戦国に軍需品を売ることを禁じるものだった。

ところが中国大陸で支那事変が始まると、F・D・ルーズベルト大統領は、侵略者が有利になり、被害者は不利になるとして、この中立法を適用しないことにした。なぜなら、米国の孤立主義と中立法は、あくまで欧州諸国向けの政策であり、中南米諸国やアジアの国々に対して、米国は力の外交で押し続けていたからである。しかも、セオドア・ルーズベルト政権以来、中国市場の獲得のためには、いずれ日本とは戦わねばならない（オレンジ計画）と考えていた。

この中立法は、F・D・ルーズベルト大統領の下で、次々と改正され、1941（昭和16）年の武器貸与法によって、事実上有名無実になってしまった。陸軍長官のヘンリー・スティムソンは、日記に「問題は、われわれ自身が重大な危険に陥ることなしに、いかにして最初の一撃を撃たせるかである。むずかしい話だ」。その後スティムソンは、「真珠湾がなかったら、米国を戦争させることは絶対に不可能だった」と回想している。

結果的に米国は大東亜戦争終了後まで、中国側の支援を続けた。近現代史研究家の林千勝の『日米戦争を策謀したのは誰だ』（2018）と、江崎道朗の『日本は誰と戦ったのか コミンテルンの秘密工作を追及するアメリカ』（2017）は、いずれも、「国際金融資本＝国際主義（共産主義）」の大きな動きの中で、日米戦争の内側の両政権の歴史的事実に向った秀作である。

1945年8月14日付けのニューヨークタイムズは社説において、「太平洋の覇権をわが手に」という大見出しで、「われわれは初めてペリー提督以来の願望を達した。もはや邪魔者はいない。これでアジアの市場と覇権は、わがものになったのだ」と本音を書いている。日米戦争に限らず、19世紀以降のアヘン戦争、ボーア戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争など、一連の背後の絶妙な意図の仕掛けが一本の線につながってくる。

元駐ウクライナ大使で元防衛大学教授の馬淵睦夫の言葉を借りれば、まさに「近現代史」とは、グローバリゼーションやインターナショナルを行き渡らせ「世界の統一」を目指すディープステイト（奥の院）との戦いであった。

英国のEU離脱、欧州における「自国第一主義」勢力の躍進、そしてトランプ大統領の誕生は、まさに無国籍の「国際金融資本」一人勝ちの歪んだ歴史に、くさびを打とうとする大きな世界的動きである。インターナショナルの「国際主義」の共産主義も、「市場のグローバリゼーション化」の「新自由主義型」資本主義も、国民国家を解体してワンワールドの世界統一（世界政府）を目指す点で、本質的に根は一緒である。まさに「ロシア革命が分からなければ世界

の構造は分からない」。(松本、1972。鬼塚、2010。馬淵、2012。若狭、2015)

共産主義や新自由主義などの「インターナショナリズム」や「グローバリゼーション」は、国民的(ナショナル)なものを否定し破壊する。良き国民国家こそが、無国籍の金融資本の真の敵だ。彼らが最も恐れるのが国民であり、国民的・伝統的な諸価値である。「共同体」ではなく「個人」強調の「国際主義(リベラル)」勢力の影響を鵜呑みにして、家族が解体してしまった国から、老人や子供が真っ先に不幸になっている。「個人」を極端に重んじて行き過ぎると、社会はまるで乾いた砂粒のような「孤人」ばかりとなり、バラバラになっていく。一般に、よく理解されていない根本が、「国際主義」のように、個人を社会に替わって至高の座につけ、家族法をズブズブにすれば、どんな伝統社会や国民国家も狂乱し、腐敗し溶解し、滅んでいく。(松本、1972。西尾、2013a。若狭、2015、197-213。革島、2018b、32-40)

今日、ロシアの国自体が史料を明るみに出してきたように、ロシア革命は、虐げられたロシア人による帝政打倒などではなかった。当時の産業的に遅れたロシアには、プロレタリアートという存在はほぼゼロで、臨時工をいれても労働人口の1%もいなかった。レーニンやトロツキーに莫大な資金援助していたのは、ディープステイト(奥の院)であり、一握りのボルシェビキによる軍事行動であった。人口の90%を占める農民の支持は、まったくなかった。が、プロレタリアートと農民の同盟という「作り話」が、世界中に広められた。そのロシアにおけるクーデターの過程で、なんと6600万人というロシア国民が犠牲となった。ロスチャイルドを後援している英国政府は、早くも1921年にソビエト政府との間で通商条約を結んだ。この結果、バクーの石油を軌道に乗せるべく、1924年、ロックフェラー一世とスタンダード石油会社が協力している。それに先立つ1922年、W・A・ハリマン&カンパニーはハンブルクのウォーバークの銀行の協力のもと、欧州事業本部を設立した。ベルリンに拠点を果たしたハリマンは、新生独裁国家のソ連とも取引を開始し、ロシアの石油産業の再生を進め、近代の製鉄に欠かせないマンガン鉱山の権利も得た。(ミリガン&サットン、2004。鬼塚、2010)

国際労働運動リーダーのチャールズ・レビンソンの『ウオッカ=コーラ』(1977)が、東西冷戦の見事な八百長ゲームを、米国共産党の創設者のひとりであったアマンド・ハマー米オクシデンタル石油会長の動きなどを交え、「世界経済システムの舞台裏」を解説している。「彼は毎月、自家用機でロサンゼルスからモスクワに向かい、レオニード・ブレジネフの事務室を訪れる。彼こそ共産諸国から最も愛されている億万長者だ」。ロックフェラーの軍需産業は、ベトナムで西側を共産主義から守ることで利益をあげ、同時にその利益を東側共産圏に投資し、信用供与、最恵国待遇などを与え、両陣営への《両建て》方式で商売繁盛が続く。ブレジネフは演説で「資本家はソ連に来ると平和と緊張緩和をになった宣教師となる」と皮肉っていた。(レビンソン、1977=1980) 西側と東側の対立など、言わばヘーゲル弁証法の正と反の両方のベクトルをにぎり、世界を手玉にとっている勢力集団の存在を国民は理解しなければならない。

元フーバー研究所研究員のアントニー・サットンたちは、ボルシェビキ蜂起が成功したのも、ボーンズ・メンとその協力者の資金提供や政治活動の結果だと指摘している。J・P・モルガンは革命政府の支援のため、自分のファースト・シティ銀行のペトログラード支店を通じて、ロシアに行った連邦準備銀行総裁のウィリアム・ボイス・トンプソン一行に100万ドルを提供した。それにより、蜂起成功後、唯一ソ連政府に国有化されなかった、最初の銀行はモルガン自身のモルガン・ギャランティ・トラストであった。

米国人ヤコブ・シフも、ボルシェビキ運動に2000万ドルを投じ、帝政転覆が結実するように全力を尽くした。ロックフェラー一世のチェース・ナショナル銀行が、1922年に「ロシア商

工会議所」を設立する。同じく、スタンダード石油が 1927 年にコーカサスに石油精製施設を建設した。産出高の半分をもらう約束だった。1930 年代後半には、フォード社がゴリキー（現ニジニブゴロド）に、ソ連最初の現代的自動車工場を建設している。多くの実業家が連邦法を無視して、帝政転覆の当初から新生ソ連の産業支援や銀行設立、油田・鉱山開発の支援などを行ってきた。

1987 年にソ連政府の招待で CFR の首脳メンバーからなる代表団が、ソ連を訪れゴルバチョフ及び首脳人に会った。「サイモン・アンド・シェスター社によって、1986 年に出版された『The Wise Men』に掲載されている写真ほど、CFR とソ連の親密さをまざまざと見せつけるものはない。写真はジョン・マクロイ（当時の CFR 議長）とニキタ・フルシチョフが黒海に臨む後者の個人別荘で一緒に水泳をしている場面である。にやりと笑っているフルシチョフが、歯を見せているマクロイの身体に腕を回している」。(バーロフ、1992、62)

戦前にロックフェラーが主催した「太平洋問題調査会 (IPR)」は、コミンテルンの職員を多数集めて、日本と中国の紛争を助長した。オーエン・ラティモアは IPR 機関紙の編集長として親共産主義・反日本の論陣を張っていた。ロックフェラー側は、戦後、米国におけるマッカーシー議員の共産主義者への攻撃を押し戻して、最後まで赤い IPR の支援者であった。世界の金融をにぎる者が、革命政府のたずなを持つ限り、生殺与奪の力は金融資本の側にある。おカネや技術のこととなると彼ら《眠れる熊》はいつも抑え込まれる。(松本、1972。Sutton、1974。バーロフ、1992。鬼塚、2010。若狭、2015)

のちに駐英国大使に就任して、英国やソ連への武器貸与の責任者になったアヴェレル・ハリマンは、ソ連に工場を丸ごと輸出する事業を取り仕切った。彼は 1944 年 6 月に、スターリン自身も「ソ連のインフラのおよそ 3 分の 2 は米国からの援助で構築したと話した」と述べている。サットンによれば、国務省職員はハリマンには「タッチするな」と言われていた。

金融資本傘下の軍産複合体にとって、巨大な軍事予算の獲得には、海外に超強力なライバルの存在が必要である。現代史の研究者の中には、このボーンズ・マンのハリマンが核技術やプルトニウムのソビエトへの極秘の輸出を監督していたという者たちもいる。(ミリガン&サットン、2004、51-53。鬼塚、2010) 21 世紀の現在も、ヘーゲル弁証法の正と反の両方の元締めのような、アンタッチャブルな超財閥サークルが大きな影響力をもっている。

ロマノフ王朝の莫大な資産は、革命政府の手によって出資者に還元された。ロスチャイルド家はロシア革命後、バクー油田の利権も譲り受けた。それによって、ソ連は「国際金融資本」から莫大な外貨を得ていた。ソ連の 5 か年計画は成功と宣伝されたが、裏側における米英の資本と技術支援の賜物であった。第二次世界大戦では、米国 (F・D・ルーズベルト民主党政権) は、なんとソ連に 125 億ドルの資金援助、トラック 40 万台、航空機 15000 機、戦車 7000 機、武器弾薬 480 トン他を与えた。ソ連崩壊後、「ミトロヒン文書」や「ヴァシリエフ文書」など、ソ連の各種機密資料が外部に流出した。フランスとイタリアでは共産党が壊滅的打撃を受けた。

1991 (平成 3) 年 6 月 1 日、モスクワでの「民主ロシア」集会で、エリティン大統領は、次のような演説をした。「我々の国は幸せではなかった。この国はマルクス主義の実験をすべく運命づけられた。この実験は我々の祖国で開始されたが、結局のところ、マルクス主義の理論など存在する余地がないことが証明された。この理論は我々を、世界の文明国がたどった道から踏み外させたただけであった」。ロシア革命と称される、国際金融勢力の社会経済実験は、全人類の歴史における最大の惨事であった。

2005 年 5 月に欧州ラトビアを訪れたブッシュ JR 大統領は、演説で戦前に国務省の高官アル

ジャー・ヒス（ソ連のスパイ）が、ルーズベルト大統領の側近としてヤルタまでついて行って、モスクワと示し合わせて原文を書いた《ヤルタ協定》を、「歴史的な誤り」と批判した。

同じくソ連のスパイだった財務省の高官、ハリー・デクスター・ホワイト自身が、日米開戦のきっかけとなった「ハル・ノート」の起草者であった。F・D・ルーズベルトの周辺には、現在わかっているだけで、ダンカン・リーをはじめ100人前後にのぼるソ連スパイが潜入していた。1995年7月から続く二年間の間に、NSAは次々と「ヴェノナ」文書を公開した。例えば、原子力極秘技術の漏洩にかかわったジュリアス・ローゼンバーグは、間違いなくソ連のスパイだったことも確定した。共和党のトランプはこれら現代史の、H・フーバー元大統領の『裏切られた自由』の人類への警告と、偽善に満ちた「国際主義（リベラル）」の恐ろしさを十分に承知しているのではなかろうか。（Sutton, 1974。ヘインズ&クレア、1999=2010、462 - 472。渡部、2010。若狭、2015、213 - 234。馬淵・林、2019、218 - 230。矢作、2019、231 - 235）

#### 1 4. 森木亮『日米同時破産』、高橋靖夫『金本位制復活』が見据える近未来

世界の金融循環の「危うさ」と、それをどのように回避できるかを考えていこう。1971年のニクソンショック（金とドルの交換停止）以降、紙の通貨の膨張がいよいよ物理的限界に近づいている。第二次世界大戦後74年、米ソ冷戦終結（ベルリンの壁崩壊）後30年となり、さすがに隠され続けてきた「手品のタネ」が丸見えで、ほころびをみせてきた。エコノミストたちの長年の観察で「米国」というぬいぐるみの中身の、黒子のFRB（財務省）の「世界統治の実態」が、世界中でリアルに値踏みされてきている。

まずジョン・パーキンスの『エコノミック・ヒットマン』（2007）は、戦後の世界経済のおカネの流れ（他国のインフラ投資とドルの世界循環との関係）を、明確に表の世界に引きずり出した。そして高橋靖夫の『金本位制復活』（2009）は、紙きれのドル札の行く末の空中分解と、「金本位制復活」という逆転劇の可能性を問うている。米国はニクソン政権のとき、金とドルの交換を止めた。可能にしたのは、大統領命令という行政指揮権によってであった。それなら、米経済がさらに行き詰まり、ドルの地位が地に落ちんとするまさにその瞬間、同じ行政権を逆向きに行使することができる。

超時代的かつ超主権的な通用性を持つ金（ゴールド）を加味した「25パーセント部分的金本位制」復活などの逆転劇も十分にあり得るのだ。2011年のヘリテージ財団のシンポジウムのみならず、経済誌「フォーブズ」のオーナーで、大統領候補にも名乗りを挙げたこともあるステイブ・フォーブスや、債権市場・金利動向のアナリストで著名なジェームス・グラントも、金本位制復活の論議を表舞台に押し上げている。（谷口、2012、46 - 51）

しかも、森木亮の『日米同時破産』（2009）は、高い蓋然性で、散々に日本の富を貢がされたあげくに、ドル札と道連れ心中させかねない日本の悲惨な未来への警鐘を鳴らす。経済の歴史家のバリー・アイケングリーンも、『グローバル・インバランス』（2010）と、『とてつもない特権 君臨する基軸通貨ドルの不安』（2012）において、基軸通貨ドルを中心にした戦後70年の潮流から、世界経済の「砂上の楼閣」の側面を示唆している。実際、私たちが洗脳から溶けた途端に、基軸通貨「ドルのシステム」は音を立てて崩れる不確かなものでもある。

また、OECD顧問のフランスのフランソワ・シェネや、山田喜志夫、内橋克人たちが洞察したように、基幹的な世界経済構造は、常時、基軸通貨ドルの金利を少し上げることで、他国のカネを米国に還流させ、その還流で自国の富裕層や企業の税金を安くする半永久の仕組みでも

ある。経常収支の赤字という対外債務を、非居住者名義の（海外から還流させた）ドル預金という対外債務の日々の増加によって支払っている。つまり、金とドルの交換停止（1971年）後の現状のドル体制は、米国による赤字の最終的決済が欠如した金融循環メカニズムでもある。

国家（米国自身をも含む）が増税の代わりに国債発行に頼れば、さらに財政赤字は拡大する。衰弱した国に、さらに社会福祉費用の削減や公共セクターの民営化をさせ、グローバル資本の収益性を高める。これが新自由主義経済の「貨幣によるマジック」的な金融循環（悪夢のサイクル）の仕組みである。ただし副作用として、巨額の経常収支赤字と紙のドル札（通貨量）は一方的に増え続けるメカニズムである。

オランダのジャーナリストで元外国特派員協会会長のカレル・ヴァン・ウォルフレンは、米国の文明的な変異を、日本の官僚も国民も認識すべきである。新自由主義によって、彼らの資産は安全に保たれ、高いリターンの保証つきで貧しい国々に投資をし、さらに金儲けをするための最適状況を出現させた。米国が変貌したことで、かつて自由世界と呼ばれた民主主義の国々が、いまやみずから滅亡の瀬戸際である。今や、多国籍企業はカネと影響力を通じて権力を獲得するすべを持っている。敵なくしては、米国の軍産複合体の存続に要する、巨額の軍事費を正当化することはできない。このことは、必要もないのに米国に戦争を仕掛けられる国々のみならず、米国との関係に自国の安全保障を託してきた国々にとっても迷惑である。

米国の契約履行や、事務処理能力をみても、一般に劣化が見えるようだ。米国から防衛装備品を購入する「有償軍事援助（FMS）」で問題が山積なのだ。会計検査院が日米の有償軍事援助（FMS）を調査したところ、装備納入後も、米国側が日本から受け取った前払い金の精算をしていない取引が、2017年度末時点で累積1000億円を超えていた。FMSは米国側の見積額を日本が前払いするのが原則。米国側は為替変動などを見込んで多い目に前払い金を見積もる傾向で、日本側がそれに応じているのが大半である。会計検査院は1997年から2013年までに少なくとも三度、防衛省に精算の促進を求めたが、日本のおカネが精算されて来ない。さらに未精算金額が増える傾向だ。（毎日新聞2018年2月13日「有償軍事援助 日本前払い金 米の未精算1000億円超」）民間企業間の契約であれば、履行能力及びおカネの精算能力のないずさんな団体は、取引停止で信頼を失うのが普通だ。

ジャパン・ハンドラーのほぼ全員がペンタゴン出身者である。今というこの時期、米国は日本が同国を必要としている以上に日本を必要としている。米国は強国ではあるが、自分が何をしているかがわかっていない。ウォルフレンは、米国がもはや世界の問題に、平和的な解決策を提供しなくなったことが残念であり、米国の変貌の危険を深く認識し、日本は賢く逃れるすべを考えるとときである、と示唆している。

## むすび 〈国民〉の富をマネジメントする「普遍的な共生」の視座

以上、「失われた30年」の時代背景と、日本経済の全体的な抑制に至る、様々な不可解なプロセスを検証してきた。もともと日本のバブルは、1985年の「プラザ合意」など、米国経済を救うため、ドルと円の価値比率の変更から発生したものだ。その「プラザ合意」に起因した日本のバブルを、表面的には日本自身がバブルを破裂させて、富を流出させ、もう一度米国経済を救った構図になっている。つまり、日本は全身を傷だらけにして、富の行きと帰りの二回も、同盟国の米国（FRBのドル基軸体制）の崩壊を防いだ形になっている。

産業活動の要である金融は、人間の身体で言えば血液である。不動産業界に限定したとして



も、血液循環を急に止めることは、10年間以上継続的に、銀行や保険業界、一般企業の保有資産の担保価値を下げ続け、毎年不良債権を積み上げることを意味する。当然、体力の弱い金融機関や企業から順に破綻していく。まして不可思議な「先物」主導で日経平均株価が売りまくられ、BIS規制の縛りが迫っている中、「総量規制」の強行には疑問符がついていた。

結果的に、一体誰のための日銀や大蔵省（現財務省）の一気呵成の、資金循環を止める「総量規制」であったのか。継続的に不良債権が拡大すれば、1929年に、株価の最頂点のタイミングでFRBが金融を引き締めての経済の大破壊と同様、「大恐慌で約16000もの弱小金融機関が倒産し、モルガンやロックフェラーに吸収されていった」（Sutton、1975。マリンス、1995。若狭、2015）前例のように、金融機関の破綻は金融のプロなら十分に予想できたはずだ。

「前川レポート」の前川春雄前日銀総裁及び、平成の鬼平を取り巻く当時の日銀上級スタッフたちの見識への謎は深まるばかりだ。なによりも日本経済の一層の発展を恐れた、某国ないし国際金融集団の思惑もあったのであろうか。

近年のエンロンやワールドコムなどの粉飾決算、リーマンショック時のサブプライム・ローンの無責任な格付けなど、米国でも不祥事は絶えない。事あるごとに市場の透明性と、規制緩和を求めてきた米国流「新自由主義」経営が、万能ではないということの証明でもある。

西尾幹二たちも指摘するように、戦後70年を超えても、わが国の「国家意思」のない姿が、なおも経済力と政治力を分離させつづけ、国力の低下を招いてきた。日本企業バッシングはトヨタだけではない。三菱自動車のセクハラ訴訟、1999年の東芝のフロッピーディスク訴訟の他、かの地で国家の意思として言いがかりに等しい理由で攻撃を受け膨大な賠償金（和解金）をむしり取られている。1993年、クリントン政権時に江沢民は開放経済を推し進め、米国の工場の多くを受け入れた。一方で南京大虐殺記念館を作り、日本への攻撃を激化させた。米国はそのような理不尽な攻撃を受けている日本を守るどころか、日本型経営を年次改革要望書で完全に否定し、日本の企業風土の解体を手がけてきた。

1998年にクリントンは、約1200人の経済ミッションを従え北京に9日間滞在し、大型商談に臨んだ。民主党の「国際主義」の生態をリアルに把握しておく必要がある。そして、株式の持ち合い制度などを廃止し、もともと「プラザ合意」に関する「円高に起因して発生」の、バブルの崩壊を演出した。しかも、私営化（民営化）の波は、大学教育の世界にまで押し寄せ、国公立大学はすべて独立行政法人化され、教育と研究の現場はいま混乱の極にある。不正な国が正義の基準を横取りして押しまくるのを、黙って見ているだけでは、未来世代の活力を奪うことになる。（西尾、2013a、120-133。高山・馬淵、2017、31-49）

受け身ではなく、政治が経済を生かし、経済力が政治を動かすリアリズムを持った政策を実現できるリーダーが渴望されている。せめて、税金も払わず、インフラにただ乗りの金融資本傘下の「無国籍グローバル企業」に対して、国民国家は厳しい対応をとらなければ国自体がもうもたない。経常収支はトントンで充分であり、「国富の海外流出」ではなく、「日本国民の日本国民による日本国民のための経済循環」に戻していこう。私たちが額に汗して創出した富は、国民全体の財産であり、日本に骨を埋める覚悟で来られた海外からの人々とともに、共存共栄、共生の豊かな社会を創り上げていきたいものである。

## 主要参考文献

- 朝倉慶（2010）『裏読み日本経済 本当は何が起きているのか』徳間書店  
石井正幸（1999）『メインバンク蒸発』太陽企画出版

- 板谷敏彦 (2013) 『金融の世界史 バブルと戦争と株式市場』 新潮社
- リチャード・A・ヴェルナー&吉川元忠 (2003) 『なぜ日本経済は殺されたか』 講談社
- K・V・ウォルフレン著 (2012) 『日本を追い込む5つの罠』 井上実訳、角川新書
- 馬野周二 (1990) 『米ソが仕掛ける「騙しの経済」』 かんき出版
- 江崎道朗(2012)『コミンテルンとルーズベルトの時限爆弾 迫り来る反日包囲網の正体を暴く』 展転社
- ・・・(2017)『日本は誰と戦ったのか コミンテルンの秘密工作を追及するアメリカ』 KKベストセラーズ
- 江藤淳 (1989) 『閉ざされた言語空間』 文藝春秋
- M. Stanton Evans & Herbert Romerstein (2012) , *STALIN'S SECRET AGENTS: THE SUBVERSION OF ROOSEVELT'S GOVERNMENT*, Threshold Editions, New York ,
- 大井幸子・片桐勇治 (2015) 『この国を縛り続ける金融・戦争・契約の正体』 ビジネス社
- 太田康夫 (2011) 『バーゼル敗戦 銀行規制をめぐる闘い』 日本経済新聞社
- ・・・(2015) 『ギガマネー巨大資金の闇』 日本経済新聞社
- 大村大次郎 (2016) 『お金の流れで探る現代権力史』 KADOKAWA、
- ・・・(2017) 『世界が喰い尽くす日本経済』 ビジネス社
- 加瀬英明・藤井巖喜・稲村公望・茂木弘道 (2016) 『日米戦争を起こしたのは誰か ルーズベルトの罪状・フーバー大統領回顧録を論ず』 勉誠出版
- 鬼塚英昭 (2010) 『20世紀のファウスト 黒い貴族がつくる欺瞞の歴史 上下』 成甲書房
- バスティアン・オーバーマイヤー&フレデリック・オーバーマイヤー (2016) 『パナマ文書』 姫田多佳子訳、KADOKAWA
- 革島定雄 (2017) 『世界は神秘に満ちている だが社会は欺瞞に満ちている』 リフレ出版
- ・・・(2018a) 『西洋近代思想の呪縛を解く 戦後レジームからの脱却を』 リフレ出版
- ・・・(2018b) 『「リベラル」の正体 誤りを修正するのは学者の務め』 リフレ出版
- 共同通信社社会部 (2003) 『銀行が喰い尽くされた日』 講談社
- 蔵内数太 (1979) 「前集団、現集団、後集団」、『蔵内数太著作集 第4巻』 関西学院大学生活協同組合出版会
- 倉都康行 (2017) 『金融史がわかれば世界がわかる』 筑摩書房
- 小林喜光 (2019) 『危機感なき茹でガエル日本 過去の延長線上に未来はない』 中央公論新社
- 小堀桂一郎、中西輝政 (2007) 『歴史の書き換えが始まった コミンテルンと昭和史の真相』 明成社
- 桜井よしこ (2002) 『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く』 小学館
- ・・・(2013) 『日本よ歴史力を磨け 現代史の呪縛を解く』 文藝春秋
- Antony Sutton、(1974) *Wall Street And the Bolshevik Revolution* Buccaneer Books
- ・・・(1975) *Wall Street and FDR* Buccaneer Books, New York
- 猿谷要 (1995) 『物語アメリカの歴史』 中公新書
- フランソワ・シェネ (2017) 『不当な債務 いかにか金融権力が、負債によって世界を支配しているか?』 長原豊・松本潤一郎訳、作品社
- 塩崎弘明 (1998) 『国際新秩序を求めて RIIA、CFR、IPRの系譜と両大戦間の連携関係』 九州大学出版会
- ロバート・B・スティネット (2001) 『真珠湾の真実』 妹尾作太男監訳、文藝春秋

- 宋鴻兵（ソンホンビン）（2010）『通貨戦争 陰の支配者たちは世界統一通貨をめざす』橋本碩也監訳、武田ランダムハウスジャパン
- 高橋靖夫（2009）『金本位制復活 アメリカ復活のスーパーシナリオ』東洋経済新報社
- 高山正之・馬淵睦夫（2017）『洗脳支配の正体』ビジネス社
- クリフォード・H・ダグラス（1929）『信用機関の社会化』岩村忍訳、中央公論社
- 田中宇（2011）『メディアが出さない世界経済ほんとうの話』PHP 研究所
- 谷口智彦（2012）『金（ゴールド）が通貨になる』幻冬舎新書
- 出口弘（2019）「構築主義的社会経済システム論の構想」、『社会・経済システム 第38号』社会・経済システム学会
- 中田安彦（2009）『アメリカを支配するパワーエリート解体新書』PHP 研究所
- 中西亨（2005）『日本買い 外資は何を狙っているのか』PHP 研究所
- 中本悟・宮崎礼二編（2013）『現代アメリカ経済分析 理念・歴史・政策』日本評論社
- 中谷巖（2011）『資本主義はなぜ自壊したのか 日本再生への提言』集英社
- 中山智香子（2013）『経済ジェノサイド フリードマンと世界経済の半世紀』平凡社新書
- ……（2016）「認知資本主義と統治 貨幣が国家から離れるとき」、山本泰三編『認知資本主義 21世紀のポリティカル・エコノミー』ナカニシヤ出版
- 西尾幹二（2011）『GHQ焚書図書開封5 日米百年戦争 ハワイ、満州、支那の排日』徳間書店
- ……（2013a）『憂国のリアリズム 感傷を排して世界を見よ』ビジネス社
- ……（2013b）『GHQ焚書図書開封8 日米百年戦争 ペリー来航からワシントン会議』徳間書店
- ……（2014）『GHQ焚書図書開封9 アメリカからの「宣戦布告」』徳間書店
- 西野智彦（2019）『平成金融史』中公新書
- 野口悠起雄（2019）『平成はなぜ失敗したのか 失われた30年の分析』幻冬舎
- ジョン・パーキンス（2007）『エコノミック・ヒットマン 途上国を食い物にするアメリカ』古草秀子訳、東洋経済新報社
- 橋本尚（2007）『2009年 国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社
- 浜田和幸（1999）『日本抜きゲーム 千年王国アメリカの野望』PHP 研究所
- ……（2004）『ハゲタカが嗤った日 リップルウッド=新生銀行の「隠された真実」』集英社インターナショナル
- 林千勝（2016）『日米開戦 陸軍の勝算 「秋丸機関」の最終報告書』祥伝社
- ……（2019）『日米戦争を策謀したのは誰だ！』ワック（株）
- 春名幹男（1993）『スクリー音が消えた 東芝事件と米情報工作の真相』新潮社
- デヴィッド・ハーヴェイ（2007）『新自由主義 その歴史的展開と現在』渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、作品社
- ……（2012）『資本の（謎） 世界金融恐慌と21世紀資本主義』森田成也・大屋定晴・中村好孝・新井田智幸訳、作品社
- ドナルド・L・バーレット&ジェームズ・B・スティーアール（1993）『アメリカの没落』堺屋太一訳・解説、ジャパントイムズ
- ジェームズ・バーロフ（1992）『権力の影 外交評議会CFRとアメリカの衰退』馬野周二解説・訳、徳間書店

- 肥後本芳男、山澄亨、小野沢透編 (2010) 『現代アメリカの政治文化と世界』 昭和堂
- 平川克美 (2009) 『株式会社という病』 NTT 出版
- ハミルトン・フィッシュ (2014) 『ルーズベルトの開戦責任』 渡辺惣樹訳、草思社
- ハーバート・フーバー著、ジョージ・H・ナッシュ編 (2017) 『裏切られた自由 フーバー大統領が語る第二次世界大戦の隠された歴史とその後遺症 下』 渡辺惣樹訳、草思社
- ダン・ブリオディ (2004) 『戦争で儲ける人たち ブッシュを支えるカーライル・グループ』 徳川家広訳、幻冬舎
- 古村治彦 (2012) 『アメリカ政治の秘密 日本人が知らない世界支配の構造』 PHP 研究所
- ジョン・アール・ヘインズ&ハーヴェイ・クレア (2010) 『ヴェノナ 解読されたソ連の暗号とスパイ活動』 中西輝政監訳、山添博史、佐々木太郎、金自成訳、PHP 研究所
- ロン・ポール (2011) 『他人のカネで生きているアメリカ人に告ぐ』 副島隆彦監訳、成甲書房
- …… (2012) 『ロン・ポールの連邦準備銀行を廃止せよ』 佐藤研一郎訳、副島隆彦監訳、成甲書房
- J・マクマナス (1993) 『見えざる政府 CFR ホワイトハウスを操る司令塔』 湯浅慎一訳、太陽出版
- 松本清張 (1972) 「追放とレッドページ」、「謀略朝鮮戦争」『松本清張全集 30 日本の黒い霧』 文藝春秋
- 馬淵睦夫 (2012) 『新装版 国難の正体』 ビジネス社
- …… (2015) 『アメリカの社会主義者が日米戦争を仕組んだ 「日米近現代史」から戦争と革命の20世紀を総括する』 KK ベストセラーズ
- 馬淵睦夫・林千勝 (2019) 「ディープ・ステート研究 日米戦争を策謀したのは誰だ」月刊ウイール 2019年5月号
- ユースタス・マリンス (1995) 『民間が所有する中央銀行』 林伍平訳、秀麗社
- 水野隆徳 (1998) 『日本壊滅 ビッグバンの正体は第二の占領政策だった』 徳間書店
- 水間正憲 (2011) 『反日包囲網の正体 国際社会でのネット戦争は始まっている』 PHP 研究所
- エドワード・ミラー (1994) 『オレンジ計画 アメリカの対日侵攻 50年戦略』 沢田博訳、新潮社
- クリス・ミリガン&アントニー・サットン (2004) 『闇の超世界権力 スカル&ボーンズ』 北田浩一訳、徳間書店
- 宮崎正弘・馬淵睦夫 (2016) 『世界戦争を仕掛ける市場の正体』 ビジネス社
- M・ミンツ&J・S・コーエン (1972) 『アメリカ株式会社』 鈴木幸夫・斎藤志郎訳、早川書房
- 本山美彦 (2000) 『売られるアジア 国際金融複合体の戦略』 新書館
- …… (2006) 『売られ続ける日本、買い漁るアメリカ』 ビジネス社
- …… (2007) 『姿なき占領』 ビジネス社
- …… (2008) 『格付け洗脳とアメリカ支配の終わり』 ビジネス社
- 森木亮 (2009) 『日米同時破産』 ダイヤモンド社
- 森永卓郎 (2018) 『なぜ日本だけが成長できないのか』 角川新書
- 矢作直樹 (2019) 「明治維新・ロシア革命・影の仕掛け人」月刊ウイール 2019年5月号
- 山田敏弘 (2019) 『CIAスパイ養成官 キョ・ヤマダの対日工作』 新潮社

- ジェイムズ・ロバートソン (1999) 『21 世紀の経済システム展望 市民所得・地域通貨・資源・金融システムの総合構想』石見尚・森田邦彦訳、日本経済評論社
- ジェイムズ・ロバートソン&ジョセフ・フーバー (2001) 『新しい通貨の創造 市民のための金融改革』石見尚・高安健一訳、日本経済評論社
- ロバート・E・ルービン&ジェイコブ・ワイズバーグ (2005) 『ルービン回顧録』古賀林幸・鈴木淑美訳、日本経済新聞社
- ジェフリー・レコード (2013) 『アメリカはいかにして日本を追い詰めたか 「米国陸軍戦略研究所レポート」から読み解く日米開戦』渡辺惣樹訳・解説、草思社
- アーサー・レビット (2003) 『ウォール街の大罪』小川敏子訳、日本経済新聞社
- チャールズ・レビンソン (1980) 『ウオッカ=コーラ 下』清水邦男訳、日本工業新聞社
- 若狭和朋 (2015) 『日本人よ、歴史戦争に勝利せよ GHQ洗脳史観への決別宣言』成甲書房
- 渡部昇一 (2010) 『日本の歴史7 戦後編』ワック (株)
- 渡辺惣樹 (2013) 『アメリカはいかにして日本を追い詰めたか』草思社
- 渡辺惣樹 (2017) 『誰が第二次世界大戦を起こしたのか フーバー大統領『裏切られた自由』を読み解く』草思社



# 米国の付加言語教育における言語熟達度指標の意義

## —— ハワイ語熟達度指標 ANA ‘ŌLELO の事例から ——

山本享史 (天理大学)

### はじめに

本稿ではハワイ州における付加言語教育 (additional language education) に焦点をあてて、Kahakalau (2017)において提示されたハワイ語熟達度指標「アナ・オーレロ」ANA ‘ŌLELO を取り上げる。この提示は米国社会における言語の多様性、外国語教育の元となる言語観の多様性を示すものである。言語マイノリティに対する教育の充実、発展という観点のみならず、ハワイ州の学校教育全体に影響を及ぼす可能性を持つものであると考える。このハワイ語熟達度指標の活用とそれに基づく目標設定の意義を、言語教育における学習者要因、学習環境要因の側面から明らかにすることを試みる。社会文化的環境が学習者の言語の学びにどのような影響を与えるのかについて探ることは学習者への理解を深めることであり、さまざまな言語の指導方法や教材の開発にもつながる。

本稿でははじめにハワイ語教育を概観する。そして後半ではこの熟達度指標についてその特徴を記述し、ハワイの付加言語教育における ANA ‘ŌLELO の意義を確認する。

### 1. 課題の所在

外国語学習を支えるツールのひとつに外国語の熟達度指標がある。CAN-DO リスト形式のものがよく知られているが、指標に照らし自分の学習を記述することができ、学習者が指導者と共に目標を定め、効率よく、効果的に学習を進めることが期待される。さらにアカウントビリティ (結果説明責任) の重要性が増す社会にあって、教育機関におけるカリキュラム作成等に使用され、機関の存在意義の記述、説明にも使用されうる。米国の外国語教育においては、全米外国語教育協会 (The American Council on the Teaching of Foreign Languages: ACTFL) と外国語教育州指導主事評議会 (National Council of State Supervisors for Languages :NCSSFL) が共同し、言語運用能力ガイドラインを作成している。最新版は 2017 年度版である。スペイン語やドイツ語を始め、日本語、韓国語等 12 の言語について CAN-DO リストが作られ、外国語学習のステークホルダーに提供されている。それぞれの言語において基本的にリーディング、リスニング、ライティング、スピーキングの 4 技能について未習者 (novice) から熟達者 (distinguished) のレベルが提示されている。

ハワイ語の熟達度を扱った研究では、Warner (1999)、Kahakalau (2017) 等がある。Warner (1999) は、幼稚園から 4 年生のハワイ語イマージョン形式で学ぶ生徒へのインタビュー調査を行い、成人のネイティブスピーカーの言語との比較を通してその熟達程度を調査している。ハワイ語イマージョンプログラムの効果を測る、初めての組織的な調査であったが、これに基づいたハワイ語の熟達度を示すものさし等は作られていない。

Kahakalau (2017) は約 30 年にわたるハワイ語教育の実践と研究に基づいて、今回扱うハワイ

語の熟達度指標を提示した。現在のところ、ハワイ語についての州統一の指標や熟達度の程度を測る共通テスト等も開発されていない。本稿で述べるようにハワイ社会における外国語教育において、この言語熟達度指標が示された意義は大きいと考える。

筆者は日本の高校での外国語教員としての経験をふまえ、小学校、中学校、高等学校の一貫した英語熟達度指標開発に関わってきた。その中で、学習者の言語熟達度を適切に測り、外国語教育、学習に最も効果的な指標の在り方について考えてきた。本稿はこの探究に多文化社会の米国、特にハワイ州の付加言語教育、学習からの視点を加える試みである。

## 2. ハワイ州のハワイ語教育

米国ハワイ州は英語とハワイ語を公用語と定めている。1970年代以降、米国本土に広まったエスニックスタディーの流れ、同じポリネシア系先住民族であるニュージーランドのマオリ<sup>1)</sup>の言語復権運動等の影響を受け、ハワイ文化、ハワイ語は先住民の主権回復運動の中でも重要な位置を占めてきた。1970年代後半には母語話者が約2000人にまで減ったとされるハワイ語<sup>2)</sup>であるが、ハワイ州統計局のウェブサイトに上げられた2016年の報告書、*Detailed Languages Spoken at Home in the State of Hawaii* では18,610人とされており(8)、ハワイ語だけで博士課程を修了できる教育制度が整ってきている。ハワイ語を理解し、使用できる人が増加したとはいえ、多くのハワイ人<sup>3)</sup>にとって基本的な生活言語は英語であり、ハワイ語学習は付加言語学習の範疇にある。ハワイ州の学校教育に見られるハワイ語教育は、主にハワイ人生徒を対象としたハワイ語イマージョン教育と、全生徒を対象とした、公立、私立の学校のハワイ語教育に大別できる。

ハワイ語イマージョン教育は、公立学校内に設置されたハワイ語のみによるコースであるクラ・カイアプニ(Kula Kaiapuni)や、ハワイ語のみで幼児教育を行う幼稚園・保育園、プーナナ・レオ(Pūnana Leo)に代表される。ハワイの言語、文化、歴史の研究促進を定めた1978年のハワイ州憲法修正以来、約30年の歴史をもち、ハワイ語教育の中心を担ってきた<sup>4)</sup>。

州内全ての公立中学高校<sup>5)</sup>では教育課程に教科「世界言語(World Languages)」が設置されている。ハワイ語は学校による選択言語のうちの一つであり、イマージョンで学ぶ約1万人の生徒以外の残りの生徒、約17万人にとってのハワイ語学習はこの形である。彼らが受ける授業の多くは英語を指導言語としている。

本章ではハワイ語教育の大まかな流れと現在の教育形態について述べる。

### (1) ハワイ語教育の概略

1778年のジェーム・ズックの来島を機にハワイと西洋文化との接触が始まった。1820年、ハワイ王国にニューイングランドからカルヴァン派の宣教師たちが到来し、ハワイの王室及び首長たちが積極的にキリスト教や西欧文化を受容することになった<sup>6)</sup>。

それまで、識字率ほぼ100%を誇り、ハワイ語を指導言語としていたハワイ王国内の学校教育は、1893年、米国によるハワイ王朝の転覆以後大きく変化した。1896年、公立学校の指導言語を英語とすることが定められた<sup>7)</sup>ことにより、その衰退は進んだ。

指導言語が英語とされただけでなく、ハワイ語は学校での使用が禁止され、「ハワイ語を使った子どもの家へは教員が出向き保護者に厳しく注意をした」(‘Aha Pūnana Leo 1995:1)という。

現在のハワイ語指導者の祖父母や親たちの中には、学校でハワイ語を使ったために罰を受け



た経験を語る者もあり、自らの経験から、子どもたちにはハワイ語を教えることを拒んできたと言われる。「できる生徒」の要因として、ハワイ語や文化、そしてそれを知っているということの居場所がなかったからと言える。ハワイ語は急速にその地位を失い、政治的、経済的、教育的コミュニティにおける使用は減っていった。(Kawakami & Dudoit 2000)

その後、1980年代になるまで、ハワイ語は公立学校のカリキュラムにはほとんど入っておらず、小中高の教室では、ハワイの文化や歴史は社会科の教育課程の一部、パフォーマンスアート教科における選択科目の一つとして扱われていただけであった。

ハワイアンルネサンス(ハワイ文化復興)の影響を受け、1978年にハワイ語が州公用語に制定された。州憲法の修正条項(Article X - Section 4: Hawaiian Education Program)はハワイの言語、文化、歴史の研究促進を定めており、この頃から早期イマージョンの形をとるハワイ語教育の活動が広がった。ハワイ語を話す教育者や親たちのグループの草の根的な運動が、プーナナ・レオ(Aha Pūnana Leo)というハワイ語による保育園の設立に繋がり、州内最大のハワイ人のための私立学校であるカメハメハスクールがKEEP(the Kamehameha Early Education Program)を立ち上げた。ハワイ語イマージョンプログラムのカイアプニ(Papahana Kaiapuni Hawai'i)がハワイ教育省下の2つの公立小学校で始まったのが1986年である<sup>8)</sup>。

幼児を対象とした早期教育としてスタートしたイマージョン教育はその後学年が拡大され、1992年には高校3年生までのコース設置が認可された。1996年にイマージョン校での教員を目指す学生に対する教員養成課程が設置され、現在ではハワイ語による修士課程、博士課程が完成している。

2015年、州の教育長室の下にハワイアン教育局(Office of Hawaiian Education: OHE)が設置され、憲法修正に基づきハワイアン教育に関して従来から進められてきた2つのプロジェクト(ハワイ文化や歴史の学習を進める「ハワイアンスタディプロジェクト」、ハワイ語イマージョンプログラムの「パハナ・カイアプニ(Papahana Kaiapuni Hawai'i)」)に加え、ハワイ文化を基盤にした公立学校全体の教育目標に関する「ナ・ホペナ・アオ(Nā Hopena A'ō)パイロットプロジェクト」が現在進行中である。OHEはそれぞれの活動を支える3年間の戦略計画(Strategic Plan 2017-2020)を打ち出している。次節では、ハワイ語教育の中心となっているハワイ語イマージョン校での教育と、その他の学校でのハワイ語指導について確認する。

## (2) ハワイ語イマージョン教育

ハワイ語イマージョン教育の中心はイマージョンプログラムを持つ公立学校とチャータースクール<sup>9)</sup>である。チャータースクールは保護者や地域住民、研究者等が協同し、重視したい趣旨に基づいて設立する学校である。州の認可を受け、公的資金で学校を運営する。ハワイ語チャータースクールは近年増えてきている。カイアプニ(Papahana Kaiapuni Hawai'i)と呼ばれるイマージョンプログラムは幼稚園から12年生までの公立学校のプログラムであるが、学校によって対象となる学年を限定しているところもある。プログラムの受講生はハワイ教育省が設定したカリキュラム内容<sup>10)</sup>をハワイ語で学ぶ。このプログラムを持つ学校は2019年現在、州内23校である。学校全体でこのプログラムを実施している学校もあるが、通常校の中に併設されたイマージョンクラスという形で存在しているところが多い。州内の生徒の約5%にあたる約1万人がイマージョン教育を受けている。

イマージョンプログラムの受講生はハワイ人生徒が中心であるが、民族的出自は限定されていない。このプログラムはハワイ語による教育経験を生徒たちに提供するものであり、①ハワ

イ語とハワイ文化の再生を助けること、②ハワイ語コミュニティに合流したいと願う人を助けること、③ハワイ人コミュニティに関わるため、ハワイ語を第二、第三言語として学びたいと願う人を助けること、をその目的としている。

ハワイ語イマージョン教育では、教員側からの教科内容の教授という指導形式に加え、経験重視教育(experience-based education)のカリキュラムに基づいた問題解決学習(inquiry or problem-based learning)が多く取り入れられており、家族や地域の人材活用、実生活と社会を重視した学習、ハワイと太平洋の歴史に重点を置く等の特徴が見られる。(Benham & Heck 1998)

### (3) イマージョン校以外の学校でのハワイ語教育

イマージョン校以外の学校では、ハワイ語は「世界言語」(World Languages)のうちの一つの選択言語として扱われている。州の規定によれば、中国語、フィリピン語、フランス語、ドイツ語、イロカノ語、日本語、朝鮮語、ラテン語、ロシア語、サモア語、スペイン語、ハワイ語から各校の実状に合わせて設定することになっている。例えば、ハワイ島ヒロ高校ではスペイン語、日本語、ハワイ語から一つ、オアフ島のファーリントン高校ではフランス語、イロカノ語、日本語、スペイン語、ハワイ語から一つを選択することになっている<sup>11)</sup>。

このイマージョン校以外のハワイ語教育については、教員のハワイ語運用能力や指導法に関する力量の点からも課題が多いとされ<sup>12)</sup>、Wilson and Kamanā (2006)は「外国語としてのハワイ語を、たとえ全学年に必修にしても、ハワイ語の再活性化にはつながらない。ハワイ語再活性化に結びつくのは、ハワイ語を教育言語とする学校だけである」(172)と述べている<sup>13)</sup>。

## 3. アカウンタビリティと教育目標

本章では、州の教育目標を取り上げ、州レベルでの教育の方向性について確認してみたい。

### (1) アカウンタビリティ重視の教育

2002年ジョージ・W・ブッシュ大統領の署名によって制定された「どの子ども置き去りにしない法 (No Child Left Behind Act: NCLB)」は、近年の米国教育政策に最も大きな影響を与えた法律の一つであるが、その中心的な考えはその後の政権政党によらず推進され、2015年からは「全生徒成功法 (Every Student Succeeds Act :ESSA)」として引き継がれている。(図表1参照)

〈図表1〉

教育政策	民主党	共和党
両党で異なる政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦教育予算を拡充して貧困層の学力向上を目指す。</li> <li>・技能重視の進歩主義的教育を支持する傾向。</li> <li>・格差是正のため、公立学校の改革、公立学校内の学校選択制を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな政府と地方自治の原則を堅持し、連邦教育省の廃止を目指す。</li> <li>・伝統的価値観を重んじ、知識重視の伝統的教育を支持する傾向。</li> <li>・格差是正のため、競争原理による宗教系の私立も含む学校選択制、パウチャー制を推進。</li> </ul>
両党が支持する政策 (1990年代以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャーター・スクールの推進・連邦レベルの教育目標の設定・州レベルの教科スタンダードの策定、テスト政策の実施・学力格差を是正するためのNCLB法の制定</li> </ul>	

[出典 吉良 2009:58 筆者が加工]

学力格差是正のために連邦政府の役割を拡大し、連邦政府が州に結果説明責任 (accountability) を求めるものである。具体的には州レベルのスタンダードの設定、統一テストの実施、結果の公表等を含み、結果に基づく重点的な資金投入によって、中央集権的な傾向が強まっている。各州は英語と数学 (算数) の力を中心にした州共通基礎スタンダード(Common Core State Standard: CCSS)と呼ばれる学力基準を設定し、各学校はその到達程度の公表を求められる。結果に基づく資金配分や人事も見られるようになってきているのである。(吉良 2009)

## (2) 州教育目標「ナ・ホペナ・アオ」(Nā Hopena A‘o)<sup>14)</sup>

ハワイ州教育省は、州の CCSS とは別に、2015 年に「ナ・ホペナ・アオ」(Nā Hopena A‘o) という総合的な学校教育目標を策定し、多様なプログラムを実施している。

ハワイ州公立学校の全生徒を対象にした、ハワイ人の価値、言語、文化、歴史に基づいた総合的教育目標である。州の取り組みではあるが、連邦からの資金<sup>15)</sup>に支えられている。このため、目標の作成から広報活動、さまざまなプログラムの実施、成果報告等は上述したアカウントビリティの中にあると言える。

Nā Hopena A‘o Statements はウェブサイト上では、次のように示されている。

ハワイの言語、文化、歴史の研究促進を定めたハワイ州憲法 (Article X, Section 4 and Article XV, Section 4) に基づき、州教育省教育委員会ポリシーによって定められた。アカウントビリティを求める連邦の全生徒成功法(ESSA)に沿って、説明責任を体現するものの一つとなっている。(Nā Hopena A‘o Statements 2015)

Nā Hopena A‘o は生徒たちの育みたい力を 6 つの言葉で表し、それぞれ具体的な目標を記述している。6 つとは Belonging (所属感)、Responsibility (責任感)、Excellence (卓越性)、Ahoha (自己、家族、共同体を尊重できるアロハの感覚)、Total Wellbeing (健康的な生活)、Hawaii (ハワイの地元感覚)。それぞれの頭文字を並べて、BREATH (息) となり、ハワイ語で息のことを hā というために、HĀ - BREATH program と表記される。(図表 2 参照)

〈図表 2〉



[ 出典 Nā Hopena A‘o HĀ ウェブサイト ]

6つの目標のうち、ハワイ語に関する部分を見ると、「ハワイ」の感覚について、「この尊ぶべき場所の特異性により自分自身が豊かになる。ハワイの感覚はその豊かな歴史、多様性、ハワイ語とハワイの文化を正しく理解することを通して発揮される。文化間、地域社会間をうまく調整し、母なる土地を扱えるようになる」とされている。具体的な目標として、次のような下位目標が挙げられている。

- a. ハワイ語の日常会話の語句を発音し、理解ができる。
- b. 自分の行いに関する適切なハワイ語を使うことができる。
- c. ハワイにおける名前、物語、特性や場所の重要性について学ぶ。
- d. ハワイ人の伝統的なものの見方や知識を学び、現代生活において適応する。
- e. ハワイの歴史、物語、文化、言語を共有する。
- f. それぞれの異なる視点や文化、貢献できることを尊重する。
- g. 誇りと敬意をもってハワイを扱う。
- h. ハワイをホームと呼ぶ。

(Nā Hopena A‘o Statements 2015)

#### 4. ハワイ語熟達度指標「アナ・オーレロ」(ANA ‘ŌLELO)<sup>16)</sup>

Nā Hopena A‘o に見られるハワイ語に関する記述は、上記の a、b 程度のものであり、州統一でハワイ語の熟達度を測れるような指標は、今のところ存在しない。このような状況にあって、Kahakalau (2017)によって提示されたハワイ語熟達度指標「アナ・オーレロ」(ANA ‘ŌLELO)は今後のハワイ州のハワイ語教育の展開において無視できないものであると考える。

Kahakalau (2017)に基づき、ANA ‘ŌLELO の概略をみていきたい。

##### (1) 作成意図

ANA ‘ŌLELO は、ク・ア・カナカ先住民文化言語研究所 (Ku-A-Kanaka Indigenous Institute for Language and Culture) の主宰者であるク・カハカラウ (Ku Kahakalau) と彼女がリードする言語測定研究チーム(ANA ‘ŌLELO Research Team)が 2010 年から数年かけて開発してきたハワイ語の言語熟達度指標表 (Indigenous Proficiency Scale)である。(図表 3 参照)

その作成にあたっては、次の3点が意図されていた。①ハワイ語の熟達度を測る基準線を示すこと、②学習者のハワイ語熟達度を検証する道具を作り出すこと、③ハワイ人のハワイ語運用力を高め、ハワイ語再生の弾みをつけること。(Kahakalau 2017: 4)

##### (2) 特徴

この指標表に関して興味深い点を3点指摘したい。まず、形式的な特徴のひとつは、言語熟達度の評価指標にハワイ先住民の宗教儀礼への参加頻度や関わり方を挙げていることである。指標表は大きく次の3つに分かれている。①「語彙」、「ことわざ」、「歌」、「チャンツ」の知識量(使える数)②会話における能力(「挨拶」、「自己紹介」、「描写」、「問答」、「対話」、「プレゼンテーション」、「語り」、「読み」において、知っている)③伝統儀礼の知識と実行(詠唱できる祈りの言葉、儀礼に関する知識、参加の頻度、参加の仕方)(Kahakalau 2017:8)

次に、熟達度の記述文の中にハワイ語の特徴的な言語形態を表す語句が用いられている点である。以下にその記述例3つ(a、b、c)を挙げる。

〈図表 3〉 ANA ‘ŌLELO Proficiency Scale

熟達度レベルとその概要

レベル	概要
Level 0 – HŌLONA: No Knowledge	ハワイ語に関する知識が全くないか、ほんの少し知っていても、ハワイ文化や言語との関わりをもっていない者。このレベルグループには、ハワイにおけるほとんどの旅行者、ハワイ人との交友関係がなく、文化について知らないハワイ以外の居住者、新しい移住者、合衆国本土で生まれ育ったハワイ人が含まれる。
Level 1 – NŌHIE: Elementary Knowledge	最もよく知られたハワイ語の名前や語を正しく発音し、書くことができる。数十語の語彙、“Hawai‘i Aloha”のようないくつかの有名な歌、“E hō mai”のようなチャンツや頌栄歌を知っている。このレベルの者はハワイ語に関するごく限られた知識はあるが、伝統的儀礼に関する知識を持っていない。このレベルグループには、非ハワイ人の居住者、ハワイ語と伝統文化について学習しようとしていないハワイ人、関心はあるが、本土への移住などによりハワイ的なものに触れる機会がなくなってしまったハワイ人が含まれる。
Level 2 – LAUA: Limited Proficiency	数万人のハワイ人がこのレベルにある。ハワイ、本土、その他どこに住んでいてもハワイ人としての自覚を持ち、ハワイの伝統的な儀礼、芸術、工芸等の活動に積極的に関わっている。また、ハワイ人の土地や主権の運動にも関わっている。多くの語彙やことわざに関する知識を持っている。このレベルグループにある者はハワイ語プログラムや言語活動の含まれた文化プログラムで学習を継続している。言語プログラムに参加したが、何らかの事情で中断している者も多い。
Level 3 – MĀKAUKAU: Basic Proficiency	ハワイ人、非ハワイ人に関わらず、高校、大学、卒業後もハワイ語を学び、簡単な日常のトピックについて会話ができ、社会的要求を満たすことができる。話し方の中にぎこちなさや間違いはあるが、理解をして会話が行える。少し努力をすれば、基本的な儀礼に参加することができる。簡単な会話ができるようになれば自信をもつことができ、流暢さが飛躍的に増すため、ハワイ語学習者にとってはこの段階は非常に重要である。
Level 4 – PĀHE‘E: Full Proficiency	ほぼ努力をしなくても流暢に話すことができる。ごくまれに文法的な間違いはするが、幅広いトピックについてさまざまな方法で議論ができる。19～20世紀初めに書かれたハワイ語の文献を読み、翻訳できる。儀礼に完全に参加ができる。
Level 5 – LOEA: Native Proficiency	母語話者のレベル。このレベルにあるのは、ニイハウ島出身者約500名を含む約5000人以下。努力なく流暢に言語が使用できるだけでなく、ハワイ語の伝統的言語特性の保持、継承ができる。

[出典 Kahakalau 2017:6-7 に基づき筆者が編集]

語彙・歌・チャンツ・ことわざの知識量

レベル	0	1	2	3	4	5
語彙	<10	<100	<500	<1,000	<4,000	4,000+
ことわざ	<2	<5	<10	<100	<200	200+
歌	<3	<10	<20	<50	<75	75+
チャンツ	<2	<5	<10	<25	<50	50+

会話に関する知識 ①

レベル	あいさつ	自己紹介	描写	質問と応答
0	こんにちは さようなら	名前のみ		
1	一文のあいさつ	自分や家族の一文の紹介	一語による描写	一語による質問と応答
2	暗記した定型文	暗記した自分、家族、出身地の紹介	一文による描写	一文による質問と応答
3	人々や場所に対する標準的なあいさつ	基礎的な系譜を含んだ人々、家族、場所の標準的な紹介	基礎的な描写	基礎的な質問と応答
4	隠喩を用いた人々や場所に対するあいさつ	kaonaを伴った、人々、場所の詳細な紹介	詳細な描写	詳細な質問と応答 いくらかのkaonaを用いて
5	複雑な詩的なあいさつ	人々、場所に関する詩的な紹介	詩的な描写	間接的な質問と応答 たくさんのkaonaを用いて

会話に関する知識 ②

レベル	トークストーリー	口頭によるプレゼンテーション	ストーリーテリング	リーディング
0	コミュニケーションできない。	ハワイ語で情報を伝えることができない。	ハワイアンストーリーの知識なし	読めない。理解ができない。
1	1、2語文	一文による暗記した情報	ハワイ語の入ったビジン英語	記号のついたハワイ語が読めるが、努力を要しまちがいが多く理解力に乏しい。
2	ほぼ暗記の文	一文のアドリブ	ハワイ語のフレーズが入ったビジン英語	記号のついたハワイ語が読める。いくらか努力を要し、まちがいが少しある。理解力もいくらかある。
3	シンプルな応答: 基礎的な話題 まちがいが多く、努力を要する。	基礎的な情報、考えや概念	単純で短いストーリーを広範囲に渡り暗記できている。	記号のついた基礎的なテキストが読める。いくらかの努力を要し、まちがいが少しある。理解力もいくらかある。
4	通常のトピックに対する適切な応答: まちがいはほとんどなく、努力を要しない。	一般的な情報、考えや概念	よく知られたストーリーをほぼまちがいがなく、努力も要しない。	記号のついた複雑なテキストが読んで理解ができる。まちがいがほとんどなく、努力もほとんど要しない。
5	kaonaを用いた複合的で、レベルに合わせた応答	kaonaを用いた複合的な情報、考え、概念	さまざまな身振りで聴衆を巻き込み、kaonaや詩を頻繁に用いる。	記号のついていない複雑なテキストを読むことができる。まちがいがなく努力を要しない。

伝統的儀礼詠唱の知識量

レベル	0	1	2	3	4	5
知っているチャンツ/祈りの数	<2	2+	5+	20+	いくらかのアドリブを含み40+	アドリブ

伝統的儀礼詠唱に関する理解

レベル	儀礼に関する知識
0	知識なし
1	ほぼ声を発しない参加 儀礼やチャンツに関するごく限られた理解
2	よく知られたチャンツへの限られた参加 チャンツや儀礼に関する一般的な骨子の理解
3	習慣儀礼に加え、よく知られたチャンツや祈りの骨子が理解できる。
4	特定の儀礼の要素や目的に加え、自分が詠唱するチャンツや祈り一般的な内容について説明ができる。儀礼を主宰し、任意の祈りを行うことができる。
5	儀礼を主宰し、チャンツや祈りの特定の内容について説明ができる。任意の祈りや高度の詩やkaonaを用いたチャンツを作ることができる。

伝統的儀礼の実行

レベル	関与の頻度	関与の形態
0	関与なし	関与なし
1	まれに	ほぼ静かに、能動的でない関与
2	時々	時折、疎らな関与 行動パターンは不定
3	規則的に	特定の文化的行為として目的をもって関与 例: 樹木や食物を集めるための儀式や漁獵、フラ、サーフィン、会合、食事等を行う前の儀式
4	継続的に	儀式への日々の関与 例: 1日の始まりやほとんどの活動の前
5	連続して	毎日、常に 儀式、式典は日常生活の重要な要素

[出典 Kahakalau 2017: 8-10 和訳、表の加工は筆者]

a. ハワイ語をそのまま用いた記述例 : kaona

記述語の文化的側面の理解も含め、単純な英語での説明が不可能であることを示していると考えられる。例えば、レベルが4、5の学習者の記述文には「人や場所の詳細な紹介を、kaonaを用いて行うことができる」(Introductions Level 4)、「詳細な質問と応答、kaonaをいくらか用いて」(Questions & Answers Level 4)、「間接的な質問と応答、たくさんのkaonaを用いて」(Questions & Answers Level 5)、「kaonaを用いた複合的でレベルに合わせた応答」(Talk Story Level 5)、「kaonaを用いた複合的な情報、考え、概念」(Oral Presentations Level 5)とある。

「カオナ」(kaona)は、「隠(さ)れた意味」を表すハワイ語の詩的表現方法であり、*Hawaiian Dictionary* (Pukui and Elbert 1986)では、“Hidden meaning, as in Hawaiian poetry; concealed reference, as to a person, thing, or place; words with double meanings that might bring good or bad fortune.” (130)と説明されている。

kaonaはハワイ人の知識人たちが伝統的な物語や歴史の語り伝えに用いてきたものであり、隠喩、語呂合わせ、暗示等が多層的に用いられる。McDougall & Nordstrom (2011)の次の表現にkaonaのもつ言語特性の高度さが表れている。

kaonaは聴衆の美的感覚に訴えかけるために、詩的眼識に加え、聴衆の見地に立った物事に関する深い知識を要求する。したがって使われたkaonaは作者の修辞技法のレベルに加え、対象とする聴衆に関する理解も直接的に反映するものである。(101)

また、それぞれのレベルには、HŌLONA (レベル0)、NŌHIE (レベル1)、LAUA (レベル2)、MĀKAUKAU (レベル3)、PĀHE‘E (レベル4)、LOEA (レベル5)といったハワイ語表記が当てられ、ハワイ語学習者がその段階の捉え方をハワイ語の世界で認識できるようになっている。

例えば、レベル2のLAUAは文字的には「することがあまり残っていない(not much remaining to do)、ほぼ終わっている(nearly finished)」という意味で、MĀKAUKAU (レベル3)は「できる、能力がある(able, competent, qualified)」、PĀHE‘E (レベル4)の定義には「表面がつるつとしている(slippery)、滑らかな(smooth)」といった言葉が並ぶ。レベル2において、もう残すところがなくなってきたと表現しながら、その上の細かな段階の区別に、ハワイ語熟達程度の繊細さが感じられる。

Kahakalau (2017)は、1000人以上のハワイ語学習者への調査から、「現在、ほとんどのハワイ先住民がこのレベル(LAUA:レベル2)にあり、ゴールは近いことをわかってもらいたい」(6-7)と述べている。

b. 現代のハワイ語の使われ方をふまえた記述例 : pidgin English

「ハワイ語の単語が入ったピジン英語」(Storytelling Level 1)、「ハワイ語のフレーズが入ったピジン英語」(Storytelling Level 2)

c. ハワイ語の特性をふまえたレベル記述例 : poetic references poetry

「聴衆を前にして行われる熟達したストーリーテリング。多様なボディーランゲージを用いる。頻繁にkaonaと詩への言及ができる。」(Storytelling Level 5)、「儀礼を主宰し、特定のチャンツの内容を説明できる。高いレベルの詩とkaonaを使って自発的に祈りとチャンツを作ることが

できる。」(Knowledge of protocol Level 5) これらは、ハワイ言語の中の詩の占める位置の重要さが伺える例である。

もう一つ確認すべき点は、この指標作成がハワイ人の手によって作成されたことを強調している点である。ANA 'ŌLELO の作成は、言語熟達度測定における植民地価値観からの脱却を意図しているとも言える。Kahakalau (2017)は、「この指標の作成は、他の先住民が自分たちの言語再生に関わるときにも役立つ、先住民の言語熟達度指標のテンプレートとなりうる」(10)と述べている。

私たちの言語の熟達度を測るのに現在使われている西洋の言語熟達度概念や指標に単純に頼ることはできない。むしろ、私たちは私たち自身の測定ツールを生み出さなければならないのだ。そしてそれは私たちの価値観、方法、優先するものに基づいたものであるのだ。ANA 'ŌLELO は先住民が自分たちの手で非常に有用で公正な道具をデザインできることを検証するものである。それは西洋の言語学者の手助けがあってもなくても、自分たち自身の研究方法に基づいて行われるものなのだ。(Kahakalau 2017:10)

## 5. 考察

上述した背景に照らし、ANA 'ŌLELO の意義について考えてみたい。

付加言語学習の学習者要因として言語熟達度指標に着目する理由は2つ考えられる。一つは言語学習における動機づけ、もうひとつは学習者のメタ認知ストラテジーの発達を促すという点である。

付加言語学習における学習者要因は、学習者の社会文化的環境や学習言語がその社会においてどのように評価されているかによって異なる。1970年代後半には母語話者が2000人まで減ったと言われるハワイ語であるが、近年、前述したチャータースクールやイマージョン校の充実、発展に伴ってハワイ語教育、学習を取り巻く環境は変化してきている。実際のところ、ハワイ語は現在、州内の公立私立の高等学校、ハワイ語によるチャータースクール、公立私立の大学、さらに成人向けにも地域や個人、オンラインの授業等でも教えられて(Kahakalau 2017:3)おり、松原(2010)はハワイ語イマージョン校の卒業生への調査に基づき「「ハワイ語再生母語化」の兆しが僅かではあるが着実に見られる」(124)ことを報告している。これらの教育環境の充実、人々のハワイ語、ハワイ文化に対する評価に影響を与え、ハワイ語学習者への肯定的な学習者要因として働くと考えられる。

ハワイ語はそれを含む伝統的ハワイ文化の否定と見直しの歴史を経験してきている。かつて否定されてきた自らの文化及び言葉が、今後、州学校教育の根幹として据えられ、「できる」ことの指標として表されることは、自分の文化的背景を含む自己肯定感を高めるのに有意義であろう。

### (1) 動機づけとしての熟達度指標

ハワイ語熟達度指標にハワイ文化の側面が取り入れられ、モデルとして示されることは、学習者の内的動機付けを高め、統合的な人格形成にとっても有用であると考えられる。動機付けに関する認知的評価理論(cognitive evaluation theory)に基づけば、一般的に、ルールや目標が課せられること、指示や命令されること、競争があること、評価されることは、学習者の自律



性や有能感を阻害し、内発的動機づけを低下させるとされるが、これを自由選択や自己主導の機会としてとらえること、説明できる理由があること、楽しいと感じること、励ましを受けること、肯定的なフィードバックが得られること等は、学習者の自律性や有能感を促進させ、内発的動機づけを高めることがわかっている (Deci & Ryan 1985)。つまり、外部要因に対する受け止め方 (認知的評価) 次第で、それが個人の内発的動機づけを促進したり抑制したりすることを説明する理論である。

到達度指標が他からの借り物ではなく、自分たちの生き方と繋がったものであることが必要であることを表しており、それがきちんと説明され、学習者に理解ができれば学習の有用なツールになりうることを示唆している。実際のところ ANA 'ŌLELO 作成に当たっては、言語測定研究チームがハワイ語学習者、教師、生徒の保護者や地域の人々とともに議論を重ねてきた経緯がある。

Cummins & Swain (1986)は マイノリティ学生の学校での学習について分析の理論的枠組みを提示している。被抑圧グループの学生は教員とのやりとりの直接的結果として力をつけることができるが、その際には以下の4点について考慮されるべきだとしており、文化的指標を取り入れた言語熟達度指標は、これらに資する役割を果たせるように思われる。(1) どの程度、マイノリティ学生の言語や文化が学校のプログラムに組み込まれているか、(2) どの程度、マイノリティコミュニティが学校教育に参加することを奨励されているか、(3) どの程度、知識を得るために言語を積極的に使おうとする内的動機づけを高める教育的配慮がなされているか、(4) どの程度、評価の専門家がマイノリティ学生の支えとなる立場を取っているか。

付加言語学習研究における学習者要因の分類は研究者により異なるが、動機づけが継続的な言語学習にとっても重要であることは共通しているように思われる。学習者の言語学習の統合的動機づけとして作用すると考えられる。

Gardner & Lambert (1972)は、動機づけを「統合的動機づけ (integrative motivation)」と「道具的動機づけ (instrumental motivation)」の2つに分ける。「統合的動機づけ」とは、その言語が話される集団の文化、歴史、社会、人々に関心があり、それらを理解したい、その集団の一員として帰属したいと思うことによる動機づけである (小島 2018 :122)。山崎 (2005) は学習を長期的に持続させるためには、この「統合的動機づけ」が有効であることを論じている。

このハワイ語熟達度指標にハワイ先住民文化に基づく視点が盛り込まれていることにより、ハワイ語学習者自身になりたい理想をイメージしやすい、段階として目標を設定しやすくなることが考えられる。

ハワイ教育省が作成した教育目標(Nā Hopena A'ō)に基づき、現在ハワイの学校教育はハワイ文化に根ざした教育改革を進めている。ハワイ語は、就職に有利、国際社会での活躍に役立つといった外的要因が働きにくい言語であり、学習における成功が必ずしも経済的成功と直結するわけではない。従って、ハワイ語学習を促進するためには、学習者自身の「なぜその言語を学ぶのか」という内的要因が、他の言語以上に必要になってくる。そういう点において、ハワイ語学習及びその教育にはここでいう統合的動機づけが必要となってくる。つまり、文化、社会的にも明確に記述されたこの指標はハワイ語学習者にとって意味を持つものであることがわかる。

ハワイ語イマージョン教育においては、プログラムがスタートした1980年代当初より、ハワイ文化学習と強いつながりの中で展開されてきている。ただ、Kaomea (2005)が指摘するように、イマージョン以外の学校教育におけるハワイ語教育は必ずしも十分とは言えるものではない。こ

の点に関し、言語技術と関連した具体的な文化行動を指標として表していくことの重要性が確認されよう。

そして、ハワイで学ぶ生徒たちの教育がハワイ文化、ハワイ語を基盤に再構築されようとしている今、求められる言語と文化の程度を具体的に示すことは、ハワイ先住民にルーツを持たない生徒がハワイ社会に生きる自らのアイデンティティを確認することにもつながり、学習に対する内的動機づけを促進する一助となりうることも考えられる。

ANA 'ŌLELO はハワイ人のみを対象としたハワイ語の熟達度指標ではないが、基本的には先住民の被抑圧的地位からの社会的回復を指向しているように思われる。そうであっても、作成された熟達度指標は今後のハワイの学校教育において、意図された以上の可能性を持っているように考えられる。

言語学習における学習者要因は多様であるが、動機づけは指導者によって意図的に行うことができることを考えれば、その研究意義は理解されよう。適切な教材選択、レベルに応じたタスクの提示、学習環境の整備等に加え、学習者が理想とする自己になるための目標を設定できるよう促すことは、指導者の重要な役割である。これらの計画、実行、評価、修正に言語学習熟達度の指標の実効性が高まることは有益であると考えられ、本研究において着目する理由である。

Meyer (1998)はハワイにおける学校教育がハワイ学生の生活に合っていないことを指摘している。教材は米国本土の学生をターゲットにしたものであり、ハワイ人の豊かな口承伝統を排除している。ハワイ人の子どもたちの自尊感情を高める教育において文化や歴史、言語が統合的に教えられることの必要性を説く。ハワイ人認識論に基づくハワイ人学生のカリキュラムデザインには「**timing** (タイミング) **interest** (関心) **need** (責務) **genealogy** (系譜) を明示される必要があり、言語教育カリキュラムには、現在、過去、場所、そして学習環境の精神的側面を含んでいなければならない」(Meyer 1998:22)としている。このような点からも言語熟達度に文化的視点を組み込むことを検討する意義はあろう。

もう一つの観点は、言語熟達度指標が学習ストラテジー(**learning strategies**)の一つとして有用であるということである。教育心理学の知見によれば、動機づけはそれ自体を高めることが難しい変数であり、これらの介入によって学習成績の向上を図ることは容易ではない。むしろ学習者の行動レベルに介入できる学習方略の方が学習内容の理解に有効に作用する(篠ヶ谷 2012)。

O'Malley & Chamot(1990)は、学習方略をメタ認知的方略 (**metacognitive strategy**)、認知的方略 (**cognitive strategy**)、社会的・情緒的方略(**social/affective strategy**)の 3つに分けている。メタ認知的方略とは、自分の学習の計画をたて、状況を観察し、自分が理解したり発言したり書いたりしたものを分析する。そして、自分がいかに上手に学習したかを自己評価する。計画する (**planning**)、観察分析する(**monitoring**)、結果をチェック・評価する(**checking/evaluation**)等の行動である。

具体的な行動を起こすにあたり、熟達度指標は、自分の言語の力を測るものさしとして、自分の力がどの位置にあるのか、どこをめざすのかも示してくれる。

メタ認知的方略は言語学習に限らず、他の学習にも活用できるものであり、この指標表を用いた自身の学習管理能力は就職や進学といった学齢期の学業的成功だけに留まらず、生涯学習の観点からも有意義である。Chapman and Aspin (1997)は各国の調査に基づき、従来、小中高の学校レベルについて行われてきた教育基準や目標設定の見直しの必要性を説いている。「従来の

教育サービスと制度の枠組みを越えた研究、より系統だった分析が経済的、社会的要請に応え、知識の概念や価値観の変化に対応することができる」(103)とする。このような意味において、ピジン英語の実態等、現実の言語使用もふまえ、文化性を伴った指標を活用し、その実効性を高めていくことの意義が理解されよう。

## (2) 環境要因としての熟達度指標

ハワイ語熟達度指標 ANA 'ŌLELO の提示は、ハワイ語学習のもうひとつの学習環境要因と考えることができる。ハワイ語熟達度指標 ANA 'ŌLELO 提示について、ハワイ州の学校教育のおかれた社会的背景を見逃すわけにはいかない。本項では、この文脈へのハワイ語熟達度指標 ANA 'ŌLELO 提示という事象の布置を試みたい。

米国では近年、教育界のみならず、財界や連邦レベルにおいても英語以外の言語能力向上への関心が高まりつつある。財界における外国語能力をもつ人材の雇用拡大、連邦の外交、国家安全、社会福祉分野における言語の専門家の不足、福祉の充実を求める地域社会からの要請等に加え、複言語能力保持者の認知的優位性に対する認識の広まりがその大きな理由とされる。(Rivers & Brecht 2018) 米国の多くの州では高校終了にあたり、通常の卒業資格に加えて2つ以上の言語で学び、優秀な成績を修めた生徒を表彰する *Seal of Bilingualism* という制度もできている。2011年カリフォルニア州を皮切りに、2017年現在、31州とD.C.で、ハワイ州は2014年に制度化された。

Cummins & Swain (1986)等、バイリンガル教育の有用性は質的研究の成果として広く発表されている。Garcia(2008)は、ハワイ語イマージョンプログラムを含むバイリンガル教育は、モノリンガル教育よりも大きな知識や経験を与え、子どもたちの思考を引き出す可能性を論じている。

ハワイ州統計教局の2016年報告書によると、米国の全人口の20.7%は家庭で英語以外を使用しており、中等教育段階の教育(secondary education)においては、州で定めた外国語教育が行われている。ハワイ州におけるハワイ語もそのひとつであるが、ハワイ語教育については州内においても共有されるスタンダードや指標はない。

米国のマイノリティ言語の教育への関心の高まりについて、Jennifer Leeman (2015) は「1991年の湾岸戦争以降、英語以外の言語能力を持つことの重要性が認識され始めた」(101)としている。さらに、この1990年代中葉の言語学習における社会文化的文脈への関心の高まりにより、継承言語教育が応用言語学、言語教育学の一分野として位置づいたとする。(Jennifer Leeman 2015)

Fishman (2001)は、マイノリティ言語の教育は言語の力を伸ばすだけでなく、それを使用するコミュニティの尊厳、そして、その語が持つ文化的、宗教的価値を高めるものであることを論じたが、ここにおいて記述される言語の力はいわゆるスキル上の問題に留まらない。

Fishman (2001)はまた、「継承語教育がこの先マジョリティーの社会に根をはっていくためには、継承語教育の質の向上が必要であることは言うまでもないことであるが、これに加えて、正規の教育との接点を見いだす必要があるとも考える」(21)と述べているが、ここでの「継承語」を「ハワイ語」に置き換えれば、現在のハワイ語教育の課題がはっきりする。ハワイ語の教育と学習を学校という文脈において、イマージョン校やチャータースクール以外の学校教育との接点をいかに探るかが今後、大きな課題になってくるだろう。その際、ハワイ語の熟達度に当てるものさしの役割は大きいと考えられる。

## おわりに

ハワイ語熟達度指標 ANA ‘ŌLELO の提示は、ハワイ州の継承言語教育及び付加言語教育分野においても新時代を切り開いていく可能性をもつものである。

その継承がほぼ途絶えた状態になってしまったハワイ語の場合、定義上の継承語としてハワイ語を学ぶ子どもたちの割合は低い。しかしハワイ語を学ぶ子どもたちの親たちは、子どもたちとともに彼ら自身も自分たちのルーツを確認し、後世に引き継ごうとしている。ANA ‘ŌLELO ではハワイ語の言語熟達は技能だけに留まらず、宗教儀礼を含む文化への接近の程度を指標の一項目として扱っている。文化理解を含めたトータルのハワイ語イマージョン教育が辿ってきた歴史をみれば、ハワイ語熟達の程度を測るものさしの存在を考えたときに、その指標項目としてこれが上がってきたことは一つの必然であったのかもしれない。Kahakalau (2017) が述べているように、これが世界の先住民言語、及びその教育を発展させるものとして扱われていくことも予想されよう。

米国教育界におけるアカウンタビリティの追求は、関心の高まる外国語教育についても、さらに進んでいくであろう。設定したスタンダードに照らし合わせた適切な指導と説明可能な評価を求める態度は、より詳細に力を測るものさしを今後も必要とするであろう。学校教育における「世界言語 (World Languages)」教科においては、その教育効果を高めるために何がなされていくであろうか。設定する言語は州により異なるが、指標を明らかにすることは、扱う言語をどのように選び、言語学習を通して何をを目指すのかについて考えるきっかけを与えてくれることになる。現場の教員も一方では今後さらに「縛られる」ことになるかもしれないが、いかに授業を作り出すか、実行するかは目標と成果を明らかにする中でその精度が増していくように思われる。

現状では、イマージョン教育で行われているハワイ語教育以外は、英語を指導言語として行われる文法訳読式のハワイ語授業が多いのかもしれない。しかし、Nā Hopena A‘o (HA) プロジェクトに代表されるような、ハワイ人文化を基盤に学校教育を再構築する動きの中で、ハワイ語は世界言語の中の一つの選択言語のままではいられなくなるのではないかと。今後、言語技能を含めた指標が明確にされ、到達目標をもとにハワイ語教育が行われて、指導や評価の方法も開発されていくことが考えられる。ハワイ州学校教育に ANA ‘ŌLELO がそのまま使用されることはないかもしれないが、州の付加言語熟達度指標の嚆矢として、その存在は軽視できるものではない。

学習者個人に目を移せば、ハワイ語熟達度指標はハワイ人学習者の内的動機付けを高め、統合的な人格形成にとっても有用であると考えられる。ルールや目標は、適切に用いられることにより学習者の自律性や有能感を促進し、内発的動機づけを高めるものとなる。熟達度の指標にその言語の使用者としての姿が示され、自己肯定感を涵養する出自文化を纏った言語学習が行われることにより、地域への貢献、人格形成や健康、交友関係が内発的な目標となり、学業全般における好ましい成果も期待されるであろう。

付加言語学習への関心が高まる米国社会において主流の学校教育との接点を探る一つの道具として言語熟達度指標が果たす役割は大きい。さまざまな民族出自の生徒たちにとって必要な言語の熟達度とはどのようなものか、そしてその程度はいかに記述されていくべきなのか。ハワイ州におけるハワイ語熟達度指標の在り方が他の言語の教育にも影響を与えることも考えられる。

以上の点から、ANA ‘ŌLELO の提示はハワイ州の言語と文化に関わる教育の展開における大きな可能性をもつものであるといえる。さらに上述した観点から、ハワイ州におけるハワイ語教育においてこの熟達度指標が提示されたことの意義、そして作成にいたる過程を理解することで、他の先住民族言語を含む言語学習一般における熟達度指標の概念の幅が広がり、活用が進むのではないかと考えている。

日本社会の中で、英語に代表される外国語教育を見ると、日本に生きる私たちにとって文化とは何か、そしてその中で日本語と外国語を学ぶことはどういう意味を持つのか、言語学習が私たちの生き方の中にどう位置づくのかということ熟考する機会を得ないまま、「言葉」の教育、教育政策が進んでいるように思われる。

形として外国語学習の目標に文化的な項目を入れればよいということではなく、自分たちにとって言語学習の意義を考え、目標や指標を自分たちの手で作りだそうとすることが、学習の充実にも繋がるのではないかと考えている。

本研究にとっては、ANA ‘ŌLELO の作成過程や、他の熟達度指標 (ACTFL-NCSSFL の運用能力ガイドラインや欧州評議会作成による CEFR 等) との詳細な比較も重要な部分だと考えている。これらについては別稿で行いたい。

#### 【注】

1) 1982 年マオリ語のみで就学前教育を行うコーハンガ・レオ (Te Kohanga Reo) がニュージーランドに創設された。現在はニュージーランド国内で 460 校、オーストラリアやロンドンにもある。‘Aha Pūnana Leo に与えた影響は大きい。

2) 松原(1995)はハワイ語衰退の要因を、①伝染病等の影響によるハワイ先住民族の減少、②ハワイ王朝の言語政策における無策 (指導者層の過度の英語傾倒、西洋化への焦り)、③ハワイ王朝転覆、アメリカによる併合と指摘する。

3) 「ハワイ人」、「ネイティブ・ハワイアン (ハワイ先住民)」は「1778 年のジェームズ・クックがハワイ諸島に到達する以前に同地に住んでいた祖先にルーツを有する者」と定義されることが多く、1983 年、1990 年に行われた住民投票でも約 80% がこの定義に賛成している。1993 年には Public Law 93-644, Section 813 として法制化されている。本稿でも定義はこれに従うこととし、表記は基本的に「ハワイ人」を用いる。

4) 近年はハワイ語チャータースクールの躍進もめざましく、その取り組みは Goodyear-Ka’opua (2013) に詳しい。

5) ハワイ州は米国唯一の単一公立学校制度を持っている。15 の学区に分かれており、2018 年現在公立学校は 292 校で生徒数は 179,255 名 (うち 36 校 11,160 名がチャータースクール)。

6) 彼らが英語に傾倒した理由の一つには 1849 年のゴールドラッシュ、ハワイの産業が捕鯨から砂糖の輸出へという経済的変化があった。プランテーションでのハワイ先住民の労働力を補うために各地から移民流入し、指示言語であった英語は、ピジンイングリッシュへと変わった。

7) Session Laws of Hawaii, 1896 Act 57-Section 30

8) 1980 年代のハワイの学校教育の展開については、山本 (2004) に詳しい。

9) オアフ島 6 校 (K-6:4 校 7-12:1 校 K-12:1 校)、マウイ島 7 校 (K-5:1 K-6:1 校 6-8:2 校 9:1 校 9-12:1 校 K-12:1 校)、ハワイ島 2 校 (K-12:1 校 9-12:1 校)、モロカイ島 2 校 (7-8:1 校 9-12:1 校)。ハワイ語やハワイ文化に基づくチャータースクール 6 校 (K-12:2 校 K-10:1 校 K-11:1 校 K-8:1 校 K-6:1 校)。

10) 「クム・ホヌア・マウリ・オラ」。ハワイ先住民教育哲学およびハワイ州の学習内容に関する基準 (Hawaii Content and Performance Standards) に基づいて作成、開発されている。3、4 年

生はハワイ語によるハワイ州評価テスト(the Hawaii State Assessment)を受ける。

11) いずれも各校 2018-2019 Course Description より。筆者は 2010 年にオアフ島カイムキ高校を訪問したが、選択言語はスペイン語、日本語で、ハワイ語は入っていなかった。

12) Johnson and NeSmith (2017)は、授業の参与観察、授業者への面接調査を行い、英語による文法訳読が中心でスピーキング活動に乏しく、コミュニケーションな授業になっていないことが多い点を指摘している。

13) ハワイ州公立の教員の実例については Kaomea (2005) に詳しい。12 世紀頃のハワイ人の残虐性 (宗教的指導者や権力を持つものによる生贄行為等) や「カプ」(kapu)と呼ばれる禁令制度による一般市民への生活の制限などを強調した子どもたちのプレゼンテーションに、適切に指導を行っていない小学校指導者の事例を取り上げている。ハワイ文化に対する教員の理解や認識の程度がイマージョン校以外の教育の課題の一つである。

14) hopena はハワイ語で「目標」、a'ō は「教育・学習」を表す語である。

15) 州教育省はこの取り組みを支える資金を国に申請を行い、148 申請の中から採択され 199,800 ドルを得た。

16) ana はハワイ語で「測る」、'olelo は「言語」を意味する。

#### 【参考文献】

- 'Aha Pūnana Leo. 1995. *The Story of the Pūnana Leo* [Brochure]. Hilo, Hawaii.
- Archer, Brandy. 2015. "Teacher Leaders' Self-perceptions of Growth in the Essential Elements of Cultural Proficiency: A Mixed Methods Case Study." Ed.D.. Lamar University: Beaumont. ProQuest Dissertations Publishing.
- Baker, Colin. 2011. *Foundations of Bilingual Education and Bilingualism*. Multilingual Matters.
- Benham, Maenette K.P., & Ronald H. Heck. 1998. *Culture and Educational Policy in Hawai'i: The Silencing of Native Voices*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- Beyer, Carl Kalani. 2018. "Counter-hegemony in Hawai'i: The Success of the Hawaiian Language Immersion Movement." *American Educational History Journal*, 45 (1/2), 55-71.
- Carreira, Maria, Kagan, Olga. 2018. "Heritage Language Education: A Proposal for the Next 50 Years." *Foreign Language Annals*, 51 (1), 152-168.
- Chapman, J.D. and David N. Aspin. 1997. *The school, the community and lifelong learning*. London: Cassell.
- Cummins, Jim and Merrill Swain. 1986. *Bilingualism in Education: Aspects of Theory, Research, and Practice*. London: Longman.
- Deci, Edward L. and Richard M. Ryan. 1985. *Intrinsic Motivation and Self-determination in Human Behavior*. New York: Plenum Press.
- Dörnyei, Zoltán. 2005. *The Psychology of the Language Learner : Individual Differences in Second Language Acquisition*. Mahwah, N.J. : Lawrence Erlbaum Associates.
- Dotts, C. K. and Mildred Sikkema. 1994. "Challenging the Status Quo: Public Education in Hawaii, 1840-1980." *History of Education Quarterly* 35 (3), 305-306.
- Feinga, J. Nanasi. 2016. "Ma Ka Hana Ka Ike Perpetuating Excellence in Native Hawaiian Education: Native Hawaiian Education Council Members' Approaches to Supporting the Needs of Native Hawaiians." Ed.D.. University of Southern California. ProQuest Dissertations and Theses.

- 
- Fishman, J. 2001. "300-Plus years of Heritage Language Education" In J.K. Peyton , D.A. Ranard, & S.McGinnis (eds.), *Heritage Languages in America: Preserving a National Resource Language in Education: Theory and Practice* (pp. 87-97). Washington, DC: Center for Applied Linguistics.
- Froiland, J. Mark, Davison, Mark L. and Worrell, Frank C. 2016. " Aloha Teachers: Teacher Autonomy Support Promotes Native Hawaiian and Pacific Islander Students' Motivation, School Belonging, Course-taking and Math Achievement. " *Social Psychology of Education : An International Journal*, 19 (4), 879-894.
- Fu, Jing. 2013. " Teaching for Diversity: Addressing Diversity Issues in Responsive ESL Instruction." Ph.D.. Michigan State University. ProQuest Dissertations Publishing.
- Garcia, Ofelia. 2008. "Multilingual Language Awareness and Teacher Education." *Encyclopedia of Language and Education*, Springer Link.
- Gardner, R. C. and Wallace C. Lambert. 1972. *Attitudes and Motivation in Second Language Learning*, Rowley, MA: Newbury House.
- Goodyear-Ka'ōpua, Noelani. 2013. *The seeds we planted: Portraits of a native Hawaiian charter school*. Minneapolis : University of Minnesota Press.
- Hermes, Mary, Bang, Megan, and Marin, Ananda. 2012. "Designing Indigenous Language Revitalization. " *Harvard Educational Review*, 82 (3), 381-402.
- Johnson, Diane and Keao NeSmith. 2017. "Talking the Language to Death: Observing Hawaiian Language Classes." *International Journal of Critical Indigenous Studies* 10 (1). 1-20.
- Joshee, Reva, and Johnson, Lauri. 2007. *Multicultural Education Policies in Canada and the United States*. Vancouver : UBC Press.
- Kahakalau, Kū. 2017. "Developing an Indigenous Proficiency Scale." *Cogent Education*, 4 (1). 1-11.
- Kanahele, George S. 1986. *Kū Kanaka Stand Tall: A Search for Hawaiian Values*. Honolulu, HI: University of Hawaii Press.
- Kaomea, Julie. 2003. "Reading Erasures and Making the Familiar Strange: De-familiarizing Methods for Research in Formerly Colonized and Historically Oppressed Communities." *Educational Researcher* 32(2). 14-25.
- Kaomea, Julie. 2005. "Indigenous Studies in the Elementary Curriculum: A Cautionary Hawaiian Example." *Anthropology & Education Quarterly* 36 (1). 24-42.
- Kaomea, Julie. 2019. "Teaching Qualitative Analysis as Ho'oku'iku'i or Bricolage." *Educational Perspectives Journal of the College of Education*. University of Hawai'i at Mānoa 50 (1). 17-25.
- Kawakami, Alice J. and Waiānuhea Dudoit. 2000. "Ua Ao Hawai'i/ Hawai'i Is Enlightened: Ownership in a Hawaiian Language Immersion Classroom. " *Language Arts* 77 (5). 384-390.
- Leeman, Jennifer. 2015. "Heritage Language Education and Identity in the United States." *Annual Review of Applied Linguistics* 35. 100-119.
- Li, Sidney C.. 2015. "Advancing Multicultural Education: New Historicism in the High School English Classroom." *The High School Journal* 99 (1). 4-26.
- Meyer, M. 1998. "Native Hawaiian Epistemology: Sites of Empowerment and Resistance." *Equity and Excellence in Education*, 31, 22-28.
- Mahi, Dawn. 2013. "The Children of Kalihi." *Reclaiming Children and Youth* 22(1). 50-54.

- 
- McCarty, Teresa L. and Tiffany S. Lee. 2014. "Critical culturally sustaining/revitalizing pedagogy and indigenous education sovereignty." *Harvard Educational Review* 84(1). 10-136.
- McDougall, Brandy Nalani and Georganne Nordstrom. 2011. "Ma Ka Hana Ka 'Ike (In the Work Is the Knowledge): Kaona as Rhetorical Action." *College Composition and Communication* 63(1). 98-121.
- Miyares, Ines M.. 2008a. "Expressing 'local culture' in Hawai'i." *Geographical Review* 98 (4). 513-531.
- Ohara, Yumiko. 2016. "Re-inventing Hawaiian Identity Conception of Ethnicity and Language in the Language Revitalisation Movement." *Internationales Asien Forum. International Quarterly for Asian Studies* 47 (1/2). 57-80.
- Osorio, Jonathan Kamakawiwo'ole. 2001. "'What Kine Hawaiian Are You?' A Mo'olelo about Nationhood, Race, History, and the Contemporary Sovereignty Movement in Hawai'i." *The Contemporary Pacific* 13 (2). 359-379.
- O'Malley, J. Michael and Anna Uhl Chamot. 1990. *Learning Strategies in Second Language Acquisition*, Cambridge, New York: Cambridge University Press.
- Pukui, M. Kawena and Samuel H. Elbert. 1986. *Hawaiian Dictionary Revised and Enlarged Edition*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Rivers, William P., and Richard D. Brecht. 2018. "America's Languages: The Future of Language Advocacy." *Foreign Language Annals* 51(1). 24-34.
- Roberts, Kelly D., Kiriko Takahashi, and Hye J. Park. 2018. "The Impact of Project Ho'oku'i Participation on Native Hawaiian High School Students' Perceptions of High School and College Coursework." *The High School Journal* 101 (3). 199-210.
- Stender, R. Holoua. 2010. "Kū i ke ao: Hawaiian Cultural Identity and Student Progress at Kamehameha Elementary School." Ed.D. University of Southern California. ProQuest Dissertations Publishing.
- Vansteenkiste, Maarten, Willy Lens & Edward L. Deci. 2006. "Intrinsic Versus Extrinsic Goal Contents in Self-Determination Theory: Another Look at the Quality of Academic Motivation." *Educational Psychologist* 41(1). 19-31.
- Vorsino, Mary. 2013. "Principals Approve Evaluations, 9 Years after Law Mandated." *McClatchy - Tribune Business News*, Jan 25, 2013.
- Warner, Sam L. N. 1999. "Kuleana: The Right, Responsibility, and Authority of Indigenous Peoples to Speak and Make Decisions for Themselves in Language and Cultural Revitalization." *Anthropology and Education Quarterly* 30(1) 68-93.
- Wilson, W. H. and Kauanoe Kamanā. 2006. "'For the Interest of the Hawaiians Themselves': Reclaiming the Benefits of Hawaiian-Medium Education." *Hūlili: Multidisciplinary Research on Hawaiian Well-Being* 3 (1). 153-181.
- Wurdeman-Thurston, K., and Julie Kaomea. 2015. "Fostering Culturally Relevant Literacy Instruction: Lessons from a Native Hawaiian Classroom." *Language Arts* 92 (6). 424-435.
- Yamauchi, Lois A., Andrea K. Ceppi and Jo-Anne Lau-Smith. 2000. "Teaching in a Hawaiian Context: Educator Perspectives on the Hawaiian Language Immersion Program." *Bilingual Research Journal* 24 (4). 385-403.
- Zehr, M. Ann. 2010. "Culture-based Education; 'Hawaiian Cultural Influences in Education: School



---

Engagement among Hawaiian Students.” *Education Week* 29(28). 5.

- 中嶋弓子 (1993) 『ハワイ・さまよえる楽園—民族と国家の衝突』 東京書籍.
- 井上昭洋 (2014) 「ハワイ人主権運動の歴史的考察」, 『天理大学地域文化研究センター紀要 アゴラ』, 11, pp.1-31.
- (2019) 「Aloha ‘Āina Unity March に見るハワイ人主権運動の現在」, 『天理大学人権問題研究室紀要』 22, pp.1-19.
- 榎景子 (2018) 「米国地方教育行政における学校管理スキームの変容と特質 : 「ポートフォリオ・マネジメント」手法にみる学校への環境管理型権力の予備的考察」, 『大学院教育学研究紀要』 20, pp. 111-129. 九州大学.
- 北野秋男 (2017) 「現代米国のテスト政策と教育改革—「研究動向」を中心に」, 『教育学研究』, 84(1), pp. 27-37.
- 吉良直 (2009) 「どの子も置き去りにしない(NCLB)法に関する研究 : 米国連邦教育法の制定背景と特殊性に着目して」, 『教育総合研究 : 日本教育大学院大学紀要』 2, pp. 55-71.
- 小島さつき (2018) 「英語教育と第二言語習得研究」, 『英語教育と言語研究』 西原哲雄編, 第 5 章, pp. 111-134, 朝倉書店.
- 篠ヶ谷圭太 (2012) 「学習方略研究の展開と展望」, 『教育心理学研究』 60 (1), pp. 92-105.
- 末藤美津子 (2008) 「多言語主義のゆくえ—アメリカの場合—」, 『異文化間教育学の研究』 小島勝編著, 第 9 章, pp. 151-164, ナカニシヤ出版.
- 竹口智之 (2007) 「継承語学習者は言語をいかに捉えているか」 『社会言語科学』9(2), pp. 53-64.
- 松尾知明 (2008) 「文化概念の再考—アメリカ合衆国の多文化教育の視点から—」, 『異文化間教育学の研究』 小島勝編著, 第 13 章, pp. 269-280, ナカニシヤ出版.
- 松原好次 (2004) 「ハワイ語復権運動の現況」, 『湘南国際女子短期大学紀要』 11, pp. 85-95.
- (2006) 「ハワイ語再活性化運動の現況—ナーヴァヒー校卒業生に対する追跡調査報告」 『電気通信大学紀要』 19 (1-2), pp.117-128.
- 松原好次編著 (2010) 『消滅の危機にあるハワイ語の復権をめざして—先住民族による言語と文化の再活性化運動』, 明石書店.
- 山崎朝子 (2005) 「学習者論—学習者の個人差と第二言語学習—」, 『武蔵工業大学環境情報学部紀要』 6, pp. 90-96.
- 山本享史 (2004) 「ハワイにおける先住民主権回復運動とハワイの教育の関わりについて—1980年代オアフ島ワイアナエ地区の教育プログラムを中心に—」 奈良教育大学大学院教育学研究科修士論文.
- (2005) 「米国の多文化教育の展開—1980年代のハワイの教育事例を通して—」 『アメリカス世界のなかの「帝国」』 天理大学アメリカス学会編, pp. 201-215, むさし書房.

【参考ウェブサイト】

ACTFL Performance Descriptors for Language Learners.

<https://www.actfl.org/sites/default/files/pdfs/ACTFLPerformance-Descriptors.pdf> (2019年9月29日アクセス)

BOE Policy E-3: Nā Hopena A‘o (HĀ) July 2016.

---

<https://www.hawaiipublicschools.org/DOE%20Forms/HA-Article-July2016.pdf> (2019年9月29日アクセス)

Detailed Languages Spoken at Home in the State of Hawaii. Hawaii State Data Center. 2016

[http://files.hawaii.gov/dbedt/census/acs/Report/Detailed\\_Language\\_March2016.pdf](http://files.hawaii.gov/dbedt/census/acs/Report/Detailed_Language_March2016.pdf) (2019年9月29日アクセス)

Governor Wallace Rider Farrington High School Course Description Manual and Career Planning Guide 2019-2020.

<https://www.farringtonhighschool.org/wp-content/uploads/2018/12/1-SY2019-Course-Catalog.pdf> (2019年9月29日アクセス)

Hawaii Common Core Standards.

<http://www.hawaiipublicschools.org/TeachingAndLearning/StudentLearning/CommonCoreStateStandards/Pages/home.aspx> (2019年9月29日アクセス)

Hawaii State Department of Education. <http://www.hawaiipublicschools.org/Pages/Home.aspx> (2019年9月29日アクセス)

Hawaii State Department of Education Hawaiian Education.

<http://www.hawaiipublicschools.org/TeachingAndLearning/StudentLearning/HawaiianEducation/Pages/home.aspx> (2019年9月29日アクセス)

Hilo High School Registration Guide 2018-2019. <https://www.hilo.k12.hi.us/apps/pages/registrar>. (2019年9月29日アクセス)

Kaiapuni Assessment of Educational Outcomes.

[http://aokaiapuni.weebly.com/uploads/2/7/0/1/27011744/kaeo\\_reports\\_interpretive\\_guide4\\_student.pdf](http://aokaiapuni.weebly.com/uploads/2/7/0/1/27011744/kaeo_reports_interpretive_guide4_student.pdf) (2019年9月29日アクセス)

Nā Hopena A‘o (HĀ).

[http://www.hawaiipublicschools.org/TeachingAndLearning/StudentLearning/HawaiianEducation/Pages/](http://www.hawaiipublicschools.org/TeachingAndLearning/StudentLearning/HawaiianEducation/Pages/(2019年9月29日アクセス))(2019年9月29日アクセス)

NCSSFL-ACTFL CAN-DO STATEMENTS.

<https://www.actfl.org/publications/guidelines-and-manuals/ncssfl-actfl-can-do-statements> (2019年9月29日アクセス)

Plan for Office of Hawaiian Education Priorities. December 9, 2015.

[http://www.hawaiipublicschools.org/DOE%20Forms/Hawaiian/OHE\\_DeliveryPlan.pdf](http://www.hawaiipublicschools.org/DOE%20Forms/Hawaiian/OHE_DeliveryPlan.pdf) (2019年9月29日アクセス)

State of Hawaii Board of Education. Board Policies Policy 105-8 Ka Papahana Kaiapuni.

<http://boe.hawaii.gov/policies/Board%20Policies/Ka%20Papahana%20Kaiapuni.pdf> (2019年9月29日アクセス)

# 記述式コーチングを基盤とした語学学修に関する一考察

## ——大学の初級スペイン語クラスでの実践——

橋本和美（天理大学）

### はじめに

「私立大学教員の授業改善白書<sup>1)</sup>」によると、学生の学修<sup>2)</sup>に関する問題の上位は「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学修意欲の不足」であった（私立大学情報教育協会 2017: 37）。2012年に文部科学省中央教育審議会が「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」を取りまとめ、不透明な時代を切り拓くための教授・学修法としてアクティブ・ラーニング<sup>3)</sup>を推進してから約7年が経過したが、冒頭の諸問題等を解消する方法は未だ模索されている段階と言える。

このような状況に変化を与えうる教育メソッドとして、本稿はコーチングに着目する。コーチングとは、コーチが関わる動機付けによって、人が持っている意欲と能力を引き出し、問題解決や目標達成を支援する教育法とされる。コーチングはこれまでスポーツ、ビジネス、医療、教育など幅広い分野において人々の問題解決や目標達成を支援し、功績を収めてきた。しかしながら、日本では大学における語学学修の領域においてコーチングという視座からの研究成果が少ない。そこで本稿はコーチングの利点や課題を整理したうえで大学の語学学修にふさわしいと筆者が考える記述式コーチングを提唱し、実施した結果について検証する。記述式コーチングの特徴は、学修の動機付けが個人の「あり方の明確化」を出発点として行われること、また授業者によるコーチングが一般的な対面形式ではなく、紙面上で進められることである。

本稿は以下の手順で進める。まず1章で先行研究を踏まえてコーチングの歩みと定義について明らかにする。2章では大学における集団での語学学修にふさわしいと筆者が考える記述式コーチングを組み立てる。3章では、筆者が初級スペイン語クラスで記述式コーチングを実践した結果を報告し、有効性を検討したうえで、最後に今後の課題について整理する。

## 1. 先行研究

### 1.1 コーチングの歩みと定義

英語の名詞coach（コーチ）は、ハンガリーの町の名前“Kocs”に由来する。16世紀半ばにKocsで作られた四輪馬車は“kocsi”と呼ばれ、欧州の広い範囲で馬車の代名詞となった。その後イギリスにおいて「大切な人をその人が望むところまで送り届ける」という意味で用いられていた。「コーチ」という言葉が人に対して用いられたのは、1840年代に同国オックスフォード大学の学生が受験指導をする家庭教師の呼称として使ったことがきっかけとされる。1960年代～70年代に入ると、ベトナム戦争反戦運動が広がっていたアメリカ合衆国において、様々な人間性回復運動や自己啓発法、共同体が誕生する。これらの受講生または参加者らが価値ある人生と仕事をつくるためのコンサルティング等を開催し、徐々にコーチングの基礎を確立して

いった。日本へは現在、国際コーチ連盟<sup>4)</sup>日本支部をはじめ、数多くの団体がバライティーに富むコーチング講座を提供し、幅広い分野に浸透している<sup>5)</sup>。

コーチングはどのように定義されてきたのだろうか。国際コーチ連盟を創立したレナードによれば、「思考を刺激し続ける創造的なプロセスを通して、クライアントが自身の可能性を公私において最大化させるように、コーチとクライアントのパートナー関係を築くこと<sup>6)</sup>」、また、クライアントの自己発見を共有しようとする立場をとるウィットモア (Whitmore 1992: 16-23) は、「個人の潜在能力を解放し、その人自身の能力を最大限に高めることである」という。このように、コーチングはコーチとクライアントの1対1のパートナーシップを基盤として、クライアント個人が成長することを目標とする。

一方、日本では、コーチとクライアントの両者が良好な関係性を築くためのコミュニケーション技法に重点が置かれるという特徴がみられる。日本のコーチングの第一人者で元日本コーチ協会理事の本間 (2006: 41) は「コーチングとは、人間の無限の可能性と学習力を前提に、相手との信頼関係をもとに、一人ひとりの多用な持ち味と成長を認め、適材適所の業務を任せ、実現・具体的で達成可能な目標を設定し、その達成に向けて問題解決をするとともに、お互いに学び合い、サポートする経営を持続的に発展させるためのコミュニケーション・スキル」と定義する。また青少年と指導者の育成機関である日本青少年育成協会の定義は「コミュニケーション技法を通して人が持っている意欲と能力を引き出し、目標達成と、その先にある『個』としての自立を支援する教育メソッド」である<sup>7)</sup>。

このように地域や研究者によって若干趣向は異なるが、共通点はコーチングが「個人の成長や発達を促す」メソッドであるということだ (西垣 2015: 4-5)。人が困難や試練に直面したとき、「こんな人間でありたい」「あんな風になりたい」と抱く気持ちを心のよりどころとして、あらゆる状況を成長する力に変える支援をするのがコーチングといえるだろう。ここで筆者は、以上の研究者らが大前提として「人は本来、成長する可能性を備えているという立場をとる」ことに注目したい。この大前提について、国際コーチ連盟は「可能性を公私において最大化させる」、ウィットモアは「その人自身の能力を最大限に高める」、本間は「無限の可能性と学習力を前提に」、日本青少年育成協会は「人が持っている意欲と能力を引き出し」と表現している。「必要な分が欠如しているから補う」のではなく、「必要な分はすでに備わっている。しかしまだ現れていないので、引き出すアプローチをする」こともコーチングの特長のひとつと言えよう。以上、概観したコーチングの定義をとりまとめ、本稿におけるコーチングを次のように定義する。

コーチングとは、個人の成長の発達を促す教育メソッドで、それを円滑に行うためのコミュニケーション技法が実践の要とされ、その大前提として人は本来成長する可能性を備えていることが念頭に置かれる。

## 1.2 大学の語学教育におけるコーチング

日本では大学の語学学修の領域においてコーチングという視座からの研究が少ないが、その中でも本稿にかかわる重要な先行研究の成果を見ておきたい。私立大学の英語教員であり、コーチとしての経験も備える岡本 (2006) は、「基礎的な英文法の知識」と「運用力と自律的学習」の修得を目指す「通常授業外の英文法補助クラス (1年次生15名)」、また2008年には「TOEIC500点以下の学生を対象とした英語のみで行うスピーキング授業 (1年次生25名)」に

コーチングを導入した。岡本（2006）にはコーチングに充てた時間が明記されていないが、授業者がコーチとして学修者と対話し、彼らの学修に対する不安を取り除いた過程が確認できる。同じく英語教員である青柳らは、「TOEIC600点以上達成」が単位取得要件である科目「英語演習」にコーチングを導入し、目標達成と自律的学習の修得を目指した。計3年（2008年度は1年次生57名、2009年度は1年次生53名および2年次生36名、2010年度は1年次生51名および2年次生35名）に渡る長期的な調査であった（青柳ほか 2008；2009，小西ほか 2010）。青柳らの実践の特徴は、授業者が全体に目を配るコーディネーター役に徹し、大学院生がコーチとして1グループ10名の個別面談（毎週5～10分）を受け持った点である。大学院生らがコーチングの手法を学んだのは、初回ミーティングと関連書籍による自主学習のみであったが、そこで彼らはコーチとして学修者を自律的学修者になるよう導くスキルを身に着けることが求められた。

これら2つの先行研究で実践されていた内容は、「学修者が自律的学修者になるために授業者（大学院生）が行った手法（表1）」と「授業者（大学院生）がコーチとしてあるために必要であった態度（表2）」に分けることができる。手法と態度の名称、内容、具体例をまとめると次のようになる<sup>8)</sup>。

表1 学修者が自律的学修者になるために授業者（大学院生）が行った手法

手法	内容	具体例
開いた質問 <sup>9)</sup>	相手から答えを引き出す質問を行う。	「どんな工夫ができる？」 「英語を話すことをためらわせる原因は何？」
リクエスト	信頼関係を築いたうえで、コーチが学修者の背中を押す提案を伝える。	「来週までにやってみせて。」 「やっている姿を見たい。」
Iメッセージ（承認） <sup>10)</sup>	コーチが“私”の感情をメッセージとして発信し、相手を認めていることを伝える。	「君がやってみせてくれて、私は嬉しい。」「感動した。」
チャンクダウン	抽象的な目標や頑張ろうとする気持ちに対し、具体的に何ができるのかを明確にする。	「そのためには何をやる？」 「来週までにできることを2つ挙げてみよう。」

表2 授業者（大学院生）がコーチとしてあるために必要であった態度

態度	内容
安心・安全の場創り	学修者の目線に立って話す。威圧な話し方をしない。自主性を尊重する。
傾聴 <sup>11)</sup>	授業者は自分の判断を脇に置いて全身を耳にし、学修者の言葉、存在を受け取れることを優先する。

以上の方法に基づいて行われた研究の結果、以下のような成果と課題が指摘されている。

岡本、青柳らの両者の実践において、学修者は仲間と協力したり、自ら学修計画を立てたりするなどの行動変容を起こした。また授業終了後のアンケートでは多くの学修者が、授業者（大学院生）とやりとりを通じてやる気が持続した、不安や緊張といった学修を妨げる意識が減少したと述べ、語学力の向上も見られたという<sup>12)</sup>。これらはコーチングの成果として捉えられるだろう。

しかしながら、コーチングを好意的に受け取らない学修者や成績に結びつかないという事例も存在した。原因として、青柳らは「コーチングによって自律的な学習者を育てる」戦略と「単位取得という外からの強制的な要件を課す」という矛盾が、学修者の混乱を生んだと振り返っている。語学力向上に苦戦する学修者らには「楽しんで」というコーチのフレーズが偽善的に響き、楽しむ余裕を持つことなく従来までの英語学修に回帰してしまった。一方で、外から強制された目標にしばられず、これをツールとして活用することによって、卒業後の進路を見据えて英語学修を継続し、目標を達成した例もあった。自律的学習動機尺度の因子分析を行った西村ら（2011: 77-89）によると、「自分のため」「将来に必要」といった動機付け（同一化的調整）は「問題を解くことがおもしろい」という理由よりも学修に対する粘り強さを期待でき、長期的な学業成績に結び付きやすいという。このことから、将来を見据えた動機付けは行動変容を起すきかけになると考えられる。

また、コーチのあり方や力量に関する課題もあった。青柳らの実践では、コーチを務めた大学院生の中には、自身のコーチ力に不安を感じる者もいたことから、コーチング研修の必要性が指摘されている。コーチング中の対話内容と心理的効果を統計的に分析した浜田ら（2013: 311-317）によると、コーチの発話が適切であればクライアントの生きがいに作用する一方、適切でなければ混乱や疑念が起こるようだ。また、大学の外国語科目の受講生を対象に動機に関わる要因を調査した楠木ら（2006: 139-161）によると、学修者の意欲は教師によって左右されやすく、学修者と教師の信頼関係が鍵であった。フランス語学習者の意欲減退を調査した大岩（2008: 94-96）も、習熟度に関わらず大半の学修者が一度は意欲減退を経験し、その最大の要因は教師であったと述べる。

これらの報告から、コーチングを行う際に、コーチのあり方がいかに重要であるか分かる。しかしながら、多くの通常業務を抱える授業者がコーチングの知識を得るために時間を割くことは現実的ではない。また一般的な語学学修の現場において、青柳らのように大学院生の協力によってきめ細やかな面談を継続できる環境は稀である。ひとりでコーチングを行った岡本（2006）も、クラスサイズが大きくなると授業の質を維持しにくいことを指摘した。語学学修の場においてコーチングが発展していくためには、コーチの力量やクラスの規模に左右されない対策が必要だろう。

表3 先行研究での実践方法、成果と課題

知見	内容	具体的な手法と態度
【実践方法】	1. 学修者が自律的学修者になるために授業者が行った手法	質問・リクエスト・Iメッセージ ・チャックダウン
	2. 授業者がコーチとしてあるために必要であった態度	安心・安全の場創り 傾聴
【成果】	学修意欲の維持、成績の向上	
【課題】	1. 将来を見据えた動機付けの必要性	
	2. コーチの負担の軽減	
	3. コーチ力を補強する必要性	

以上、コーチングの実践例を扱った先行研究を概観した。それによって、語学学修において

コーチングを行う際の実践方法、その成果、そして課題が明らかになった。それらを抽出すると表3のようにまとめることができる。

## 2. 記述式コーチングと実践事例

本章では、先行研究の考察結果を踏まえ、大学における集団での語学学修に有効と筆者が考えるコーチングの実践事例を「記述式コーチング」として提示する。このコーチングは冒頭で述べたとおり、以下の2点が重要なポイントとなる。

ポイント1 学修の動機付けが個人の「あり方の明確化」を出発点として行われる。

ポイント2 授業者は対面形式ではなく、紙面上でのコーチングを行う。

ポイント1の「あり方の明確化」とは、学修者が自分はどうのような人間かを認識し、書き表すことである。1のねらいは、表3【課題】「1. 将来を見据えた動機付けの必要性」を満たすことを目的とするが、このためになぜ「あり方」が鍵となるのかを述べる。小山(2016: 49-52)によると、人は通常得たい成果を得るために行動する傾向にある。たとえば「資格を取りたいから勉強する」といったもので、これはごく一般的な行動と言えるだろう。しかしながら、小山はこの思考パターンでは、成果の有無によってその人の価値が決められるので、失敗すれば敗北感や自己否定感が生じる場合が多いと主張する。

一方、コーチングでは、自分はどうのような人間かを認識し、そこから行動を創り出すことが重要視されており、コーチはクライアントがこのような思考を実現するために「BDHの生き方<sup>13)</sup>」を考えるというワークを用いる。クライアントは次の3段階で思考を発展させる：「①自らのあり方 (Being) を明らかにする」→「②そこから創り出される行動(Doing)を考える」→「③行動した結果、得られるもの (Having) は何かを考える」。たとえば「①自分は新しい知識を身に着きたい人間である」→「②毎日少しずつ〇〇の勉強をする」→「③結果として、資格を取得できる」となるだろう。

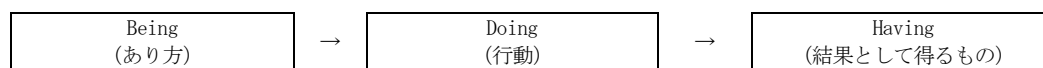


図1 「BDHの生き方」

(日本青少年育成協会コーチング事業部 2016: 33.)

小山によると、あり方から創り出された行動であれば、結果にとらわれず、経験できたことに意味を見出すことができるという。つまり、語学学修に置き換えると、学修者が初期段階で「あり方」に照らして行動を決めておけば、外から強制された課題に負担を感じても、将来を見据えながら意欲を維持することが期待できる。よって、本研究では初回授業で「BDHの生き方」を書き表すワークを行うこととした。ただし、一般のコーチングで用いられる表現(上記の3段階の思考①~③)は若干抽象的であることから、筆者は学修者がよりイメージしやすい表現(「①自分はどんな人間か、どうあるかを考え、「私は…な人だ」という文章であり方を表現しましょう」→「②あり方に基づいて、授業の態度目標を決めましょう」→「③あり方を意識し、②を習慣にすると、どのような人生が開けますか」)に置き換えた(資料1)<sup>14)</sup>。

次に、ポイント2の「紙面上でのコーチング」について述べる。これは表3【課題】「2. コーチの負担の軽減」および、「3. コーチ力を補強する必要性」を解消しながら、対面でのコーチングと同等の効果を得ることを目指す。まず前者「コーチの負担の軽減」のために、筆者は4項目（「あり方に照らした振り返り」「できたこと」「できなかったこと」「自由記述」）から成る「振り返りシート（資料2）」を用意した。学修者は毎週授業終了前の約5分でシートを作成し、授業者はこれを回収してコメントをつけ、翌週に返却することとした。このような方法により、授業者である筆者は進捗を妨げずにコーチングの時間を確保し、紙面上で各学修者と向き合うことができる。しかしながら、授業者はコメントをつける際、学修者の不安を取り除いたり、努力を承認したりするコーチングスキルが求められることに留意しなければならない。コーチの経験を持たない授業者にとって、これは決して容易でないと予測される。よって、【課題】の「3. コーチ力を補強する必要性」の対策として、筆者は授業者がコメントを書く際に参照できる「コーチングモデル（資料3）」を用意した。このコーチングモデルは、表1の具体例（「どんな工夫ができる？（質問）」「来週までにやってみせて（リクエスト）」等、および既存のコーチング資料<sup>15)</sup>から語学学修者の動機付けに有効と思われる対話を抽出し、語学学修クラス用の表現に整え、一覧にまとめたものである。

以上、実践の主となる2つのポイントについて詳しく述べたが、これらを支えるものとして「授業者がコーチとしてあるために必要な態度」にも注目したい。授業者の態度とは、実際にコーチングを基盤とする授業を行う際に、コーチとなる授業者が身に付けておくべき態度である。先行研究でも明らかにされたように、授業者の態度は学修者の意欲に大きく関わるものであり、授業者がコーチらしくあることは、本実践を円滑に行うための必須の条件と考える。よって、先行研究での実践（表2「安心・安全の場創り」「傾聴」）に加え、語学学修に取り入れやすいと思われる小山による手法（「ペーシング」「安心感を与える傾聴」「フィードバック」）を追加する。追加される実践は次の表4のようにまとめられる<sup>16)</sup>。

表4 授業者がコーチとしてあるために、先行研究での実践に追加する手法

手法	内容
ペーシング	授業者が学修者の相手の声の大きさ、高さ、話すスピード、動作、呼吸、目の高さなどを合わせることで、授業者と学修者間のずれを縮小させる。
安心感を与える傾聴	腕組みを解く、口角を上げる、学修者が発話する際は作業を止めてからだを向ける。相手の言葉をそのまま返すことによって、話しを受け取ったことをす（オウム返し）。うなずき、相槌によって聴いているというシグナルを返す（聴いたよ信号）。
フィードバック <sup>17)</sup>	授業者が○ページ進んだね、○回発言しましたね」と見たまま、ありのままを学修者に伝えることで、授業者が学修者の存在や努力を認めていることを示す。

上記の記述式コーチングを、私立A大学の初級スペイン語クラスを履修する1年次生24名に対し、2018年度春学期（全15週）の期間において試みた。本クラスの授業目標は、教養レベルのスペイン語（発音から動詞の直説法現在形を用いた文章の組み立てに必要な知識まで）を習得することである。学修者は全員スペイン語学修未経験であり、語学が苦手な学修者の占める割合が高い傾向にあった。



全15週におけるコーチングの実践は次のとおりである。まず1週目に将来を見据えた動機付けとして学修者らは先に触れた「あり方の明確化<sup>18)</sup>」に取り組み、個別の目標を立てた。毎週の授業では、終了前5分間に「振り返りシート」を作成し、提出した。この作業は、授業者との個別面談の役割を果たした。7週目には学修意欲の維持に関するアンケート（資料4）を行った。アンケートの時期を7週目とした理由は、スペイン語の文法は、導入時は他の言語に比べて平易であるが、1か月半ほど経つと、不規則動詞など難解な文法が登場するため、忍耐が必要とされるからである。さらに中間試験のために暗記が課される時期にもあたり、学修者は慣れない作業に時間を割かなければならず、例年多くの学修者が単位取得への不安を訴え始めたり、学修そのものをあきらめて欠席する学修者が増えたりする時期にあたる。最終週には学期内に実施されたコーチングに関わるアンケート（資料5）を行った。

### 3. 調査結果と考察

本研究の調査項目は、(1)「あり方の明確化」による将来を見据えた動機づけの効果、(2)振り返りシートの有効性、(3)学習意欲と成績の変化で、アンケート（資料4および5）を実施してデータを収集し、これらから記述式コーチングの有効性を測った。なお、(1)と(2)の結果を検証するために、「あり方の明確化」や「振り返りシート」から得られた記述内容を参照するが、授業時間内に行われた授業者と学修者のやりとりや学修者のコメント、コーチを担当した筆者の振り返りも適宜織り込んだ。(3)「学修意欲と成績の変化」に関しては、コーチングを実践しなかった2017年度と実践した2018年度の学修意欲に関するアンケートおよび成績の結果を比較した。調査の概要は表5の通りである。

表5 記述式コーチングの実践と調査項目

調査期間	2018年度春学期全15週			
対象者	私立A大学の初級スペイン語履修生24名（1年次生）			
調査時期 と内容	1週目	あり方の明確化	毎週	振り返りシート
	7週目	アンケート（資料4）		
	最終週	アンケート（資料5）		
分析対象 とした項目	(1)「あり方の明確化」による将来を見据えた動機づけの効果 (2) 振り返りシートの有効性 (3) 学修意欲と成績の変化			

#### 3.1 「あり方の明確化」による将来を見据えた動機づけの効果

「あり方の明確化」とは、2章のポイント1および図1で示したとおり、学修者が「①自分はどうのような人間か（あり方）」を認識した上で「②授業の態度目標（行動）」を決め、「③それによって創り出される人生（得られるもの）」を明確にするワークであった。学修者は初回授業において、筆者が「BDHの生き方」を分かりやすい表現に置き換えた設問（「①「私は…な人だ」という文章であり方を表現しましょう」「②あり方に基づいて、授業の態度目標を決めましょう」「③あり方を意識し、②を習慣にするとどのような人生が開けますか」）に沿って、回答した。その結果、「①あり方」の認識のされ方は大きく3つのパターンに分けられた。1つ目は、自らのマイナス面を克服しようとするパターン、2つ目は、強みを生かそうとする

パターン、3つ目は経験や好きなことを学修に応用しようとするパターンであった。表6に3つの回答パターンと、回答者数、また実際の回答から一例を示す。回答の①～③は、「あり方の明確化」の設問①～③（資料1）に相当する。

表6 「あり方の明確化」①の回答パターンおよび、全回答（①～③）の一例

①の回答パターン	回答者数	全回答（①～③）の一例
マイナス面の克服	5	① 私は人一倍面倒くさがりだ。 ② 自分なりにゆっくりと丁寧に目の前の課題に取り組む。 ③ 何事も丁寧にでき、人から頼られる存在として過ごす人生。
強みを生かす	9	① 私は負けず嫌いな人間である。 ② 良い時も悪い時もコツコツと努力し結果につなげていく。 ③ 良い時も悪い時も強気で行く人生。
経験や好きなことを応用する	10	① 私はスポーツをすることに喜びを感じる人間だ。 ② 基礎練習が大切。スペイン語でも基礎をおろそかにしない。 ③ 小さな取り組みを大切にできる人としての人生。

上記の「①の回答パターン」のように、「あり方」を考える際の着眼点は学修者によって異なるが、②の「態度目標」、さらに③「開ける人生」へと思考を発展させていく過程で、学修者が主体的に授業での態度目標や人生の目的を創り出していることが確認できる。広辞苑によると「主体的」とは「ある活動や思考などをなすとき、その主体となって働きかけるさま。他のものによって導かれるのではなく、自己の純粋な立場において行うさま」である。学修者らの記述には、自分の意思や判断で責任をもって行動しようとする意識が見られ、定義に沿うものであると判断できるだろう。

次に学修者が「あり方の明確化」をどう捉えたかを、初回の振り返りシート、および最終週のアンケートから観察する。初回の振り返りシートには「書くことで、目標も明確になる。がんばろうという気持ちになる」「自分を見つめなおすことで行動に意味が出てくる」「疲れているときでもあり方を思い出すことで正しい方向に修正ができるだろう」「あり方を意識し、他の人の気分が悪くならないように行動しようと思う」などのコメントが得られた。否定的なコメントを残した学修者はいなかった。最終週のアンケートでは、「あり方の明確化は主体的に学修するために有効でしたか」という問い（資料5問1）に対し、「強くそう思う」約8.3%（2人）、「そう思う」約83.3%（20人）、「どちらでもない」約4.2%（1人）、「そう思わない」約4.2%（1人）、「全く思わない」0%（0人）という回答が得られた。

アクティブ・ラーニングを推進する溝上（2014）は、将来への見通しを持っていても、将来のためにすべきことをしている学修者は約4人にひとりしかいないことを発見し、入学後の早い時期において学修者が将来意識し、それを継続的に考える態度を養っていく必要性を示している<sup>19)</sup>。例年、初級スペイン語を履修する学修者は、語学に苦手意識を持つ者が多く、意欲も決して高くない傾向にあるが、今回「あり方の明確化」を行った学修者らは同ワークを概ね有効に受け止め、春学期終了時にも9割以上の学修者が学修に有効であったと認識した。よって「将来を見据えた動機付け」を行うことは、行動変容を起し、学修の意欲を持続するために一定の効果があると言えるのではないだろうか。

### 3.2 振り返りシートの有効性

振り返りシートに記された学修者の回答から、記述式コーチングによって学修者にどのような変化が見られたかを確認しよう。振り返りシートの項目は「あり方に照らした振り返り」「できたこと」「できなかったこと」「自由記述」であった。まず、「あり方に照らした振り返り」に関しては、「自分なりにコツコツがんばった」「まわりと協力したのでよくできたと思う」「合理的に早めに終わらせるようにした」「丁寧に取り組む」「最後まであきらめない」といった肯定的なものが多かった。しかし、回を追うごとに記述内容がワンパターンになる傾向が見られた。これに対処するために、授業者（筆者）は「理想のあり方に対して、満足度は何パーセントくらいか」という質問へ置き換えるなど、メリハリをつける工夫が必要であった。次に「できたこと」「できなかったこと」であるが、記述欄に書き込まれた内容は、時間の経過とともに変化する傾向が見られた。まず授業開始時から数週間は、「できたこと」に関する記述の割合が高かった。これらに対し、授業者は「Iメッセージ（表1）」や「フィードバック（表4）」に基づいたコーチングモデル（資料3）を活用してコメントをつけた。以下に記述例を示す。

学修者「自分なりに頑張った。今日は意外と楽しかった。」  
授業者「楽しかったんですね。嬉しいです。」（Iメッセージ）

学修者「友達と協力できた。」「友達に教えた。」  
授業者「協力して解決してもらえると、助かります。」（Iメッセージ）

学修者「時間内に課題を終えることができた。」  
授業者「コツコツと取り組んでいました。」（フィードバック）

しかしながら授業が進んでいくと、「できなかったこと」の欄への記述も同様に目立ってきた。このようなコメントに対する返答には「開いた質問（表1）」「リクエスト（同）」に基づいたコーチングモデル（資料3）が役立った。以下に例を示す。

学修者「最後に集中力が切れた。」  
授業者「集中力を継続させるために何ができますか。」（開いた質問）

学修者「自分なりにがんばった。（パソコンを）打つのが遅くてついていけなかった。」  
授業者「半分できていました。」（フィードバック）「次回は7割を目指しましょう」（リクエスト）

学修者「単位をとれる気がしない。」  
授業者「参考にできる友達は誰ですか？その人はどんな工夫をしていますか。」（開いた質問）  
「乗り切ったら、自分のどのような強みになるでしょうか。」（開いた質問）

学修者「動詞の活用を覚えられない。」  
授業者「まず規則動詞の〇〇を覚えてみましょう。できたら聴かせてください。」（リクエスト）

授業者が教室でひとりの学修者に質問すると他人の目やその場の雰囲気も影響するのか、「わからない」と返されることもあったが、紙面上では何らかの反応が得られた。振り返りシートのやりとりは、対面式コーチングに比べてダイナミックさには欠けるものの、学修者にとって、個人の思考に集中できる機会となったように思われる。また、多くの学修者が悩みとして書き込んだ「集中力が持たない」「単語が覚えられない」等は、授業時間に余裕があるときに、全

体で共有を試みた。このクラスには運動部に所属する学修者が多かったため、先述の「チャンクダウン（表1）」を織り交ぜて「集中力を持続するために、試合でしている工夫は何？いくつか挙げてみて」「授業では、その中からどれから試すといい？」といった、学修者らが自らのリソースを生かせるような質問を投げかけた。その結果、学修者からは「それだったらたとえば…」という風な回答が得られた。一方、学修者の反応が芳しくなかったのは、コーチングの対話の中でも、抽象的で、学修者らが日常会話で使わない表現を用いた質問「あなたの目標達成を邪魔するものは何？」「目標まで何があれば達成できる？」などであった。一般のコーチングでは、クライアントの意欲や能力を引き出すことが前提であるため、違和感を覚える表現によって対話が止まることはない。しかしながら、大学の語学教育の場はそのような前提がない。よって、授業者と学修者のあいだの温度差が広がらないような対話を選び取る必要があることが分かった。「自由記述」では、「今日は自分なりに〇〇を頑張った」という自己承認、「〇〇君から教わった」「まわりに助けてもらった」といった他者への感謝、また「次は寝ない」「次回は早く（パソコンを）打てるようにする」など、反省や目標の立て直しが示された。授業者はこれらを「開いた質問（表1）」や「チャンクダウン（同）」をするきっかけとして活用した。

次に、記述式コーチングが学修者にどのように評価されたかを、最終週のアンケートから考察したい。アンケートは、「振り返りシートは何に対して有効でしたか（複数回答可）」という質問に対し、「出席管理・成績・理解度の確認・学修意欲の維持・授業者との意思疎通・質問・その他」から選ぶものであった（資料5問2）。

Q. 振り返りシートは何に対して有効でしたか。（複数回答可）

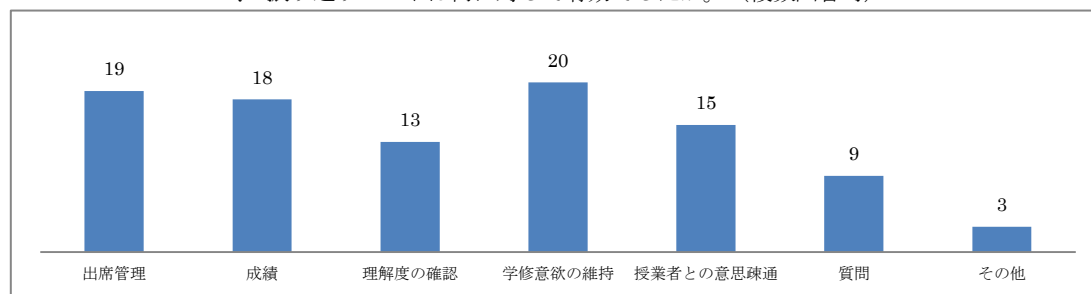


図2 振り返りシートの活用目的 n=24  
(各グラフ上に回答者数を示す.)

最も多い回答は「学修意欲の維持」（20名、約83%）であった。この結果は、振り返りシートが一般の対面によるコーチングと同様に、意欲を維持する原動力となる可能性を示したことになる。実際に、学修者からは「振り返りシートをつけているので、頑張っているという感じがした」「（授業者との）やりとりで気持ちをリセットできる」といったコメントが得られた。

最後に、記述式コーチングに要した時間について述べる。授業中、振り返りシートにあてた時間は毎週約5分であった。授業後に授業者が振り返りシートをチェックする時間は毎週約30分程度であった。作業時間として妥当かは個人差があるだろう。筆者としては、授業中のわずか5分で学修者ひとりひとりの情報が得られたこと、また、すぐ返答しなければならない対面コーチングのプレッシャーを持つことなくコーチングモデルに沿ってコメントを返信できたこと、そして例年以上に円滑な学修を実現できたことを鑑みると、最小限の時間と負担で多くのメリットを得られたと考える。その他、授業中に適宜学修者と対話をしたり、先に述べたよう

に全体で悩みをシェアしたりするために時間を割いたが、最高でも5分を超えることはなく、語学学修の進度を妨げるものではなかった。また、表3【実践方法】「2. 授業者がコーチであるために必要であった態度」および、表4の3つの手法も、授業と同時進行で実践されたため、特別に時間をかける必要はなかった。むしろ、これらは教室の空気を温め、発言しやすい場づくりとして活用できたように思われる。

### 3. 3 学修意欲と成績の変化

記述式コーチングが学修意欲および成績に変化を与えるかを考察するために、コーチングを実施しなかった2017年度と実施した2018年度における結果を比較する。両クラスの担当者、教材、学修内容は同一のものである。

まず、両年度開始後の7週目に行ったアンケートの結果から、学修意欲の違いを観察したい。アンケートの質問は「4月に比べて学修意欲はどう変化しましたか」に対し、「非常に上がった・上がった・変化なし・下がった・非常に下がった」の5段階から選ぶというものであった(資料4問1)。以下に、コーチングの実施なし(2017年度)、実施あり(2018年度)の環境におけるアンケート結果を示す(図3)。

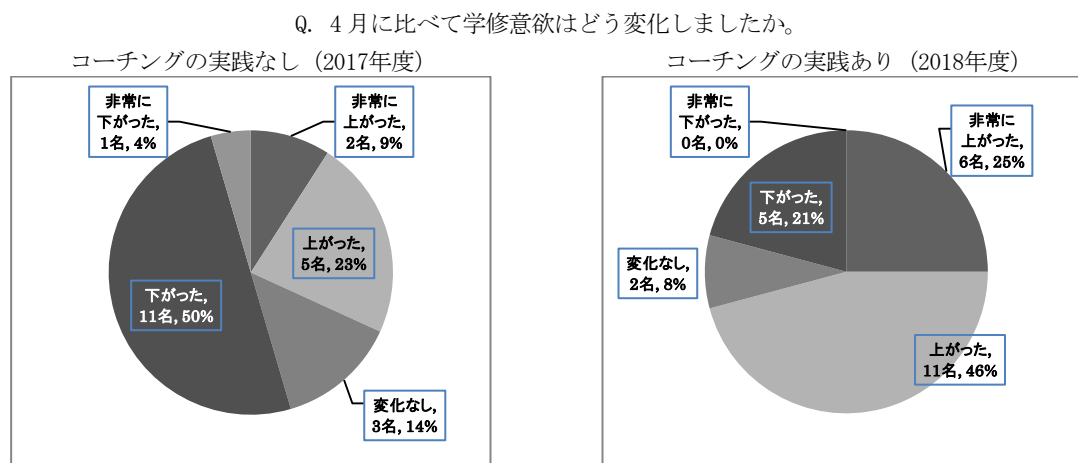


図3 コーチングの実践の有無と学修意欲の変化  
(項目ごとに回答者数と割合を示す)

円グラフの各項目には、回答者数と割合をパーセンテージで示した。両年度を比較すると、2018年度(コーチングの実践あり)では「学修意欲が下がった・非常に下がった」の合計が前年度より約30%減少し、「上がった・非常に上がった」は約40%上昇したことが確認できる。したがって、2017年度に比べて全体的に改善する結果となったと言える。

また、2018年度のアンケートでは、「学修意欲が上がった(あるいは、下がった)理由は何ですか」という質問を行った(資料4問2)。以下に代表的な理由を示す。

#### 学修意欲が上がった理由

- ・振り返りシートで質問しやすかった。
- ・振り返りシートやりとりで、やっているという気持ちが出てきた。
- ・間違った答えを言っても、部分的にあっているところを見てもらった。
- ・緊張しない雰囲気、出席したくなる。
- ・先生との距離が近く、要望を伝えやすかった。

## 学修意欲が下がった理由

- ・小テストが難しい。
- ・自分は暗記をするのが苦手。
- ・単位を落とすかもしれないという不安が常にあった。
- ・覚えなければならないことが多くなるとついていけなくなった。
- ・(部活動の)朝練の後なのでつらい。

学修意欲が上がった主な理由は、「振り返りシート」が有効に作用したこと、また「授業者がコーチに変わるための意識、および手法」の効果が反映されたものだろう。一方、意欲が下がったのは、外から強制された課題や学修の不安に対し、コーチングの働きかけが届かなかった結果であり、これらを今後の課題として受け止めなければならない。

次に、成績の結果を考察する。図4は、2017年度と2018年度の最終週に実施した試験の結果である。縦軸は人数、横軸は得点を示す。まず、コーチング実施なしの2017年度を見ると50点台に学修者の集まりが目立つ。また下位層の39点以下(3名)は全体の約14%を占めた。一方、2018年度は39点以下が解消され、80点台を頂点として、ひとつの山のようななだらかさを形成しつつある。このような分布を中村ら(2016: 61)は「ヒトコブ型」と表現し、学修者らが円滑で効果的な協働学修を実現しやすい環境であると述べる。実際に、筆者は担当者として教室の雰囲気が高く、例年には行わない「相互教授法」などのグループワークも何度か試すことができた。

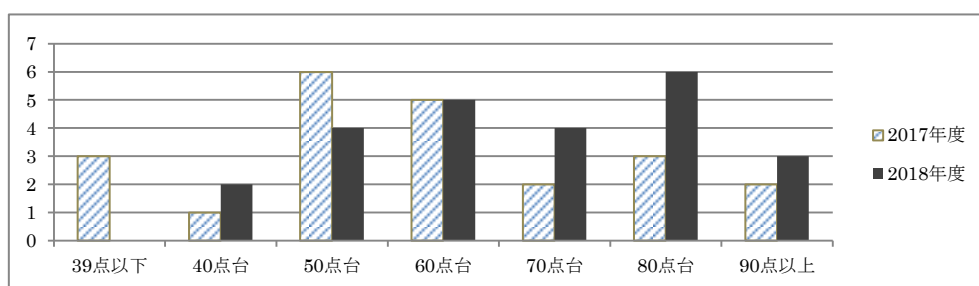


図4 コーチングの有無と成績の分布  
(縦軸は人数を示す。 2017年度 n=22, 2018年度 n=24)

表7 成績の統計的分析結果

	標準偏差	平均値	最頻値	歪度
2017年度 コーチング実践なし	16	64.5	39	-0.04
2018年度 コーチング実践あり	14.2	70.3	81	-0.83

表7は図4の統計的分析結果である。まず、データがもつ散布度(ばらつき)の指標である標準偏差を見ると、2018年度(14.2)は2017年度(16)よりも値が小さくなった。このことから、2018年度は若干ながら点数の散らばりが改善され、集団としての等質性が強くなったと読み取れる。次に平均値を見ると、2018年度(70.3)が2017年度(64.5)であり、2018年度は学修者1人当たりの得点が5.8ポイント上昇した。3つ目の最頻値とは、集団内のデータで最も多

く登場する値であるが、2017年度は39点、2018年度は81点をとった学修者が最も多いという差が現れた。最後の歪度は分布の左右対称性が分かる値で、0より小さいほど右に偏ったデータとなる。2018年度は-0.83、2017年度は-0.04であることから、2018年度はわずかに全体が右に寄った、つまり高得点圏に移動したと読み取ることができる。

今回は、対象年度、対象者が異なる上で比較したため、結果には慎重になるべきことを踏まえつつも、今後同メソッドの有効性を検討していくための足掛かりとして提示しておきたい。

## おわりに

本稿ではまず前半で先行研究を概観し、コーチングは様々な分野で成功を収めているが、日本の外国語教育における認知度はまだ低く、萌芽期の段階にあることを指摘した。後半では、同メソッドが今後集団での語学学修の場で発展していくためには、1対1の対話を基本とする手法に工夫を加える必要があるとの考えに基づき、コーチの経験がない一般の授業者でも実践しやすい「振り返りシート」を主軸とする記述式コーチングを考案し、実施した事例について分析した。

学修者らはこのモデルに基づいて「将来を見据えた動機付けを促すワーク」や「授業者との振り返りシートのやりとり」を実践し、結果として学修意欲の持続や成績の向上に好ましい変化をもたらした。これにより、記述式コーチングが語学教授法のひとつとして一考に値することを示した。

一般的な外国語教育の研究において、学修者の語学力を高める鍵は、コーチングよりも具体的なティーチング（文法等の指導法）によるものが大きいという捉え方が主流だろう。本稿はこれに異議を唱えるものではない。むしろ、ティーチングを補佐するもの、ティーチングの効果を高めるサポーター的存在として、記述式コーチングを取り入れることに意義があると考えられる。冒頭で述べた「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学修意欲の不足」といった問題は、従来までの一方方向の教授法が立ち行かない状況を反映したものである。これらを改善すべく推し進められているアクティブ・ラーニングや自律的学修者を育成するメソッドと並んで、記述式に限らず広くコーチングという教授法が導入されることは、学修者、授業者双方に有益ではないだろうか。

本実践はコーチングの有効性をわずかに示すことはできたが、短期間における規模の小さい試みであったことは否めない。今後は、事例数を増やした経年的に調査の実施すること、またアンケートはより細かな設問を用意し、信頼性の高い分析を取り入れて、結果の妥当性を検証することが必要だろう。これらを次の課題として確認し、研究を進めていきたい。

### 【注】

<sup>1)</sup> これは、公益社団法人私立大学情報教育協会によって出される事業活動報告書である。調査項目は、本稿で取り挙げた「学生や教員の学修に関する問題」のほか、「アクティブ・ラーニングの実施目的・状況・目的・効果」「組織的に教育改革を進める数字真ジメントに対する関与の仕方」といったテーマがある。調査対象は、同協会加盟の大学・短期大学296校の専任教員53,791名であった。

<sup>2)</sup> 本稿では「学修」を「学問を修める」という本来の意味のほか、大学での学びを指すものとして「学習」に代わって使用している。中央教育審議会においてこの用法が用いられたことにより、一般化する傾向が見られる（小山・峯下・鈴木 2016: 5-6）。本稿で引用部分は各研

究者の用語（「学修」あるいは「学習」）に沿うが、それ以外は「学修」で統一する。

<sup>3)</sup> アクティブ・ラーニングは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、「学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成」を目的とする教授法として捉えられている。なお、“active learning”のような連語を日本語に訳すとき、区切りに「・」（中黒）を入れるのは日本人の一般的慣習であるが、「・」を省いた「アクティブラーニング」が用いられる場合もある。

<sup>4)</sup> 国際コーチ連盟(International Coach Federation)は、1995年、コーチング業界とコーチの社会的地位を確立することを目的に設立された非営利型一般社団法人で、世界的に権威ある団体としてグローバルに発展するコーチングの倫理と行動特性を発信している。約138カ国に31,490人以上の会員を持つ(2019年現在)。http://icfjapan.com/icfj (2019年9月10日アクセス)

<sup>5)</sup> 山田(2016: 66)によると「教育・子育て分野」においてコーチングにスポットが当たるのは2000年代に入ってからである。

<sup>6)</sup> “Coaching is partnering with clients in a thought-provoking and creative process that inspires them to maximize their personal and professional potential.” 国際コーチ連盟日本支部HP, http://www.icfjapan.com/whatscoaching/code-of-ethics (2018年10月11日アクセス)

<sup>7)</sup> 「個」とは、何かを足さなくても誰かが傍に居なくても、一人の人間として、掛け替えの無い一人格として存在している状態を指す。

日本青少年育成協会 HP, http://www.jyda.jp/coaching/about/ (2019年9月10日アクセス)

<sup>8)</sup> 表1, 2は、小山(2016: 31-44)をもとに筆者が作成したものである。

<sup>9)</sup> コーチングの「質問」の特徴は、授業者が「なぜ」の代わりに「何」を用いることである。その理由は、「なぜ勉強しないの」「なぜ予習をしてこないの」という詰問をされた相手は、自己防衛として「逃げる」か「戦う(反抗する)」という反応をすることが多いからである。一方、授業者が「本来、君は勉強できる人だ」という立場から「勉強しない原因は何」「何が邪魔するのだろうか」と質問すれば、学修者の気づきにつながりやすい。「開いた質問」に対し、「閉じた質問」とは、相手に「はい/いいえ」を求めるものである(「やる気はあるのか」「できたのか」など)(小山 2016: 34-35)。

<sup>10)</sup> 一般的な「承認」には「すごいね」「上手だね」といった「褒める行為」が主であるが、コーチングにおいてこれは「上位者」が「下位者」に下す評価の一種であり「Youメッセージ」と呼ばれる。「Youメッセージ」は言われた本人が自らの結果に満足していない場合、反発を招くことがあると言われる(小山 2016: 40-42)。

<sup>11)</sup> 鈴木(2016: 187)は「対話の本質は傾聴と自己開示にある」と言及する。自己開示、つまり他者の発言に対し異議を唱えたり、質問したりするためには幾分かの勇気が必要である。教室が「指示・命令・否定・禁止」される場であれば、当然ながら学修者の自己開示が起こりにくい。コーチングでは、相互尊敬と相互信頼をもとに話が傾聴されることで、ようやく自己開示が起こり、深い学びにつながると考えられる。

<sup>12)</sup> 岡本(2006)のクラスでは初回の試験に対し、授業最終日の実力テストの平均が9.2点上昇、青柳らの授業では、調査開始から9か月後に行われた試験で、全体の成績が当初より80.7点上昇した。成績の向上はコーチングの成果だけではなく、語学の指導法が大きく関わることは言うまでもない。しかしながら、両者ともアンケート結果等を鑑みた上でコーチングが成績向上に効果をする発揮するものであったと結論づけている。

<sup>13)</sup> あり方(Being)、創り出す行動(Doing)、結果として得られるもの(Having)の頭文字をとって「BDHの生き方」と呼ばれる。次のような特徴がある。①自分の価値は自分のあり方に



照らして自分で決める。②成果が得られなくても動じない。③あり方自体が究極の目的であるため、動がぶれることはない。④成果が得られない行動にも、あり方に照らして意味を見出す。⑤他者とのつながりを認識でき、他者貢献・社会貢献の行動が増える(日本青少年育成協会コーチング事業部 2016: 33)。

<sup>14)</sup> 各自が提出した「あり方の明確化」は、振り返りシートの冊子に貼り付けて、いつも学修者の目に留まるようにした。

<sup>15)</sup> 小山・峯下・鈴木 (2016) および日本青少年育成協会コーチング事業部 (2016) を参照した。

<sup>16)</sup> 表4は、小山 (2016: 32-42) をもとに筆者が作成したものである。

<sup>17)</sup> 小山 (2016: 42) は、「“認める”という言葉は本来“見る”と“留める”が合わさったものであり、見て心に留めるフィードバックこそ最も本質的な承認である」と述べる。

<sup>18)</sup> 「あり方の明確化」に取り組む際、授業者は学修者に「記述内容は成績に一切関係しないこと、個人のプライバシーは保護されること」を伝えた。「振り返りシート」や「アンケート」に関しても同様である。

<sup>19)</sup> <http://www.chieru-magazine.net/magazine/2014-high-magazine/entry-3851.html>  
(2019年9月10日アクセス)

<sup>20)</sup> 人の脳は禁止される表現に対応しにくいいため、授業者は「～するな」と禁止する代わりに、やってほしいことを「リクエスト」として伝えると有効とされる (小山 2016: 42-43)。

#### 【参考文献】

- 青柳龍也・小西正恵・久保田絢・榊原かをり (2008) 「コーチングの考え方に基づく英語自律学習支援」『津田塾大学紀要』40, pp. 79-101.
- 青柳龍也・小西正恵 (2009) 「コーチングの考え方に基づく英語自立学習支援(2)」『津田塾大学紀要』41, pp. 1-17.
- Whitmore, J. (1992), *Coaching for performance*. London: Nicholas Brealey. (真下圭・訳)  
(1994) 『潜在能力をひきだすコーチングの技術』日本能率協会マネジメントセンター.
- 大岩昌子 (2008) 「フランス語学習者が学習意欲を失う要因を探る: 習熟度別考察」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』34, pp. 91-103.
- 岡本京子 (2006) 「自律学習型英文法補習クラスの指導方略と実践」『経営・情報研究: 多摩大学研究紀要』10, pp. 53-61.
- 岡本京子 (2008) 「TOEIC500点以下の学生を対象とした英語のみで行うスピーキング授業の試み」, JACET第47回全国大会発表要旨, 早稲田大学.
- 川島多加子 (2016) 「Blended Learningを活用した英語習得: コーチングの有効性」『日本実用英語学会論叢』22, 日本実用英語学会, pp. 27-37.
- 楠木理香・工藤多恵 (2006) 「外国語学習の動機に関わる要因—アンケート・面接調査結果による一考察—」『立命館大学法学会 山田幸二先生体感記念集』, pp. 139-162.
- 小西正恵・羽鳥玲子・青柳 龍也 (2010) 「コーチングの考え方に基づく英語自律学習支援(3)」『津田塾大学紀要』42, pp. 239-262.
- 小山英樹 (2016) 「AI型授業を支える教育コーチング」小山英樹・峯下隆志・鈴木建生『この一冊でわかる! アクティブラーニング』, pp. 16-52, PHP研究所.
- 小山英樹・峯下隆志・鈴木建生 (2016) 「アクティブラーニングの定義」『この一冊でわかる! アクティブラーニング』, pp. 5-6, PHP研究所.
- 私立大学情報教育協会 (2017) 「事業活動報告」『大学教育と情報』1 (通巻158号), pp. 37-

51.

- 鈴木建生 (2016) 「学習者の幸福を追求する授業実践」 小山英樹・峯下隆志・鈴木建生『この一冊でわかる！アクティブラーニング』, pp. 140-168, PHP研究所.
- 長尾素子 (2008) 「コーチングとコミュニケーション理論に関する一考察」 『拓殖大学語学研究』 119, pp. 33-65.
- 中村広記・梅本昌登 (2016) 「進学校 (高校) における事例」 小山英樹・峯下隆志・鈴木建生『この一冊でわかる！アクティブラーニング』, pp. 60-65, PHP研究所.
- 新村出編 (2018) 『広辞苑』 第5版, 岩波書店.
- 西垣悦代 (2015) 「コーチングおよびコーチング心理学とは何か」 西垣悦代・堀正・原口佳典『コーチング心理学概論』, pp. 3-27, ナカニシヤ出版.
- 西村多久磨・河村茂雄・櫻井茂男 (2011) 「自律的な学習動機づけとメタ認知的方略が学業成績を予測するプロセス—内発的な学習動機づけは学業成績を予測することができるのか?—」 『教育心理学研究』 59, pp. 77-87.
- 日本青少年育成協会コーチング事業部 (2016) 『教育コーチ養成講座Ectp. 初級教育コーチ養成講座実践編』, 一般社団法人日本青少年育成協会.
- 浜田百合・庄司裕子 (2013) 「コーチングの心理的効果に関する研究」 『日本感性工学会論文誌』 12(2), pp. 311-317.
- 本間正人・松瀬理保 (2006) 『コーチング入門』, 日本経済新聞社.
- 山本淳平 (2016) 「コーチングの始まりとその歩みへの一考察—歴史の整理と教育分野におけるネイティブコーチの新たな可能性—」 『支援対話研究』 3, pp. 61-70.

【参考ウェブサイト】

国際コーチ連盟日本支部 HP

<http://icfjapan.com/icfj> (2019年9月10日アクセス)

Chieru Web Magazine

<http://www.chieru-magazine.net/magazine/2014-high-magazine/entry-3851.html> (2019年9月10日アクセス)

日本青少年育成協会 HP

<http://www.jyda.jp/coaching/about/> (2019年9月10日アクセス)

資料1 「あり方の明確化」

- |   |
|---|
| ① 自分はどんな人間か、どうあるかを考え、「私は…な人だ」という文章であり方を表現しましょう。 |
| ② あり方に基づいて、授業の態度目標を決めましょう。                      |
| ③ あり方を意識し、②を習慣にすると、どのような人生が開けますか。               |

資料2 振り返りシート

		日付： 月 日
あり方に照らした振り返り		
できたこと		
できなかったこと		
自由記述 (質問、コメントなど)		

資料3 コーチングモデル

【開いた質問】

「何%できましたか」「参考にできる人がいるとすれば誰ですか。その人はどんな工夫をしていますか」「本当は何点取りたかったですか」「次回、〇点とるために何ができますか?」「これまで良い結果をおさめたとき、どんな工夫をしていましたか」「あなたの強みを生かすとしたら、今日から何ができますか」「(やる気がでない場合に)邪魔するものは何ですか」「まずどの問題から取り掛かりますか」「最初の小さなゴールはどこですか」

【承認】

< Iメッセージ >

「協力して取り組んでもらい、助かります。」「今日は前回より〇〇ができる姿を見せてもらい、嬉しいです」「〇〇という回答が興味深かったです」「〇〇という例文の作り方が参考になりました」「シートのコメントを全体でシェアし、他の人の気づきにありました。ありがとうございました」「今回のコメントは読みごたえがありました」「大きな声で回答してもらえたので、聴きとりやすかったです」「〇〇役を引き受けてくださり、助かりました」

< フィードバック >

「今日は〇〇ができました」「〇分集中しました」「プリントを〇割り埋めましたね」「コツコツ取り組んでいます」「前回より早く課題が終わりました」「先ほどより〇問進んでいます」「前回より小テストが〇点上がりました」「辞書をこまめに引いています」「ペアで協力していますね」「口を大きく開けて発音しています」「大きな発音で、教室の端まで声が届きます」「メモをこまめにとっています」「〇週連続で出席しています」「〇〇を覚え始めましたね」「覚えている単語が増えました」「〇〇さんが質問して下さったので、他の人が間違いに気が付きました」「〇〇は間違えていましたが、そのなかでも△△の部分の考え方まではあっています」

【チャックダウン】

「具体的に何ができる?」「ギャップを埋めるために、何から取り組みますか」「改善ポイントを3つくらいあげてみて」「3つのうち、どれからとりかかる?」「1週間のうち何曜日ならできる?」「1日のうちいつが実行しやすい?」「誰か助けてくれる人はいる?」「どこであればやりやすい?」

【リクエスト】

・「今日からやってみせてください」「～を覚えて、聴かせてもらいたいです」「〇点をとった姿を見せてください」「〇〇で成功したときのように、この授業でも△△を達成しましょう」

・禁止事項の置き換え<sup>20)</sup>

「スマホをさわらないで・私語をしないで」→「〇分間、～に集中してください」、「授業におくれないでください」→「9時に始められるようにパソコンを立ち上げておいてください」、「あきらめないで」→「小さなゴールを目指そう」、「人の解答をみないで」→「まず自分で考えてみましょう」

資料4 7週目のアンケート

1. 4月に比べて学修意欲はどう変化しましたか。(1つ選択)  
「非常に上がった・上がった・変化なし・下がった・非常に下がった」
2. 学修意欲が上がった(あるいは、下がった)理由は何ですか。
3. その他、コメント等

資料5 最終週のアンケート

1. 「あり方の明確化」は主体的に学修するために有効でしたか。(1つ選択)  
「強くそう思う・そう思う・どちらでもない・そう思わない・まったくそう思わない」
2. 振り返りシートは何に対して有効でしたか。(複数選択可)  
「出席管理・成績・理解度の確認・学修意欲の維持・授業者との意思疎通・質問・その他」
3. その他 コメント等



## 翻刻『曙第9巻第1号』（全文）

野中モニカ（天理大学）

### はじめに

本稿はブラジルサンパウロ州ノロエステ沿線上のアラサツバ市カフェーズポリス植民地の日本人会が1939年に発行した会報誌『曙第9巻第1号』の全文翻刻である。

カフェーズポリス植民地はサンパウロ市から約500キロ離れた、サンパウロ州の北西地域に位置するアラサツバ市から4キロの地点に、1929年に形成された日本人植民地である。サンパウロ州における日本人移民は、サンパウロ市を起点とした主要鉄道沿線に展開し、州内全域に拡大した。とりわけ移民船到着港がある沿岸部サントスからサンパウロ州の北西奥地に向かい、ちょうど州の中心地付近に当たるバウル市を経て、更に北西奥地に向かうノロエステ線沿線は日本人移民の一大集中地域だった。ノロエステ地域では日本人移民増加により、多くの日本人会が生まれた。1933年時点で、アラサツバ市域に所在を置く日本人会が8団体あり、そのうちの1団体が1931年に組織されたカフェーズポリス植民地の日本人会である。

そのカフェーズポリス植民地日本人会で発行され、植民地内の日本人家庭に配布されていたのが会報誌『曙』であり、『曙第9巻第1号』は、野中（2018）で取り上げた資料のうち古い方の1939年発行の一点である。会報誌には、日本人会の活動や農業に関する話題、児童の日本語作文や会員の文芸作品などが掲載され、様々な記述からカフェーズポリス植民地内の生活や日本語継承の実態についての情報が確認できる。

本稿の翻刻対象となっている『曙第9巻第1号』は、第2次世界大戦前にブラジルで発行された日本語資料であり、ブラジルの戦前の日本人植民地の実態が記述されている移民資料は大変貴重である。日本人のブラジル移民に関係する戦前の文字資料は、(1) ブラジルのナショナリスチックな政策に端を発した1930年代の外国語出版物禁止令発布と第二次世界大戦開戦後の日伯国交断絶により敵性国語とされた日本語教科書や刊行物の摘発・破棄により数多くの日本語資料が処分されたこと、(2) 前山（2001：203）が「あらゆる文書・記録・古雑誌のたぐいは、日本語の読めない二、三世の代になると、くず屋に回されてしまう。」と指摘するように、親世代の遺品として受け継がれたものの、日本語が読めず内容を解さない次世代によって廃棄処分されてしまうこと、の二つの理由により現存する資料そのものが少ない。

移民の高齢化による記憶資料や記録資料の損失・消滅や、日本語継承の断絶による理解できない資料の破棄により、移民の記憶・記録は急速な消失の危機に晒されている。現存資料は大変貴重であり、その資料を翻刻・保存することは日系人コミュニティのみならず、日本とブラジル両国間にとっての文化遺産を守ることを意味する。本稿の翻刻はそのための基礎的作業としての意味を持ち、今後の移民研究や継承語教育研究といった諸分野における両国の教育・研究に寄与する可能性を持つため、非常に重要であると考えられる。

本稿資料は全て手書きであり、複数の担当者によって書かれた様子が見られ、異なる字形が混在していた。また、漢字の旧字体や略字体、カタカナ・ひらがな使用の表記法等に統一が見

られないので本稿では凡例に従って統一し、翻刻作業を行なった。

## 凡例

- ① 目次の項目毎に、文書が終わり次に新しい内容の文書が始まる時は一行あけた。
- ② 改行、文頭の字下げ、語彙間の字空けに関しては、原稿通りに従った。
- ③ 表紙、裏表紙、イラスト、囲み線の内容はそれぞれ「 」で記述し、その旨を（表紙）などのように右傍に注記した。
- ④ 旧字・異体字は基本的に新字体を用いた。  
例：會→会 處→処 輯→集 藝→芸 學→学
- ⑤ 歴史的仮名遣い、変体仮名は原則として現代仮名遣いに改めた。  
例：ゐ→い せう→しょう なほ→なお やう→よう へ→え（助詞ではない場合）
- ⑥ 名前、地名などの固有名詞、また、言語表現に関わる俳句・短歌・詩・児童作文は原文の字体を尊重し、原文ママとした。
- ⑦ 表記統一がなされていない箇所や誤字もそのまま原文通りに表記している。  
例：カフェーゾポリス・カフェゾポリス ミリョ・ミイリョ
- ⑧ ポルトガル語表記、カタカナによるポルトガル語表記はすべて原文ママとした。  
ルビは<>内で囲み、本文中に入力した。
- ⑨ 読点「、」、並列点「・」、句点「。」、繰り返し符号「〳」は原文ママとした。
- ⑩ 踊り字は、漢字は「々」を原文ママ、一字の「々」と二字以上の「く」は文字の繰り返しの書き換えた。
- ⑪ 原書の判読できない箇所、解読不明な文字は、その字数に相当する□を記した。
- ⑫ 内容理解の一助となるよう、一部に注を加え、文末に解説した。

## 『曙第9巻第1号』

「曙新春号第九巻第一号」（表紙）「風車、家、野原、池、木々、雲」（イラスト）

第九巻目次第一版	「山、桜の花」（イラスト）	
巻頭言	蘭水	一
己卯元旦口占	西岡好隆	二
新春を迎えて非常時に処す。	石橋初雄	三
断片	安平盛登	六
農家に欲しいメタンガス装置		九
発音によるユーモア		十二
農業 智利硝石		十五
棉作地を見て	Y.K 生	十八
学校日誌		二〇
会報日本人会		二三
会報本年度決算集		二五
会報青年会		二七

在留申告書 <sup>1</sup> 受取書発表		二九
展望台	編集部	三〇
俳句		三二
短歌		三三
詩「闘」	中村政之	三四
児童作品	小学校生徒	三五
編集後記		三九

- 「謹賀新年 昭和拾四年元旦 カフェーズポリス日本人会」(囲み線)  
「謹賀新年 昭和拾四年元旦 カフェーズポリス青年会」(囲み線)  
「謹賀新年 昭和十四年一月元旦 カフェーズポリス小学校父兄会」(囲み線)  
「賀正 昭和十四年一月元旦 カフェーズポリス植民地農産加工組合」(囲み線)  
「賀正 カフェーズポリス処女会<sup>2</sup>」(囲み線)  
「朝陽映島 皇紀二千五百九十九年 一月元旦 カフェーズポリス青年会 文芸部」(囲み線)

#### 巻頭言 蘭水

多事多難の十三年は重苦しい緊張に暮れて、十四年の曙光今ぞ訪れる。

世界は大戦前の極度の不安にかられ、呑むか然らずんば呑まれるかの危地に喘ぐ。

かかる時、祖国日本は聖戦早くも一年有来、東亜新生の洪業に一路驀進した。四億の蒼生、王道楽土を謳歌し、皇恩に治するも又遠からざるべし。

翻って、当植民地の現状や如何？曰く教育問題、曰く、何と、重大問題山積す。この難問打開の鍵はどこにありや「前進」只これあるのみ。全植民者打って一丸となり、次の玉となって行く時、又何をか恐れんや。

「豈余を妨ぐるアルプス在らんや」と馬をアルプの峻嶺に進めた大奈翁の意気と熱こそ、そのまま、今日の我等の態度でなからねばならぬ。

年頭、あえて、全植民者の自覚と奮起を促して巻頭言とする。

#### 己卯元旦口占 西岡好隆

新天新地自雄渾 動々生々萬象鮮 向上伸長真面目 新希新望湧如泉

#### 私の念願 光明語録

人の偉大なるは人それ自身の本質による。金の良質なるは金それ自身の本質による。金は鉱石を外から磨いても純金となるのではなく、その本質を抽出するところに純金が顕現するのである。人間の教育もかくの如く、人間を外から磨くよりも、その本質を内より抽出することによって完成するのである。

しかし人は金よりもなお偉大なるものである。金は自然に放任する時は自ら内よりその純分を析出しないけれども、人は生命であるから本当に自然に放任する時、栗の実が毬を破って出づるが如く、自らその本質の善さを呈露するのである。

人の偉大なるは縛られて善くなるのではない。「本当の自然に任かす時内在無限の善さが、内在無限の能力が、内在無限の知恵が内より呈露して発現するのである。

しかし「本当の自然に任かす」とは何であるか。それは唯の放任ではない。大生命を知り大生

命に任かせるのである。唯の放任は、自然に任かされたように見えていてその実は今までの「悪しき惰力」に縛らせている場合が多いのである。

悪しき惰力に縛らせずして人それ自身に宿るところの大自然を呼び出して、それに任せて教育するが我等の生命教育である。人それ自身に宿るところの大自然とは何であるか。これこそ我等に内在する神性であり仏性である。この内在の神仏を呼び出すは言葉の力により文章の力による。

我等の教育の本質と方法とを万人に宣べ伝えて一挙にして全人類を光明化し地上に一人の劣等児童なく、虚弱児童なく家庭争議なく一切の歪める思想家なく、神そのものの如き人間ばかりを地上に創造したいのが私の念願である。

新春を迎えて非常時に処す 石橋初雄

地球は太陽の輪線を一回転して年新たたまつた。毎年の事ではあるが我々凡俗にも“今年こそは”という緊張感を正月だけは自覚する。翻って見るに一九三八年度は、超非常時下において、我が大和民族に有史以来かつて無い神の試練を受けた。

永らく白人専横に阻ばまれていた偉大なる国民力は、大陸進出に全大和民族の血潮は躍動しせきを切った水の如くに奔流しつつあり、ロボット抗日政権実は英米仏ソ相手の力闘である。想うに、東亜に締出しを食った彼等の報復か在伯二十万同胞否世界に散在する我等同胞も同じであろう種々な形をもって圧迫の魔手を伸ばして来た。わけて当国にては教育令の如き我等の二世に祖国語教育を禁じた。我等が子々孫々に伝うべきは、広大な地積でもなければ、幾万コントスの金でもない。我等の血潮と共に伝うべき世界に類例なき日本精神であらねばならぬ。然るに未だ幼芽なるに摘み取らんとするは果して誰ぞ？・・・

その精神を伝うべきは学問に待つ他無し。学問無くして何れの時代に文化をもたらしたるや。森羅万象ことごとく無限を慕うて止まぬ。まして言わんや日出の国三千年の歴史に未だかつて何れの角度から見ても有限を味わった事なし。然るに今我等にはその二世の教育に有限を提示された。咄々百貫の鉄槌は我等の頭上に打ち下ろされた。かかる時我等はこの重圧に凹んで良いだろうか、否圧迫の度合が強ければ強い程翻然と民族意識に目覚める度合が強くなる。打たれた個所が凹まないでこぶが出来ると大和民族は如何なる天災地変にも凹んだ事の無い民族たるを自覚する事だ。

人既に帰亜論を叫ぶあり。止まれ！そんな弱い気でどうする。炎暑厳寒の候大陸に進撃する皇軍の労苦国家の礎石に突って死んだ英霊、四面孤立に銃後の祖国を守る人々に相済まぬ。

我等は徒らに軽挙妄動して祖国の大陸における行動を妨げてはならぬ。国策の有無は知らず、補助まで受けて渡伯した我々、与えられた持ち場だ。如何なる難関に逢着するとも敢然これに善処せねばならぬ。これが我等の唯一の報国道ならぬ。

今次の教育令たるや我等一世には圧迫を感じれど二世には感じないだろう。それはブラジル国民たる彼等に、当国の義務たる初等教育を施すに至っては当然であるからである。

難解の日本語を幼なき児童に強いるより、法規の示す通り当国の義務を果して然る後、知識欲の旺盛なる年齢に達した時の方が効果的だろうか、と言うて一日もゆるがせには出来ぬ。

中途半端にならざる様父兄によりてよろしく善処しなければならぬと信ずる。

又人曰く、これから地権並びに団体等にも弾圧が来るだろうと、然りそれは何れ来るべきものが来る迄で、今から悲観するに及ばぬ。当国の国粹主義運動も一時的のものならぬ。

何故なれば、民主国家が全体主義国家と一律には行く筈はなく、まして言わんや、当国民は独



系伊系日系種々雑多である。

外国人弾圧は爆弾を抱いて火を弄ぶ様なものだろう。この際我等は事態を静観して兎角誤解されている日本及び日本人とは如何なるものであるかを彼等に認識さすべく努力し、そして徐々に親しましめ明日の時代を率いて行くこそ最も緊要ではないだろうか。宇宙は地上の人類の如何なる問題にもこだわらず新しく皇紀二千五百九十九回目の回転を始めた。

断片 安平盛登

帰朝せられた沢田大使<sup>3</sup>が最後の聖州訪問の時残された。

「金を持ってブラジル人と親しみなさい」という言葉は、ナショナリズムの嵐の真只中の緊張した重々しい空気の中に明朗なそして澁刺とした希望の湧然として来るのを感じます。流石に名外交官だけあって、うがった言葉であります。そうです軍備なきところに外交なく国力の充実なくして進展膨張はありません。これを在伯同胞の立場に当てはめる時、我々の経済力充実こそ無言の外交官であります。排日も排外的取締政策も自ら通ずる道があるでしょう。

xx xx xx

何ものか誇り得るもの。それは各々一人一人が持ち度きもの。持たなければならぬ。去る学芸会催しの児童劇、作品展においてこの片鱗が知らず知らずに成長しつつあるのを感じました。そうし明日からの邦語学校の閉鎖を思い出して暗然となりました。我々二世から、この言葉と文字の習得の機会を奪わんとしています。されどこの機会を奪われるともこの伸びんとしつつある何ものかを奪う事は出来ません。我々の文字と言語の習得機会は、あるいは家庭まで追い詰められるかも知れないが、こうした場合私達に教育教育と言って詰込み的文字の教育よりも、まずこの成長しつつあるものを保護し伸ばしつつ誘導すれば日語伯語教育も児自身の目覚めにより、より能率的になるのではないのでしょうか。

xx xx xx

「ハタ、タコ、コマ」学校の門をくぐって初めてぶつかる文字、これは諸氏の中にも思い出を持たれる方が大部分であると信じてますが、改正された読本の第一頁は「サイタサイタ、サクラガ、サイタ」<sup>4</sup>何とリズムカルな表現でしょう。「ハタ、タコ、コマ」時代の読本と格段な相違があります。一は仕事に疲れたお父さんが、ゲンコを喰わせつつカンテラの下で教え込んでいる殺風景さを思わせ、一はお母さんが子守唄を歌って夢の国に導いている和やかさを思わせませぬ。

学校閉鎖後の巡回教授はどの観点から見ても一層困難さを思わせるが、これをより効果的ならしむる為の、我等はあらゆる機会において児童の魂を呼び覚ます事に勉めなければなりません。父兄よ教育にあせるなかれ。一刻も止まるなかれ。如何なる圧迫を受けるとも屈するなかれ。地上いづれの地点にあるとも「オヒサマアカイ、アサヒガアカイ」<sup>5</sup>と魂から魂を呼びさまさなければなりません。

xx xx xx

衣食住の中で衣と住は如何なる不自由も忍ぶことが出来るが食の脅威程社会の国家の動揺を与えるものはないでしょう。

かって欧州大戦の時独潜水艦の航路の攪乱の為、英国内に食糧品のストックが余すところ僅か七日間となった時、ものに動ぜぬ宰相国民も色を失ったと言う事であります。ドイツの敗地も結局食の脅威でありました。英国は輸入超過の国であり、昭和六年度の入超は四十億六千万円、最近十年間平均三十億を下らない。(日本の輸出入総計を合して五十五億円、出超五千万円)こ

の英国の入超過の一大原因は、八十%を海外に仰ぐ食糧品の輸入であります。過ぎるチェッコ問題調停に首相チェンバレンの活躍を全隅の支持をなしたるもまむべなるかな、です。頭を巡らして我が祖国日本の現状を観る時如何に心強さを感じる事でしょう。あの小面積の国土から食糧品のほとんどを贈っていると言っても過言ではない。むしろ主食品の米などは、豊作の年は過利でさえあるのです。今事変に今後の重大難局に食糧の安全感程無我の力を与えるものはないでしょう。彼の不利な地形、ゼークト将軍指導になる完璧の防塞、到底西洋人的常識では破る事は出来ない場所を朝に一盛を抜き夕に一域を陥す皇軍の精神力を与える無音の力、優秀なる精神的要素を、人的要素を、経済的要素を産む国土日本、燦然たる明日の芳醇なる文化を育まんとする国土、明日の繁栄を併せて、幸なるかな国土日本！！

農家に欲しいメタンガス装置(燈火や料理に使える)

メタンガスは厩肥蚕口無落葉、その他蔬菜の残物などを水中で腐らせ、その際発生するガスを貯蔵して使用するのですから寒い間は余り発生しませんが、暑くなれば十分に発生して燈火に利用され又相当熟度も高いからガスコンロを使用して湯を沸かしたり料理も出来て口様便利です。大体の装置はガス発生材料の蔬菜くず、落葉などを入れるコンクリートのタンクと材料が浮き上がるのを防ぐ木の蓋と、ガスを溜めるトタンの蓋箱と、ガスを外に導く鉛管とで出来ています。コンクリートのタンクの深さは二メートル半、三メートル四方位もあれば相当多量のガスが発生します。

タンクの四壁には底から二メートルのところから巾三十センチの棚を重平に矢張りコンクリートで作り、その中央の一つずつ、つまり四つの直径十五乃至二十センチの土管を垂直に挿込みます。これは蔬菜くず等の材料をタンク内に補給する口です。コンクリートが固ったら水が漏らぬ様に入念にモルタルで上塗りを行います。木蓋は、長さ三メートルで十センチ角のもの二本を台にして厚さ二センチ巾八センチ長さ二メートル半の板を八センチおきに釘を打ちつけます。次に木蓋を浮き上げぬ為に、長い鉄のボールドでコンクリートの棚に固定します。トタン製の箱蓋は二メートル半角の深さ三十センチの箱です。これを逆さまにして木蓋の上の中央に載せます。

そして動かぬ様に四隅をタンクの四隅へスプリングで繋ぎます。なお箱蓋にはガスを導く鉛管をつけ又ガスを押出す為に、石を適當の重さに載せます。そこで雨が入らぬ様に屋根をこしらえれば出来上ります。

コンクリートのタンクが出来上った時、その中へガス発生材料として約二メートル程厩肥や落葉を積み入れます。そして全部の装置が終わったらタンク一杯に水を入れます。

タンク内で発生したガスは木蓋の隙間から通って箱蓋の中に溜り、これを押し上げようとしませんが石の重みで出来ないで導管の方へ出て行きます。水を満すと翌日からでも沢山のガスが発生しますが、このガスは点火しません。火のつく様になるには、時候にもよりますが一、二ヶ月を経て内容が充分腐敗する必要があるのです。

三ヶ月位すると大そう明るくなります。完全な点火はまず一年というところです。材料の補給は設備してから一年位はあまり入れなくてもよろしいが、その後は三日目、五日目とかに少しずつ野菜くずなり腐敗し易いものは何でも加えて行きます。

こうしておけば何年でも使えますからこの装置が完成すれば石油燃料の経済にもなり文化的生活を営む事が出来るわけでありませう。

×× ×× ××

農は人間の職業中最も尊く最も有益、最も、健全なものである一ワシントン  
 天つ日の暑さ寒さを農ひく暖こそ秋の実を結ぶなれ 二宮尊徳<sup>6</sup>

発音によるユーモア 蘭火坊

日本語でも、落語などでは発音による笑いがあるが、これとは異った意味で伯語にも発音により笑話というよりもユーモアがある。御承知の如く伯語の言葉を綴るに新、旧二通り<sup>7</sup>あり即ち新綴字法 *Ortografia fonetica* <オルトグラフィア フォネーチカ>あるいは *Simplificada* <スインプリフィカーダ>と言って発音通りに綴る法、旧綴字法 *Ortografia etimologica* <エチモロージカ>あるいは *antiga* <アンチーガ>と言って言語学的に発音しない文字をも綴る法である。新の方は現在一部の使用され、一般は未だ旧である。例えば我々が日常使用の伯語プロントは旧綴では *prompto* と書き *t* の前の *p* を発音せず新綴では *pronto* と発音通り *t* の前の *p* を除き *m* を *n* に代える。

これらの新旧が如何に変化するかは私の本日述べんとするところではなく他日として、今日はこの発音と綴によるユーモアを一席。

ある学校に、*Ignacio Baptista Consepção* <イナースィオ バチスタ コンセッソン>という名の児童があったが、新任の先生は故意か次の如く綴字全部を発音した。即ち、イグナースィオ、バプチスタ、コンセプソンと。この児童は、からかわれたと思ひやくにさはり、又ユーモリストだったので、その返るにプロント、セニョールというべきところ、先生に対するしかえしのつもりで *p* を発音しプロンプト、セニョールとやった。

このプロントでもう一つ。やはり先生がある児童を呼んだ際、この児童はプロンプトと返答した。先生はその発音が間違いであると注意したところ、この児童は *Não snr assim está escripto* <ノン セニョール アシン エスター エスクリプト>と言った。書いての伯語はエスクリットでやはり *t* の前の *p* は発音しないのであるが、プロンプトの弁解にもう一ぺん *p* を発音してエスクリットとしゃれたものである。

伯語でキザな人をペダンテと言う。例の綴の *t* の前にある *c* は大たい発音しないもので例えば *fructa* <フルッタ>、*acto* <アット>など。しかしペダンテはクを発音してペダンチズムを發揮する。そこで一席。

シネマを見に来た一紳士があった。彼はこのペダンテでシルクハットにステッキは勿論、白手袋を握ってすましていた。しかし彼が来た時は既にシネマは始まっていた。そこで彼はボーイを呼び次の様に聞いた。 *Ha tempo que começou acto?* <ア テンポ ケ コメソー アクト> (始まってから大ぶなりますか) このボーイも面白い男で、この紳士のペダンテぶりが気に入らないところへもって来て(あるいは紳士が彼に一ミルもくれなかったからかどうか知らない)アットの発音をアクトと *C* を発音したのが尚このボーイを皮肉らせた。そこでボーイ氏も、いとも丁重にすまし込み(大方目とまゆ毛の間を開いて)言った。 *Não snr cavalheiro, apenas tres minuctos.* <ノン セニョール カバリエイロ アペナス トレス ミヌクトス> (いいえ貴方、わずか三分しか経ちません) 三分の分は *minúto* <ミニウト>であってミニクトと *C* を綴もせねば発音もしないのであるが、紳士のアクトのクに対応すべく、無理にもミニウトに *C* を入れミニクトとしたのである。

マンヂョカ工場よ働いて呉れ、  
 新時代の流に乗ったお前は

我故郷カフェーゾポリスの生命だ

「建物3棟内1棟は煙突から煙」(イラスト)

#### 農業欄 智利硝石

智利硝石は、智利、ペルー、ボリビア、北米の地に原鉱を産するが、ことに智利国より、産出するもの多量にして、良質なり。智利硝石の原鉱は、これをカリシエと称しているが、その成分は智利硝石百キロの内、窒素成分十五キロ、その他にソーダの成分あり。水分も二キロ位含まれ、土砂も相当含まれている。

普通火薬の原料とする硝石とこの智利硝石とは違っている。火薬の品は硝酸カリと言うもので、即ち、硝酸とカリとの化合物である。この智利硝石は硝酸ソーダ即ち硝酸とソーダの化合物である。硝酸成分は両者とも含まれているがそれで、化合する相手は一方はカリ、他方はソーダと言う違いがある。

故に智利硝石と名づけて、普通の硝石と区別されてある。

よく地方の人々でこの区別される方があるので、ここに説明しておく次第である。

#### 智利硝石の利点と欠点

- (一) これは速効性の肥料であるから、成長期の短い作物に用うるがよい。
- (二) 外界の事情例えば、霜害等のため、生育悪変し、停止した場合等にその作物を再び、勢よく成長させる場合等に卓効あり。
- (三) 土壌中の湿気を保たせる性あり、これを利用して、よく、旱害程度を減少した例は少なくない。

以上が利点と言うべきであるが欠点は次の如くである。

- (一) 速効性肥料だから、もし、成長期の長い作物に対しては、一回にやらずに数回に分施する必要がある。
- (二) 溶解性大であって、土中に吸収保持されないから、多雨地方に基肥として、使うことは不得策である。むしろ、作物が充分成長して、土中の養分を十分に吸い取る頃になって、これを補肥として、与えることが得策であろう。

#### 智利硝石使用上の注意

一、智利硝石を使う一番適当な時期は、作物の勢盛んに成長しつつある頃がよい。冬期あるいは、作物の生育緩慢な時には、これを施すも、左程の効めなし。

二、各種の肥料中効めが早いから、芽出し肥又は追肥として施すがよい。

三、智利硝石は雨や土の中の水分に溶け、畑に行き亘り、地中の深いところにある根に養分を与えるが土に吸収され難いから、一度に多量を施すより、数回に分けて施すがよい。施し方は二通りある。まず畑が湿っている時に、智利硝石を細かく砕いて、三、四位の乾いた土か砂を混ぜて、施すこと、畑が乾き過ぎた場合は、智利硝石一キロを、七〇ないし百リットルの水に混ぜてやる。苗物の場合は一層薄めてやる方がよい。

四、智利硝石を連用すると、土地を荒し、畑を痩せさせる恐れがないかと問われるが、これは硫酸のように酸性を残す事なく、むしろこれを消す働きがあるから年々続けて、使用しても、土質のための障りはない。もっとも化学肥料というものは、年々用いても、堆肥、緑肥の如き、容積の大きい、そうして、土壌を軟らかにする肥料を充分に施さないと、土中の有キ物がなくなり、遂に土地は固くなる故に智利硝石を連年使う場合は、厩肥、堆肥の如きものを併用する必要がある。即ち、智利硝石を使用する場合に他の有機質の肥料は、地方を維持する目的があ

り、この有機質肥料を種子を蒔く時にその前に基肥として使うか又は芽が出るに先立ちて施せば、直ぐ効くと言う性質がある故に智利硝石は追肥として使用するがよい方法と考えられる。智利硝石に混ぜ物が有るか否かを判別する方法。

- 一、智利硝石は四角形の結晶だから他の混り物があれば、肉眼でも容易に見別ける事が出来る。
- 二、水に溶かせば暫くすると、殆ど全部溶解する。
- 三、少量の智利硝石を金物の容器に入れて火の上において、熱すれば、良くとける。次にその中に藁屑を入れると燃焼して、跡に灰白色ソーダの塊りが出来るので鑑定される。
- 四、智利硝石の色は、原鉱石の天然の色によって、製品にも白鼠、黄、淡褐色等の色がつくので、これは原料の光原によるので、成分にも肥効にも関係はないはずである。

感想 棉作地を見て Y.K 生

足下に咲く花は、気付かず、崖上に咲く花のみが第一に眼に映出、これを採らんとし、高きに憧れ、美しくしき夢を追うのは、人間としての常であり、又人情でもあろう。

日々新聞紙、広告欄を賑わしているパウリスタ線マリリヤ地方の棉作地帯を過る視察した感想を述べて見たい。

来れ、棉の都、然して乗れ、オーロ・ブランコ<sup>8</sup>の波(域当三百、四百アローバ<sup>9</sup>)。こうした文句である。こうした広告に逆い、一攫千金を夢見て、集い来る棉作者の如何に多い事であろうか。同地方は、これら無産棉作者群で溢れている。そうして、移転して行く家族は、ノロ線、モヂ線が最も多いそうである。

これらの借地農、歩合作者は、最も不利な契約条件の下に呻吟しているのである。まず同地方の域当りの借地代は三百五十銭を最下に五百あるいは六百銭の所もあると聞いて、びっくりした。

歩合作者は地主側より、僅かの生活費の援助を受けて、四口、あるいはアルケール<sup>10</sup>当り、六〇アローバーの棉を地主に納入せねばならぬ。

生活費には、有利を附されてある故、一攫千金を夢見たこれら棉作者達は翌年の収穫期が終わった次は儚い夢よりさめて、驚く頃には借財を儲けている有様である。

多くの棉作者は動くに動けず、毎年毎年この有様を続けている。□□なき大波に首だけ出して、漂流している如くである。大波が来れば波下に苦しみ、僅かの幸運児が岸に打ち上げられて、ここを逃げ出す。

この地方で、最も利益を得ている者は地主階級である。濡れ手で粟を掴むという事は全く彼らの事だと思った。

無産者は最後の血の一滴までも地主に搾取されるとある人が語っていた。全くこの不当の契約条件に呻吟する人々を見た時、同情せざるを得なかったが、彼等にアラサツバ地方の棉作地の借地費の安い事を語っても本気にしないのだ。そんな馬鹿な事があるかこの調子だから手がつけられない。

僕はこれらの人々を哀れと思い、いつもアラサツバ地方の棉作者は幸福だと思った。

(蘭水片々録)

人々よ、金儲にあせるな。目前の利欲にのみ走る者は、決して金儲は出来ない。まず、金を儲けたかったら、人格を磨け。健全なる真髓に健全なる精神が宿る如く、財産も又人格円満なれば、自ら集るであろう。何処の世界にも一攫千金、濡れ手で粟式の金儲けは、ころがってはい

ない。健実にやっけて行くより方法はないことを知るべし。

学校日誌

十二月十八日、本年度第八回卒業生は、教育非常時に再会し、色々の意味において、意義深き最後の卒業式であった。卒業生は次の通り。

白石保江 杉功一朗 岩井弘 三隅登喜子 坂本志津男 岡山光恵  
藤田千秋 黒田トシエ 織田清香 下田和七 種野親則

当日は式後かねて、計画中の児童学芸会を開催。植民者父兄も多数、出席されて、盛り沢山のプログラムも次々にすんで、近頃の愉快事であった。

尚又休憩時には、女子部の国防献金愛国枕を即売し、全部またたく間に売りつくして、品切れとなる有様、御買上の方々には、紙上にて、厚く御礼申し上げます。

今会計を発表いたします。

一、収入総額 二〇〇、〇〇〇<sup>11</sup>

一、支出総額 一〇六、五〇〇

一、差引総益 九三、五〇〇

支出明細

一、パンノ代	六〇、〇〇〇	一、ホック及カヘテル	四、五〇〇
一、糸代	二七、〇〇〇	一、慰安会費	一五、〇〇〇
計	一〇六、五〇〇		

十二月十九日、折から開催中のバウル管<sup>12</sup>で小学児童作品展覧会を見学すべく、全生徒に通知したが出席者意外に少なく、折角の好機を逸すると思ひ、残念に思つた。本校十二時出発、アラサツバ学園に向ひ、児童達の苦心の傑作を觀賞し、益するところ多く次の部屋に入ると、特別出品として、母国児童の書方、図画及朝野の名士の記念品が陳列されてあつた。特に国士頭山満翁の血書、文壇諸名家の肉筆の書、皇室御下賜の、御菓子、備前宗光の小刀等珍品揃ひであつた。

一同大いに見聞をひろめ、帰途子供等の希望にまかせ、ピシーナに水泳に行き、二時間ばかり、縦横に泳ぎまくって、汗を流し、無事五時過ぎ帰校。

十二月二十日、本日は愛国枕を作つた女生徒の慰安会をかねて、ささやかな□□打ちとけた茶話会を開いた。

特に炊事係には、白石、三隅の二嬢、特別支援として、早くより手伝ひに來り、定刻十二時には、三つのメーザにところせまきまでご馳走が盛られ、一同腹づつみを打つて喜び、レコードのメロディーにききほれたり、お特製の唱歌をうたつたり、嬉々として、歡をつくした。

後記念撮影をなし、バスケット・ボール、デットボール<sup>13</sup>等をなし、五時過ぎ散会した。当日の懸賞福引きをお笑い<sup>14</sup>までにかいて記念としよう。

一、おしゃべりな友の信用 (一日ずつうすくなる)	カレンダー・・・三隅
一、金語楼の落語 (面白くてたまらぬ)	漫画の本・・・白石
一、短距離選手 (早くかける)	けずりかけのラーピス(織田)
一、仲のよい友達同志 (くつついてはなれぬ)	あめ・・・黒田ト
一、勉強の大きらいな少女 (よく落ちる)	石けん・・・岡山光
一、女学校入学希望者 (上るのが楽しみ)	かるた...屋宮
一、晩秋の銀杏 (葉が黄)	絵葉書・・・天野

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 一、風邪をひいたお文係 (ゴホンゴホン)  | 少女倶楽部・・・岡山文    |
| 一、お汽車の称ある村社選手 (よくかける) | ペーナ・・・中島       |
| 一、優等生と少女倶楽部 (切ってもきれぬ) | 古カニベッチ・・・藤原朝   |
| 一、チブス患者 (よくうつる)       | 鏡・・・屋比久        |
| 一、来年の運勢は (まんがよい)      | マンガ・・・藤原信      |
| 一、紙のこ (神の子)           | サンチーニア・・・銘川マリヤ |
| 一、氷のてんぷら (あげられぬ)      | 空くじ・・・安平盛      |

ここに作業に従った少女方の名前を列記いたします。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 五年生 白石保江 | 〃 屋宮文子    |
| 〃 三隅登喜子  | 三年生 内間春子  |
| 〃 岡山光恵   | 〃 荒木良子    |
| 〃 織田清香   | 〃 天野光代    |
| 〃 黒田トシエ  | 〃 屋比久千代子  |
| 四年生 中島諒子 | 二年生 銘川マリヤ |
| 〃 岡山文恵   | 〃 奥間竹子    |
| 〃 藤原信子   | 〃 原和子     |

会報 日本人会々報

昭和十三年度

十二月十五日、役員会開催、出席者九名

定刻ニ入り、会長、開会ヲ宣シ、続イテ、今後ノ邦語教授法ニ関シ、如何ナル方法ヲ取ルベキカトイフ教育問題ニツイテ、懇談的ニ意見ヲ戦シ、結局巡回教授トイフ形式ガ最適ナリトイフ事ニ一致、年末ナレバ、議事ノ決定ハ差控え、大体ノ教育方針ヲ討議シテ明年度新役員ニ附議スル事ニ決定。

十二月二十五日、定期総会開催、出席者七十七名

定刻三隅会長ヨリ、開会挨拶アリ、次デ各部ノ報告アリ、終ッテ明年度役員選挙ニ移リ、結果左ノ通り。

- |       |              |       |       |
|-------|--------------|-------|-------|
| 会長    | 三隅忠雄         | 常任幹事  | 安平盛登  |
| 副会長   | 中村栄          |       |       |
| 会計    | 織田重喜         | 第一区々長 | 伊波盛永  |
| 特別会計  | 杉利助 (産業部員兼)  |       |       |
| 学務部長  | 西岡好隆         | 第二区々長 | 藤岡政二郎 |
| 外交部長  | 当間嗣喜 (産業部員兼) |       |       |
| 産業部長  | 白石光雄         | 第三区々長 | 稲田貢   |
| 衛生部長  | 岡山新一 (産業部員兼) |       |       |
| 第四区々長 | 登伊佐美         | 第七区々長 | 銘川亀   |
| 第五区々長 | 小方金之助        | 第八区々長 | 平崎守   |
| 第六区々長 | 藤原口太         |       |       |
| 産業部員  |              |       |       |
| 第四区   | 山内正夫         | 第五区   | 坂本常雄  |

第六区 佐藤兵八 第八区 古庄久

第七区 赤嶺徳口

「警句

青年にして不満なき時は怠惰となる。

知恵があつて信念の無い者は刃だけで柄のない斧に等し。」(囲み線)

「花」(イラスト)

昭和十四年度

一月四日、定刻ヨリ一時間遅レテ開催。出席二十一名、欠員一名。

協議事項(決議)

- 一、記皇二千六百年祭奉祝寄附ニ関シテハ、各区ニオイテ希望者ヲ募ル事、
- 二、教育問題ニ入ル前ニ学校敷地ト会館敷地ニ関シ、質問アリ。学校敷地ハ地主アルメイダ未亡人ノ寄附ナルモ、後ヨリ拡張セル敷地ハ久米氏ヨリ、購入セルモノニ付キ、後日ノ為ニ境界線ノ設定ヲナシオク様、学校ニ依頼スル事ニ決ス。
- 三、巡回教授ヲ実施スルニツキ、教育的効果ヲ挙げ、教授時間ヲ延長スル為ニ指導員ニ乗馬用馬具ヲ提供スル事ニ決定ス。
- 四、巡回教授所ヲ三班ニ分チ、第一班ヲ一區、七區、二區ノ一部(学校以西南)、第二班ヲ三区、六區、二區ノ残部(学校ヨリ以東北)第三班ヲ四區、五區、八區トシ、各班ノ学務委員ハソノ班ヨリ選任スル事トシ、区長ハ来ル八日マデニ本年度就学児童人員ヲ報告スル事。
- 五、予算審議ニ移ルニ先ダチ、中村氏ヨリ、産業部員ハ産業ニ関スル事項ニシテ、会長及部員ノ必要ヲ認メタル場合ノミ、コレヲ集スノ提議ニ関シ、全会員コレヲ諒トシ、他ノ部員モコレニ準ズ、但シ部員モ日会役員タル事従前ト変リナキ事ヲ附記ス

本年度決算案

一、収入総計 拾コントス二百七十千レース也<sup>11</sup>

二、支出総計 拾コントス二百七十千レース也

支出内訳

一、専務費	五八〇、〇〇〇	(チ) 雑費	三〇〇、〇〇〇
(イ) 幹事手当	一〇〇、〇〇〇	三、衛生費	三七〇、〇〇〇
(ロ) 通信費	二〇、〇〇〇	(イ) 講話会費	一〇〇、〇〇〇
(ハ) 出張費	三〇〇、〇〇〇	(ロ) 防疫費	一〇〇、〇〇〇
(ニ) 集会費	一〇〇、〇〇〇	(ハ) 同仁会費	二〇、〇〇〇
(ホ) 消耗費	四〇、〇〇〇	(ニ) 部員手当	一五〇、〇〇〇
(ヘ) 雑費	二〇、〇〇〇	四、産業費	一七〇、〇〇〇
二、教育費	七、三〇〇、〇〇〇	(イ) 奨励費	一五〇、〇〇〇
(イ) 俸給費	五、七五〇、〇〇〇	(ロ) 雑費	二〇、〇〇〇
(ロ) 備品費	一〇〇、〇〇〇	五、弔慰金	一五〇、〇〇〇
(ハ) 消耗費	一五〇、〇〇〇	六、補助金	六五〇、〇〇〇
(ニ) 奨学費	一五〇、〇〇〇	(イ) 曙誌補助	三〇〇、〇〇〇
(ホ) 旅費	五〇、〇〇〇	(ロ) 道路修理	二五〇、〇〇〇
(ヘ) 設備費	三〇〇、〇〇〇	(ハ) 処女会補助	一〇〇、〇〇〇
(ト) 臨時費	五〇〇、〇〇〇	七、積立金(基本)	五〇、〇〇〇



八、予備金 一、〇〇〇、〇〇〇

以上

収入之部

会費の負担は十六級に分ち各級右の割合の点数に分ち各一点につき八百四十レース、四月及び七月に納入するものとす。

一級	一五〇点	十級	三〇点
二〃	二二〇点	十一〃	二五点
三〃	一〇〇点	十二〃	二〇点
四〃	九〇点	十三〃	十五点
五〃	八〇点	十四〃	十点
六〃	七〇点	十五〃	七点
七〃	六〇点	十六〃	五点
八〃	五〇点		以上
九〃	四〇点		

青年会々報

十二月三日

本会々員高見久嘉君の結婚式挙行に際し本会へ招待状有り、澤田会長本会代表として例席せり。

十二月四日

汎アラサツバ青年連盟結成相談会へ澤田、中村、種野の諸氏出たせり、松原氏は色々の都合により代理を種野氏に任せり。

奉仕事業として小学校庭にあるバスケットボール場の修理を本会々員午前八時より出動し、道路修理を行なえり。出動員二五名。

全日 文芸部にては曙十二月号発行される。

十二月十一日

午後二時より下半期定期総会開催せり、会長開会を宣し、一同会歌合唱、続いて会長の過去一年を通じての感想をはさみ挨拶を述べ、会務報告は毎月曙誌上に発表している故報告は省略せり、次ぎに下半期の詳細にわたる会計報告有り、続いて事業部長より本年度の事業報告有り。松原会計の提案により会則変更に出席会員賛成なし、第三条第七条第九条第十条を変更す、会則変更終りて役員改選挙にうつる選挙を行なう前に役員選出方法につき協議しその結果今回は各役員共会員が選出する事となれり。

改選の結果左の如くである。

会長	松原正樹	次点	中村務
次点	中村務	文芸部長	松原静也
副会長	高見久嘉	次点	中村務
次点	中村 務	弁論部長	松原静也
会計	杉賢市	次点	高見久嘉
運動部長	種野親晴	次点	中村務
次点	井上藤吉	事業部長	中村務
図書部長	井上藤吉	次点	登春光

文芸部員は文芸部長いずれを推薦する事となり当日部員は決定せず。各区幹事は当日二区奥間政忠、白石安光、四区 登春光。他の区は当日決定せず

役員改選終了後澤田会長より汎アラサツーバ青年連盟結成相談会の経過報告有り午後六時散会せり。

十二月十九日

午後九時役員会開催す。新役員若干名役員承認せずその件につき種々協議の結果再選する事決定し散会せり。

十二月二十五日

午後二時より臨時総会開催す。まず会長会開を宣し、過日役員会開催の当校の決定報告有り、再選を全会員に計ったが決定せず、やむ得ず本会顧問三隅氏及び名誉会員西岡氏にその解決を依頼せしに夕刻に解決出来ず散会せり。

昭和十四年一月一日

新年遥拝式に本会々員一同列席せり。

一月八日

午後二時より臨時総会開催せり。会長開会を宣し役員改選を行なう前に本会々員松原正樹氏一身上の都合により退会届を提出し来たり。当日やもう得ず退会を承認する事となれりし、次いで役員改選にうつり再選の結果左の如くである。

会長	澤田正	次点	高見久嘉
副会長	高見久嘉	次点	小方忠
会計	中村務	次点	井上藤吉
文芸部長	松原誠也	次点	中村務
運動部長	種野親晴	次点	屋嘉比康敬
弁論部長	三隅昇	次点	澤田正
図書部長	井上藤吉	次点	中村務
事業部長	登春光	次点	白石 安光

各区幹事屋比久孟正、二区奥間政忠、白石安光、四区登春光、五区坪根富士尾、七区野村富雄、三区、六区は幹事未定午後六時散会

昭和十四年度在留申告書及び徴集延期願受取書発表

本会にて在留申告書及び徴集延期願今年度は取まとめて受取りが来ました曙誌上をもって発表致します。

取扱 カフェーズポリス青年会

林田守	井上藤吉	〃 良文	大谷茂
荒木盛元	高見久嘉	〃 貞一	佐藤正一
林田豊	室山富雄	亀尾幸男	松原正樹
堀田益雄	栗本守	山内正夫	〃 静也
小方忠	佐々木厚	久米龍之介	三隅忠秀
安平盛登	林原鶴松	三隅龍雄	中村務
徳永政一	古庄久	登春光	澤田正
〃 光士	河野三郎	津田勝義	坪根富士尾
岩井英	下瀬宗次	屋宮輝彦	奥間政忠

清田政喜	屋比久孟興	大城平吉	又吉光貞
杵賢市	照屋清松	外間尹誠	比嘉正夫
奥原寛盛	屋嘉比康敬	〃 尹吉	種野親晴
赤嶺仁盛	江洲真珍	佐々本嗣仁	以上拾参名

展望台 編集部

一、国粹主義の弾圧により学校にての邦語教育は禁止された。されど邦語の必要なる事は万人同感であり今後の対策に第一世は近事でない頭痛の種であり。共に深慮と口重なる態度を以て二世教育に対する具体案を審議しつつあるとか。

一、そこで一般父兄も従前により今後の諸問題が数多関連するされど正しき理解の下に第二世の前途のために大いに努力奮起すべきは第一世の使命であり義務であろう。

一、そこで林先生は来る十八日より向一週間リンスにおいて開催される巡回教授の指導員の講習会に出席されると。

一、一月元旦。遥拝式後、処女会は総会を開催。新役員を左の通り決定した

会長 安平きみの嬢

副会長 杉春江嬢

各区幹事は第一区常間静子、第二区栄いね子、第三区黒田駒子、第五区岩井貞子諸嬢と決定。

一、去る一月四日午後八時より、ア市教育普及会第六支部主事上野氏が来植。今後の教育方針について約一時間半にわたり講演を行う。非常なる熱弁で聴く者をして多大な感銘を与えた。その熱で今後の教育非常時に対処して下さい。

一、第二区の澤田氏のご令弟は今度の日支事変に名誉の戦死を遂げられたので去る十二月二七日廣島県人会が主催となって盛大なる追悼法会を行った。

一、元日そうそう縁起でもない話

帰宅中の某氏途中までさしかかると三人組の黒人追はぎに出会い幸い現金に被害はなかったが所持品のカッパその他数点をはぎ取られた今後とも皆に御用心ありたし。

一、第二区奥間政正氏の御母堂は今年をもって七十三才の齡を迎えたため過日招待客六十名からなる盛大なフェスタを催した。真におめでたい限り。

一、雨はふるふる害虫はふえるお百姓口は呑気じゃない。

変更線バルパライゾ奥ではこの頃の雨にクリ口レーが発生葉をかけては流しかけては流して棉は坊主になっているげな

曙俳句『夏雲』一月集 文芸部選

- 天位…夏の雲陽陰斑に蟬時雨 晴村
- 地位…糸垂れし川面に映ゆる夏の雲 一水
- 人位…去年住みし空のあたりや夏の雲 夕顔

汗ふきてあほぐ大空夏の雲	耕南	夕立も過ぎて夏雲日に焼ける	耕南
夏雲の悠に走る午さがり	曙光	故郷の海辺恋しき夏の雲	耕兎
飛行機の高くを過ぎけり夏の雲	耕兎	遠雷の彼方に浮ぶ夏の雲	耕南
野良帰へる道で晴れたり夏の雲	夕顔	炎天に夏雲白し空青し	曙光
大影をうつして夏雲走りけり	耕兎	雨後の澄天白し夏の雲	曙光

深林を暗く覆ひし夏の雲	桔梗	夏雲や汗の肌着に集ふ虻	晴村
つかの間に湧きたる夏の雲黒と	〃	炎天に盛り上がり夏の雲	耕児
夏雲や一斉さそふミーリョの穂	清水	若人の意気滄澗と夏の雲	一水
蟬ありて梢は高々夏の雲	一水	夏雲を越へて飛行機過ぎ行きぬ	晴村
腹時計あほぐ日に口す夏の雲	夕顔	夏雲や身を焼くほどの暑さ哉	一水
夏雲やあへぎつ過ぎし牛の郡	一水	夏の雲覆ふと見えて 雨かな	夕顔

俳句大大募集!! 文芸部宛

二月課題「夕立」締切り 二月五日

短歌

雑詠 中村溪流

文字に書く詩の音調は歎びかかはた悲しみが憂の野を行く。  
野に立てば山脈はるか空にあり新なる草寸伸びにけり。  
水と水かすかにふれて一律のざめきを空に培ふ湖面。  
返逆の礫の如く鳥去りて後に少しく羽音や残りぬ。  
なべて世に超然たりや亭々とユウカリ大樹空にさららう。  
大偉なる夏雲湧きて新たなる海の香運ぶ風や起りぬ。

雑詠 萬里夫

十年もひた働きに働けど今年の暮も生活苦しき。  
恵まれぬ過去去十年は吾家に神の下せし試練とぞ思ふ。  
十年の過去かえり見れば何一つ為し居らざりし吾は淋しき。  
苦しきを共に慰め励ましつ今日もひねもす鍬とりにけり。

雑詠 静香

吾が胸に安らか眠る姉が子は何夢見しか微笑みにけり。  
抱いたり負ふて見たりひねもすに母は花さし愛し初まじ。  
丸々と肥り子に乳含ませる姉のみ顔に幸あふれたり。

詩一篇 闘

「闘?・・・それは否定なんだよ。」  
地下より揺り上げて  
大地に鋭光を走らす  
立体圖の時代観は  
だが果して  
この無量数百万に  
「意志」が存在してゐたのだろうか  
一角のノロシが上れば  
白に  
赤に  
黒に  
三百六十四角の

各自は意識に頭脳が冴え  
その民族所属の部所につく。  
中村政之  
血と呼ぶ言葉は  
血と謂ふ意識から出る  
おお血魂呼應する  
果して現象は血か  
紙面の上で  
世界が移動し騒音が  
静かに草煙と共に流れる。  
伯国の室内に居て  
平和だ  
確に平和がある、  
「平和?・・・これこそ否定なんだよ」  
鳴々  
文字に書く詩は  
結局遊戯でしかあり得ないと  
君は言ふか。

#### 児童作文欄

△僕はミリヨである 五<sup>15</sup>、杉功一郎

今まで、ミイリヨの皮に包まれてゐた僕はもう皮をはがれて、土の中に植えられた。それから二三日たつと日がカンカンと照って今にも僕は焼死そうになったので僕はとても苦しかったが、其の日の夕方大粒の雨が降ってきたので僕は嬉しかった。今にも死にそうだったのが今は元通り元気を回復した。それから二三日するとやっと地上に芽を出した。僕があたりを見まはすと他の友だちも僕と同じやうに芽を出してゐた。僕はハッとした。他の友達もやっぱり同じやうに植えられたのだ。みんなも苦しかったろうと思った。

△こほろぎ 五<sup>15</sup>、白石保江

しづかな月夜にこほろぎが  
コロコロコロと鳴いてゐた。  
ゴヤバーの下で鳴いてゐた。  
しづかな月夜にコホロギは  
母さん探して鳴いてゐた  
コロコロコロコロないてゐた  
野越え、山越え村こえて  
月夜の晩にころころと  
母さんさがして鳴くのでせう。

△星 四<sup>15</sup>、中島諄子

窓から外をのぞいたら  
空にはピカピカお星さま  
キラキラ光る銀の星

空一面にひろがった  
小さな星は森の上  
大きな星は家の上  
ピカピカピカと光ってた。

◆朝日 五<sup>15</sup>、三隅登喜子

朝日がのぼる大空に  
平和な村に顔出して  
起きれ起きれと呼ぶように  
まあるいお顔はニコニコと  
カラリと晴れた青空に  
今日も楽しい空の旅  
空では何が面白い  
ひろいひろい大空で  
平和な村を守ってる

◆お月さま 五<sup>15</sup>、織田清香

夕べの風のそよぐとき  
まあるいまあるいお月さま  
こちらを向いて笑ってる  
でたでた月が十五夜が  
空には涼しいとほり風  
蟲も暗いと鳴きだした  
さっと曇った黒雲に  
やがて又出た十五夜さん  
子供も庭でたひませう  
あかるい月夜のテレイロで!!

◆日曜 二<sup>15</sup>、藤田秀哉

明日はうれしい日曜だ  
僕も朝からあそびたい  
朝早くおきてあそびたい  
どこに行ってあそぼうか  
バガスーに行ってペシつろうか  
それとも川でおよがうか  
何でも明日はうれしいな  
朝からうんとあそんでやろ。  
天気であればゐるがねエ。

感想文 ◇朝の景色 繪美子

東の空が明るくなりました。向ふの椰子の葉末から、キラキラと輝きながら、太陽は次第々々に昇って行きます。太陽の前を小鳥たちが羽毛を銀色に光らせて、喜びに満ちて横切り乍ら飛んで行きます。

今まで暗闇の中に包まれてスヤスヤと寝てゐた神羅萬象は、暖かい陽光に静かに頭をも

たげ初めました。

太陽はだんだん高く昇りました、そして、やがて、高いところから低いところへと光線が流れて行きます。

快ろよい朝風に頬をなでて行く微風に私はうつとりと窓の外を眺めてみました。何とも云ひ様のない程さはやかな景色です、島のカフエの葉が金色に輝いてゐるのです。昨日の雨で一層美しくくなって、一杯に伸びてゐます。青く澄みきつた空には綿のやうなチギレ雲が處々に浮いてゐます。涼しい風が通ると私のからだにうつってゐる椰子の葉陰がかげろうのやうにチラチラします。椰子の葉も一枚々々強い日光に黄色くまばゆい程光つてゐます。

島の下を流れる小川のせせらぎが微かにきこえてゐて、私はぼつやり水の音をきいてゐました。ふと夢から、さめたやうな気持ちで足下を見ると小さな赤で名も知らぬ草花が風にゆれて、優しく香つてゐました。

◇ピシーナ 三<sup>15</sup>、白石保行

青い青いピシーナの水、僕は泳ぐのが大好きだ。僕は舟にのつて遊んだ。広い広いピシーナだ。つばめがスイスイ水の上をとんでゐた。僕たちもぎぶぎぶ泳ぎ出した。

◇ピシーナ 三<sup>15</sup>、渡勝美

昨日僕達は町に水泳に行きました。ピシーナの水は青い青い水でありました。僕たちは水の中に勢いよく飛びこみました。しばらく泳いでゐると先生が辨当を食べてもゐいと言はれましたので、みんなグラマの上に座って食べはじめました。辨当をたべて、しまふと又水の中に飛びこんで、泳ぎました。浅いところでおにごっこをしたり、競泳をしたりして遊びました。かへりはすつかりつかれて、カミニヨンでかへりました。

◇ピシーナ 五<sup>15</sup>、坂本春津男

昨日僕たちはピシーナに行きました。着いてみると、ちょっとこはいやうに水は青々としてゐました。始めは恐ろしくて、入れませんでしたが一人がとびこむとそう深くありませんでしたので、それからどンドン泳ぎはじめました。

二時間位およぐと先生が私たちをボートにのせて、真中のところまで行きました。すると親則右が高い台の上から、ドブンと飛び込みました。

それから、みんなも面白く、水のかげ合ひをしたりして、四時かへりました。町に来て、買物をしたり、ソルベッチを食べたりして、五時過ぎ、中村さんのカミニヨンでかへりました。

编者より!!

純真な子供の世界はこうした作文によつてもうかがわれるように、小さな変化にも無限の歓喜を感ずるのです。愛する子供のためにどうぞ親として、出来るだけの努力をいたしましょう。見学旅行や水泳等には、どしどし子供を参加させて下さいませ。

編集後記

一、謹みて新年の御祝詞を申し上げます。

戦勝の春を迎えて遥かり聖寿の万歳を寿き奉り併せて今次の聖戦に活躍する皇軍将士に対して心からなる感謝の意を表す。

一、曙もこの度に九才の幸を迎え植民地の機関紙をしての使命を果すべく編集子は努力を続け

ております。皆様の玉稿をいただいて新年号の発行を見た事は感謝に堪えません。一年の計は元旦にありとか、ああもしたい、こうもしたいとあらゆる希望をのせて第九巻第一号のスタートを切りました。今後共よろしく御鞭撻、御指導あらん事を。

- 一、西岡氏より年頭の漢詩を戴き厚を感謝致します。また「新春を迎えて非常時に処す」石橋氏の稿は我々にある何物かを暗示しております。御精読を乞う所存。  
はるばるサンパウロの空より先輩中村政之氏の詩を戴きました。氏の御奮闘を祈ります。  
第二号のメ切は二月五日です。御投稿あらん事を！

「昭和六年十二月六日 発刊  
昭和十四年一月八日 発行  
発行所ノロエステ線アラサツバ駅  
カフェーゾポリス植民地  
カフェーゾポリス青年会  
文芸部」(裏表紙)

【注】

- 1 在留申告書は1938年5月4日付第406号大統領令により、ブラジル国籍保持者以外の18才以上60才以下の全ての外国人が申告するものとなった「外国人登録」(RNE: *Registro Nacional de Estrangeiro*) だと考えられる。
- 2 「処女会」は現在の表記で「乙女会」、カフェーゾポリス植民地の男子青年で構成される「青年会」(*Associação dos Moços*) に対する、女子青年で構成される女子青年会という意味合いだと考えられる。
- 3 澤田節蔵(1884-1976)、1934年にブラジル大使任命、1938年に帰国。1949年に東京外国語大学初代学長に就任。
- 4 「サイタサイタ、サクラガ、サイタ」は通称「サクラ読本」、日本国内では1933年から1940年まで尋常小学校で使用された『小学国語読本』の巻一である。「ハタ、タコ、コマ」は通称「ハタタコ読本」、日本国内では1909年から1917年に使用されていた『尋常小学読本』の巻一である。文部省(現文部科学省)が編纂した国定教科書は1903年の第一期から1947年の第六期まであり、「サクラ読本」は第四期、「ハタタコ読本」は第二期である。日本では、「ハタタコ読本」と「サクラ読本」の間の1918年から1932年は、通称「ハナハト読本」と呼ばれた『尋常小学校国語読本』が使用されていた。
- 5 「サクラ読本」の2~7ページは以下の文が並ぶ。  
2p サイタサイタ  
3p サクラガサイタ  
4p コイコイ シロコイ  
5p ススメススメ ヘイタイススメ  
6p オヒサマアカイ アサヒガアカイ  
7p ヒノマルノハタ バンザイ バンザイ
- 6 二宮尊徳こと二宮金次郎は、江戸時代末期に関東から南東北の農村復興に尽力した人物。
- 7 ブラジルにおけるポルトガル語の正書法は、1931年にブラジル文学アカデミーとリスボン科学アカデミーの協定が最初のものであり、1939年の本資料ではそのため新・旧二通りと記載されている。その後、1943年、1971年、1975年の協定を経て、最新の改正正書法は



2009年に施行されている。

- 8 オーロ・ブランコ (ouro branco) は「ホワイトゴールド (白金)」を意味し、ここでは「綿」を表す。
- 9 アローバ (arroba) は質量の単位で、ブラジルでは 15 キロに相当する。現在においても、牛・豚・綿の市場で使用されている。
- 10 アルケール (alqueire) は面積の単位で、ブラジルでは地域によって大きさが異なる。本資料はサンパウロ州であるため、「サンパウロ州のアルケール (alqueire paulista)」だと考えられ、2.42 ヘクタール、つまり 24,200 平方メートルになる。現在においても、ヘクタールと同様農地面積を表すために使用されている。
- 11 1939年時点のブラジルの貨幣は「リアル・レイス (単・複)」(資料ではレースと表記) および「コント・コントス (単・複) (百万レイス) であり、当該通貨は 1834 年 10 月から 1942 年 11 月の間使用されていた。その後インフレ対策のためデノミネーションを繰り返し、2019 年現在まで、クルゼイロ、クルゼイロ・ノヴォ、クルゼイロ、クルザド、クルザド・ノヴォ、クルゼイロ、クルゼイロ・リアル、リアルと変更されている。1939 年の「リアル・レイス (単・複)」から 2019 年現在の「リアル・レアイス (単・複)」までは、5 回 1,000 から 1 へのデノミネーション、1 回 2,750 から 1 への切り替えが行なわれた。
- 12 サンパウロ州北西部ノロエステ沿線上のバウル領事館管内のことである。バウルに領事館が設置されたのは 1927 年で、ブラジル政府が日本との国交断絶を通告し 1942 年に閉鎖された。
- 13 ドッジボールの意。日本ドッジボール協会によると、現在親しまれているドッジボールの原型は 1900~40 年頃であり、この頃のドッジボールは「デッドボール」と呼ばれ、初めて日本に紹介されたのは明治 42 年、「円形デッドボール」という名称であった。
- 14 言葉遊びによる懸賞の紹介である。
  - ・おしゃべりな友の信用は「カレンダー」のように一日ずつうすくなる
  - ・金語楼の落語と「漫画の本」は面白くてたまらない
  - ・短距離選手と「けずりかけのラーピス (鉛筆)」は早くかける (駆ける・書ける)
  - ・仲のよい友達同志と「あめ (飴)」はくっついて離れない
  - ・勉強の大きらいな少女と「石けん」はよく落ちる (試験に・汚れが)
  - ・女学校入学希望者と「かるた」は上る (合格・終了する) が楽しみ
  - ・晩秋の銀杏と「絵葉書」は葉が黄 (葉が黄色、はがき)
  - ・風邪をひいたお文係と「少女倶楽部 (講談社、1923-1962 年)」はゴホンゴホン (咳の音、ご本)
  - ・お汽車の称ある村社選手 (日本の陸上競技選手でベルリン五輪代表の村社講平) と「ペーナ (pena、羽ペン)」はよくかける (駆ける・書ける)
  - ・優等生と少女倶楽部の関係と「古カニベッチ (ジャックナイフ)」は切ってもきれない (仲・もの)
  - ・チブス (チフス) 患者と「鏡」はよくうつる (伝染する・映る)
  - ・来年の運勢と「マンガ」はまんがよい (岡山や大分の方言で「運が良い」・漫画良い)
  - ・紙のこ (鋸・の子) と「サンチーニア (聖女像)」は神の子
  - ・氷のてんぷらと「空くじ」はあげられない (揚げられない・景品をあげられない)
- 15 学校日誌に記載されている名前と学年から、児童作文欄に記載の五・四・二はそれぞれ学

年（小学五年生・四年生・二年生）を表していることが確認できる。

【参考文献・参考サイト】

- 野中モニカ（2018）「戦前のカフェーズポリス植民地と会報誌『曙』—ブラジルのナショナリズム政策から日本語教育中止まで—」天理アメリカス学会編（2018）『アメリカス研究』第23号, 99-118pp.
- 前山隆（2001）『異文化接触とアイデンティティ—ブラジル社会と日系人』御茶の水書房  
Câmara dos Deputados. Decreto-Lei nº 406, de 4 de Maio de 1938  
<https://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-406-4-maio-1938-348724-publicacaooriginal-1-pe.html>（2019年10月29日アクセス）
- Câmara dos Deputados. DECRETO-LEI Nº 2.162, DE 1º DE MAIO DE 1940  
<<https://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1940-1949/decreto-lei-2162-1-maio-1940-412194-publicacaooriginal-1-pe.html>>（2019年10月29日アクセス）
- História da Ortografia do Português <<http://www.portaldalinguaportuguesa.org/?action=acordo-historia>>  
（2019年11月2日アクセス）
- Medidas Agrárias<<https://brasilecola.uol.com.br/matematica/medidas-agrarias.htm>>（2019年11月2日アクセス）
- Significado de Arroba<<https://www.significados.com.br/arroba/>>（2019年11月2日アクセス）
- Social Bauru. 110 anos de imigração japonesa: as influências do Japão em Bauru  
<https://www.socialbauru.com.br/2018/08/27/imigracao-japao-bauru/>（2019年10月29日アクセス）
- 絵で見る国定教科書の変遷< <https://s-opac.sap.hokkyodai.ac.jp/library/?q=ja/kyokasho-2> >（2019年11月2日アクセス）
- 二宮尊徳と報徳< <https://www.hotoku.or.jp/sontoku/> >（2019年10月29日アクセス）
- 日本ドッジボール協会「ドッジボールの歴史」< <https://www.dodgeball.or.jp/>ドッジボールの歴史 />（2019年10月29日アクセス）
- ブラジル移民の100年「日米開戦前後の日系社会の状況」  
<[https://www.ndl.go.jp/brasil/s5/s5\\_2.html](https://www.ndl.go.jp/brasil/s5/s5_2.html)>（2019年10月29日アクセス）